

平成 27 年 度

大分市包括外部監査報告書

「過去の包括外部監査に関する措置状況等について」

平成 28 年 3 月

大分市包括外部監査人

公認会計士 大 石 聡

目 次

第1部 監査の概要	1
第1. 監査の種類	1
第2. 選定した特定の事件	1
1. 監査の対象	1
2. 監査対象年度	1
第3. テーマ選定の理由（事件を選定した理由）	1
第4. 監査実施期間	2
第5. 監査の方法	2
1. 監査の進め方	2
2. 主な監査の視点及び主な監査手続	2
第6. 監査体制（監査従事者）	3
第7. 利害関係	3
第2部 監査の総括	4
第1. 大分市における包括外部監査の実施状況と措置の流れ	4
第2. 総括的結論	9
第3部 個別検討事項	12
第1. 『農業及び水産業の振興に関する事業について』（平成24年度）	12
第2. 『国民健康保険事業について』（平成23年度）	53
第3. 『保健所行政について』（平成22年度）	86
第4. 『土地区画整理事業及び住環境整備事業について』（平成21年度）	112
第5. 『消防行政について』（平成20年度）	135
第6. 『市道を中心とした道路の建設及び維持管理並びに関連する事業について』（平成19年度）	154
第7. 『高齢者福祉及び介護保険について』（平成18年度①）	186
第8. 『市債に係る財務事務について』（平成18年度②）	220
第9. 『生涯学習施設等の管理運営について』（平成17年度①）	232
第10. 『商工業の振興に関する事業について』（平成17年度②）	252
第11. 『一般廃棄物の収集・運搬・処分について』（平成16年度①）	291
第12. 『公園の管理運営について』（平成16年度②）	313

第1部 監査の概要

第1. 監査の種類

地方自治法第252条の37の規定に基づく包括外部監査

第2. 選定した特定の事件

1. 監査の対象

過去の包括外部監査に関する措置状況等について

2. 監査対象年度

平成16年度より平成24年度までの包括外部監査の実施結果及び意見

第3. テーマ選定の理由（事件を選定した理由）

包括外部監査制度において、包括外部監査人は監査の結果について報告しなければならず、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる（地方自治法第252条の37第5項、同第252条の38第2項）。また、自治体はこれらの監査結果等に対して措置を講じたときは、監査委員に通知し、監査委員はこれを公表することになっている（地方自治法第252条の38第6項）。

大分市においても、以前より包括外部監査人から様々な結果や意見に関する報告を受けており、これらに対して措置が講じられている。しかし措置がなされていても、その具体的な内容を評価し、そのことがどのように行財政の改善につながり、行政運営にどう生かされているかについて確かめる仕組みが十分とは言えない。そのため事後において措置等の状況につき客観的に検証することは、結果的に行政運営の透明性を高めることにつながると考えられる。

さらに、監査の結果及び意見が付された当時と現在を比較すると、状況が大きく変わっている場合や、措置が講じられてから期間も経過していることに鑑みれば、今後の改善のために必要な追加検証を行うことは、市の行財政運営の高度化にとって有益と考えられ、これは包括外部監査制度を形骸化させることなく、監査制度そのものを将来にわたって有効に機能させることにつながると言える。

そのため本年度は、過年度の監査の措置状況等を検証するとともに、今後の改善のために必要な検証を行うことが大分市の行政運営にとって意義のあることと捉え、このテーマを包括外部監査における特定の事件として選定した。

第4．監査実施期間

平成 27 年 6 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

第5．監査の方法

1．監査の進め方

平成 16 年度より平成 24 年度までの包括外部監査の結果及び意見に対して、市が実施し、公表している措置等の内容について検証した。実施した内容は以下のとおり。

（1）概要把握

平成 16 年度より平成 24 年度までの包括外部監査の報告書における結果、意見等の記載に係る事業内容について資料の準備を依頼し、その趣旨に沿った資料の提供を受け事業内容を把握した。

（2）依頼資料等に基づく関係者への質問、関係書類の閲覧

各事業の概要把握、及び依頼資料に基づく分析をもとに、所管課にヒアリングを行うとともに、関係書類の閲覧等を行った。

（3）必要に応じた現地での調査

保健所及び消防署については、過年度の報告書において指摘されていた備品等の管理に係る改善がなされているかを検証するために、各出先も含めた現地に赴き、その措置状況を確認した。

2．主な監査の視点及び主な監査手続

（1）主な監査の視点

- ① 過去の包括外部監査に係る措置が適切になされており、市の行財政運営の改善につながっているか。
- ② 今後、改善すべき点はないか。

(2) 主な監査手続

- ① 監査対象の概要を把握するため、事業内容について資料の準備を依頼し、その趣旨に沿った資料の提供を受け事業内容を把握した。
- ② 各所管課に対して資料に基づきヒアリングを行い、過去の監査への対応状況を把握するとともに各論点に付き、現在の状況を検討した。
- ③ 事前資料及びヒアリングの内容により、さらに追加の関係資料を入手し、当該資料を閲覧、突合等を行い、その内容を検討し、必要に応じて追加のヒアリングを行った。
- ④ 現場を視察する必要があると判断した対象については、現場視察を行った。
- ⑤ 上記結果をもとに論点を整理し、担当部署に対し、再度確認を行った。

大まかには以上の内容であるが、詳細な監査の視点及び監査手続の個別内容については各項目の箇所に記載している。

第6. 監査体制（監査従事者）

包括外部監査人	大 石 聡	(公認会計士)
補 助 者	川 野 嘉 久	(公認会計士)
補 助 者	吉 富 健太郎	(公認会計士)
補 助 者	染 矢 堯 志	(公認会計士)
補 助 者	丹 宗 英 樹	(公認会計士試験合格者)

第7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

＊ 監査の「結果」と「意見」について

この報告書において「結果」とは、規則や規定等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたものであり、「意見」とは、組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるものとして取り扱っている。

第2部 監査の総括

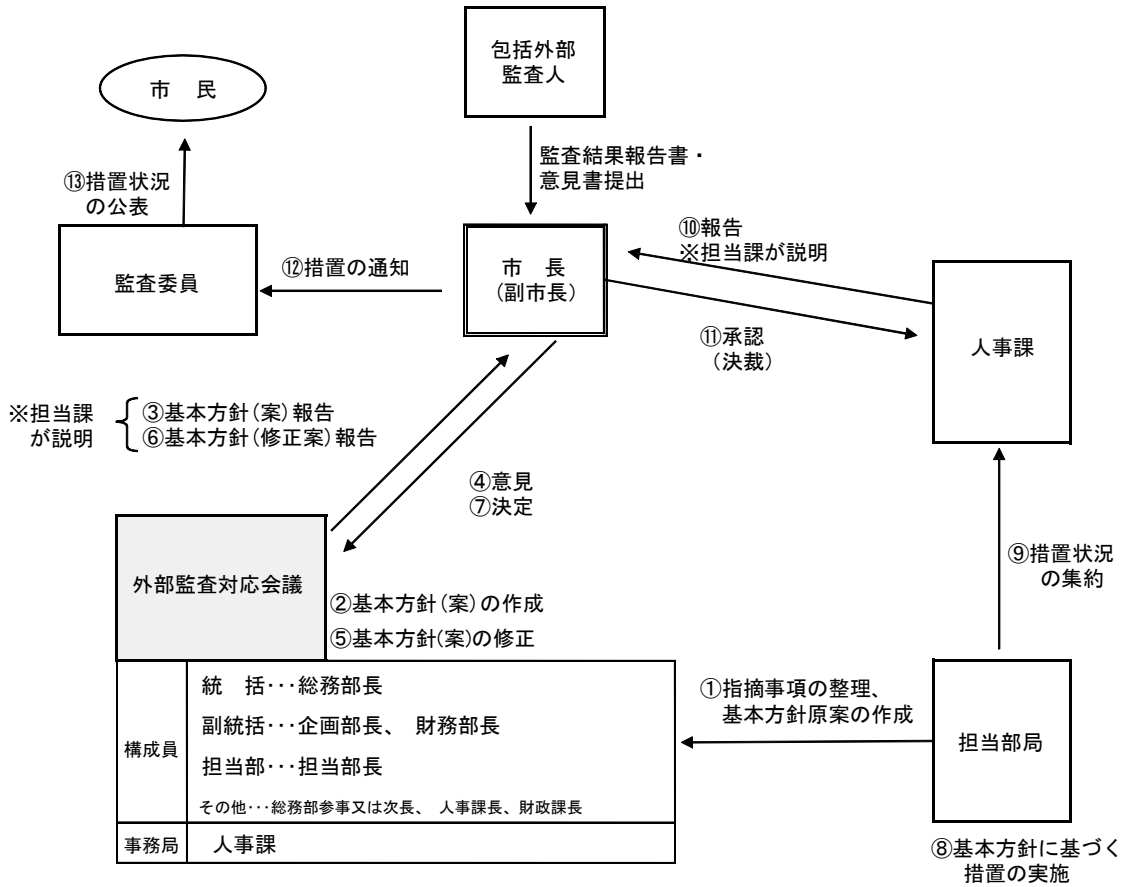
第1．大分市における包括外部監査の実施状況と措置の流れ

大分市は中核市として、平成11年度より包括外部監査を実施しており、各年度における選定した事件は以下のとおりとなっている。

年度	件数	選定した事件
H11	2	文化・体育施設の管理運営について 大分市交通災害共済事業について
H12	2	上水道事業の財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について 国立公園高崎山自然動物園事業特別会計の財務事務並びに大分市観光協会の高崎山自然動物園会計の出納その他の事務について
H13	2	市営住宅の管理運営について 下水道事業の管理運営について
H14	2	市民税、固定資産税を中心としての課税並びに収納事務の執行について 大分市中央卸売市場の財務事務及び管理運営について
H15	2	学校給食事業の管理運営並びに学校教育施設の管理・利用状況について 農林水産事業における補助金等の執行状況について
H16	2	一般廃棄物の収集・運搬・処分について 公園の管理運営について
H17	2	生涯学習施設等の管理運営について 商工業の振興に関する事業について
H18	2	高齢者福祉及び介護保険について 市債に係る財務事務について
H19	1	市道を中心とした道路の建設及び維持管理並びに関連する事業について
H20	1	消防行政について
H21	1	土地区画整理事業及び住環境整備事業について
H22	1	保健所行政について
H23	1	国民健康保険事業について
H24	1	農業及び水産業の振興に関する事業について
H25	1	防災に関する危機管理事業について
H26	1	上下水道事業に係る財務及び経営管理について

上記、実施された包括外部監査については年度ごとに報告がなされ、その中における監査の結果や意見に対しては措置を講ずることとなっている。しかし、過去において措置済みとなっていない事項等があり、収束がなされていない状況にあったことから、平成18年において措置方針の一層の具体化・明確化や進行管理方法等についての見直しを行うために「包括外部監査の結果の報告及び意見に関する事務取扱規程」改正が行われている。

この見直しの結果、包括外部監査後の初年度の流れ（基本方針・措置状況の決定の流れ）は以下のとおりとなっている。



①	担当部局	包括外部監査結果報告書の指摘事項等を整理し、集約の上、今後の基本方針の原案を作成する。	4～6月
②	外部監査対応会議	基本方針の原案を元に、対応時期を含めた基本方針(案)の作成 ※全庁的な対応の整合性を図る	7月
③④	事務局（人事課） 担当部局	基本方針(案)を市長及び副市長に報告し、意見を求める。 ※説明は担当課が行う。	②以後
⑤⑥	事務局（人事課） 担当部局	市長及び副市長の意見に基づき、基本方針（案）を修正し、市長及び副市長に報告する。	-
⑦	事務局（人事課）	市長の決裁を得て基本方針を決定する。	基本方針 決定後
⑧	担当部局	基本方針に基づいて、適切な進行管理を行うとともに、的確な措置を講じる。	⑦以後
⑨⑩	人事課、担当部局	進行管理、進行状況を集約し、その内容を市長及び副市長に報告するとともに、措置の方向性、 時期等について指示を受ける。※説明は担当課が行う。	1～2月
⑪⑫	人事課	市長の決裁を得て、措置状況を監査委員へ通知する。	2～3月
⑬	監査委員	措置状況の公表（ホームページ）	3月末

※時期はおおよその目安

なお、「包括外部監査の結果の報告及び意見に関する事務取扱規程」において、措置に関する主な部分を抜粋すれば、以下のようになっている。

（結果報告書の指摘事項等の集約）

第3条 包括外部監査の対象となった事務を担当する部局（以下「担当部局」という。）は、結果報告書の内容を検討し、財務事務について指摘された事項並びに組織及び運営の合理化の観点から述べられた意見（以下「指摘事項等」という。）を整理し、集約の上、当該結果報告書を受理した年度から3年度を目途として指摘事項等に対する基本方針原案を作成する。

（基本方針の決定）

第4条 前条の規定により作成した指摘事項等に対する基本方針原案を基に、外部監査対応会議において基本方針案を作成する。

2 総務部長は、前項の規定により作成された基本方針案を担当部局の長（以下「担当部長」という。）又はその指名する職員（以下「担当部長等」という。）とともに市長及び副市長に報告し、意見を求める。

3 総務部長は、前項の意見を外部監査対応会議に報告し、外部監査対応会議は、当該意見に基づき指摘事項等に対する基本方針案を決定し、市長の決裁を得て基本方針を決定する。

（担当部局の措置）

第5条 担当部局は、前条第3項の規定により決定された基本方針に基づき、適切な進行管理を行うとともに、的確な措置を講じなければならない。

(監査実施年度の次年度の措置)

第6条 包括外部監査人から結果報告書を受理した年度の次年度において、前条の規定による担当部局の進行管理及び措置の状況について、総務部人事課が集約し、担当部局とともに市長及び副市長に報告の上、法第252条の38第6項の規定により監査委員に通知する。

(監査実施年度後の措置状況の集約等)

第7条 前条の規定による監査委員の通知を行った後、2年度の間、第5条の規定による担当部局の進行管理及び措置の状況について、年度ごとに総務部人事課において集

約するものとする。この場合において、当該期間中に指摘事項等のうち担当部局が措置を講じたものについては、総務部人事課において担当部局とともに市長及び副市長に報告の上、法第252条の38第6項の規定により監査委員に通知する。

(今後の措置方針の決定)

第8条 包括外部監査人から結果報告書を受理した年度から3年度を経過した場合において、指摘事項等のうち未だ措置を講じていないもの（以下「未措置事項」という。）が存する場合にあっては、担当部局において、今後の措置方針原案を作成する。

2 前項の規定により作成した未措置事項に対する今後の措置方針原案を基に、外部監査対応会議において今後の措置方針案を作成する。

3 総務部長は、前項の規定により作成された今後の措置方針案を担当部長等とともに市長及び副市長に報告し、意見を求める。

4 総務部長は、前項の意見を外部監査対応会議に報告し、外部監査対応会議は、当該意見に基づき未措置事項に対する今後の措置方針案を決定し、市長の決裁を得て今後の措置方針を決定する。

(3年度経過後の担当部局による進行管理等)

第9条 担当部局は、前条第4項の規定により決定された今後の措置方針に基づき、未措置事項について、引き続き、適切な進行管理を行うとともに、的確な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、当該未措置事項について措置を講じたときは、担当部局において市長及び副市長に報告の上、総務部人事課に通知し、総務部人事課において法第252条の38第6項の規定による監査委員への通知を行うものとする。

上記のとおり、市は包括外部監査の結果や意見に対して、次のような区分けを行い、概ね3年を目途として措置していくこととしている。

(1) 措置可能であるもの

① 短期的に対応可能なもの（3年以内）

ア 早急に対応可能なもの（単年度で措置可能な事項）

例 台帳の記載漏れなど書類の不備の是正、誤った事務処理の是正など

イ 計画的対応を要するもの（検討・準備後3年以内に措置可能なもの）

例 予算措置などの財政課協議、人員の配置などの人事課協議等の後、措置を実施するもの

② 短期的に措置した後（3年以内）、更なる措置を実施するため行政努力を継続していくもの

例 人件費の削減、施設の利用促進、使用料の徴収率の向上など

③ 中長期的な対応を要するもの（3年を超え中長期にわたるもの）

制度研究などを要し、かつ、計画的対応を要するもの

例 業務の新設・見直し、公共施設の建替えなど

(2) 措置になじまないもの

① 本市の政策、施策等に合致していないもの

② その他の理由により「措置すること」になじまないもの

(3) 既に措置を終えているもの

包括外部監査の指摘・意見を受けた後、既に措置を終えているもの

また、3年経過した時点においても未措置となっているものについては、担当部局において、今後の措置方針を作成する。この場合、担当部局は未措置分については、次の区分に分類し、その後の明確な方針を示すことになっている。

(1) 措置可能であるもの

(2) 措置になじまないもの

ア 3年間の検討の結果、市の政策、施策等に合致しないこと等により実現不可能と判断されるもの

イ 3年間の検討の結果、行政努力として将来にわたり継続していくもの

なお、(2)に区分したものについては、地方自治法第252条の38第5項の規定により監査の結果等に対する措置を採る必要がないものとして、当該措置方針の作成により処理済みとして収束することとしている。また、(1)に区分したものについては、担当部局の責任において進行管理を行い、措置済みとなった際に担当部局により市長及び副市長に報告の上、人事課に通知することとなっている。

第2. 総括的結論

今回は過去9年間の包括外部監査の報告書の内容を検討し、これに対する措置等の状況を客観的に検証し評価した。その結果をまとめた総括表は以下に示すとおりであるが、当初想定した以上に措置が不十分と認識されてしまう項目が多かった。

その要因として様々なケースがあるが、ここでは特に以下の3点について指摘しておきたい。

(1) 担当課が措置したとしている事項を批判的・客観的に検討していない。

担当課が取りまとめた措置の内容を批判的に検討し、十分な内容であるのか、ポイントがずれていないのか等を客観的に判断することが必要である。これがなされていないのか、あるいは不十分であるために、報告書の結果や意見と措置したとされる内容との間に食い違いがあっても、担当課の都合のよい解釈によって措置済みとされているケースが散見された。

今後は担当課が提出した措置の方針や内容について批判的に検討し、不十分であれば再考を促す仕組みづくりが必要といえる。

(2) 一時的な対応に終わってしまっている。

監査時点に結果や意見を受け、その時点では対応するが、時間の経過や担当者の異動があると引継ぎの不十分さもあつてか、いつの間にか監査以前の状況に戻ってしまい再検証すると措置が不十分とされたり、措置されなかったのと同じ状況と認識されてしまう事態となる。

今後は結果や意見が生じた経緯や内容、それへの対応等について文書にて残し、引継ぎを十分に行う必要があるとともに、特に重要なものについてはマニュアル等にして継続して運用していくことが求められる。

(3) 全庁的な対応が取られていない。

特定の課や担当部署を対象とした個別の結果や意見であっても、その内容によっては他の部署、あるいは市全体に当てはまるケースがある。このような場合には当該部署以外においてもあるいは全庁的に対応することによって、市全体として改善が進むはずである。これが行われていないために監査の効果が限定的となってしまうと考えられる。

今後は他部署においても対応すべき事項、あるいは全庁的に対応すべき事項についてはそれぞれについて措置を依頼することが必要と考える。

包括外部監査は十分に措置されなければ実施する意味はない。報告書の内容を吟味し、そこに記載された結果、意見等に対して実際の行政運営に有効活用して初めて実施した監査が生きてくるはずである。

年度	選定した事件	過去の監査		今回の監査		
		区分	件数	措置されていない	措置が不十分	新たな所見
H16	一般廃棄物の収集・運搬・処分について	結果	— 件	— 件	— 件	— 件
		意見	28 件	— 件	7 件	5 件
	公園の管理運営について	結果	17 件	— 件	— 件	2 件
		意見	24 件	1 件	1 件	— 件
H17	生涯学習施設等の管理運営について	結果	10 件	1 件	3 件	4 件
		意見	48 件	— 件	5 件	— 件
	商工業の振興に関する事業について	結果	6 件	— 件	3 件	— 件
		意見	25 件	— 件	13 件	10 件
H18	高齢者福祉及び介護保険について	結果	7 件	1 件	— 件	2 件
		意見	31 件	— 件	6 件	8 件
	市債に係る財務事務について	結果	1 件	— 件	— 件	— 件
		意見	19 件	— 件	8 件	— 件
H19	市道を中心とした道路の建設及び維持管理並びに関連する事業について	結果	12 件	1 件	8 件	4 件
		意見	47 件	— 件	2 件	2 件
H20	消防行政について	結果	5 件	— 件	2 件	— 件
		意見	37 件	— 件	4 件	6 件
H21	土地区画整理事業及び住環境整備事業について	結果	11 件	— 件	4 件	2 件
		意見	39 件	— 件	4 件	3 件
H22	保健所行政について	結果	12 件	— 件	1 件	1 件
		意見	39 件	— 件	5 件	7 件
H23	国民健康保険事業について	結果	9 件	— 件	— 件	— 件
		意見	55 件	1 件	9 件	6 件
H24	農業及び水産業の振興に関する事業について	結果	— 件	— 件	2 件	— 件
		意見	55 件	5 件	12 件	15 件
合 計			537 件	10 件	99 件	77 件

第3部 個別検討事項

＊ 個別検討事項の記載については新しい年度のものから配列している。

第1.『農業及び水産業の振興に関する事業 について』（平成24年度）

No.	24—1	過年度報告書における記載ページ	43（報告書）
中区分	1 経済効果 イ 大分市の事業（農業）		
小区分	① 多彩な都市型農業を支える人づくり 1. 担い手育成支援事業（人－005）		
説明	大分市担い手育成総合支援協議会として、関係機関と連携しながら、研修会等の開催、各種情報の提供、技術及び経営管理指導、耕作放棄地の実態調査等を行いながら、認定農業者、新規就農者、企業参入、集落営農組織等の本市農業の担い手の育成・支援を行っている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（意見） 認定農業者については、平成 21 年度末から平成 23 年度末までの 2 年間で 7 名の更新辞退者が発生している。更新辞退の主な理由は高齢化であることから、認定農業者の総数を増加させるためには、若い世代への対策（後継者対策・新規就農対策）の強化が望まれる。また、年齢層別の人数推移の分析も行うことが必要である。		
（B）	（対応中） 本市においては、認定農業者（農業経営基盤強化促進法に基づく「農業経営改善計画」の認定を受けた農業者をいう。）について、大分市総合計画の中で平成 28 年度に 180 人という目標を掲げており、平成 26 年 3 月時点で 162 人となっている。平成 25 年度は、年齢層別の人数推移の分析を行うとともに、新規就農者等へは、青年就農給付金事業の説明時や農業青年交流会等の中で、認定農業者制度の周知を図ったところである。なお、市独自支援策については、今後も検討していく。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	意 見		
（措置が不十分） 認定農業者における年齢層別の人数推移については次表のように年齢層別に把握している			

が、その数値に対する評価・検討が行われた証跡がなかった。平成 25 年度から 26 年度にかけて、65 歳以上が 18 人も増えていることから、新たに認定農業者となっている者の多くが 65 歳以上の高齢者となっているといえる。結果として、若い世代への対策（後継者育成や新規就農対策）という過年度の監査報告書の意見について、十分な対応がとられているとは、判断できなかった。

認定農業者の推移

平成	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人数	167	168	162	168

	29 歳以下	30 歳～34 歳	35～39 歳	40 歳～44 歳	45 歳～49 歳	50 歳～54 歳	55 歳～59 歳	60 歳～64 歳	65 歳以上	計
21 年度	2	5	10	4	8	15	16	34	22	116
22 年度	1	5	11	3	7	15	13	34	29	118
23 年度	1	5	6	8	5	10	20	27	36	118
24 年度	2	2	5	10	6	9	19	25	35	113
25 年度	2	1	5	7	8	10	19	18	40	110
26 年度	2	1	5	8	5	9	16	14	58	118

※認定農業者のうち法人、共同申請を除くため、上表とは一致しない。

今回の監査で新たに検出された事項

結果あるいは意見	意 見
----------	-----

<評価指標について>

当事業の平成 26 年度事務事業評価によると、評価指標を認定農業者数と新規就農者年間確保数としており、前者は 162 人（25 年度）、後者は 11 人（25 年度）とされている。

一方、平成 26 年度大分市農林水産業の概況によると、平成 22 年度のセンサスにおいて大分市の総農家数は 5,091 戸で、うち自給的農家（経営耕地面積 30a 未満かつ農作物販売金額 50 万円未満の農家）が 2,589 戸、販売農家（経営耕地面積 30a 以上または農作物販売金額 50 万円以上の農家）が 2,502 戸あるとされている。

認定農業者の目標は、過去の認定農業者数に合わせて少し上乘せした形で作成されているものの、認定農業者が市の農業全体に与える影響の程度が十分に考慮されていないため、個別の事業効果（例えば、認定農業者数）が全体にどれほどの効果があるのかが不明確となっている。

例えば品目ごとの農業生産額を農協から入手した上で、認定就農者数による農業生産額などの増加額を踏まえると、認定農業者が大分市全体にもたらした効果等が測定できると思われる。

No.	24—2	過年度報告書における記載ページ	43（報告書）108（報告書）
中区分	1 経済効果 イ 大分市の事業（農業） 1 補助事業 (2) 事業費連動型補助金		
小区分	② 信頼され魅力あふれる物づくり 4 園芸振興総合対策事業（次世代を担う園芸産地整備事業）（物－014） カ 園芸振興総合対策事業（1 補助金交付後の義務事項の確認について）		
説明	認定農業者などの経営感覚に優れた企業的経営農家の育成を図るための体制整備と、消費者などのニーズに対応した高品質な農産物の産地づくりを推進し、農家所得の向上と経営安定を図ることを目的に、栽培施設の整備・改修を行う認定農業者等に対し支援を行っている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A①)	(意見) 次世代を担う園芸産地整備事業は、県の補助事業であり、5ヵ年計画の策定や達成状況管理などといった義務付け規定はないが、補助金交付後の追跡調査を行い、生産状況、販売実績等の事業効果を把握していく必要があると考える。		
(B①)	(措置済) 事業効果を把握するため、平成 25 年度から、補助対象者に対し、補助金交付後 5 年間、生産状況や販売実績等の追跡調査を行うこととした。		
(A②)	(意見) 補助事業によって取得した財産の目的外使用等の制限や契約書等の証拠書類などの保管義務が補助事業者課されているが、事後に義務事項の確認を目的とした訪問は行っていない。補助金の不正受給防止や取得設備等の適正利用のためにも、証拠書類等の保管年数や取得した財産の法定耐用年数等を基準にして、補助金交付後も継続して、補助金交付先の実態調査を実施すべきと考える。		
(B②)	(措置済) 補助金の不正受給防止や設備等の適正利用のため、平成 25 年度から、補助金交		

	付後、法定耐用年数等を基準に、訪問等の方法により施設等の利用状況の実態調査を行うこととした。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	— (B①) (B②)
(措置されている) 事業実施後施設及び経営状況等調査表には、聞き取りにより栽培面積、出荷量、平均単価、販売金額を記載しており、追跡調査を行った点では措置されていると判断した。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見 (B①)
<効果の検証について> にら栽培施設一式に施設補助を行っているケースで、栽培面積増加割合に比較して出荷量の増加割合が著しく低いものについて、総出荷量と販売総額が増加しているという理由で事業効果がみられると判断しているものの、なぜ効率性が下がったのかといった点は調査しておらず、詳細な分析が行われた証跡がなかった。評価結果を活用できるよう、総出荷量と販売総額が増加した場合については、可能な限りその要因についても、具体的な聞き取りを行った上で所見に残すことが望ましいといえる。	
結果あるいは意見	意 見 (B②)
<施設等の利用状況の実態調査について> 取得した財産に関する調査については、調査表に「補助事業で整備した施設等が適正に利用・管理されている」との総合的な結果が記載されていたが、具体的にどのような調査を行ったのかという調査手順は明文化されておらず、資産ごとに実態調査を行った証跡、総合的な結果のための根拠資料が残されていなかった。そのため、調査自体が適切に行われているとは客観的に判断できなかった。調査水準を一定に保てるよう、少なくとも費用対効果を考えた上で調査方法を明文化し、調査した具体的な資産等は調査表に記録するような対応が必要であると思われる。	

No.	24—3	過年度報告書における記載ページ	55 (報告書)
中区分	1 経済効果 イ 大分市の事業 (農業)		
小区分	② 信頼され魅力あふれる物づくり		

	5 猪被害防護柵設置事業（物－020）
説明	当事業は、猪による農林産物等の被害を防止することを目的に、防護柵を設置する農林産物生産者に対し防護柵設置に要する経費の補助を行っている。
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
（A）	（意見） 調査対象が地域でなく防護柵の設置者であるので、事業効果の把握は比較的容易にできると考える。設置後も適宜、指導等に訪問しているので、被害状況の調査・集計を行い、事業の効果を検証すべきである。また、訪問によらず電話による質問や被害状況の報告を義務付ける等の方法でも良いと考える。
（B）	（措置済） これまで必要に応じて被害状況の調査を行ってきたが、補助金交付申請時において被害状況を把握するとともに、平成 26 年度から、防護柵の設置後においても、設置者に対しアンケート調査などを実施することにより、事業効果について検証を行っていくこととした。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	—
（措置されている） アンケート調査資料の閲覧等により、措置されているものと判断した。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
<アンケート調査の回答率について> 実施されたアンケート調査について、対象者 91 名に対して回答者は 65 名（回答率 71%）となっている。対象者は補助金による経済的便益を受けており、効果測定をこれまで以上に網羅的に行えるよう、市は積極的にアンケートへの回答を働きかけ回答率を上げるといった対応が望まれる。 当事業については、申請順で予算額に達するまで補助を行っている。担当者によると、希望件数が申請件数を超えている場合、どの程度の具体的な件数があるのかを平成 26 年度までは把握していなかった。補助金が公平に利用されるよう、ニーズを可能な限り把握した上で、補助率を引き下げて補助件数を増やすといった見直しも検討する必要がある。	

No.	24—4	過年度報告書における記載ページ	63（報告書）
中区分	1 経済効果 イ 大分市の事業（農業）		
小区分	③ 特性を活かした魅力ある地域づくり 1 農業振興地域整備促進事業（地－003）		
説明	当事業は、農地の無秩序な改廃を防止し、農業生産に必要な優良農地の確保、農業の健全な発展を図るため、農業振興地域整備計画のもと、土地の農業上の利用とそれ以外の利用との調整に留意して、農用地区域を保全し農業振興を計画的に推進するとしている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（意見） 農業振興地域に指定し、優良農地を確保しても、大分市の場合は、遊休化や無許可の転用が進行してしまう懸念があるため、農業振興地域内の農地の有効利用率の推移等を事後的に把握する必要がある。		
（B）	（措置済） 農地の有効利用率については、世界農林業センサスにより調査された耕作放棄地面積の推移で実態把握を行っており、さらに、農業委員会と連携し耕作放棄地の調査も行っているところである。今後も、適正な利用を呼びかけるとともに、農地の利用集積を推進し、有効活用を図り、遊休化や無断転用が発生しないよう、取組を強化していく。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	意 見		
（措置が不十分） 耕作放棄地の面積を把握するものに、農林水産省による世界農林業センサスに係る調査と大分市農業委員会の調査がある。 世界農林業センサスにより調査された耕作放棄地面積は販売農家への聞き取りをもとに算定されており、農業委員会と連携し調査した耕作放棄地は、過年度調査した耕作放棄地を中心に調査した際に検出された増減をもとに算定していることから、両者の評価手法が異なっている。そのため、センサスによる耕作放棄地は 179ha（平成 22 年度）、農業委員会と市による耕作放棄地は 40ha と隔たりが大きく、利用しにくい情報となっている。 耕作放棄地については、大分市担い手育成総合支援協議会にて、国の事業を利用した耕作放棄地再生利用緊急対策事業が実施されているところであるが、平成 26 年度の解消面積は 16a と、センサスによる調査面積と比較した場合に圧倒的に低く、有効利用はかなり限定的なもの			

となっている。

農業委員会と市の調査については、耕作放棄地の面積のみならず、農地利用が不可能なまでに荒廃しているか、まだ農地としての再生利用が可能であるかどうかといった、荒廃の程度を識別している。再生利用が可能な荒廃農地がさらに荒廃し、利用不可能と見込まれる状況にならないよう、より積極的な取り組みを推進するよう工夫されたい。

No.	24—5	過年度報告書における記載ページ	63（報告書）
中区分	1 経済効果 イ 大分市の事業（農業）		
小区分	③ 特性を活かした魅力ある地域づくり 3 有害鳥獣捕獲事業（地－006）		
説明	有害鳥獣（猪、鹿、カラス等）の捕獲を実施することにより、農林水産物や生活環境への被害を防止するため、従事した捕獲班に対し捕獲及び出動報償金を交付している。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（意見） 現在、大分県への報告を目的として、農林水産物の鳥獣被害状況の調査・集計は広域的に実施しているが、本事業の猪等の捕獲については実際には 17 の捕獲地区に分けて行われている。したがって、個別の事業効果の検証としては、可能であるならば、猪等の捕獲地区別に農林水産物の被害を調査・集計して検証すべきと考える。		
（B）	（対応中） 捕獲地区ごとの事業効果の検証は鳥獣の生態等から困難であるが、被害実態をより正確に把握するため、支所単位での被害状況や捕獲状況等を精査することにより事業効果の検証を行うこととした。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	—		
（措置されている） 特に指摘するような事項はなかった。			
今回の監査で新たに検出された事項			
結果あるいは意見	意 見		

＜鳥獣被害関連事業メニューの組み立てについて＞

鳥獣被害の防止・対策関連事業として、大分市は次のような事業を実施している。

有害鳥獣捕獲事業（H26：20,926 千円）

猪被害防護柵設置事業（H26：3,819 千円）

鳥獣被害自衛対策支援事業（H26：406 千円）

人と動物の共生推進事業（H27 年度からの新規事業）

担当課によると、捕獲対策・予防策ともに十分な事業費ではなく、有害鳥獣捕獲事業及び猪被害防護柵設置事業の更なる拡充が必要と考えているとのことであった。

前述の通り鳥獣被害の防止・対策関連事業は、猪被害防護柵設置事業や有害鳥獣捕獲事業など複数の事業がある。現在は、事業間の比較が実施された証跡がなかった。今後は、有害鳥獣対策として、被害状況や事業実績を踏まえ、予防及び捕獲についての効果・効率性を事業間で比較するなどして、事業間の優先順位を可能な限り明らかにして、事業の選択及び事業費の集中を図るよう工夫していくことが望ましいといえる。

No.	24—6	過年度報告書における記載ページ	64（報告書）
中区分	1 経済効果 イ 大分市の事業（農業）		
小区分	③ 特性を活かした魅力ある地域づくり 4 県営農道整備事業（地－010）		
説明	農産物の効率的な流通経路を確保することにより輸送コストを軽減させ、農家経営の改善を図るとともに、過疎化の解消に寄与することを目的として、県道整備に対して市が県に負担金を支出している。負担率は 10%。平成 26 年度は大分中部広域農道の事業費 2,720 千円が支出されている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（意見） 農畜産物の効率的な流通経路を確保することで輸送コストの軽減を図ることを目的とした事業であるが、県事業のため、整備後の利用状況などの検証は大分市としては行っていない。事業負担金として大分市も負担しているので、計画どおり利用されているか県から検証データを入手すべきである。		
（B）	（措置済） 事業完了から一定期間（おおむね 5 年）経過後、県が事業の効果等事後評価を行う		

	こととなっているため、県と協議を行い、当該評価に係る資料の提供を受けることとした。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	—
(措置されている) 県営農道整備事業（平成 20 年度に完成した関臼津地区）に係る県の事後評価書を閲覧した。問題等は識別されなかった。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
<市としての事業管理について> 農道整備事業は、現在、農産物等の輸送距離、時間短縮、大型車両による輸送効率の向上、農産物の荷痛みの防止など生産性の高い農業の推進と、地域の道路ネットワークが構築されることによる農村生活環境の向上などを目的として事業が実施されている。 ここで、県事業について大分市が負担する場合、大分市として目標設定及び効果測定をどのように行っていくかという問題がある。 担当課によると、大分市は成果として、当初の事業採択要件の受益面積が維持できているかということを重要視している。市は事業効果については、県が策定する事後評価資料の費用便益比（B/C）が 1 以上出ていることが確認できれば問題ないと判断している。受益面積の維持については、直接、当該事業に求めるものではなく、各自治体が受益者に対して農業を持続できるよう負担軽減に努めていくこととしている。 県事業を市が負担する場合、市の目標と効果検証をどのように行うのが問題となる。今のところ、市は仮に、市で事業を行ったとしても、国の事業を活用していることから、事後評価は県と同様のものになると判断している。その理由として、市で事業を行う場合、県を通して事業申請をし、竣工後、県の完了検査を受けることとなり、事後評価も必須項目の内容について、国の一般的な様式に基づき、県の指導を受け、県を通じて九州農政局に報告するようになるためとしている。したがって、市が負担金を支出しているからといって、県と違う効果検証を行うことは予定していない。 以上の点を踏まえれば、国の負担を使って県が事業を行う場合について市独自の効果を設定し、測定することは難しいといえ、市自身で測定しないことについて問題があるとまではいえない。 その一方、最小のコストで最大の成果を上げるという観点で検討することがより望ましい。関臼津地区の整備事業においては、大分市、臼杵市、津久見市にまたがっており、県の評価としては総合的な判断となりうることから、大分市としても独自の視点で評価・検討するとともに	

に、課題を識別されればより望ましいと考えられる。

独自の視点には、例えば、基幹農道の整備と周辺の農道との接続が行われていない箇所はないかといった点が挙げられる。県の事後評価書においても、課題として整備された広域農道と農地とを結ぶ農道や農地内の農道の整備が重要と記している。

担当者によると、周辺農道の整備については、他の事業で行われるとの回答であったが、本整備事業との関連を示したような具体的な計画等は確認できなかった。

他の事業との関係性や、基幹農道の整備によって周辺地区や農道との接続を図ればより有効かつ効率的な成果が獲得できるため、今後の事業実施に当たっては、本事業と関連する事業を組み合わせることで同時並行的に管理できるよう工夫することが必要である。

No.	24—7	過年度報告書における記載ページ	64（報告書）
中区分	1 経済効果 イ 大分市の事業（農業）		
小区分	③ 特性を活かした魅力ある地域づくり 5 農業用水路浚渫事業（地－011） 6 土地改良区補助事業（地－013）		
説明	農業用水路浚渫事業（灌漑排水事業） 都市化の進展に伴い、農業用水路への生活雑排水の流入等により汚泥の堆積量が増加していることから、水路の浚渫を行い通水の円滑化により末端水路までの水量を確保することで農業生産の向上を図るとともに、都市排水路として流域の生活環境整備に資することを目的に、土地改良区が管理する農業用水路の浚渫事業に対して助成（1/2 以内）しているもの。 土地改良区補助事業 都市化の進展に伴い、農地及び農業者が減少し、年々各土地改良区の運営が厳しい状況となっている。土地改良区が実施する水路改修費等の事業費の一部を助成し農業用水の安定確保を図るため、土地改良区が管理する農業用水路等の施設改修に対し、事業費の一部を助成しているもの。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A①)	（意見） この事業は、土地改良区への支援の意味が強いため、助成額は毎年度定額となっているが、支援の必要性があるか否かについて、土地改良区の収支状況及び財産状況を定期的に把握することが必要である。		

(B①)	(措置済) 本事業は、土地改良区が管理する市街化区域内の幹線水路について、農業用用水路の機能保全を目的に水路の浚渫の実績に応じて一定割合を負担するものであり、生活雑排水放流の代替機能も兼ねていることから、現時点ではこの補助は必要と考える。なお、平成 25 年度は、土地改良区の収支状況及び財産状況を確認し、運営状況の聞き取り調査を実施した。土地改良区の運営は、農業者の高齢化が進む中、年々、組合員が減少しており、組合費の減収が見込まれる一方、施設の老朽化に伴い、今後、水路等の改修費が増大していくことが予想されることから、引き続き収支状況及び財産状況の定期的な把握により、事業の適正な執行に努めていくこととした。
(A②)	(意見) この事業は、土地改良区等が実施する水路改修等の事業費を助成する事業であるが、土地改良区への支援の意味が強いため、支援の必要性があるか否かについては、土地改良区の収支状況及び財産状況を定期的に把握することが必要となる。また、大分市は総事業費の 5 パーセントを補助しているが、別途、県及び国から総事業費の 30 パーセントずつの補助金が交付されていることから、あえて大分市が補助金を出すべきか再検討する必要がある。
(B②)	(措置済) 平成 25 年度に土地改良区の収支状況及び財産状況を確認し、運営状況の聞き取り調査を実施した。土地改良区の運営は、農業者の高齢化が進む中、年々、組合員が減少しており、組合費の減収が見込まれる一方、施設の老朽化に伴い、水路等の改修費が増大していくことが予想される。このような状況の中、土地改良区は、補助事業を活用し計画的に施設の改修を実施しているものの、事業費が高額となる場合は、土地改良区の負担も大きくなることから、引き続き支援をしていく必要がある。なお、補助率については、土地改良区が計画的に事業の実施ができるよう検証結果を考慮し、平成 26 年度に適正な負担割合を設定する。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見 (B①)
(措置が不十分) 平成 25 年度に調査した改良区の平成 24 年度収支状況及び財産状況調査資料を閲覧した結果は以下のとおりである。 ・ 調査した 5 改良区のうち、2 土地改良区について、収支状況は入手しているものの、財産	

目録等の財産状況がわかる資料を入手していなかった。網羅的な収集が行われておらず、問題がある。

- ・財産目録を見ると、資産が 10 億円を超えて負債が 1 億円程度となっている土地改良区があり、内部留保が十分に見受けられるものがあった。
- ・平成 20 年度と平成 24 年度とを比較すると賦課金単価（組合員）を上げた改良区はなかった。
- ・土地改良区間で、賦課金や内部留保、費用構成等を横並びで比較したような証跡は見受けられなかった。

平成 25 年度の各土地改良区に対する調査結果から、課内では、「収支状況、財産状況を調査した結果、厳しい状況がどの改良区でも今ひとつ感じられなかった」との報告や、「各土地改良区が経費削減等の努力を行い、不足額について、公金から支出していくことが望ましい」との意見があった。当該意見等を踏まえ、課として、収支状況や財産状況の詳細な検討、土地改良区への補助金制度の存否や補助率、補助金額の見直しを検討すべきであったが、そのような検討が行われた証跡が確認できず、収支状況、財産状況の調査への対応が不十分である。また、土地改良区が、平成 25 年度以降人件費等の経費削減の努力を行ったことを市が確認した資料は見受けられず、平成 25 年度以降の収支状況や財産状況の資料は入手していなかった。

結果あるいは意見	意 見 (B②)
----------	----------

(措置が不十分)

土地改良区への補助事業は現在も継続的に行われており、大分市土地改良区補助事業については、当初の監査時には市の補助率が 5/100 であったが、現在は平成 26 年度要綱改正により、補助率が 10/100 とむしろ上昇している。平成 25 年度の土地改良区調査では、改良区の経費削減等の自主努力を行った後にその不足額について補助金を支出することが望ましいと判断していたが、補助率上昇にあたり、そのような確認・検討が行われた証跡はなかった。

今回の監査で新たに検出された事項

結果あるいは意見	意 見
----------	-----

<土地改良区への補助金のあり方について>

補助金は、特定の事務、事業に対し公共的見地から公益性が認められる場合、反対給付を求めることなく交付される金銭的給付であるが、公益的なものに対して無制限な支出を行うべきではなく、交付先団体の収支・財産状況及び受益者負担の程度を勘案し、財政援助が必要な範囲内で支出することにより、大分市補助金交付規則に掲げられている公正かつ効率的な支出が

行えるものと思われる。 現在は、必要な額が算定されていない中で補助制度が継続している状況であり、補助金の見直しを行うべきである。特に、前述の通り、改良区の経費削減等の自主努力を行った後にその不足額について補助金を支出することが望ましいと市（課）が判断していることから、補助制度の継続に際してより慎重な検討が必要である。

No.	24—8	過年度報告書における記載ページ	69（報告書）
中区分	1 経済効果 ウ 大分市の事業（水産業）		
小区分	① 「つくり育てる漁業」の促進 1 漁村再生事業（魚礁設置）（育－004）		
説明	魚礁漁場の造成と種苗の放流により漁獲量の増大を図り、漁家所得の向上と漁家経営の安定化に寄与するため、新たに魚礁漁場を造成して漁場の拡大を図っている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	(意見) 全体の漁獲量の把握のみでは、魚礁設置による直接的な効果の検証とはならない。したがって、魚礁周辺での操業の状況等について漁業者からの聞き取り等を行うなどの工夫をした上で、全般的な分析が必要と考える。		
(B)	(措置済) 魚礁ごとの漁獲量の把握は困難であるが、漁業者からの聞き取りを実施し、事業の効果の検証を行うこととする。なお、平成 25 年度に魚礁設置事業が終了する関崎地区については、同年度にアンケートの手法を確定したところであり、平成 26 年度に調査及び分析を行う予定である。他地区の魚礁設置事業についても同様の調査・分析を行い、今後の事業に活かしていく。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	—		
(措置されている) アンケート調査資料の閲覧等により、措置されているものと判断した。			

今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
<アンケートの回答率について> 実施したアンケートの回答率が 56.5%となっている。アンケートの対象者は、基盤整備事業の対象である漁協支店の組合員である。一般の世論調査等と異なり、対象者は受益者であることから、回答率を上げるよう、漁協に促すことが望ましいといえる。	

No.	24—9	過年度報告書における記載ページ	71（報告書）
中区分	1 経済効果 ウ 大分市の事業（水産業）		
小区分	② 漁業生産基盤の整備 1 広域漁港整備事業(佐賀関漁港)（基－002）		
説明	漁業活動の拠点施設としての機能確保と避難港としての施設整備を図ることを目的として、防波堤新設、防波堤改良、7.0メートル道路、物揚場（イクス付）ほかを整備する。事業終了年度は平成 30 年度となっている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	(意見) 漁港は漁協が運営することから、事業効果を分析するためには、漁協の収益が向上しているかが指標となる。したがって、事業主体である県に対し評価のための資料を請求する必要がある。		
(B)	(措置済) 事業完了から一定期間（おおむね 5 年）経過後、県が事業の効果等事後評価を行うこととなっているため、県と協議を行い、当該評価に係る資料の提供を受けることとした。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	意 見		
(措置されていない) 過年度報告書には、漁協の収益の向上についての指標に関する意見がある。担当課によると、漁港の整備事業については、防波堤や護岸等の基本施設を整備することにより作業の効率化、			

荒天時の漁船被害の解消を図る点、就業関係の改善、安全性の向上などに資することを目的にしているため、収益の向上は間接的なものであり、県の事後評価にも、漁協の収益は検討される予定はないとのことであった。なお、県は平成 28 年度に中間評価を実施する予定であるとのことであった。 このように成果指標に漁協の収益が含まれるかどうかについて、過年度の監査人と市の見解が異なっている状況が見られた。 『包括外部監査の結果報告に係る指摘事項及び意見に対する対応方法の見直しについて（通知）』によると、監査実施年度の次年度に措置を実施する際の基本方針を決定（作成）することとされている。作成に当たって、指摘事項及び意見に対する改善が 3 年を目途に実施可能であるか否かの検討を行い、「(1)措置可能であるもの」と「(2)措置になじまないもの」に区分することとしている。 過年度の監査意見は、①成果指標が漁協の収益の向上であること、その上で、②事業主体である県に対し評価資料を求めていることが読み取れる。担当課は、①について漁協の収益は成果指標として適切ではないと判断し、②について評価資料は入手するが漁協の収益までは考慮しないとしており、担当課と監査人との見解が異なっている。市は、措置状況の中で、当該監査意見について、「(1)措置可能であるもの」（措置済）に区分している。しかし、実態をみると「(2)措置になじまない」という区分にして明示することが適切な対応であったといえる。 今後の外部監査への対応として、担当課は、まず監査期間中において監査人と十分な協議を行い、その後監査意見として担当課の見解と異なる意見が提出された場合、改めて措置すべきか否かの検討を行ったうえ、すべて措置済として形式的な回答を行うのではなく、措置になじまないと判断した場合には、「(2)措置になじまない」という回答の理由を付して明らかにすることが必要であるといえる。

No.	24—10	過年度報告書における記載ページ	71（報告書）
中区分	1 経済効果 ウ 大分市の事業（水産業）		
小区分	② 漁業生産基盤の整備 1 港整備交付金事業(下浦漁港)（基－003）		
説明	安全な操船海域と係船機能を確保するための防波堤の改良を図ることを目的として、防波堤新設、防波堤改良、標識灯新設ほかを整備する。なお、当事業は平成 23 年度で終了している。なお、当事業は、県が実施する公共事業でもある。大分県公共事		

	業評価実施要領によると、事業評価は事業完了後 5 年目の年度内に（県が）実施することとされている。
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
（A）	（意見） この事業は、漁船の安全確保が主目的であり、その効果を数値化し評価することは容易ではないが、漁港として有効利用されていれば、効果は得られていると判断できることから、事業主体である県に対し評価のための資料を請求する必要がある。
（B）	（措置済） 事業完了から一定期間（おおむね 5 年）経過後、県が事業の効果等事後評価を行うこととなっているため、県と協議を行い、当該評価に係る資料の提供を受けることとした。なお、この事業については、平成 28 年度以降に事後評価を行う予定となっている。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
（措置されていない） 平成 23 年度で事業終了しており、県は事業評価を平成 28 年度に行う予定であるため、市は評価を行っていないことから、現時点においては措置済とまでは判断できない。 市が評価しないことをもって不適切であるとは判断しえないが、事業終了後 5 年という期間は評価のタイミングとして適切かどうかという問題がある。各事業で発生している課題や問題点をタイムリーに識別して対応したり、次の事業に生かしたりすることにより、さらに効率的な事業につながる可能性もあると考えられることから、例えば、漁協に利用状況の聞き取り等を行うなどの暫定的な中間評価を行ってもよいのではないかと思われる。今後類似事業が行われる場合については、中間評価を含む評価時期の見直しを県と検討されたい。	

No.	24—11	過年度報告書における記載ページ	93（報告書）
中区分	1 補助事業（2）事業費連動型補助金		
小区分	ア 地産地消推進事業補助金 1 補助対象者による入札や見積合わせについて		
説明	地元農林水産物の消費拡大（地産地消の推進）、地域における農林漁業の活性化、農林漁業・農山漁村・農林水産物の理解の促進を図ることを目的として、農林水産業		

	者・団体等に対して、地元農林水産物直売所・加工施設の整備支援、地元農林水産物・加工食品の広報宣伝支援等を実施している。平成 26 年度の当補助金の事業費は 3,149 千円となっている。
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
（A）	（意見） 補助対象者が実施する入札や見積合わせの結果については、資料の提出を補助対象者へ義務付けるなどの方法により、確認できるようにする必要がある。
（B）	（措置済） 補助対象者が実施する入札や見積合わせについては、補助事業が適正かつ公平に実施されているか確認できるよう、平成 25 年 5 月に大分市地産地消事業費補助金事務処理規程の見直しを行い、見積書の提出を義務付けることとした。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	結 果
（措置が不十分） 平成 26 年度の事業に係る簿冊を閲覧したところ、農林水産物の加工所内のエアコン設置に対する補助に関して、異なる（規模の）商品で見積り合わせをしており、適切ではないと思われるものがあつた。具体的には畳数の異なるものを比較していた。市担当者を通じて事業者に確かめてもらったところ、現場を見積業者に見てもらって、比較して設置業者が選定したとのことであつたが、商品が異なれば見積金額が異なるのは当然のことであると思われる。このような見積り合わせの方法は、見積り合わせの趣旨が潜脱されるおそれがあり、公平性の観点においても問題がある。機器は少なくとも同規模のものを比較するよう改善を促す必要があるといえる。 また、市においても、事業者が実施する見積り合わせが適切に行われているかどうかのチェックが十分ではないことから、今後は提出資料の十分な通査を行うよう改善しなければならないといえる。	

No.	24—12	過年度報告書における記載ページ	96（報告書）
中区分	1 補助事業 （2）事業費連動型補助金		
小区分	イ 灌漑排水事業補助金 2 添付書類について		
説明			

	灌漑排水事業補助金 老朽化等により受益地までの通水に支障をきたしている水路等の農業用水利施設について、地元の農業者団体が新設・補修を行った際に工事に要する事業費の 8 割を補助するもの。 なお、灌漑排水事業については、過年度監査時は、大分市土地改良事業補助金交付要綱で定められていたが、現在は、大分市灌漑排水事業補助金交付要綱が策定され、規定されている状況となっている。
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
（A）	（意見） 大分市土地改良事業補助金交付要綱には、提出に必要な添付書類の記載がない。別に作成している実施マニュアルには、フロー図に補助対象者に提出を求める書類が記載されていることから、提出を求める書類を明確にするため、同要綱にも記載すべきである。
（B）	（措置済） 提出を求める書類を明確にするため、通帳のコピーや検査写真などの必要な添付書類を精査し、平成 26 年 3 月に大分市土地改良事業補助金交付要綱にその旨を規定した。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
（措置が不十分） 大分市灌漑排水事業補助金交付要綱を閲覧し、提出書類について要綱に明記されていることを確かめた。 平成 26 年度の当事業に係る簿冊を閲覧したところ、書面上、市の施工承認通知の 2 日後に見積り合わせを実施し、翌日に施工が開始されている事業があった。人員配置や資材の確保の時間等を考えると、見積り合わせの翌日に工事が開始されたとは考えにくく、実質的な見積り合わせないし業者の選定が、市の施工承認通知よりも前に行われていた可能性がある。 市においては、適切な業者選定が行えるよう、施工開始の判断を可能な限り年度末よりも早い時期に行うことが望ましい。	

No.	24—13	過年度報告書における記載ページ	111、122、220（報告書）
中区分	1 補助事業 （2）事業費連動型補助金		

小区分	キ 沿岸漁業経営構造改善事業費補助金 概算払の根拠資料の整備	
説明	大分市補助金等交付規則では、補助金等の概算払いについて次のように定めている。 第 11 条 市長は、前条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため、補助事業等の完了前に交付することが適切であると認めたときは、補助金等の全部又は一部を事前に概算で交付することができる。この場合市長は、補助金等概算交付通知書により補助事業者へ通知するものとする。	
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）		
（A）	（意見） 大分市補助金等交付規則第 11 条によると、補助事業完了後、確定金額を交付することが原則であり、完了前に概算で交付できるのは市長が「補助金等の交付の目的を達成するために適切である」と認めた場合に限られる。したがって、概算払を行う場合は、その対象となる旨の理由を記載した資料の整備が必要になる。 （稚魚等放流事業補助金、漁業協同組合単独水産振興事業費補助金についても同様の意見）	
（B）	（措置済） 沿岸漁業経営構造改善事業費補助金及び漁業協同組合単独水産振興事業費補助金については、概算払いの理由書の提出を義務付けることとした。稚魚等放流事業補助金については、放流する稚魚の種別ごとに交付することとしたため、概算払いの必要性は解消したものとして、平成 25 年度から精算払いとした。	
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見		
結果あるいは意見	—	
（措置されている） 精算払いとしたものを除き、概算払いの理由書は作成されており、措置されているものと判断した。		
今回の監査で新たに検出された事項		
結果あるいは意見	意 見	
＜理由書の内容について＞ 漁業協同組合単独水産振興事業補助金交付要領や当該事業における概算払の理由書を閲覧		

した。当該理由書を閲覧すると、漁協を取り巻く外部環境が厳しい点と、経費が事業進捗に応じて順次精算を行う必要があるとの理由で概算払いをしているように見える。実際は漁協の経営状況が厳しいという理由を踏まえての支出であったが、その部分についての明確な記載がなかった。 団体の決算書を入手するなどして、収支・財産状況を具体的に理由書に明記し、団体の自己資金で賄うことが困難なことを明らかにする必要があるといえる。
--

No.	24—14	過年度報告書における記載ページ	112（報告書）
中区分	1 補助事業（2）事業費連動型補助金		
小区分	キ 沿岸漁業経営構造改善事業費補助金 2 入札の競争原理が働くような仕組みづくり		
説明	①沿岸漁業経営構造改善事業費補助金（国事業） 製氷貯水施設を整備することで、新設された荷捌き施設での出荷体制の強化を図り、漁家経営の安定及び水産業の振興に寄与するため、大分県漁業協同組合に対して、製氷貯水施設等の整備について補助している。負担割合は、国 5/10、県 1.5/10、市 1/10、漁協 2.5/10 となっている。		
	②沿岸漁業振興特別対策事業（県単独補助事業） 大分県漁協大分支店の製氷・冷蔵施設が設置から十数年経過しており、度重なる故障や修理により漁獲物の出荷作業等に支障が出ていることから、機械部分の更新を補助することにより、漁獲物の鮮度保持の向上を図り、魚価及び漁家所得の安定を図ることとしている。負担割合は県、市、漁協（事業主体）が 1/3 ずつとなっている。 なお、製氷・冷蔵施設整備については、500 万円以上のものは①の事業が利用できることが県の要綱で定められている。前回監査では①の事業についての監査意見であったが、平成 23 年度を最後に①は実施されていないため、今回は類似の事業である②について検討している。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	(意見) 漁協において実施した入札の落札率は 99.4 パーセントであり、競争原理が働いているとは言い難い状況である。事業費を低減するための取組を検討していく必要があると考える。		

(B)	(措置済) 当該入札は適正に実施されたものとするが、平成 25 年度に、補助事業を導入する事業者に係る入札時の基準を明文化し、より一層競争原理が働くよう指導を行うこととした。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	—
(措置されている) 平成 26 年度の事業において、沿岸漁業経営構造改善事業については実施されていないため、類似の事業で県の事業である沿岸漁業振興特別対策事業に係る関係書類を閲覧した。業者の選定について問題はないと判断した。老朽化による製氷冷蔵施設の更新については、過年度の氷の使用実績に基づき、必要な規模を算定されていた。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
<トータルコストの検討について> その一方で、取得金額（イニシャルコスト）のみならず、過去に発生した修繕費、水光熱費等の実績数値等を踏まえた維持管理費（ランニングコスト）を合わせたライフサイクルコスト（トータルコスト）の観点で購入かリースか、あるいは修繕かを踏まえた判断が検討された証跡は見当たらなかった。 仮に、同一のトータルコストの 2 つの製品があり、片方はイニシャルコストが低くランニングコストは高い、もう一方がイニシャルコストは高くランニングコストが低いというものがあった場合、補助金がイニシャルコストのみを補助するものであれば、交付先としては、後者の製品を選びやすくなる。設備などの固定資産に対する補助を行うようなものについては、ランニングコストとイニシャルコストの双方を検討する点が有用であるといえる。	

No.	24—15	過年度報告書における記載ページ	137（報告書）
中区分	1 補助事業 (3) 事業費非連動型補助金		
小区分	イ 中山間地域等直接支払制度事業 1 補助対象者が行う見積りや入札の方法について		
説明	中山間地域等の農業生産条件の不利な地域において、耕作放棄地の発生防止、多面的機能増進を図り、集落の農業資源（農地、水路、農道等）を保全することを目的と		

	して、過疎地域自立促進特別措置法等の指定地域（野津原・佐賀関）の対象農用地に関わる農業者等に対して、農用地及び農業施設等の保全や多機能を増進する活動に対して、地目・傾斜、面積に基づき、一定額の支援を行っている。
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
（A）	（意見） 要綱・要領に入札や見積合わせの実施を義務付ける規定を定める必要がある（大分市が行う契約と同様の金額基準で実施することが望ましい。）。なお、事務手続能力面で心配のある個人生産者等の場合は、要綱・要領で定めても実施困難なことがあろうが、極力指導することで補助金が適正価格で利用されるよう牽制する必要がある。
（B）	（措置済） 本事業は国庫事業であり、国、県の要綱・要領には、制度上見積合わせ等物品購入方法の定めはなく、各集落に任せられており、領収書の保管や提出の記述はあるが見積書についてはない。また、交付金の算出根拠は、協定に定めた交付対象面積に対し一定額を交付するものであり、物品の購入金額を元に補助を行うものではないため、要綱等において実施を義務付けることにはそぐわないと考える。しかしながら、交付金の有効活用を図る観点から、平成 25 年度から、高額物品の購入や工事・委託等においては、見積合わせなど、より競争性の高い契約手続を行うよう求めた。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
（措置されていない） 中山間地域等直接支払制度関係書類（集落協定書及び実績報告書）を閲覧したが、見積合わせが行われたことが確認できない資料が散見された。担当課によると、全地区が集まる事業の説明会のときや、集落ごとにヒアリングする際についても契約手続に関する話をしているとのことであったが、結果としては十分な効果が表れていない状況である。また、見積書がなく領収書のみ添付となっているものや、種子代の取引の中に、支払人と受取人が同一となっているものが見受けられ、金額の妥当性、支出の透明性が客観的に判断できないようなものも見受けられた。交付金の有効かつ適切な活用を図るために対応を改善することが求められる。	

No.	24—16	過年度報告書における記載ページ	137（報告書）
中区分	1 補助事業（3）事業費非連動型補助金		
小区分	イ 中山間地域等直接支払制度事業		

	3 補助後の追跡調査について
説明	No.24—15 参照
前回監査における監査人の所見 (A) とその後の市の措置状況 (B)	
(A)	(意見) 購入した設備の所有権や管理責任については、要綱等で定められておらず、購入した設備等の所有権が不明確なままとなっている。また、県の規定では、財産処分時には県の事前承認が必要であり、売却金は県へ納入させることとされているが、大分市の要綱・要領には規定がなく、追跡調査も行われていない。購入した設備の所有権や管理責任についても要綱等で規定し、購入財産の追跡調査を行う必要があると考える。
(B)	(対応中) 財産処分時には県の事前承認が必要であるという規定は、市が事業主体となっている推進交付金が対象であり、本事業の交付金は対象となっていない。事業終了後において本事業により購入した機械等の耐用年数前の処分を禁止する等の規定はないことから、事業終了後の財産処分の制限に関する規定の明文化と個々の購入財産の追跡調査の実施については考えていない。しかしながら、本市の方針として、平成 26 年度までに事業を終了する集落に対し、引き続き活動を推進して行くために必要な機械等の購入財産については、管理体制を明確にするよう指導することとする。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
(措置が不十分) 平成 26 年度に国（農村振興局）から通知された『「中山間地域等直接支払制度の適切な実施について」の細部取扱いについて』によると、本交付金により取得価額 50 万円以上の共用資産を購入した場合、管理台帳等の整備を徹底することとされている。 市は過年度の監査人が求めた追跡調査の実施について、当初考えていないとの回答を措置状況として公表していた。しかし、国の通知などを加味すると資産管理の要請が社会的・客観的にも高まっているともいえることから、市は早急に追跡調査の実施を行うよう、対応を見直す必要があるといえる。 平成 27 年 3 月、7 月に、担当課は管理台帳の整備を各集落に口頭により要請していたが、平成 27 年 10 月末までに、台帳整備の期限の設定やその後の資産確認についての具体的な予定は設けられていなかった。ただ、ヒアリングの過程の中で、担当課から、台帳整備の作成期限を年内まで各集落に通知し、年明けの平成 28 年 1 月～3 月中に、担当課がその確認を行う方針であることを口頭により確認したところである。	

No.	24—17	過年度報告書における記載ページ	137（報告書）
中区分	1 補助事業（3）事業費非連動型補助金		
小区分	イ 中山間地域等直接支払制度事業 4 報告内容の検証手続について		
説明	No.24—15 参照		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（意見） 集落からの報告書の写真には日付が記載されておらず、実際の活動日の証拠としては不十分である。要綱で義務付けることが望ましいが、難しい場合は指導での改善も可能と考える。		
（B）	（措置済） 本事業については、報告書に写真を添付することは義務付けられていないが、より証拠の信頼性を高めるため、市の方針として、写真の提出を求めているものであり、報告内容の検証は活動日誌等の報告書の提出や現地確認を毎年行っていることから、写真の日付の取扱いについては、事務の簡素化の観点から現行どおりとしたい。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	—		
（現時点で実現不可能なもの） ヒアリング等の結果、特に指摘すべき事項はなかった。			
今回の監査で新たに検出された事項			
結果あるいは意見	意 見		
<取引の透明性について> 交付金の一部を集落から事業費として集落内の農事組合法人や自治会に対して、支出しているものがあるが、証拠書類が手書きの領収書のみにより支出を認めている事例が見受けられた。客観的に価格の妥当性や取引の実在性が十分に確認できないものがあった。 種子を外部業者から農事組合法人が買い取り、それを集落に譲渡するという場合、集落が農事組合法人へ支払った領収書のみでは、種子の価格が妥当かどうか、また取引が実際に行われたかどうかを確認できないため、農事組合法人と外部業者との取引にかかる資料を入手するか、集落が外部業者と直接取引するように改善するといった対応が必要となる。 大分市中山間地域等直接支払交付金交付要綱によると、本事業の趣旨は中山間地域等における農業の有する多面的機能の確保を図ることを目的として適切な農業生産活動等の継続的な			

実施を支援するためとされている。

平成 26 年度交付金事業に要した経費の中に、公民館に設置されたプロジェクター設置費が含まれていた。当該設置費は、大分市校区公民館、自治公民館等建設費等補助金によって一部が補助されており、本交付金の事業費としてその残額が計上されていた。なお、担当課によると、交付金は一定額が支出され、その利用に当たっては、交付先の判断が尊重されることから、別の補助金を受けているものであっても問題はないとのことであった。

大分市校区公民館、自治公民館等建設費補助金の実績報告書によると、設置により各種講演会・研修会のプレゼンテーション、子ども会、公民館、老人クラブでの研修ビデオや映画観賞会等に活用できることを成果として挙げていた。ただ、中山間地域等の耕作放棄地発生防止、多面的機能増進を図り、集落の農業資源（農地、水路、農道等）を保全することを目的として行われている本交付金事業との関係性においての記載がなかったため、本交付金事業における具体的な効果は把握できなかった。ただ、担当課によると、交付金の事業費として認める際、国に確認の上実施したため支出は妥当であるとの回答であった。

農業生産活動等の効果的かつ効率的な実施のため、交付金が地域の単なるコミュニケーションの環境づくりのみならず、植栽や草刈り等の農業生産活動に利用されるよう、市の交付要綱に事業費の使途についてのあり方を可能な限り明記するといった対応を行う必要がないか検討されたい。

<市の現地調査について>

農用地の保全活動等に対する市の現地確認については、毎年度 9 月頃に実施し、農用地や法面の草刈りが不十分な地区については、再調査を 11 月から 12 月頃実施している。9 月調査で不十分な地区の抽出、集計は行っていたものの、再調査の日付や再調査内容の証跡が残されておらず、誰がどのような方法で是正状況を確認したのかが客観的に把握できなかった。なお、9 月の確認野帳（現地調査の結果を記載したもの）には、すべて「適（切）」と記載されていたが、担当者によると再調査の結果を踏まえた形で記載されているとのことであった。

今後は、一旦、確認野帳の記載を「否」として備考欄に理由を記載して、再調査の結果で「適」とするといったような実態にあった記載ができないか検討するとともに、再調査については、担当者、日付、調査項目や内容等の証跡を残すなどして、保全活動等の適切性について、網羅的かつ適切な検証が行われていることを明らかにする必要がある。

No.	24—18	過年度報告書における記載ページ	140（報告書）
中区分	1 補助事業（3）事業費非連動型補助金		

小区分	ウ 農地・水・環境保全向上対策事業 1 補助対象者が行う見積合わせや入札の方法について	
説明	過疎化、高齢化等により集落機能が低下する中、地域共同による農地・水路等の資源の保全管理と農村環境保全の向上を図ることを目的として、中山間地域等直接支払の対象とならない地域で、農業者に加え、地域住民（非農家）、自治体、PTA などの多様な主体が参画する活動組織に対して、農地、水路等の基礎的な保全管理活動や、地域資源の質的向上を図る活動に対して、基本的に地目・面積に応じて一定額を交付することとされている。	
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）		
（A）	（意見） 要綱に金額基準による入札や見積合わせが義務付けされていないため、適正価格より高い価格での契約がなされている可能性が高くなる。要綱に入札や見積合わせの実施を義務付ける等の対応が必要である。	
（B）	（対応中） 本事業は国庫事業であり、国、県の要綱・要領には、制度上見積合わせ等物品購入方法の定めはなく、各集落に任せられている。領収書の保管や提出の記述はあるが見積書についてはない。また、交付金の算出根拠は、協定に定めた交付対象面積に対し一定額を交付するものであり、物品の購入金額を元に補助を行うものではないため、要綱等において実施を義務付けることにはそぐわないと考える。しかしながら、交付金の有効活用を図る観点から、平成 25 年度から、見積合わせなど、より競争性の高い契約手続を行うよう求めた。	
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見		
結果あるいは意見	意 見	
（措置が不十分） 平成 25 年度から見積合わせなどより競争性の高い契約手続を行うよう求めたとあるが、平成 26 年度の関連簿冊を閲覧したところ、例えば 10 万円を超える球根代などについて見積合わせが行われていないものが見受けられた。 国、県の要綱・要領には、制度上見積合わせ等物品購入方法の定めはなく、各集落に任せており、見積合わせが行われたかどうかまでチェックしている証拠はなかった。平成 26 年度の簿冊の中でポンプ室建具取替え工事に関して見積合わせが行われていたが、見積金額が 201 千円～481 千円と大幅な開きがあるものが見受けられた。この点を踏まえると、1 社随意契約の場合には、本来もっと安価で実施できるものが、高いコストで実施されるリスクが存在する		

といえ、一定金額以上の取引については見積合わせを義務化する効果が認められると思われる。国の実施状況確認チェックシートにおいても、市町村等は適宜チェック項目を追加することが可能とされているため、見積合わせを定め、その履行状況をチェックしていくことを積極的に検討する必要があるといえる。

No.	24—19	過年度報告書における記載ページ	217（報告書）
中区分	5 外部団体助成（2）施設等管理助成金		
小区分	イ 国営造成施設管理整備促進事業補助金 1 大分県土地改良事業団体連合会への推進事業の委託について		
説明	国営事業で造成した農業水利施設は、農業生産、水資源の涵養、防火用水、洪水防止など多面的な機能を有している。 本事業は、水利施設を管理する昭和井路土地改良区の管理体制の整備、施設の多面的機能が発揮されるような取組の推進を図ることを目的としており、土地改良区の役職員、地域住民、県・市職員、大分県土地改良事業団体連合会職員により構成された昭和井路地区管理体制整備推進協議会により、地域における協議調整や合意形成（協定）、地域住民に対して啓発普及活動が実施されている。 事業には、大分市が実施主体となっているものと、市から大分県土地改良事業団体連合会に業務が委託されて実施されるものがある。委託業務の内容は、協議会の開催、施設見学会、推進活動企画立案となっている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（意見） 大分県土地改良事業団体連合会に委託している推進事業については、内容的に大分市でも実施が可能であり、市として積極的に取り組むべきと考えるのであれば、同連合会に委託する必要性に乏しい。		
（B）	（措置済） 委託業務内容の見直しを行い、専門性を有する推進活動の支援、企画立案等に係るものは継続して委託し、本市で取り組むことがより効果的と考える昭和井路地区管理体制整備推進協議会に係る業務については、本市において実施することとした。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見		結 果	

(措置が不十分)

公表された措置状況が、事実と異なるものとなっていた。

市の措置状況によると、昭和井路地区管理体制整備推進協議会に係る業務については、本市において実施するとされているものの、委託業務契約書に示された仕様書においては、協議会の開催業務を大分県土地改良事業団体連合会に委託していた。

平成 26 年 3 月（平成 25 年度）に公表された措置状況においては次表のとおり、平成 26 年度（平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月）に措置するとされていたが、実際は、措置が不十分だった。

措置予定年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	検討	措置

外部監査の指摘事項及び意見について、措置する予定のものと判断した場合には、各業務を行う際に、措置もれが生じないように、担当者任せではなく、班や課全体で、措置状況の管理を行う必要がある。

No.	24—20	過年度報告書における記載ページ	220（報告書）
中区分	5 外部団体助成（2）施設等管理助成金		
小区分	ウ 漁業協同組合単独水産振興事業費補助金 1 補助対象経費の明確化		
説明	漁獲量の減少や後継者不足に伴う高齢化等の厳しい状況の中、県漁協各支店が行う経営改善や水産資源の繁殖保護、研修会等の取組を支援することにより、水産業の振興を図るために、大分県漁業協同組合大分支店、佐賀関支店、神崎取次店が実施する放流事業、漁場管理、青年部女性部活動、調査研究などの水産振興事業に対して補助を行う。負担割合は市が 2/3、漁協各支店が 1/3 となっている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（意見） 補助の対象となる経費の基準が曖昧であることから、具体的に要領において規定する必要がある。		
（B）	（措置済） 平成 25 年度に「大分市漁業協同組合単独水産振興事業費補助金交付要領」の改正		

	を行い、補助対象経費の項目を具体的に規定したところであり、これに基づき、漁協に対し適正な運営を指導している。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	—
(措置されている) 大分市漁業協同組合単独水産振興事業費補助金交付要領等の資料を閲覧して、補助対象経費が明らかにされていることを確かめた。漁業協同組合単独水産振興事業費補助金交付要領の別表において対象経費が定められていることを確かめた。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
<補助率について> 補助対象経費について、①漁場監視・漁港の清掃に係る日当と②青年部・女性部等活動費の通常総会への出席に係る日当に対して、同じ補助率 2/3 が適用されている。①の方がより公益性と結びつきやすく、②は通常業務の一環であり、公益性が①よりも低いものと推察され、補助金の性格も異なっているように思われる。補助金の支出先は同様であっても、性格が異なるものについては、補助率の見直しも含めて、対象経費が妥当なものかという視点で再検討されたい。	

No.	24—21	過年度報告書における記載ページ	220 (報告書)
中区分	5 外部団体助成 (2) 施設等管理助成金		
小区分	ウ 漁業協同組合単独水産振興事業費補助金 3 実績報告書に添付する支払根拠書類の統一化		
説明	漁獲量の減少や後継者不足に伴う高齢化等の厳しい状況の中、県漁協各支店が行う経営改善や水産資源の繁殖保護、研修会等の取組を支援することにより、水産業の振興を図るために、大分県漁業協同組合大分支店、佐賀関支店、神崎取次店が実施する放流事業、漁場管理、青年部女性部活動、調査研究などの水産振興事業に対して補助を行う。負担割合は市が 2/3、漁協各支店が 1/3 となっている。		

前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
（A）	（意見） 実績報告書に添付する支払根拠書類は、漁協の各支店によりバラツキがあり、どのレベルまで大分市側で確認をしているのか明確でない。添付書類については、一定の基準を設けた上で、その指導を漁協の各支店に行う必要がある。 なお、業者等への外部の支払については、原則として相手先発行の領収書又は請求書により、その支払事実の確認をするのが望ましい。
（B）	（措置済） 実績報告書に添付する書類については、原則的に領収書又は支出証明書とし、平成25年度の実績報告分から提出するよう漁協各支店に指導を行った。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	—
（措置されている） 関連簿冊を閲覧した結果、領収書の添付については、重要な問題は発見されなかった。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
＜支出の妥当性の検討について＞ 女性部の通常総会の出席に対して日当が支出されているが、総会が行われたことを示す証拠（総会資料等）を入手していなかった。領収書のみでは漁協と組合員との内部資料であることから、可能な限り客観的な資料を入手して、支出の妥当性を適切にチェックするよう改善されたい。	

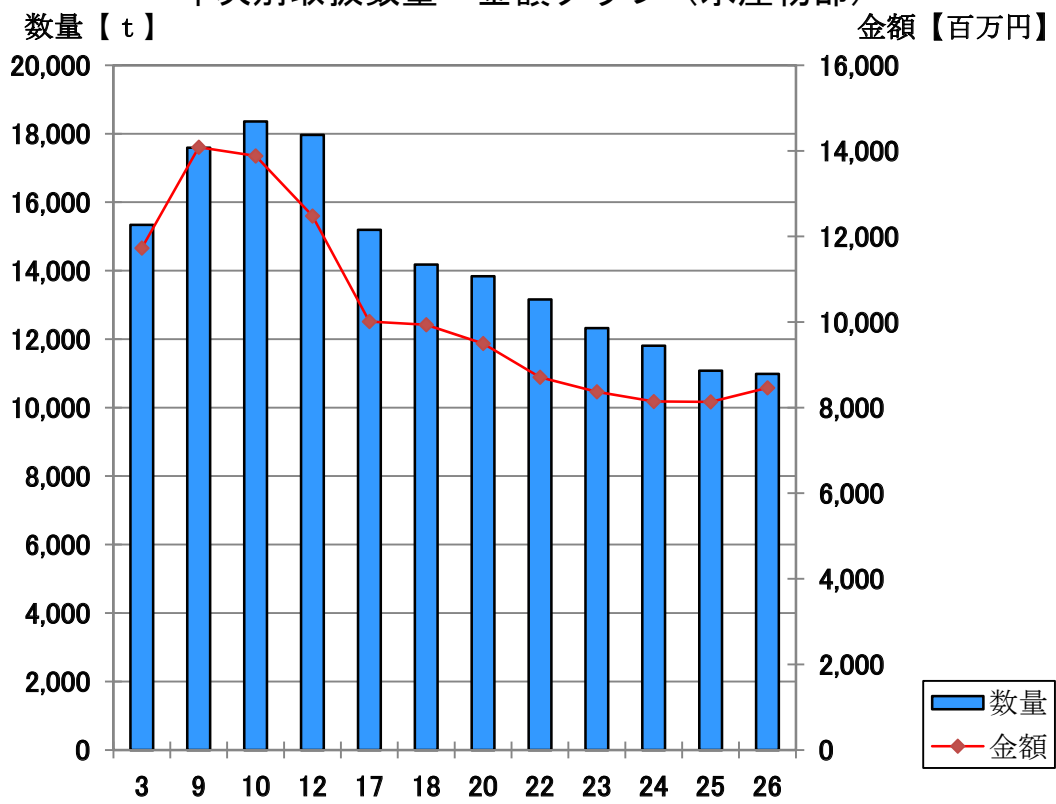
No.	24—22	過年度報告書における記載ページ	4（意見書）
中区分	1 「事業の目的・効果」における総合意見 (2) 経済効果の総合評価・分析		
小区分	イ 総合評価・分析についての意見		
説明	大分市農業振興基本計画及び大分市総合計画の進捗状況は次のとおりである。		

① 目 標 像	② 基本視点	③ 大項目	④ 目標指標名	⑤目標値		⑥実績	
				H23年度	H28年度	H23年度	H26年度
大分市農業振興基本計画	多彩な都市型農業を支える人づくり	多様な担い手の育成・確保	認定農業者数（経営体）	160	170	167	168
			内法人数	37	40	46	48
			集落営農組織数（組織）	12	15	15	15
			内法人数	5	6	6	6
			新規就農者数（人）	25	50	60	84
			家族経営協定数（組）	70	80	59	64
	信頼され魅力あふれる物づくり	環境と調和した農業の推進	農産物認証制度取得農業者数(人)	150	200	147	172
	特性を活かした魅力ある地域づくり	優良農地の確保・保全と効率的利用の促進	農地流動化面積(ha)	500	510	570	601
			耕作放棄地率（％）	12	11.5	6.8	1.25
大分市総合計画	林業の振興	森林の保全	年間間伐面積（h a）	280	250	225	107 (H25実績)
		生産基盤・供給体制の整備	林道の舗装延長（累積）(m)	97,978	99,900	99,918	106,435
	水産業の振興	漁業生産基盤の整備	魚礁設置量（累積）（空㎡）	54,768	63,800	53,518	58,659
		水産物供給体制の充実	水産物流通加工支援による商品化品目数（累積）（品目）	5	16	12	17

前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
(A)	（意見） 戦略的に重要な事業については、最終的な効果である所得効果、人的効果、生産環境効果をもたらしているかどうかを検証し、事業と各効果との関連性を整理した上で、単なる成果指標とは別に、一定期間時系列で調査及び分析をする必要があると考える。
(B)	（対応中） これまで農業振興基本計画に掲げる「人づくり、地域づくり、物づくり」を基本として施策の展開を図ってきたところであるが、今後は、それぞれの部門で戦略的に重要な事業について、それぞれ所得・人的・生産環境の効果を整理する評価指標を平成25年度に作成し、検証することとした。

市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
(措置されていない) 大分市農業振興基本計画目標指標達成状況調査の資料を閲覧した。 基本計画に掲げられている各目標については、進捗状況を把握している。ただ、計画の単一目標の進捗状況は、過年度の監査以前からも行われている。報告書の意見の趣旨は、計画の単一目標ではなく、所得・人的・生産環境の効果を整理する詳細な評価指標を設定して評価することを意図しているものと推察される。 また、措置状況に記載されている平成 25 年度の作成・検証文書が把握できなかった。 例えば、No.24—2 で述べた園芸振興総合対策事業について、販売金額や出荷量の多寡のみならず、生産・販売の効率性をみるといったような詳細な評価が望まれるといえる。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
<大分市公設地方卸売市場（水産物部）について> 大分市公設地方卸売市場（水産物部）について、市の商工農政部農林水産課の担当者にヒアリングするとともに、市場の概要についてその組織や取扱高推移、決算関係資料を閲覧し、卸売市場長に今後の市場の方向性等を確認した。 水産物年次別取扱数量及び金額の年次推移は以下のとおりとなっている。	

年次別取扱数量・金額グラフ（水産物部）



年次別取扱数量・金額の推移（水産物部）

年次	数量 (t)	前年対比 (%)	金額 (百万円)	前年対比 (%)	単価 (円/kg)	前年対比 (%)
3	15,338		11,728		765	
9	17,593	104.8	14,084	109.2	801	104.3
10	18,360	104.4	13,881	98.6	756	94.4
12	17,966	101.3	12,478	97.3	695	96.1
17	15,192	94.8	10,011	97.1	659	102.5
18	14,180	93.3	9,936	99.3	701	106.4
20	13,836	98.0	9,499	95.7	687	97.7
22	13,160	97.4	8,711	99.3	662	102.0
23	12,322	93.6	8,370	96.1	679	102.6
24	11,806	95.8	8,143	97.3	690	101.6
25	11,079	93.8	8,134	99.9	734	106.4
26	10,985	99.1	8,462	104.0	770	104.9

上記のとおり取扱数量、金額ともに下落傾向にあり、卸売市場としても市場活性化策として、
① 毎月第2土曜日に市場を開放し、買い物ができる市民感謝デー（平成21年2月より）や、
② 魚食普及のための調理実習室における料理教室（平成21年10月より）等を開催している
が、その後の動向から見ると卸売市場が活性化しているとまでは言えない。

地域活性化のための有効な方策の一つとして、大分ならではの特色のあるものを持ち、それ
をうまく編集してストーリーとして伝えることは重要と言える。

大分県は関アジ、関サバに限らず、城下カレイ、カボスぶり、カボスヒラメ、三崎がに、太
刀魚、車エビ等、優良な特産品に恵まれ、その海産物に対するイメージは全国的に見ても非常
に高いと考えられる。もちろん、これらのいわゆるブランド製品の産出量が十分に多いわけ
ではないが、これらの産品が醸し出す県全体の水産資源に対するイメージはとりわけ良好なも
のだと推察され、このイメージを利用し、地域の観光資源として活かすため、公設市場の存在は
これまで以上に大きいものと考えられる。

公設地方卸売市場は大分市の中心街から車で約10分程度と近いことから、これを整備し、
観光拠点の一つとすること、あるいは地元のにぎわいの場所とすることは検討に値すると考え
られる。なお、そのためにも現在のように公設地方卸売市場が卸売市場の企画立案と日常のオ
ペレーションの両方の機能を担うのでなく、本庁の商工農政部が企画立案機能を果たし、それ
に基づいて公設地方卸売市場が実施主体となる仕組みとし、企画立案機能を強化する必要があ
ると考える。

No.	24—23	過年度報告書における記載ページ	4（意見書）
中区分	1「事業の目的・効果」における総合意見 (2) 経済効果の総合評価・分析		
小区分	イ 総合評価・分析についての意見		
説明	No.24—22 参照		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	（意見） マクロ的な分析数値と組み合わせて評価することも必要である。事業としては効果があるが、全体としては効果が現れない場合は、重点の置き所が別にないか検討する必要もある。		
(B)	（対応中） マクロ的な分析数値として、所得効果や地域の活性化を評価する上で最もわかりやすい指標だった農業産出額は、平成 19 年度以降、国の統計手法が変わり公表されていない。そのため、農業基本計画では、全体的な目標となる指標を認定農業者数や農地の流動化面積などとし、各種施策を展開している。今後もこれらの目標達成に向け、既存事業の充実を図るとともに、国の農業政策の動向や農林漁業者の意向を踏まえる中で、時代の潮流に合致し、より高い事業効果が得られるよう施策の見直し・新設を行うなど、柔軟な姿勢で取り組むこととした。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	意 見		
（措置されていない） 大分市農林水産業の概況資料等を閲覧し、担当課へヒアリングを行った。 報告書の文言だけでは、当初の意見内容が具体的に把握できなかったことから、担当課にヒアリングしたところ、過年度の監査人が述べたマクロ的な指標が具体的にどういったものを指していたかといった点について、担当課の理解が十分ではなかった。その結果、報告書の意図することと、措置内容の整合性が図られているか判断できなかった。報告書の内容を的確に理解していないと、適切な措置を講じることは困難である。今後は、監査の過程や報告書の内容について十分に課内で検討・理解し、適切な引継ぎを行ったうえで措置を講じていくよう、見直しが必要といえる。			

No.	24—24	過年度報告書における記載ページ	4（意見書）
中区分	1 「事業の目的・効果」における総合意見 (2) 経済効果の総合評価・分析		
小区分	イ 総合評価・分析についての意見		
説明	農林水産業の食に係わる事業は、国の政策に基づき実施されているものが多いが、経済的な意味での施策の中心は、「所得・利潤の向上又は安定」「担い手の確保・育成」の 2 つが大きな課題となっている。また、「生産環境の整備又は維持」は、間接的にこれら 2 つの課題に影響する（過年度報告書 p35）。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	(意見) 経済効果を目的とした事業については、総合的な評価の仕組みを合わせて構築することが重要であり、事後的な効果を整理した上で総合的に見て、各事業を継続するのか、止めるのか等定期的（例えば、5 年ごと）に見直す必要がある。特に農業関連事業は、数が多いため、各事業には延べて薄い予算配分となっており、金額が少な過ぎて、事業として効果の面や必要性の面で意味があるのかと疑われるものもある。		
(B)	(対応中) これまで各種事業については、事務事業評価や予算作成時に精査を重ねてきており、その結果、対象者の減少等に応じ、事業費を削減するなど適切な予算配分に努めてきたところであるが、平成 25 年度に新たな総合評価指標を定めて事業の見直しを行い、事業の継続の必要性等を判定するとともに、必要性の低い事業の廃止又は休止を行うこととした。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見		意 見	
(措置が不十分) 担当者へのヒアリング及び大分市農業振興基本計画の進捗状況の資料等を閲覧した。 総合的な評価の仕組みを合わせて構築したような資料がなく、事務事業評価の過程でも、事業費及び人件費を含めた総事業費と経済効果額を比較した上で事業存続の可否を検討しているような資料は客観的に把握できなかった。担当課によると、農林水産業の事業の多くは、振興、経済効果を目的としており、すべての事業の経済効果を把握することは困難とのことであった。 今後は、総事業費が多額なものについて、事業費に見合った十分な効果が上げられているか、少額なものについてはほとんど成果が上げられず事業実施の必要性に乏しく、事業の廃止を			

討する必要なものはないかに特に留意して、事務事業評価資料等に費用対効果を可能な限り明示するような対応が適切といえる。

No.	24—25	過年度報告書における記載ページ	9（意見書）
中区分	2「事務手続」における総合意見（2）補助事業の要綱・要領の整備について		
小区分	ア 要綱・要領の専用化 イ 要綱・要領の明文化 ウ 要綱・要領の統制		
説明	過年度の報告書において、補助金の事務手続について、概ね要綱・要領に基づいて行われてはいるものの、要綱・要領の整備自体に問題点が散見された。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A①)	(意見) 該当する補助事業専用の要綱・要領自体は存在せず、複数の事業を対象にした汎用的な要綱・要領で対応している場合や、国・県の要綱・要領を引用して事務手続を行っている場合があり、事務が不明確になっている場合があるため、別に専用の要綱・要領を作成した方が良いと思われる。		
(B①)	(措置済) 要綱・要領は、事業の基準化を図るだけでなく、事業実施に際し公平性や透明性などを確保し市民の理解を得る上で重要なものである。これまで汎用的な要綱・要領で多様化する事業に対応してきたが、事業効果の一層の明確化を図る観点から、優良家畜導入事業については、平成 25 年度に専用の要綱を作成した。		
(A②)	(意見) 要綱・要領の内容について、明文化が足りず、担当者の裁量によって判断が分かれてしまう状況が生じている。事業実施者における見積合わせや入札の取扱い、納品や支払を証明する書類の整備、概算払を行う際の具体的要件など担当者の裁量の余地が少ないものについては、早期の明文化を行う必要がある。		
(B②)	(措置済) 担当者の裁量により、事業の採択や実施に影響や矛盾が生じることがないように要		

	綱・要領の見直しを行うとともに、事業の申請から確定・支払までの流れ、提出書類等の根拠となる事項については、平成 25 年度に基準を明文化した。
(A③)	(意見) 要綱・要領の内容や他課との統一性を総合的に統制チェックする部署が明確でない。また、細かな内容(例、補助対象者に提出を求める資料や各種書面様式等)を要綱・要領自体で記載するのか、事務マニュアルで記載するのか等の体系的整備の方針も必要である。統一性・体系性を確保するための体制構築(大分市全体で管理統制する範囲、商工農政部で管理統制する範囲の明確化等)を行う必要がある。
(B③)	(対応中) 「要綱」については、すべて総務課法制室の審査を経て制定や改廃が行われており、統一性・体系性が確保できるよう、法制室と協議しながら規定内容を精査しているところである。 また「要領」は、担当部署における事務実施マニュアル的な一面があり、各事務事業の特性や個別性が表現に反映されることはやむを得ない面があるが、他の要領等と関連があるものについて、平成 25 年度は各課内で協議・検討を行ったところであり、平成 26 年度は部局内で連携を図りながら、可能な限り統一性・体系性を確保できるよう取り組んでいく。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見 (B①)
(措置が不十分) 要綱・要領の見直しに係る会議資料を閲覧した。優良家畜導入事業については要綱が作成されていたものの、他の事業については、どの事業の要綱要領が作成されており、作成されていないかといった状況が識別されておらず、担当課が作成している訓令要綱制定改廃関係書においても、事業や国・県のと市との要綱の対応表などは作成されておらず、措置の対応が場当たり的であったといえる。法律との整合性や国・県のと市との整合性を図る上で、どの事業が見直す対象か、網羅的に検討されていることを客観的に確認できなかった。また、どういう場合に、要領を作らなければならないかというルールがない状況となっている。担当者任せに要領が作成されている可能性があることは否定できない。 要綱・要領の策定・更新等の管理については、全庁的に対応すべき事項である。まず、事業に関連する部・課・班が現状の要綱・要領を一覧表にまとめ、事業との対応表を作成し、要領・要綱が未整備のもの、事務が不明確となっているもの、更新が長期にわたり行われていないものを把握して適時に見直しを行う。そして、所管部署へのモニタリングを行う部署を定めて、	

一覧表や対応表を全庁的に集約して、定期的な進捗管理を行うよう検討する必要がある。	
結果あるいは意見	意 見 (B②)
(措置が不十分) 措置状況に公表されている納品・支払の証明書類等について、どの事業の要綱等で見直しが行われたのか明らかにされていなかったことから、必要な措置が適切かつ網羅的に図られたかどうか判断できなかった。ただ、大分市商工農政部農林水産課が「補助事業費の決定に関する取扱基準」を定めており、所管する補助事業のうち、要綱・要領等に見積合わせ等の義務付けを規定していない補助事業を対象に、補助対象事業者に係る契約の必要事項を明文化していることは確認できた。 市が公表した措置状況には、要綱や要領、基準の具体的な名称が記載されていないが、今後は可能な限り、要綱名や要領名を記載することが望まれる。また、措置する対象が多く、措置状況の公表文に示すのが困難な場合は、少なくともどの事業が措置されたのか事後的に把握できるように、一覧表等を作成・保管しておくことが必要である。一覧表の作成は、措置漏れの防止にも有用であると考えられる。	
結果あるいは意見	意 見 (B③)
(措置が不十分) 監査時点（平成 27 年 9 月）において、最新の要綱が改廃一覧表に反映されていないなど、要綱の管理について不十分な点が認められた。 例えば猪防護柵設置事業については、当該一覧表においては平成 5 年度を最後に更新されていないが、実際は平成 26 年度に要綱が改正されていた。現在どの事業がどの年度に改正が行われていたかどうかを、改廃関係書綴では確認できない状況である。要綱や要領を定期的かつ網羅的にチェックする体制の整備と運用が求められる。 市の要綱の策定・改廃が可能な限り適時に行われるように、定期的（例えば年度に 1 度）に、各班で関連事業すべての要綱・要領等の有無、国・県と市との要綱・要領の対応表を作成して、課全体で取りまとめを行い、一定の水準をもって管理していくことが望ましいのではないかとと思われる。	

No.	24—26	過年度報告書における記載ページ	20（意見書）
中区分	3 今後の農業・水産業施策の課題 (4) 企業化（法人化）、企業参入		
小区分	エ 参考意見		
説明	担当課によると、農業への企業参入の実績は次のとおり。平成 26 年度をみると、		

	県内企業の参入が減少している。参入企業の経営拡大が増加、食品関係・福祉の参入が安定しており、野菜・果樹の園芸品目の参入が大半である。																														
	<table><tr><td></td><td>県外</td><td>県内</td><td>合計</td><td>うち 大分市</td></tr><tr><td>平成 22 年度</td><td>6 件</td><td>29 件</td><td>35 件</td><td>2 件</td></tr><tr><td>平成 23 年度</td><td>11 件</td><td>17 件</td><td>28 件</td><td>1 件</td></tr><tr><td>平成 24 年度</td><td>8 件</td><td>16 件</td><td>24 件</td><td>2 件</td></tr><tr><td>平成 25 年度</td><td>5 件</td><td>13 件</td><td>18 件</td><td>2 件</td></tr><tr><td>平成 26 年度</td><td>9 件</td><td>8 件</td><td>17 件</td><td>2 件</td></tr></table>		県外	県内	合計	うち 大分市	平成 22 年度	6 件	29 件	35 件	2 件	平成 23 年度	11 件	17 件	28 件	1 件	平成 24 年度	8 件	16 件	24 件	2 件	平成 25 年度	5 件	13 件	18 件	2 件	平成 26 年度	9 件	8 件	17 件	2 件
	県外	県内	合計	うち 大分市																											
平成 22 年度	6 件	29 件	35 件	2 件																											
平成 23 年度	11 件	17 件	28 件	1 件																											
平成 24 年度	8 件	16 件	24 件	2 件																											
平成 25 年度	5 件	13 件	18 件	2 件																											
平成 26 年度	9 件	8 件	17 件	2 件																											
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）																															
(A)	（意見） 6次産業化は、見方を変えると、流通経路の変更である。生産者の側から2次産業、3次産業へと進む方向もあるが、企業の側から1次産業を取り込む方向もある。農業生産法人及び企業の農業参入は、人・農地プランとの関連性や6次産業化に留意しつつ、推し進めるべき政策と考える。																														
(B)	（対応中） 農産物価格の低迷や高齢化による担い手不足など農業・農村の抱える問題は深刻化しており、農業生産法人や企業の参入は、活力ある地域づくりのためにも必要な手法となっている。平成25年度には、トマト栽培に関して1社の企業参入があった。また、県外の商工会議所に本市の企業参入に関するパンフレットの配布を依頼したり、大分商工会議所の所報に、記事を掲載するなどの取組を進めていたりするところである。今後も、雇用面や地域資源の活用など、地域との緊密な連携を図るとともに、人・農地プランなどの制度も活かしながら、地域に根付き持続性のある企業等の参入を進めていきたい。																														
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見																															
結果あるいは意見	意 見																														
（措置が不十分） 担当課は、参入件数は把握しているものの、目標や計画の設定、実績値との検討、他市との比較及び検討が行われた証跡がないことから、企業参入の件数が多いのか少ないのか、望ましいのか否かといったことが、客観的に判断できなかった。 近年は企業参入の状況が年に1~2件程度となっているが、年1~2件にとどまっている理由																															

として、市内にまとまった農地がなく、参入が難しいとのことであった。

6次産業化に係る企業参入については、産業振興課と農林水産課（園芸担当班）の担当者間で話し合いも行われているようであるが、議事録等の客観的に確認できる資料等が入手できなかった。現況を踏まえ課題の重要性を評価した上で、目標を掲げ、意義のある効率的な取組を推進するよう改善されたい。

また、現在行っている農業参入の意向調査において、市は、他市に参入したことにより本市への参入意向がないという回答先に対して、本市を選ばなかった理由や他市を選んだ理由を質問する等、これからの改善に結びつく工夫がなされていなかった。今後は参入の意志のない先について、その理由を詳細に把握して、市の課題や優位性を把握するよう改善されたい。

第2.『国民健康保険事業 について』（平成23年度）

No.	23—1	過年度報告書における記載ページ	33（報告書）6（意見書）	
中区分	資格取得・喪失事務及び賦課計算事務			
小区分	資格取得及び資格喪失 大分市への転入者への国保加入案内について（☆）			
説明	大分市国民健康保険の世帯数及び被保険者数の推移は次のとおりとなっている。			
	世帯数			
	(単位：世帯、%)			
	年度末	全世帯数	国保世帯数	加入率
	平成 23 年度末	206,718	63,057	30.50
	平成 24 年度末	208,097	63,064	30.31
	平成 25 年度末	210,226	63,449	30.18
	被保険者数			
	(単位：世帯、%)			
	年度末	全人口	国保被保険者数	加入率
平成 23 年度末	475,788	105,617	22.20	
平成 24 年度末	476,723	104,922	22.01	
平成 25 年度末	477,640	104,670	21.91	
国保に加入していない者（未加入者）には、国保以外の健保組合の被保険者等と、本来国保に加入すべき者で届出を行っていない者が含まれる。				
他市町村からの転入者については住民票の異動届を提出することで住民基本台帳が作成され、その台帳作成後に国民健康保険への加入が可能となる。しかし、他市町村からの転出証明書には国保加入履歴が記載されてくるものの、転出証明書は転出・転入の際に使用する目的であることから、住民票の変更手続を行う市民課から国保年金課へ連絡は行われず、市民課での国保加入の案内のみに留まっている。市役所では市民課と国保年金課の窓口が離れているため、転入者の旧市町村の国保情報から新規加入の必要性を説明しても、加入手続を行わないままとなる人も存在する。				
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）				
(A)	(意見) 他市町村からの転入の際、市民課職員が転出証明書の国保加入履歴を確認して大分			

	市での新規加入の必要性を説明しても、市民課と国保年金課の窓口が離れているため、加入手続を行わない人も存在する。そこで、市民課から国保年金課への国保加入履歴等の情報提供といった協力体制ができれば、他市町村からの転入者で国保加入手続が未了の人の目処を付けることができ、未加入者対策として有効となってくる。
(B)	(対応中) 市民課から国保年金課への国保加入履歴等の情報提供を効率的・効果的に行う手法を検討しているが、転入前の国保加入履歴が紙情報であるため、対象者の抽出に労力・時間を要するほか、各支所出張所からも転入情報を集める必要がある。これらの課題を含め、引き続き市民課等との具体的連携方法の検討を行っていく。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
(措置されていない) 転入前に国保加入者であった者は転入後も国保加入者である可能性は十分考えられるが、転入前に国保であった者を特定するには転出証明書に記載された国保加入の有無の情報を点検しなければならない。しかし、この情報が電算化されていないためすべての転出証明書を職員が目視で確認することになり、事務手続が膨大になることから、市民課からの情報提供による未加入者対策を断念したとのことであった。 市民課と国保年金課の窓口一本化の検討も考えられるが、担当者によると、前回の包括外部監査以前に、国保業務（住民移動のうち出生と転入）を対象とし市民課窓口の一角に国保課職員を配置する形態で試行期間を経て実施したことがあったという。その後、住民異動に係る国保関係の届出を市民課で受ける案があったが、市民課に対して業務内容の説明を行った際、住民異動と国保の異動の考えで異にする部分があり、繁忙期（年度末）に1人の職員が市民課と国保年金課の業務を担当すると、かえって窓口が混雑することが予想され、サービスの低下になりかねないといった理由により実施に至らなかった。 現状は、転入者が大分市に転入した後にいずれかの健康保険に加入する、又は加入しているかは転入者から聞き取るほかなく、市民課窓口でその旨を聞き取り必要であれば国保窓口を案内しているという。 以上の点を総合的に考えると、是正できないのはやむを得ないとも考えられるが、過年度の外部監査以降、市民課等との具体的な連携方法等が改めて検討された証跡はなかった。外部監査の指摘・意見に対しては、措置状況の公表に至る経緯を残しておくべきであるといえる。	

No.	23—2	過年度報告書における記載ページ	37（報告書） 5（意見書）
中区分	資格取得・喪失事務及び賦課計算事務		
小区分	資格の適正化 未加入者への対応事業について		
説明	国のモデル事業を経て、年金事務所から年金情報を入手し、その情報をもとに国民健康保険制度への加入の可能性のある者を推測し、加入の案内を行う制度が始まっている。 具体的には、年金 2 号被保険者（民間サラリーマン・公務員等及び私立学校教職員）の資格喪失情報から民間企業や公務員等を退職した人のうち、国民健康保険への資格取得届が未提出である人を抽出し、国民健康保険の資格取得届提出の勧奨文書を発送するというものである。 大分市では、既に年金事務所との覚書の締結は済ませたものの、活用方法やシステム上の問題等から実際には年金情報は入手しておらず、活用も行われていない。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	（意見） 年金事務所からの年金情報を参考に加入案内を行う事業については、未だ同事務所との覚書の締結のみであり、早期に実行に移すべきである。また、県内の事業所に対し、退職者全員に制度内容と加入義務を伝える文書配布を依頼する県内市町村の統一事業についても、早期の実現に向けた行動が必要である。さらに、ハローワークとの連携等により失業者情報の入手ができれば、未加入者へのアプローチの幅が広がる。		
(B)	（対応中） 年金事務所からの年金情報を参考に加入案内を行う事業については、提供された年金情報から国民健康保険の対象者を効率的に絞り込むことが難しく、事業の実施が困難な状況となっている。 県内の事業所に対し、退職者全員に制度内容と加入義務を伝える文書配布を依頼する県内市町村の統一事業については平成 25 年 2 月に実施した。 ハローワークとの連携等による失業者情報は個人情報保護の問題もあり入手困難であるが、大分労働局の協力により、平成 24 年 10 月から国民健康保険への加入についてのチラシの設置とそのチラシを雇用保険受給者の初回説明会資料と一緒に配布するようにした。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	意 見		

(措置されている)

年金事務所からの年金情報では、国民健康保険適用者か否かを識別できず、報告書の意見のように、年金情報を活用して加入案内をすることは困難とのことであった。

年金被保険者の種別と内容

種別	内容
①第 1 号被保険者	自営業者、学生、無職など 20 歳以上 60 歳未満で、②③以外の者。
②第 2 号被保険者	厚生年金や共済組合に入っている者。
③第 3 号被保険者	②に扶養されている妻・夫で、②でない者。

現在年金事務所からの活用可能な情報に年金 2 号・3 号喪失リストがある。ただし、2 号、3 号喪失リストには、国民健康保険の可能性の高い 1 号被保険者になったか否かといった情報までは記載されていない。そのため、例えば 2 号喪失者においては、健康保険が任意継続健康保険、家族の健康保険の被扶養者、あるいは新たな事業所で被用者保険加入をするなど国民健康保険加入者以外のパターンが考えられ、国保適用者の可能性が高いところを特定できないとのことであった。

今後は 2 号喪失者について、1 号被保険者となる者がいないかを確認するためにサンプルで一定数に対して案内状を送付して、1 号被保険者が未加入となっている場合には加入を促すといったテストを導入し有用性を確認してみることも一つの方法であるといえる。

No.	23—3	過年度報告書における記載ページ	52 (報告書)
中区分	資格取得・喪失事務及び賦課計算事務		
小区分	減免、更正手続 生活困窮者に対する減免について 減免、更正手続 大分市国民健康保険税減額基準（生活困窮減免の基準）について		
説明	減免とは、国民健康保険税の納付が困難な場合に、保険税の金額を減らすことができる制度であり、条例では次のように定められている。 減免（大分市国民健康保険税条例第 25 条第 1 項） 災害その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別な事情がある者に限り、条例で定めるところにより、申請に基づき減免することができる（地方税法第 717 条）。 具体的には、以下のように設定している（大分市国民健康保険税施行規則第 3 条）。		

	なお、これらの減免については、事由発生後又は届出後に到来する納期に係る税額を軽減又は免除するものである。 <table border="1" data-bbox="363 409 1369 750"> <tr> <td data-bbox="363 409 740 555">所得割減免</td><td data-bbox="740 409 1369 555">世帯主と加入者の前年中の所得金額の合計が 400 万円以下で、かつ当年中の所得金額等の合計が、前年中の 7/10 以下に減少すると認められる場合</td></tr> <tr> <td data-bbox="363 555 740 651">天災等による減免</td><td data-bbox="740 555 1369 651">天災により障がいを負った場合、また災害等により住宅や農作物に被害が出た場合</td></tr> <tr> <td data-bbox="363 651 740 750">その他の減免 (生活困窮減免)</td><td data-bbox="740 651 1369 750">前年及び当年中の収入が生活保護基準等を準用した金額以下の場合</td></tr> </table>	所得割減免	世帯主と加入者の前年中の所得金額の合計が 400 万円以下で、かつ当年中の所得金額等の合計が、前年中の 7/10 以下に減少すると認められる場合	天災等による減免	天災により障がいを負った場合、また災害等により住宅や農作物に被害が出た場合	その他の減免 (生活困窮減免)	前年及び当年中の収入が生活保護基準等を準用した金額以下の場合
所得割減免	世帯主と加入者の前年中の所得金額の合計が 400 万円以下で、かつ当年中の所得金額等の合計が、前年中の 7/10 以下に減少すると認められる場合						
天災等による減免	天災により障がいを負った場合、また災害等により住宅や農作物に被害が出た場合						
その他の減免 (生活困窮減免)	前年及び当年中の収入が生活保護基準等を準用した金額以下の場合						
前回監査における監査人の所見 (A) とその後の市の措置状況 (B)							
(A①)	(意見) 生活困窮者に対する減免手続については、給与明細書等が取れない職場等の場合は本人申請の収入状況等申告書に基づき行うことができるが、実際の収入額についての事後的な確認は行っていない。減免事由がなくなった後の納期未到来分の減免の取消しは可能であるため、事後的にも住民税申告に基づく所得は確認すべきである。						
(B①)	(措置済) 減免事由がなくなった後の納期未到来分の減免の取消しは可能であるため、減免事由がなくなった場合には届け出るよう周知を徹底する。また、平成 25 年度より事後的な住民税申告に基づく所得の確認についても実施することとした。						
(A②)	(意見) 現行の生活困窮減免の基準では、支払能力の回復についての記載がなく、年度途中での減免の取消しが行えない。支払能力の回復が認められる場合には年度途中での減免の取消処理が行えるように、基準を整備する必要がある。 また、支払能力を確認する収入の状況を自己申告によってのみ行っているが、証拠書類等で確認も行うべきであり、基準上で証拠書類の確認を規定する必要がある。						
(B②)	(措置済) 大分市国民健康保険税条例により準用する大分市税条例に減免の取消しができる旨の規定があり、これにより国民健康保険税の減免についても年度途中での取消しが可能である。 また、支払能力を確認する収入の状況を自己申告によってのみ行っているが、平						

	成 25 年度より収入等について証拠書類等で確認することとした。								
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見									
結果あるいは意見	意 見								
(措置が不十分) 生活困窮減免の要件は、前年及び当年中の収入が生活保護基準等を準用した金額以下の場合となっている。減免申請時の収入（当年分）は変動していることから、国保年金課は、減免決定の際、当年分は見込みとしており、減免後の逐次の収入等の把握は本人の申告による他は困難として、特段の対応を講じていない。また、生活困窮減免は一時的な収入減少とは異なり、長期にわたり生活保護基準以下ではあるものの何らかの収入がある者が対象となるものであり、その収入が継続する蓋然性も高いととらえており、減免決定後の収入を逐次申告させる等の事務は行っていない。担当者によると、事後の市民税申告に基づく所得確認を行った結果、平成 25 年度以降、減免が不当であったと見受けられる点はなかったとのことであった。 事後確認について 暦年の市民税情報は毎年度 6 月に入手しているが、減免が不当であったようなケースはないとのことであった。この点についての措置は問題ないと思われる。 減免申請時に係る証拠書類について また、減免が自己申告により申請されているものについて、市は措置状況では収入等について証拠書類等で確認することとしたと回答していたが、実際に証拠書類等で確認された証跡はなかった。申請時に証拠書類等の確認が行われたとは判断できず、措置が行われたとはいえない。 減免と軽減について 前述の減免に対して、世帯の前年所得合計額が下記の基準以下の場合に保険料の均等割額と平等割額が軽減される制度が軽減である。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>該当する世帯の所得額基準</th></tr> <tr> <td>7 割軽減</td><td>33 万円以下</td></tr> <tr> <td>5 割軽減</td><td>33 万円＋（26 万円×被保険者等数）以下</td></tr> <tr> <td>2 割軽減</td><td>33 万円＋（47 万円×被保険者等数）以下</td></tr> </table> ※平成 27 年度版国民健康保険のしおり 平成 25 年度の法定軽減該当の被保険者数は次のとおりとなっている。法定軽減該当者は、加入者の 5 割を占めている。		区分	該当する世帯の所得額基準	7 割軽減	33 万円以下	5 割軽減	33 万円＋（26 万円×被保険者等数）以下	2 割軽減	33 万円＋（47 万円×被保険者等数）以下
区分	該当する世帯の所得額基準								
7 割軽減	33 万円以下								
5 割軽減	33 万円＋（26 万円×被保険者等数）以下								
2 割軽減	33 万円＋（47 万円×被保険者等数）以下								

前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）																			
(A)	（意見） 生活困窮者に対する減免手続の申請人数が少ないことから、当該減免制度の認知度が低いと考えられる。より認知度を高める広報手段を検討すべきと考える。																		
(B)	（対応中） 生活困窮者に対する減免制度については、これまでも新規加入者に配布している国保のしおりや、全市的な広報として毎年 6 月の当初課税時期に全戸配布している国保特集号などにおいて周知を図っているところである。また、実際に国保税の納付相談の段階でも、減免制度について個人ごとに説明しているところである。しかしながら、申請件数が減少していることも確かであり、今後もより効果的な広報手段を検討していきたい。																		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見																			
結果あるいは意見	意 見																		
（措置が不十分） 生活困窮減免の申請及び決定件数の推移は下記のとおりである。申請件数は多少の増減が続いている状況となっている。 生活困窮減免の推移 （単位：件） <table><tr><th>年度</th><th>H22 年度</th><th>H23 年度</th><th>H 24 年度</th><th>H 25 年度</th><th>H 26 年度</th></tr><tr><td>申請件数</td><td>15</td><td>25</td><td>12</td><td>23</td><td>27</td></tr><tr><td>決定件数</td><td>9</td><td>13</td><td>5</td><td>15</td><td>10</td></tr></table> 現在、減免制度については、広報（新規加入世帯に「国保のしおり」配布、毎年市内「国保特集号」を全戸配布、大分市ホームページに掲載）するなどして、周知を図っているところであるが、利用実績が表のとおりとなっており、客観的に認知度を広めているとまでは判断できなかった。市民が公平に制度を活用できるように、より周知していく必要があるか否かを検討することが望ましいといえる。		年度	H22 年度	H23 年度	H 24 年度	H 25 年度	H 26 年度	申請件数	15	25	12	23	27	決定件数	9	13	5	15	10
年度	H22 年度	H23 年度	H 24 年度	H 25 年度	H 26 年度														
申請件数	15	25	12	23	27														
決定件数	9	13	5	15	10														

No.	23—5	過年度報告書における記載ページ	65（報告書）
中区分	収納事務		
小区分	還付手続 滞納者の過誤納付について 滞納者の支払能力の把握		

説明	過誤納金とは、徴収金として納付されたものが保険税の更正等により超過納付となった場合の超過額をいい、その発生原因により過納金と誤納金とに区分される。 過納金・・・保険税納付日以降の保険税更正により発生する還付金 誤納金・・・保険税更正日以降に更正前の金額で収めた場合に発生する還付金など過納金以外の還付金 当該年度の歳入に係る過誤納金を還付しようとするときは、還付決議書により還付の決定をし、還付命令書に当該還付決議書を添えて会計管理者に対し還付命令を発するとともに、過誤納金還付通知書を作成して当該納入者に還付の通知をしなければならない。また、当該年度の歳入に係る過誤納金を充当しようとするときは、充当決議兼通知書により充当の決定をし、当該充当決議兼通知書を会計管理者に送付するとともに、過誤納金還付（充当）通知書を作成して当該納入者に充当の通知をしなければならない。 過誤納金の発生 ⇒ 還付決議 ⇒ 還付命令 ⇒ 還付の通知 ⇒ 過誤納金の充当決定 ⇒ 過誤納金の充当通知
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
(A)	（意見） 現状では、差押目的の財産調査は行っているが、回収目的の財産調査は預金残高等を定期的に確認しているのみである。そのため、滞納者の支払能力については十分な把握ができておらず、滞納金の回収が行えない可能性がある。 具体的には、滞納者の勘違いにより二重払いが生じ、結果として滞納繰越分の回収ができたケースがある。このようなケースでは、滞納者に支払能力があることが考えられるため、財産の把握や資力の回復の確認が不十分であったと判断される場合には、預金残高の調査のみではなく、預金増減の動きも確認する等の対応が必要である。
(B)	（措置済） 預金調査において取引のある口座については、預金の増減の動きを確認するため、必要に応じて残高明細書の徴取も行っているところであり、今後とも滞納者の支払能

	力の把握に努めていきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	—
(措置されている) ヒアリング及び預金調査資料等の閲覧から措置されていると判断した。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
<電話催告について> 保険税の未納に係る督促の流れは主に次のとおりである。 <pre> graph LR A[賦課決定・納税通知] --> B[督促] B --> C[催告] C --> D[財産調査等] D --> E[差押等] </pre> (督促) 納期限後 20 日以内に督促状が発送される。 (催告) 催告には、文書催告、電話催告、訪問がある。文書催告である催告書は督促状の納期限後 20 日以内に発送される。 (財産調査等) 主に預金調査、市民税調査が実施されている。 担当課によると、徴収マニュアルにおいて、電話催告は滞納者と直接折衝する手段として職場にいながらできる一番効率のよい方法としている。 納付は第 1 期（納付期限 6 月末）から第 10 期（3 月末）までの 10 期が設定されている。仮に第 1 期（納付期限 6 月末）が納付されなかった場合、7 月中旬に督促状（納期 7 月末）が出力発送されて、主に 8 月より電話催告が実施されている。 担当者によると、平成 27 年度において、8 月は 2,300 件程度、9 月以降は 1,300 件程度（件数は毎月減少している）の滞納が発生しており、囑託の電話専門催告員 5 名が 8 月に 2,000 件弱の電話をしているが、応答なしが 6 割を超えるなど、8 月中に滞納者への電話催告が行えず、9 月を超えてしまうケースも発生しているとのことであった。	

滞納者にとって滞納額 1 期分よりも 2 期分になると納付することがより難しくなり、結果、市の回収も難しくなる。利用しているシステムが納期後 2 か月後に台帳が出力されているため、電話催告のタイミングが遅くなっている。

今後は、電話などによる催告を督促状とのタイミングで同時で行うような検討や、場合によっては督促状が出力されるよりも前に可能なものから電話などによる催告を行っていくように対応して、より滞納額が少ないときに措置を講じることが望ましいといえる。

初期滞納の段階に督促に関わる人員、時間等の資源を投入することが債権回収の鉄則である。

No.	23—6	過年度報告書における記載ページ	76（報告書）				
中区分	滞納整理事務						
小区分	滞納者分類と回収方針・方法について						
説明	市は次表のように滞納者を分類し、滞納者の状況を踏まえて、滞納整理システムにおいて登録している。						
	平成 22 年度分類別滞納世帯の状況						
	滞納分類	支払能力無 ・失業中 ・生活困窮 ・災害罹災等	一時的支払能力不足 ・収入不安定 ・ローン返済中 ・多額借金 ・事業不振等	支払能力有 ・一時的多額課税等	接触困難 ・接触不可能	接触不能 ・所在不明	その他 ・分類困難（調査中の者など）
	滞納件数	(対象世帯数：16,582 世帯) (単位：世帯)					
		4,718 (28.45%)	4,792 (28.89%)	1,188 (7.17%)	9 (0.06%)	608 (3.67%)	5,267 (31.76%)
	滞納金額	(繰越滞納金額：3,701,699 千円) (単位：千円)					
		851,650 (23.01%)	1,686,870 (45.57%)	389,195 (10.51%)	124 (0.00%)	105,055 (2.84%)	668,805 (18.07%)
	前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）						
	(A)	(意見) 滞納者の分類について、分類困難としてその他に区分されている滞納世帯が約 32					

	パーセントもあり、もう少し細分化した分類ができないか検討の余地がある。また、滞納者分類ごとに個別対策を検討し、その対策の有効性について検証していく必要がある。その結果を受けて、効果のある対策に重点をシフトするなどといった見直しを行うことが望まれる。
(B)	(措置済) 滞納者の分類については、従前は電算システム上で 14 分類に仕分けして分類していたが、平成 24 年度からは 22 分類に仕分けし、効果的な滞納整理につながるよう滞納者分類ごとの個別対策を徴収マニュアルに明示したところである。今後も個別対策の有効性について検証し、より効果的・効率的な滞納整理に向けた見直しを行ってきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
(措置が不十分) 22 区分にされていることを徴収マニュアルで確かめた。また、滞納原因について安易に分類困難に区分していないことを確かめた。 ただ、徴収マニュアルにより滞納者の詳細な分類ごとに応じた個別対策が立てられているものの、それらの対策がどの程度実行に移されたかについては、22 分類に応じた滞納整理システムの抽出が不可能となっているために、十分に確かめることができなかった。 収納・滞納者の日常管理業務は地区担当者ごとに行われているが、電話催告や財産調査等が地区（担当者）ごとにどの程度進められているか客観的に確認できなかった。担当者の作業能力等や性格などにより、業務への対応が異なる可能性がある。公平で効果・効率的な業務を実施するための一定の質を確保することが求められる。そのために地区（担当者）ごとに個別対策や進捗状況を横並びで見て管理することは有用である。 すべての個別対策を行うことが困難であれば、少なくとも強弱をつけて必ず対応すべき内容を明確にした上で、業務を進捗管理していくことが求められる。担当課によると、税情報の活用、財産調査、電話による状況把握・催告を業務の優先順位と考えているとのことである。 財産調査の中心とされている預金調査においては、金融機関側の都合もあり、1 金融機関当たり月 500 件程度の調査を行っているのが現状である。したがってすべての滞納者の預金調査を行うことは困難な状況であるから、対応可能な優先順位は税情報の活用と電話による状況把握・催告となるであろう。 今後は前述のとおり、滞納整理に係る資源を初期滞納にもっと振り向けて、電話催告の優先順位を高め、滞納時の初期対応として早急かつ網羅的に対応するよう改善することが望ましいといえる。	

No.	23—7	過年度報告書における記載ページ		83（報告書）13（意見書）																																																																											
中区分	滞納整理事務																																																																														
小区分	財産調査及び滞納処分 差押財産の対象について																																																																														
説明	地方税法第 728 条第 1 項の規定により督促状を発送してから 10 日経過後までに督促に係る保険税を完納しないときは、財産を差し押さえる必要が生じる。																																																																														
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）																																																																															
(A)	（意見） 差押実績のある他の中核市の状況から、生命保険、不動産の差押えについて効果が見込めるため、これらの差押えを強化する必要がある。また、有価証券についても調査できるようにしておくことが必要と思われる。今後は、差押えの対象を広げてノウハウを蓄積することが望まれる。さらに、給与・年金についても差押実績のある他の中核市と比べて十分とはいえず、今後差押えを増やしていく必要があろう。																																																																														
(B)	（対応中） 生命保険、不動産、給与・年金に対する差押えについては、平成 22 年度から強化を図っており、平成 23 年度の差押実績も、前年度と比較して大幅増となった。今後は、人材育成を図ることにより有価証券も含めて差押えの対象を広げ、差押実績が向上するよう更なる取組を強化していきたい。																																																																														
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見																																																																															
結果あるいは意見		意 見																																																																													
（措置が不十分） 国民健康保険税に係る年度別滞納処分（差押）状況は下表のとおりである。 単位：件、千円 <table><tr><th rowspan="2">差押財産</th><th colspan="2">平成 23 年度</th><th colspan="2">平成 24 年度</th><th colspan="2">平成 25 年度</th><th colspan="2">平成 26 年度</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>預金</td><td>328</td><td>122,493</td><td>569</td><td>151,271</td><td>418</td><td>119,146</td><td>307</td><td>106,243</td></tr><tr><td>年金</td><td>22</td><td>15,108</td><td>22</td><td>9,150</td><td>33</td><td>13,240</td><td>27</td><td>6,312</td></tr><tr><td>給与</td><td>149</td><td>96,971</td><td>142</td><td>66,388</td><td>309</td><td>116,522</td><td>246</td><td>91,762</td></tr><tr><td>不動産</td><td>7</td><td>13,420</td><td>18</td><td>13,234</td><td>22</td><td>21,488</td><td>33</td><td>25,478</td></tr><tr><td>その他</td><td>9</td><td>7,172</td><td>31</td><td>22,895</td><td>102</td><td>49,448</td><td>91</td><td>53,183</td></tr><tr><td>合計</td><td>515</td><td>255,165</td><td>782</td><td>262,937</td><td>884</td><td>319,845</td><td>704</td><td>282,977</td></tr></table> その他は生命保険、売掛金等をいう。なお、各年度の金額を四捨五入により記載しているため、合計金額欄の数値とは一致しない。									差押財産	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	預金	328	122,493	569	151,271	418	119,146	307	106,243	年金	22	15,108	22	9,150	33	13,240	27	6,312	給与	149	96,971	142	66,388	309	116,522	246	91,762	不動産	7	13,420	18	13,234	22	21,488	33	25,478	その他	9	7,172	31	22,895	102	49,448	91	53,183	合計	515	255,165	782	262,937	884	319,845	704	282,977
差押財産	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度																																																																								
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																																							
預金	328	122,493	569	151,271	418	119,146	307	106,243																																																																							
年金	22	15,108	22	9,150	33	13,240	27	6,312																																																																							
給与	149	96,971	142	66,388	309	116,522	246	91,762																																																																							
不動産	7	13,420	18	13,234	22	21,488	33	25,478																																																																							
その他	9	7,172	31	22,895	102	49,448	91	53,183																																																																							
合計	515	255,165	782	262,937	884	319,845	704	282,977																																																																							

有価証券及び車両に係る財産調査の判断基準を明文化したものは発見できず、差押及び換価されている状況はなかった。

担当課によると、有価証券については、納付相談時における滞納者からの情報や預金調査の取引明細表等から判明した場合は必要に応じて調査対象としているが、事務の効率性の観点から無作為に対象者を広げて証券会社等への調査は考えていない。車両調査についても、他に差押財産がない場合や悪質な滞納者に対して有効な手段と考えるが、差押を執行した場合に完納に至らないケースは公売も視野に入れておく必要があるため、滞納者の状況に応じて調査対象とするとしているようである。

措置状況について、差押えの対象を広げ差押え実績が向上するための取組を強化するのであれば、有価証券や車両について、具体的に明文化して取り組むことが望ましい。特に車両について、自動車税は県税事務所、軽自動車税は大分市に納税されることから、市が車両所有の有無を比較的把握しやすいため、高額車両の所有の状況等を把握して、悪質なケースについて対応を図る余地がないか検討することが必要と言える。

<給与調査のあり方について>

平成 25 年度及び 26 年度の換価状況は、次表のとおりである。給与が換価金額の 50～60% 程度、預金が 20～30% 程度を占めている。

(単位：千円)

換価	平成 25 年度		平成 26 年度	
	件数	金額	件数	金額
動産	—	—	—	—
不動産	—	—	—	—
預金	367	29,314	295	22,186
年金	23	6,223	21	5,850
給与	206	51,460	163	66,648
生命保険	28	10,052	49	9,792
その他※	18	2,351	25	3,730
合計	642	99,401	553	108,206

その他は売掛金、配当残余金、賃借料等。件数は新規換価件数。

なお、各欄の金額を四捨五入により記載しているため、合計金額欄の数値とは一致しない。

差押えをした場合においても、滞納者が保険税を支払うか又は換価しなければ、滞納の解消にはつながらない。換価実績の高い預金調査及び給与調査を優先して行っていくことは、出口

を見据えた効率的な滞納整理の手法の一つと考えられる。

(単位：件)

		預金	給与	年金	生命保険
平成 25 年度	財産調査件数	31,861	1,778	213	2,708
	差押件数	418	309	33	82
	換価件数	367	206	23	28
平成 26 年度	財産調査件数	28,178	1,483	169	1,156
	差押件数	307	246	27	58
	換価件数	295	163	21	49

預金調査については金融機関側からの要請上、1 金融機関あたり照会が 500 件／月程度となっている。給与調査については、前年度の申告書による市民税調査で、勤務先が識別しやすいといえる（転職・退職者は除く）。また、平成 25 年度及び 26 年度の状況から、財産調査件数に対して差押する割合も高い。預金や生命保険の財産調査では、取引がないあるいは、残高がないといった場合もあり、差押えの対象に成りえない可能性が考えられる。

徴収マニュアル等によると、原則、新規滞納者（現年滞納者）で 3 期以上の税が未納となった場合、滞納処分も視野に入れた納付指導を行うこととされており、（保険税が前年度の所得に応じて決定されることから）前年度の市民税調査は、6～8 月の最初の納付期限 3 期経過後である 9～12 月にかけて行われている。

これについては、現年の新規滞納者に対する市民税調査は、3 期経過前に予め行い、給与等の有無を識別した上で電話催告を行い、3 か月経過した時点において、調査を始めるのではなく、差押の判断という形に見直すことはできないかを検討する余地があるといえる。現状では、8 月は夏季の納付相談など窓口対応や電話問い合わせにより時間を要するのが難しいということであったが、市民税課より一定以上の給与所得者を抽出して、現年滞納者の中の給与の有無を把握した上で電話催告を行うだけでも効果があることと推察される。現年滞納者が過年滞納者・高額滞納者とならないためにも、滞納が長期になる前に現年滞納者の情報を入手して、3 期経過したときには、勤務先への照会や差押を視野に入れた滞納整理を早めに行える体制をつくるのがより効率的な管理であると考えられる。

No.	23—8	過年度報告書における記載ページ	91（報告書）40（意見書）
中区分	滞納整理事務		
小区分	不納欠損処理 借入金過大で支払困難になっている滞納者について		

説明	保険税の滞納金は、次の地方税法の条項に基づいて、不納欠損処理される。時期的には、執行停止から３年経過時（ｉ）、執行停止処分即時（ｉｉ）、法定納期限から５年経過時（ｉｉｉ）の３種類がある。 （ｉ）地方税法第１５条の７第４項 滞納処分の執行の停止が３年間継続したときは、納付義務は消滅する。 （ｉｉ）地方税法第１５条の７第５項 第１５条の７第１項１号（差押財産皆無）の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、納付義務を直ちに消滅させることができる。 （ｉｉｉ）地方税法第１８条第１項 徴収金の徴収を目的とする地方公共団体の権利は、法定納期限の翌日から起算して５年間行使しないことによって、時効により消滅する。
前回監査における監査人の所見（Ａ）とその後の市の措置状況（Ｂ）	
（Ａ）	（意見） 借入金の過大が原因で支払困難となっている滞納者については、返済が終われば自主納付による回収の可能性はある。このような滞納者の取扱いが難しいが、事例を整理して、市が関与して解決を図る、滞納処分の執行停止をするなど状況に応じた対応方針を予め明らかにしておく必要があると考える。
（Ｂ）	（措置済） 借入金の過大が原因で支払困難となっている滞納者への対応については、平成２４年度に徴収マニュアルにて執行停止の適用も含め明らかにした。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
（措置されている） 徴収マニュアルにおいて、ローン返済中で一時的支払能力不足の者について、ローン返済計画の見直し依頼など個別対策が掲げられているものの、滞納整理システムなどから抽出する事が不可能なため、具体的な措置がどの程度講じられているか、事後に確かめることができなかった。 ただし、償還期限間近の滞納者については、保険証更新に合わせて、次回の相談期日を設定するといった対応をとっているとのことであった。特に分割納付の履行者、納付約束に対する不履行がある者については、更新までの有効期限が１か月から６か月といった短い被保険者証	

（短期証）が発行されており、更新のタイミングで相談するようにしているという。

滞納整理システムでは、効率的な滞納整理を行うため、催告、財産、執行停止等の管理項目等について個別の内容に合わせて付箋管理されている。付箋とは、滞納整理システムで管理されている被保険者ごとに、差押財産の有無や預金調査中であること等を示す印をいう。各地区担当一人当たり千数百件の滞納世帯を管理している中、適切かつ効率的な滞納整理、保険証の交付の実施を図るために設けられている。

徴収マニュアルの中の付箋管理項目（滞納整理システム）の中には、多額の借入金の有無や、借入金の償還期限間近の者についての特段入力されたような証跡はなかった。借入金で滞納の発生・解消に影響を及ぼすような可能性のある者について、付箋管理を行い効率的な管理を図る必要がないか検討することが望ましいといえる。

No.	23—9	過年度報告書における記載ページ	106（報告書）14（意見書）
中区分	滞納整理事務		
小区分	延滞金 延滞金の徴収について		
説明	地方税法の規定により、納期限後に国民健康保険税を納付する場合は、納期限の翌日からの日数に応じて所定の延滞金を納付しなければならないが、やむを得ない事由があると認める場合には、減免することができることとなっている。 大分市税条例施行規則により、一定の場合に該当し、特に必要があると認めたときは、納付又は納入することができない金額を限度として延滞金額を軽減し、又は免除する制度が定められている。延滞金の減免を受けようとする者は申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて、市（長）に提出しなければならないとされている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（意見） 延滞金の徴収は、早期納付を促進する効果が認められるとともに、延滞金の未徴収は、納税者間の公平性等の観点からすれば問題もある。問題・課題を検討の上、将来的な方針を検討すべきである。		
（B）	（措置済） 延滞金を減免する際の特別の事情の基準、3つの納税猶予制度（滞納処分の執行停止、徴収猶予、換価の猶予）等との関係を整理し、徴収マニュアルに延滞金徴収の方		

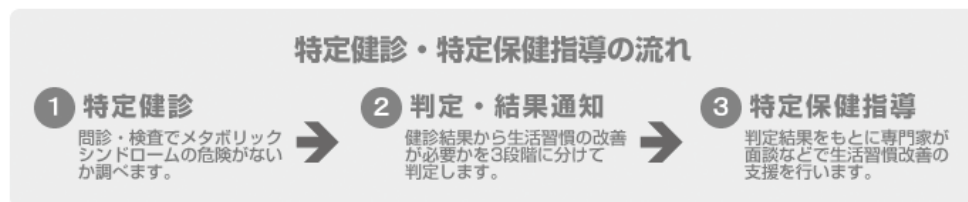
	針を定めた。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	—
(措置がされている) 減免基準は大分市税条例施行規則に規定する延滞金の減免基準に準じて取扱うこととされている。 マニュアルにある延滞金徴収の方針に従って、全体的に適切かつ効率的に運用されているかどうか延滞実績に関する資料を閲覧したが、年度別、地区別等の延滞金額や延滞金の減免額や件数が把握されておらず、年度比較等も行われていなかったため、確かめることができなかった。担当者によると、延滞金については調定額が存在せず、滞納者の本税が完納してから延滞金が確定するものであることから、徴収すべき延滞金額の把握が困難であるとのことであった。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
<延滞金の徴収業務の運用について> 前述のとおり、過年度の報告書から延滞金の徴収の方針を定めたとの措置状況は問題ないといえる。ただ、ルールを定める行為を「整備」とすると、定められたルールに沿って適切に業務を遂行するといった「運用」についても、検討していくことが望まれる。 延滞金の徴収による早期納付への促進、延滞金の未徴収は納税者間の公平性等の観点、機会損失の観点から、少なくとも年度ごと等において延滞金の取り扱いにおいて、期別・地区別での件数比較等を把握、検討することが望ましい。 また、延滞金の取り扱いについて、国民健康保険特集号等について十分に記載されていないことから、早期納付や制度の透明性を図る上でも、より具体的な記載を行っていく必要がある。	

No.	23—10	過年度報告書における記載ページ	130（報告書）8（意見書）
中区分	保健事業		
小区分	事業評価 事業の見直しについて		
説明	国保では、健康の保持・増進や医療費適正化のため、保健事業に取り組んでいる。 保健事業は、生活習慣病予防のための特定健康診査、特定保健指導、重複多受診訪		

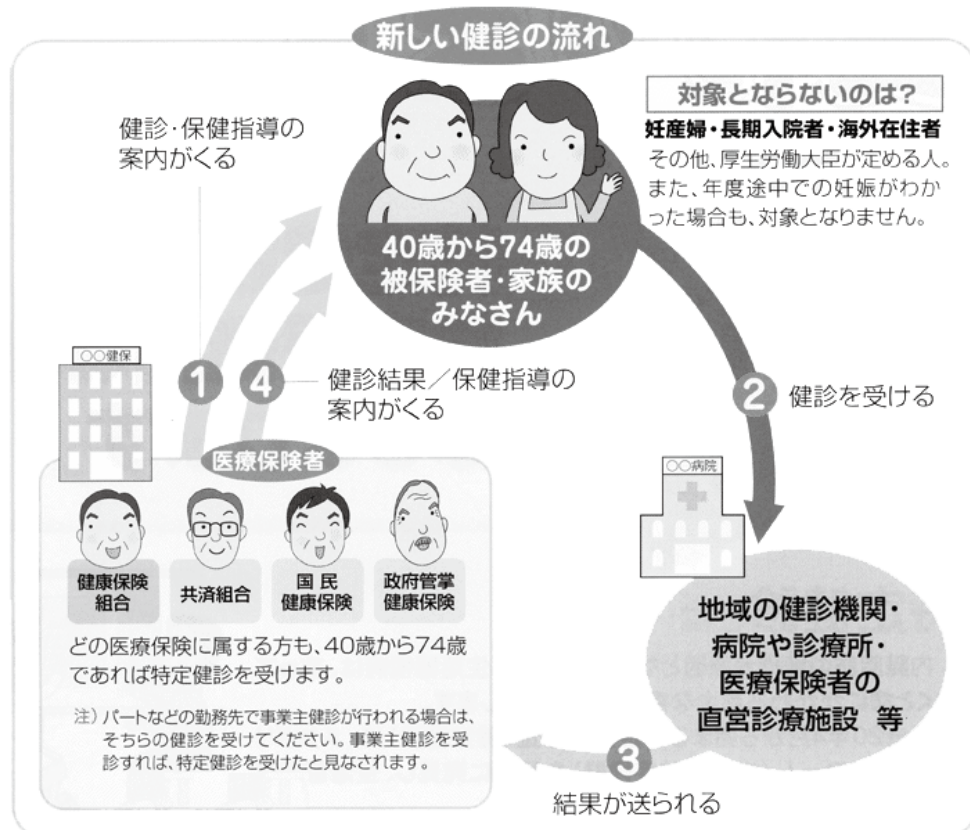
問指導事業、人間ドッグ受診助成事業、はり・きゅう等助成事業、広報活動事業等、保険者が実施できる被保険者の健康保持増進のための事業である。

特定健康診査（特定健診）及び特定保健指導は、各保険者で行うことが法令（高齢者の医療の確保に関する法律）で定められている。

特定健診は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を早期に発見し、生活習慣病を予防・改善することが目的とされ、40歳から74歳までが対象となっている。



（大分県国民健康保険団体連合会ホームページより抜粋）



（大分県国民健康保険団体連合会ホームページより抜粋）

	特定保健指導では、健診結果に応じ、以下の３段階の保健指導のレベルが設定され、個々の健康状態やライフスタイルに合わせた保健指導が行われることとされている。特定保健指導の実施に当たっては、国保年金課のほか、保健所健康課、成人病検診センターで対象者を分担している。 ①情報提供 健診結果の情報提供は全員に実施される。 ②動機づけ支援 生活習慣を振り返り、ライフスタイルにあった目標を設定し、実行に移せるようなきっかけづくりをサポートする。 ③積極的支援 実行を続けられるように継続的なサポートを行う。
前回監査における監査人の所見（Ａ）とその後の市の措置状況（Ｂ）	
（Ａ）	（意見） 特定健診・特定保健指導については、被保険者の健康に寄与し、医療費の適正化にもつながるものであり、高齢者の医療の確保に関する法律で保険者に実施が求められていることから、今後は更なる受診率の増加を図ることが望まれる。また、実質的な効果が把握し難い保健事業については、財政的に余裕がないこともあり、思い切った発想の転換による見直しも必要と考える。
（Ｂ）	（対応中） 特定健診・特定保健指導については、更なる受診率向上対策として、平成 24 年度から個別健診実施期間を通年として対応することとした。また、新たに第 2 次大分市特定健康診査等実施計画（平成 25 年度から平成 29 年度まで）を策定し、受診率、実施率の向上とメタボリックシンドロームの予防、解消に向けて取り組むこととした。その他の保健事業については、事業の必要性と費用対効果を勘案し、必要な見直しを行っていききたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
（措置が不十分） 特定健診の受診率は 30% 台となっており、依然低い状況である。平成 25 年度の大分市国民健康保険事業の実施状況に関する資料をみると、特定健診の受診率向上を図るため、夜間健診を年 1 回（2 日間）、土日の休日健診を毎月 1 回、個別健診を市内 180 カ所の医療機関で実施するといった環境整備や、未受診者に勧奨通知を年 2 回送付するといった対応を行ったものの、結果としてはまだ低い状況となっている。	

平成 27 年 8 月時点において、（社団法人）大分郡市医師会のホームページに掲載されている、特定健診の登録機関から、医療機関のホームページにアクセスすると、当該医療機関のホームページにおいては、特定検診の情報が掲載されていないものが見受けられた。市民は医師会のホームページよりも、かかりつけ医など身近なホームページを閲覧する方が多いと予想されるため、医療機関のホームページに特定健診の情報を掲載する方が効率的であると思われる。ホームページの修正は一定のコストが発生するが、医療機関も健診に係る収入が入るため便益を受けることから、医療機関に対して特定健診の積極的な情報開示をお願いして、受診率の向上に努められたい。

No.	23—11	過年度報告書における記載ページ	134（報告書）
中区分	保健事業		
小区分	特定保健指導の委託に伴う情報管理 委託先との個人情報の管理について		
説明	特定健康診査・特定保健指導委託契約に関して、特定健診の結果その他のデータを 大分市、大分県地域成人病検診センター、大分県国民健康保険団体連合会との間で共有している。これらは個人情報であるため、大分市の規程等に従って管理することが求められる。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（意見） 特定健診の結果は、大分市情報セキュリティ対策基準第 13 条でも重要性分類 A と最も重要な情報に位置付けされており、また、電磁的情報は記録媒体により持ち運びや複写が容易であり、漏えい等の危険性が高いといえる。関連規定を再確認し、管理体制を見直すとともに、特に個人情報が記載された電磁的記録の取扱いについては課内で周知徹底する必要がある。		
（B）	（措置済） 平成 23 年度中に、電磁的記録及び記録媒体の取扱いについて、大分市電子計算機処理管理運営要綱及び大分市情報セキュリティ対策基準の規定を再確認し、責任者による施錠可能なキャビネット等への保管の徹底など管理体制を見直すとともに、職員に周知徹底を図った。		

市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	—
(措置されている) 担当課へのヒアリング及び関連資料を閲覧した結果、問題はなかった。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
<情報セキュリティセルフチェックについて> 担当課によると毎年度、課内では情報セキュリティセルフチェックを実施している。しかし、チェック内容や改善項目の結果の集約、是正状況といった資料が残されていなかった。チェックシートの有効な活用のためには、チェック後の是正が肝要であると思われる。上長が担当者の是正状況を定期的にモニタリングするといった対応があれば、なお望ましいといえる。	

No.	23—12	過年度報告書における記載ページ	135（報告書）
中区分	保健事業		
小区分	特定保健指導の委託に伴う情報管理 フロッピーディスクの管理について		
説明	特定保健指導における情報のやりとりが、フロッピーディスクにより行われる。（平成 23 年 12 月からフロッピーディスクに代えて CD-ROM を使用している。）なお、特定保健指導については、NO.23—10 を参照。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	（意見） フロッピーディスクの取扱い及びフロッピーディスクによる情報提供については、①すべて管理者が保管し、必要の都度、担当者に使用を許可する、②大分市の機関以外にフロッピーディスクを引き渡す場合も授受簿に記録する等、保管方法、受渡し方法等の点で改善が必要である。		
(B)	（措置済） 平成 23 年度中に、記録媒体の取扱い及び授受について、大分市電子計算機処理管理運営要綱及び大分市情報セキュリティ対策基準の規定を再確認し、フロッピーディスクを責任者が保管し、外部に引き渡す際には授受簿に記録するなど、保管方法、受渡し方法を見直すとともに職員に周知徹底を図った。		

市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	—
(措置されている) 特定健診データに関する授受簿、持出管理簿を確認して記録されていることを確かめた。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
<授受簿に対するチェックについて> 授受簿については、作成されているものの、上長など第三者が当該授受簿を閲覧した形跡がないため、授受簿が適切かつ網羅的に記載されているか確認されていない状況である可能性が高い。今後は、第三者による定期的なチェック及び査閲者の押印があることが望ましいといえる。	

No.	23—13	過年度報告書における記載ページ	199（報告書）
中区分	国民健康保険特別会計の財政運営		
小区分	総務費・諸収入・諸支出 保健指導員の訪問指導について		
説明	保健指導員については、保健師の資格を持った者が、健康増進、医療費適正化の観点等から重複多受診者への訪問指導や人間ドックの結果を受けて訪問指導することが主要な業務である。大分市保健所にも保健師はいるが内部事務が主体であり訪問指導を主体とはしていない。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（意見） 保健指導員による訪問指導の効果の確認は難しいが、訪問対象者について医療費増減の分析を行っており、一定の医療費削減効果も見られる。今後は、このような訪問指導の結果分析を継続するとともに、医療費削減に向けて、どのように訪問指導を行っていくかを工夫することが必要である。		
（B）	（措置済） 生活習慣病の発症予防、重症化予防対策として、健診受診後の対象者への保健指導が大変重要であることを踏まえ、健康課との連携を強化する中で、平成 25 年度から		

	は、保健指導員による訪問指導について、重複・多受診者への訪問指導から人間ドック、脳ドック受診者や特定健康診査受診者への訪問指導へとシフト変更を行い、医療費削減を図っていきたい。	
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見		
結果あるいは意見	意 見	
(措置が不十分)		
特定健診を受診した者のうち、下記の生活習慣指導が必要とされる者への訪問実施状況は下記のとおりである。		
生活習慣指導が必要とされる者とは		
年齢	35 歳～69 歳	70 歳～74 歳
基準	e-GFR50 以上 60 未満かつ 糖尿病 要指導者 高血圧 要指導者 高脂血症 要指導者	e-GFR40 以上 60 未満かつ 糖尿病 要指導者 高血圧 要指導者 高脂血症 要指導者
e-GFR：推算糸球体ろ過量。腎臓にどの程度老廃物を尿へ排泄する能力があるかを示したものの。値が低いほど腎臓の働きが悪いといえる。		
訪問指導状況		
	平成 25 年度	平成 26 年度
対象者数（生活習慣指導が必要とされる者）	336 人	670 人
指導を実施した人数	278 人	265 人
実施しなかった人数	58 人	405 人
実施率	82.7%	39.6%
平成 26 年度は訪問指導を行っていない者が多くみられた。この中には既にかかりつけ医に相談している者も含まれているため、市の指導が不要という者も含まれているが、実施率が減少している点は全体として明らかである。		
特定健診の結果、かかりつけ医から専門医へ受診勧奨されるほどの腎臓の働きが低下している受診者は、そのリスクを伝えることにより文書や電話により受診者自身が医療機関を訪問することは予想される。これに対して、生活習慣指導の改善が主な対応とされる上表の対象者においては、本人が緊急性に乏しいとの認識をもっている可能性も考えられる。腎機能の低下の進行が早まれば慢性腎臓病（CKD）のリスクが高まることになり、患者が増えれば医療費の増大につながる可能性がある。		

大分市の人工透析患者数は年々増加傾向にあり、特定疾病の罹患率は平成 25 年度においては、中核市で 2 番目に高い数値となっている。医療費を抑えるためには、いかに CKD 予備軍を抑えていくかがカギになる。

人工透析患者数等の推移

年度	人工透析患者数	特定疾病患者数	特定疾病罹患率	中核市順位
平成 24 年度	425 人	528 人	0.50%	1 位／42 市
平成 25 年度	436 人	548 人	0.52%	2 位／42 市
平成 26 年度	456 人	561 人	0.53%	—

※特定疾病…人工透析が必要な慢性腎不全、血友病等で、一月の自己負担の限度額が原則 1 万円となる。

要指導者については、特定健診時に連絡先等がわかるのであれば、より積極的に生活習慣指導を行うようにすることで、医療費の比較的高額な慢性腎臓病（CKD）の予防に役立つと思われる。医療費削減につながるよう、特定健診の受診率の向上はもちろん、生活習慣指導が必要とされる者に対するフォローも強化・徹底していくことが求められる。

No.	23—14	過年度報告書における記載ページ	26（意見書）
中区分	現状分析と大分市の対応		
小区分	財政支援制度 基準給付費について		
説明	年齢階層別一人当たり医療給付費が全国平均と同じと仮定した場合の当該保険者の医療給付費を「基準給付費」という。年齢階層別は、0 歳から 14 歳、15 歳から 44 歳、45 歳から 64 歳、65 歳以上等に分けられており、医療給付費は、医療費から患者負担分を除いたものをいう。 1 人当たり実績給付費が「基準給付費」の 1.14 倍を超える場合には、指定市町村となり、国保事業の安定化に関する計画（安定化計画）を厚生労働大臣の定める指針に沿って作成することが義務付けられる制度があったが、平成 22 年度で廃止となっている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（意見） 大分市は、実績給付費が高いことにより、定率国庫負担金や国・県からの調整交付金の減額を受けてきた。この制度は平成 22 年度で廃止となったが、給付費の全国平均を超えていることに変わりはなく、基準給付費に対する比率を給付費削減の目標指		

	標とすることは、今後も有効と思われる。ただし、給付費削減＝医療費削減は、国保年金課だけではなく大分市としての政策的な対応が望まれる。										
(B)	(対応中) 定率国庫負担金や国・県からの調整交付金の減額制度は平成 22 年度で廃止となったが、引き続き国から基準給付費の情報が提供されることから、これまで同様、基準給付費を給付費削減の目標指標とし、給付費の削減に向けて取組の強化を図っていききたい。また、健康課と連携し、平成 23 年 12 月に提出された「大分市生活習慣病対策に関する提言書」に基づき、平成 24 年度より既に実施している慢性腎臓病訪問指導事業や平成 25 年度より実施する病診連携システムの活用その他の生活習慣病対策に係る様々な取組を順次実施して行くことで、市民の健康づくりと医療費の削減に努めていきたい。										
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見											
結果あるいは意見	意 見										
(措置が不十分) 大分市生活習慣病対策に関する提言書を閲覧したところ、いくつかの提言メニューが総花的に並べられているものの、どの項目が医療費削減に直接的に影響するかどうかの判断が行われていない。例えば、高額医療費につながるといわれる慢性腎臓病の予備軍と判断される者に対する保健指導率の向上を重点的に行うといった効果的な対応が望まれる。 ただ、国保年金課が策定した大分市保健事業実施計画（データヘルス計画）の平成 27 年度の実施計画においては、次表のような定量的な指標が掲げられており、計画については、生活習慣病の発生予防、重症化予防のための具体性のある計画が抽出されているものと判断できた。 計画の内容は次のとおりである。											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>目標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 重症化予防事業</td><td>新規人工透析患者数の抑制 前年度比 1.15 以下</td></tr> <tr> <td>2. 特定健康診査未受診者対策</td><td>特定健診受診率 50%（特定健康診査等実施計画に基づく）</td></tr> <tr> <td>3. 特定健診受診者のフォローアップ（特定保健指導未利用者対策）</td><td>特定保健指導率 40%（特定健康診査等実施計画に基づく）</td></tr> <tr> <td>4. 医療費適正化事業</td><td>医療費の伸び 2.0 以下 受診率 690 以下 (受診率はレセプト件数／加入者数)</td></tr> </tbody> </table>		項目	目標	1. 重症化予防事業	新規人工透析患者数の抑制 前年度比 1.15 以下	2. 特定健康診査未受診者対策	特定健診受診率 50%（特定健康診査等実施計画に基づく）	3. 特定健診受診者のフォローアップ（特定保健指導未利用者対策）	特定保健指導率 40%（特定健康診査等実施計画に基づく）	4. 医療費適正化事業	医療費の伸び 2.0 以下 受診率 690 以下 (受診率はレセプト件数／加入者数)
項目	目標										
1. 重症化予防事業	新規人工透析患者数の抑制 前年度比 1.15 以下										
2. 特定健康診査未受診者対策	特定健診受診率 50%（特定健康診査等実施計画に基づく）										
3. 特定健診受診者のフォローアップ（特定保健指導未利用者対策）	特定保健指導率 40%（特定健康診査等実施計画に基づく）										
4. 医療費適正化事業	医療費の伸び 2.0 以下 受診率 690 以下 (受診率はレセプト件数／加入者数)										

特定健診受診率よりも特定保健指導率が低いのは、国がそのような方針を設定しているとのことであったが、特定健康診査を受診しても特定保健指導等の適切な対応が実施されなければ、医療費の抑制にはつながらない可能性がある。健診を受けている者は、健診を受けていない者に比べて健康に対する意識が高い可能性があり、また、一度医療機関等を健診時に直近の連絡先を把握できることから、保健指導の案内がしやすいという面を考慮すれば、特に特定保健指導の方法等（特定健診受診者のフォローアップ）についても検討する必要があるといえる。

No.	23—15	過年度報告書における記載ページ	29（意見書）
中区分	組織・人員強化と事務の効率化		
小区分	組織・人員強化 収納嘱託員の管理について		
説明	過年度の大分市国民健康保険事業財政健全化計画において、国民健康保険税の収納率向上のために、組織体制の強化と人材育成に関連して次の事項が掲げられている。専門能力アップや目標・責任の明確化を目的としたものである。 ① 有識者（徴収アドバイザー・納税課滞納整理担当班OB、国税局OB等）の活用 ② 職員及び嘱託職員において、県及び民間主催等の各種研修に参加し、スキルアップを図る。 ③ 職員個々に徴収目標を設定し、目標達成に向けた取組の強化を図る。 ④ 滞納金額に応じ、責任区分を明確にする。責任者と担当者との協議により個々の滞納者に応じた取組を行い、毎月進捗状況を上司に報告する。 国保年金課の嘱託職員には、保険税の滞納者に対して訪問徴収を行う収納嘱託員、滞納者に対して電話催告を行う電話催告嘱託員、保健給付に係る事務補助嘱託員等が配置されている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A①)	(意見) 収納嘱託員は、徴収金額を基準とした歩合制を採用している関係もあり、積極的に保険税の自主納付や口座振替を推進することは期待できない。被保険者としても、支払が遅れても収納嘱託員が現金徴収に来てくれることが分かると便利に使ってしまう可能性もある。したがって、本来支払能力があるにもかかわらず、収納嘱託員の徴収が慣習化している納税者がいないかモニターする必要がある。		

(B①)	(措置済) 収納嘱託員の徴収については、納付簿・徴収日報・訪問記録で確認し、慣習化の防止に努めてきたが、さらに徴収の慣習化につながらないよう、平成 24 年 8 月に、収納嘱託員の報酬について現年度分の能率給基準を下げ、過年度分の能率給基準を上げる等の改正を行った。
(A②)	(意見) 口座振替への切替に伴う収納嘱託員の歩合給については、初回から振替不能となる場合もあり、再考する必要がある。支払能力があると思われる納税者には、収納嘱託員以外の職員が口座振替を勧奨するか、コンビニ納付の導入や延滞金の適用などにより自主納付を促進する方向で対応すべきと思われる。
(B②)	(措置済) 収納嘱託員の口座振替への切替に伴う歩合給の見直しについては現行どおりとし、初回から振替不能となった場合の収納嘱託員への指導を強化していく。また、職員が納付相談を受ける際や、電話催告嘱託員が電話催告する際に口座振替を勧奨し、自主納付を促進していく。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	—
(措置されている) 平成 27 年 2 月から 10 月までの収納嘱託員研修会連絡事項資料において、口座振替の依頼が 1 度（6 月）だけ確認できたが、それ以外は、班長等の管理職員が収納嘱託員や電話催告嘱託員に対して、口座振替の勧奨や自主納付への促進を図っているような資料は確認できなかった。その後、同年 11 月の会議での指導を行ったことが担当課より報告されたため、措置状況に重要な問題はないと判断した。 口座振替で例えば 3 か月や 6 か月の入金継続した場合に、収納嘱託員への歩合給を支給するといった方法も考えられるが、経過の確認作業も困難であるため、考慮していないとのことである。 なお、市としては、現在、自主納付の観点から収納嘱託員の歩合給を改定し、集金業務自体も減らしていく方向で見直し中ということであり、中核市 45 市中 38 市が導入しているコンビニ収納も併せて検討しているとのことである。	

No.	23—16	過年度報告書における記載ページ	30（意見書）
中区分	組織・人員強化と事務の効率化		
小区分	事務の効率化と合规性 事務取扱要領の整備について		
説明	国保年金課の各種の事務に関する事務取扱要領を作成する必要性やメリットには、以下の点がある。 ① 法令・条例との関連性を確認することで合規制を確保し、法令・条例の適用要件を明確化できる。 ② 法令上の任意規定等について、適用するか否か明確にする必要がある。 ③ 法令・条例を踏まえて、基本的な事務の枠組みを構築できる。 ④ 法令・条例で書面（通知書・届出書等）の記載事項が定められている場合、書面様式を確認する必要がある。 ⑤ 現状の事務手続を再整理しながら文書化することで、処理の統一化・効率化を図るとともに、整理過程で現状の問題点を明確化できる。 ⑥ 新任職員の研修資料に利用することができ、担当者が交代しても統一した処理を継続できる。 ⑦ 法令の改正等の事情により事務手続を変更する場合に、職員への伝達を容易に徹底できる。 ⑧ 納税者間の公平性の確保の面から、別途、判断のガイドラインや基準等が必要なものを明らかにできる。 詳細な部分（付随的法令、法令の解釈、判断の基準、徴求する証拠等）は、必要に応じてマニュアルやガイドライン等で補うことを前提として、事務取扱要領は、中核となる法令・条例を事務処理として体系的に組み直して、全体像を分かりやすく説明することを目的として作成することが重要である。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	（意見） 国保年金課の各種の事務手続については、一部を除き、事務取扱要領が整備されていないため、現実に行われている事務手続が特に合规性の面で整合性が取れているのか、不安がある。事務取扱要領を整備すべきである。また、必要に応じて、マニュアルやガイドライン・基準等も整備する必要がある。		
(B)	（対応中） 各種事務手続については、法令、条例、規則等に基づき行っているところであるが、担当者ごとに不整合がおきないよう、詳細な事務取扱要領等を整備したところであ		

	る。今後とも適正な整備等に努めていきたい。																		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見																			
結果あるいは意見	—																		
(措置されている)																			
国保税徴収マニュアル及び被保険者資格証明書等に係る事務取扱要領、収納嘱託員の手引き、催告事務嘱託員業務マニュアル等を閲覧し、事務手続が整備されていることは確かめることができた。																			
今回の監査で新たに検出された事項																			
結果あるいは意見	意 見																		
<収納業務に係る管理者のモニタリングについて> 大分市の国民健康保険料の収納率は、他市と比較して比較的高いところに位置付けされている。 大分市の収納率と中核市の状況 <table><tr><td>平成 26 年度</td><td>収納率</td><td>中核市平均</td><td>中核市順位</td></tr><tr><td>現年課税分</td><td>93.16%</td><td>90.19%</td><td>7 位／45 市</td></tr><tr><td>滞納繰越分</td><td>29.91%</td><td>18.54%</td><td>1 位／45 市</td></tr><tr><td>合計</td><td>80.48%</td><td>72.03%</td><td>5 位／45 市</td></tr></table> 担当者が利用する徴収マニュアルや事務取扱要領等は閲覧できたが、実際の滞納者管理等の個別の作業は各地区担当者が行っている。地区担当 1 人あたり千数百件の滞納世帯を担当しており、効率的かつ確実な滞納整理、保険証交付事務を行う上で、滞納整理システムでは付箋管理を行っている。これは、催告、財産、執行停止、実態、滞納処分、保険証などの項目について付箋により仕分けされ管理するやり方である。滞納者が多いため、日常業務において、担当者の力量により対応に差が出る事はやむを得ない。 その中で、担当者の入れ替わりがあっても、今後も収納業務及び滞納整理業務が高い水準で実施されるためには、事務マニュアルの整備や研修・教育はもちろんであるが、管理者（リーダー、参事、課長等）が週時あるいは月次で担当者の業務の水準や適切性、進捗度に関するモニタリングを行っていくことが重要となる。 平成 27 年 3 月 30 日付の滞納処分停止決議書類を閲覧した。滞納処分の（執行）停止とは、差押え、換価、配当といった滞納処分について、滞納処分を執行することができる財産がないとき、滞納処分をすることによって生活を著しく逼迫させるおそれがあるとき等に、その処分				平成 26 年度	収納率	中核市平均	中核市順位	現年課税分	93.16%	90.19%	7 位／45 市	滞納繰越分	29.91%	18.54%	1 位／45 市	合計	80.48%	72.03%	5 位／45 市
平成 26 年度	収納率	中核市平均	中核市順位																
現年課税分	93.16%	90.19%	7 位／45 市																
滞納繰越分	29.91%	18.54%	1 位／45 市																
合計	80.48%	72.03%	5 位／45 市																

を停止することをいう。なお、執行停止が3年間継続したときは納税義務が消滅する。 書類には、決議書の決裁の表紙と執行停止要件別の一覧表と滞納者ごとの滞納処分の停止決議書（調書）が綴られていた。期別件数が6,704件（滞納者404名）を超えており、各人ごとの停止決議書1枚1枚に、班担当者、班長、参事補、参事、課長が押印していたが、一部押印漏れがあった。 より大きな目で業務を捉えられるよう、同時期の執行停止の件数や金額、滞納者や滞納金額と停止処分の金額、比率等を記載した添付資料を貼り付け、地区別・地区担当者別の比較により、業務水準の確保や地区ごとの特性を把握することも検討されたい。 滞納整理事務については、滞納者の数が多いため、優先順位を付けて業務を行うことが肝要であり、管理者（上長）においても、すべての点ではなく重要な点にしっかりとチェックする時間を充てられるよう、上席者の管理方法についても、可能な限り明確にして、業務を遂行することが必要となる。

No.	23—17	過年度報告書における記載ページ	35（意見書）
中区分	滞納整理における事務手続上の問題		
小区分	滞納整理の基本方針 今後の方針についての提案		
説明	租税債権は、最終的には納付による完納か、停止を経て不納欠損処理として完結させるしか方法がない。後者の場合には、滞納者の資力や負債状況を客観的に判断して、滞納処分の執行停止を行った場合、地方税法上では3年間停止処分が取り消されずに3年間継続した場合に租税義務は消滅するとされている。 従来の大分市は、滞納処分が行われず、かつ、執行停止措置がされないまま、解消の見込みがない滞納金が増え、山積みとなっていた。これを解消する目的もあり、平成22年度からは、滞納処分を積極的に行う方針に転じ、平成23年度からは、3期以上滞納者に対しては、滞納処分（差押え）を随時行うこととした。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（意見） 短期証の取扱いを整理し、支払能力のある者には滞納処分を早期に行う一方で、支払能力に欠ける者の支払可能額を算定し、支払不能額について滞納処分の執行停止を行う方針に転ずる必要がある。他方、執行停止を積極的に行う補償として、虚偽の弁明や状況の好転に係る調査を強化し、これらが判明すれば執行停止措置を解除するこ		

	とも重要となる。			
(B)	(措置済) 平成 24 年度に徴収マニュアルを整備し、支払不能な者には執行停止を適用することとした。また、執行停止後の財産調査を随時行い、状況に応じて執行停止の解除を行うこととした。			
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見				
結果あるいは意見	意 見			
(措置が不十分) 滞納処分とは、納税の告知を受けた納税者が納期限までに納付すべき国保税を完納しなかったときに送付する督促発布後の、財産の差押から配当を実施するまでの処分を意味する。滞納処分の執行停止については No.23—16 を参照のこと。 差押実績及び滞納処分の執行停止については、次表のとおりとなっている。				
差押実績				
年度	差押実績		差押による徴収実績	
	件数	金額	件数	金額
平成 23 年度	515 件	255,165 千円	362 件	61,868 千円
平成 24 年度	782 件	262,937 千円	637 件	93,084 千円
平成 25 年度	884 件	319,845 千円	642 件	99,401 千円
平成 26 年度	704 件	282,977 千円	553 件	108,206 千円
滞納処分の執行停止				
	延人員	期別件数	停止税額	
平成 23 年度	2,660	33,430	492,668 千円	
平成 24 年度	3,288	38,544	485,085 千円	
平成 25 年度	2,545	28,462	379,619 千円	
平成 26 年度	2,100	23,321	267,558 千円	
これらの数値について集計はされているものの、あるべき数値の設定・比較、数値の多寡に対して検討されていないため、差押実績や滞納処分の執行停止に対する評価が不十分であった。今後は、上記の数値を収納率や滞納金額等と比較するなどして、可能な限り実績値の集計のみならず、その数値に対する評価を行うとともに、その評価資料を残しておく必要がある。				

滞納処分の執行停止後の財産調査で担税力が認められる場合には、執行停止の解除が行われる。前監査人も執行停止を積極的に行う補償として、虚偽の弁明や状況の好転に係る調査を強化し、これらが判明すれば執行停止措置を解除することも重要となると述べている。執行停止後の財産調査を行っていることは推察できたが、今後は当該財産調査による執行停止後の解除件数についても数値管理をしておくことが望ましいといえる。

第3.『保健所行政について』（平成22年度）

No.	2 2 - 1	過年度報告書における記載ページ	23（報告書）		
中区分	収入事務				
小区分	保健所等使用料収入事務　使用料算定に係る内部統制について				
説明	行政財産を使用しようとする者は、所定の行政財産使用許可申請書を提出する。当該申請書の提出を受けた保健所の担当者は、所定の算定基準により行政財産使用料を算出し、使用許可と併せて福祉保健部長の承認・決裁を受けることとなる。 行政財産使用の許可及び使用料の収受に関わる事務手続の流れは以下のようになっている。				
	行政財産使用許可手続	申請者	大分市保健所 ・福祉保健部	大分市 会計管理者	指定金融機関
	行政財産使用許可申請書	受付・許可伺起案			
		提出			
		承認・回付			
	行政財産使用許可書	福祉保健部長による使用許可			
		交付			

	行政財産使用料の収入手続・会計登録手続 通知 使用料の 納付 使用料の 算定 承認・決裁 調定の 登録 財務会計 システム 領収証書 交付 使用料の 収納 大分市預金口座 に受入れ 収支日報 領収済 通知書 収支報告 財務会計 システム 送付 収入の登録
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
(A)	（意見） 行政財産の使用料は、所定の基準に基づいて担当者が算定し、決裁を得ているが、他の者による計算過程の検算チェックリスト等の添付は行われていない。使用料の算定は、財産評価基準書を参照する等複雑な業務であり、算出を誤るリスクを考慮すると、決裁文書に検算者によるチェックリストを添付すること等を業務フローに組み込むことが望ましい。
(B)	（措置済） 行政財産使用料の算定業務については、財産評価基準書から該当する路線価を参照する等複雑な業務であり、担当者個人のみのチェックでは算出誤り等のリスクも大きいことから、平成２３年４月より決裁文書作成の際に検算者によるチェック欄を設け、決裁を得ることとした。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	結 果

(措置が不十分)

チェックリストの添付は行われていないが、積算過程がわかる資料及びその根拠となる貸付料算定基準等を添付したうえで決裁を受けていた。

ただし、衛生課の資料には計算資料に検算者による確認欄が設けられておらず、検算が行われているのかが判然としなかったため、確認欄を設けてチェックした証跡を残す必要がある。従って、措置は不十分と判断した。

(衛生課)

計算資料に確認欄なし

(保健総務課)

計算資料に確認欄あり、チェック証跡あり

No.	2 2 - 2	過年度報告書における記載ページ	71（報告書）
中区分	収入事務		
小区分	保健所総務費 大分市保健所消防設備点検業務委託（落札率について）		
説明	大分市保健所では、保健所建物等の消防設備点検業務を委託しており、指名競争入札により委託業者の選定を行っている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（意見） 当該契約の落札率は、非常に低いものとなっており、落札業者以外の入札業者も概ね低価格で入札しているが、今後も、低入札、低落札が継続するようであれば、予定価格の見直しを行うことも考えられる。		
（B）	（措置済） 消防設備点検業務委託の予定価格については、平成 24 年度から、参考見積を徴することにより予定価格の見直しを行った。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	意 見		
（措置が不十分） 措置の状況に記載されているとおり、平成 24 年度より参考見積りを徴することにより予定価格の改定が行われ、予定価格は引き下げられている。しかし、落札金額がさらに下がったため			

結果的には非常に低い落札率が続いている状況である。

参考見積りは平成 24 年度に一度徴した限りでそれ以降の年度では徴されていない。最新の参考見積りを徴するとともに、市の保有する他の類似施設における契約金額との比較等行い、予定価格の妥当性を再度検討する必要があると考える。従って、形式的には措置は行われているが実質的には改善されておらず、措置は不十分と判断した。

No.	2 2－3	過年度報告書における記載ページ	110（報告書）
中区分	財産管理		
小区分	公有財産の管理 今後の対応について		
説明	「大分市公有財産規則」では、財産台帳には取得価格を記載する（第 19 条）とともに、5 年ごとに財産の再評価を行い、その評価額により財産台帳の台帳価格を改定しなければならない（第 20 条）とされている。 地方公共団体においても、公会計制度が導入されバランスシートを含む財務書類が公開されている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（意見） 公会計制度の導入に伴い、土地については平成 2 3 年 3 月までに、建物についてはそれ以降順次、管財課において評価額を調査し、各課に通知する予定とのことである。保健総務課、衛生課においては、所管する土地・建物について、管財課から通知があった際に適切に管理できるよう、財産台帳の整備、担当者への事務の周知等の準備をしておく必要がある。		
（B）	（措置済） 平成 23 年 7 月及び 10 月の管財課からの通知をもとに評価額を記入し、財産台帳を整備した。また、公有財産の取得等の場合や、5 年後（平成 28 年度）に予定されている評価替えの通知の際に適正に事務処理を行えるよう、平成 23 年 10 月に担当者への事務の周知徹底を図ったところである。今後も、大分市公有財産規則等に則った事務を行っていく。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	－		
（措置されている） 保健総務課の土地明細台帳を閲覧した結果、駕野の土地を除くすべての土地について平成			

23 年 3 月 31 日現在の改定価格が記載されていることが確認できた。 また、衛生課の土地明細台帳を閲覧した結果、すべての土地について平成 23 年 3 月 31 日現在の改定価格が記載されていた。 以上の結果から、保健総務課所管の鴛野の土地を除けば全ての土地・建物について直近改定日における改定価格が記載されていたため、措置は行われていると判断した。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
(鴛野の土地の改定価格の記載について) 鴛野の土地については、直近改定日（平成 23 年 3 月 31 日）後の平成 23 年 10 月 11 日に消防局警防課から所管換された物件であり、改定価格の記載はなされていなかった。 本来であれば、消防局警防課から所管換された時点で改定価格が記載された状態で引き継ぐべきであったと思われる。 この点につき改定価格の調査を行っている管財課に質問したところ、所管換した物件については移管する前の部署と後の部署との間で改定価格の引き継ぎが十分なされていない、あるいは分筆して一部の土地だけ引き継ぐ場合もあり、そのような場合には従前の改定価格がそのまま利用できない等の問題で、分筆後の改定価格が算出されていないようなケースが全庁的に発生しているということであった。 従って、土地明細台帳の正確性を期するためには、所管換した物件について改定価格の記載があるかどうかを調査し、無い場合には評価額を算出したうえで土地明細台帳に記載する作業を全庁的に進める必要があると考える。 また、土地明細台帳の「用益物件及び従物等」欄の記載は、所管換前の消防局での用途が依然として記載されているため、保健総務課での現在の用途に記載し直す必要がある。 (所管替えされた土地に係る土地台帳のメンテナンスについて) 衛生課の土地明細台帳を閲覧したところ、衛生課から所管換された土地明細台帳の取り扱いが以下のようにまちまちとなっていた。 ・当該物件の土地台帳に斜線等を引き「備考」欄に所管換の旨記載し、当該物件の台帳はそのまま残している ・所管換した物件そのものの台帳を土地明細台帳ファイルから削除している。 ・所管換した物件の台帳は土地明細台帳ファイルに残しているが、「備考」欄に所管換の旨の記載がない。 このようにファイリング方法や記載方法が異なるため、一見しただけではその物件が今現在も担当課の所管物件なのかどうか判然としない状態であった。 従って、土地明細台帳の明瞭性を期するために、ファイリング方法（所管換した物件の台帳	

を所管換後もファイリングするかどうか) や所管換された旨の記載の徹底を再度検討されたい。

(公有財産管理システム上の台帳と手書き台帳の整合性の確認について)

公有財産の全庁的な管理は、管財課により公有財産管理システムを用いて行われているが、管財課によるシステム上の管理とは別に、現場の各課では手書き台帳による管理が行われている。

現場の各課において、財産の取得、廃止、異動等が行われた時には管財課のほうへ速やかに通知することになっているが(大分市公有財産規則第 13 条、第 45 条、第 47 条)、この通知が漏れなく行われなければ現場の台帳とシステム上の台帳とに差異が発生することになる。

従って、正確性を期するためには、両者の整合性を定期的に確認する作業が必要になると考えられる。例えば、台帳価格の改定時(大分市公有財産規則第 20 条)には一斉に整合性を確認する作業を内部の取り決めとしてルール化すること等行い、整合性を担保する必要があると考えられるので検討されたい。

No.	2 2－4	過年度報告書における記載ページ	110（報告書）
中区分	財産管理		
小区分	備品の管理		
説明	大分市物品取扱規則第 3 条第 1 項第 1 号によれば、備品とは、「使用によって直ちに消耗せず通常の状態においてその性質又は形状を失わず比較的長時間の使用に耐えるもので、1 品目又は 1 組につき取得価額又は評価額が 3 万円以上のものをいう。ただし、市長が必要と認めるものは、3 万円未満のものであっても備品とし、又は 3 万円以上のものであっても備品としないことができる。」としている。 また、同取扱規則第 13 条第 1 号によれば、物品取扱者は備品台帳を備えて整理しなければならないとされている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（指摘） 東部・西部保健福祉センターにおいては、市町合併等により、机等の備品を受け入れた際に適正な手続がなされておらず、多くに標識がないもの又は旧管理部署の標識がそのまま貼られている状態であった。また、大分市健康センターひまわりにおいては、大分市が利用している部分の備品の一部について、備品台帳に記載がなく、標識もないものがあった。備品台帳と現物との照合を行い、備品台帳の整備を行う必要がある。		

(B)	(措置済) 健康課、中央保健センター、東部・西部保健福祉センター、健康センターひまわりについて、平成 23 年度に備品台帳と現物の照合作業を行い、現物と備品台帳、標識の不整合について是正した。						
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見							
結果あるいは意見	—						
(措置されている) 備品管理については、健康課及び中央保健センター並びに東部・西部保健福祉センターが健康課の所管、健康センターひまわりは保健総務課の所管で行われている。 備品台帳を閲覧し担当者に質問を行った結果、東部・西部保健福祉センターにおいては、市町合併等により受け入れた机等の備品等について、備品番号を付番したうえ備品台帳に掲載されていることが確認できた。また、健康センターひまわりについても、あらためて現物照合を行い、実在する備品だけが備品台帳に掲載されていることが確認できた。 以上の結果から、措置は行われていると判断した。							
今回の監査で新たに検出された事項							
結果あるいは意見	結 果						
(備品台帳による現物の管理について) 備品等の現物管理の状況を検証するため、以下の要領で保健所施設への往査を実施した。 (1) 往査施設及び往査人数 比較的管理している備品が多いと考えられる以下の 3 施設において実施した。 <table border="0"> <tr> <td>大分市保健所</td> <td>往査人数 2 名</td> </tr> <tr> <td>東部保健福祉センター</td> <td>往査人数 1 名</td> </tr> <tr> <td>西部保健福祉センター</td> <td>往査人数 1 名</td> </tr> </table> (2) 実施した手続 管理されている備品、医薬品、毒劇薬を対象とし、それぞれ備品台帳、医薬品受払簿、毒劇薬管理簿等の帳簿在高と現物在高との照合を行った。備品については、高額で持ち運びが可能と考えられる備品を中心に、任意に 20～30 品目をサンプルとして抽出し帳簿在高との照合を行った。また、照合の過程で、日常的な管理の状況について担当者にヒアリングを行った。 その結果、以下のような事項が検出された。		大分市保健所	往査人数 2 名	東部保健福祉センター	往査人数 1 名	西部保健福祉センター	往査人数 1 名
大分市保健所	往査人数 2 名						
東部保健福祉センター	往査人数 1 名						
西部保健福祉センター	往査人数 1 名						

【大分市保健所】

1. 衛生課において平成 27 年度の毒劇薬管理簿を閲覧したところ、使用日、使用量等を記したメモはあったものの、管理簿自体への記入が全くなされていなかったため、現物確認した在庫量があるべき在庫量として適正であるかどうかの確認ができなかった。毒劇薬については、紛失、盗難等に備えて薬事法をはじめとする関連法規において厳重な管理が要求されていることは周知のとおりである。
原則通り、受け払いの都度管理簿に記入し、常に在庫量が管理簿で把握できる状態にしておく必要がある。
2. 衛生課の備品台帳に、すでに廃棄され現物が存在しないものがあった。廃棄されている備品については、速やかに廃棄伺の手続を経たうえで備品台帳から抹消する必要がある。
3. 保健総務課では、危機管理対策用として備蓄しているタミフルを管理している。タミフルの受払簿と現物とを照合したところ、現物のほうが 1 箱（100 錠）分多かった。理由は、医師が 1 箱持ち込んだため簿外にしているということであったが、担当者が定期的に異動していく中では、後々簿外にしている理由がわからなくなる可能性がある。
したがって、持ち込まれた経緯を再度確認し、受け入れることが可能なものであれば受払簿に反映させることが望ましいと考える。
4. 健康課では、職員が幼児食模型、デジタルベビースケール等の備品を持ち出して業務を行っている。これらについて、現在は誰がどのような業務で使用するために持ち出したのかが書面で残されていない。備品が紛失した際にその責任の所在を明確にするためにも、持ち出した者の氏名と持出日、返却日を管理する管理表を作成することが望ましいと考える。

【東部保健福祉センター】

金庫の中に外郭団体の現金や切手が保管されていたが、切手に関しては受払簿が作成されておらず、外郭団体においても受払の管理がされていなかった。切手等の現金同等物は受払の管理が必要と考える。

【西部保健福祉センター】

携帯用体重計の現物と台帳を照合したところ、台帳の保管場所が「中央」となっていたため、現物の場所と台帳上の場所が異なっていた。財務会計システムでの適切な移管

処理を行った上で、移管・移設を行う必要がある。

備品番号	製品名	特記事項
0040303	携帯用体重計	中央 保健所

消毒用エタノール等については、期限切れのものが良品のものと同一棚に区分されずに保管されていた。また、健康支援室への健診のために保管されているカバンの中の消毒液が期限切れとなっていた。

消毒用品については、期限管理を適切に行うこと、良品と期限切れ品を区分して保管しておくよう改善する必要がある。

その他、各施設に共通する事項として、年に一度の現況調査に合わせて実施される現物照合作業の記録が残されておらず、いつ、誰が、どのような方法で照合作業を行ったのか確認できなかった。会計課へ提出する現況調査の根拠資料として、少なくとも前年度分は保管しておくことが望ましいと考える。

No.	2 2 - 5	過年度報告書における記載ページ	13 (意見書)
中区分	母子保健		
小区分			
説明	妊婦が妊娠届出を行うと、母子健康手帳とともに 14 回分の妊婦健康診査受診票が交付される。妊婦健康診査は、安全な分娩と健康な子供の出生のために、妊娠中の異常を早期に発見し適切な治療や保健指導を行うことを目的として実施されるものである。 妊婦健康診査の概要は以下のとおりである。 (1) 対象者 市内に居住している妊娠中の方 (2) 健診の種類・内容 基本的な妊婦健康診査 14 回 ○基本的な項目：尿検査、血圧・体重測定、問診及び診察 ○血液検査（1）：血色素、HBs 抗原検査、梅毒検査		

	○血液検査（２）：血液型、血糖、風疹抗体価、不規則抗体、H C V 抗体、H T L V－１抗体、H I V １．２抗体 ○血液検査（３）：血色素 ○子宮頸がん検査 ○B 群溶血性レンサ球菌検査 3 回の血液検査と、子宮頸がん検査、B 群溶血性レンサ球菌検査は、基本的な項目と合わせて実施 （３）費用 受診票に記載している検査項目については無料 （大分市ホームページより）																
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）																	
（A）	（意見） 妊婦一般健康診査をできるだけ多くの妊婦に受けてもらうことが重要な政策課題であり、そのために公費助成回数を増やしたのであるから、対象母集団の把握について工夫を凝らし、妊婦一般健康診査受診率の設定を検討してもよいのではないかと。																
（B）	（措置済） 妊婦一般健康診査の受診率については、平成 24 年度に母子健康管理システムの改修を行い、平成 24 年度妊婦一般健康診査受診券交付分より把握し、目標値を設定したところである。今後は、平成 27 年度より子ども・子育て支援事業計画の中で新たに妊婦一般健康診査受診件数の目標値を設定し、引き続き受診件数の増加へ向け取り組みんでいきたい。																
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見																	
結果あるいは意見	－																
（措置されている） 措置の状況に記載されているように、平成 24 年度から目標値を定めており、目標値と実際の受診者数（実績値）の推移をみると以下ようになる。 （単位：人） <table><tr><td></td><td>目標値 A</td><td>実績値 B</td><td>B/A</td></tr><tr><td>H24</td><td>54,206</td><td>53,486</td><td>98.7%</td></tr><tr><td>H25</td><td>51,480</td><td>54,948</td><td>106.7%</td></tr><tr><td>H26</td><td>51,828</td><td>51,928</td><td>100.2%</td></tr></table> （健康課作成資料より）			目標値 A	実績値 B	B/A	H24	54,206	53,486	98.7%	H25	51,480	54,948	106.7%	H26	51,828	51,928	100.2%
	目標値 A	実績値 B	B/A														
H24	54,206	53,486	98.7%														
H25	51,480	54,948	106.7%														
H26	51,828	51,928	100.2%														

目標値の算定方法は以下のとおりである。

目標値＝妊婦届出推計×11.6回（1人平均11.6回以上受診と考え得る）

妊婦届出推計＝0歳推計×1.051（平成24年度実績を基準に算出）

国の調査によれば、妊婦1人平均の平均受診回数は11.4回であるが、大分市では過去の実績を考慮し11.6回としている。因みに、最大14回まで公費助成での受診が可能となっている。

以上のように、平成24年度以降は目標値を定め受診率向上への取り組みが行われていることから、措置は行われていると判断した。

今回の監査で新たに検出された事項

結果あるいは意見	意 見
----------	-----

（目標値の水準について）

上記のように、目標受診者数を定めたうえで実施しているが、目標受診者数算出のために用いる妊婦1人当たりの平均受診回数の11.6回は、国の調査による平均受診回数の11.4回は上回るものの、大分市における過去の実績から算出した数値である。

従って、この数値を用いて目標値を算出すれば、おのずと実績値に近い数値になるため、目標値とするには低すぎるように思える。

国の通知により、妊婦の受診回数は14回程度が望ましいという指針が出ているため、究極的にはこの回数を目標値とすべきとも考えられるが、例えば先進他都市の平均受診回数の状況を調査し、それらを目標値にすること等も検討する必要があるのではないかと考える。

No.	22-6	過年度報告書における記載ページ	14（意見書）
中区分	母子保健		
小区分			
説明	大分市では、妊産婦の育児不安の解消と、生まれてくる子のかかりつけ医の確保を図ることを目的として、産婦人科医が保健指導が必要と認めた妊産婦に、小児科医への紹介状を交付し、小児科医が保健指導を実施する事業（育児等保健指導業務）を行っている。 育児等保健指導業務の概要は以下のとおりである。		

	1. 対象者 妊娠後期（妊娠28週）～産後56日の妊産婦 2. 内 容 産婦人科医が保健指導を必要と認めた妊産婦に、小児科医への紹介状を交付し、小児科医が保健指導を実施します。 3. 費 用 無料 4. 申込み方法 かかりつけの産婦人科医に要相談 （大分市ホームページより）
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
（A）	（意見） 育児等保健指導業務については、産婦人科医の小児科医紹介数に対する小児科医保健指導数の比率が70パーセント台で推移しているが、この比率が一定の指標以下になれば、対象者の範囲の見直し等が考えられる。
（B）	（措置済） 育児等保健指導事業は、産婦人科医の紹介のもと、妊産婦が小児科医から育児に関する保健指導を受けることができる機会の提供を目的に実施しており、これにより育児不安の解消とかかりつけ医の確保を図っている。 また、虐待の可能性及び育児不安のリスクの高い妊産婦や小児科医保健指導を受けない者については、産婦人科医、小児科医、行政その他関係機関で構成する育児等保健指導事業推進委員会の専門部会において紹介後の対応について協議しており、事業の効率的な実施に向け取り組んでいるところである。 なお、保健指導実施率は、平成23年度以降伸び続けており、平成26年3月末現在では79.6%となっている。当該事業は県内の参加市町村も増加し、拡大の傾向にもあるため、今後も事業が定着するよう啓発等に取り組むとともに、実効ある運営に向けて関係機関と協議していきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	—
（措置されている） 上記のように保健指導実施率は、平成26年3月末現在では79.6%、さらに平成27年3月31日現在では82.0%と伸びてきているため、措置は行われていると判断した。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
（育児等保健指導事業の必要性について）	

育児等保健指導事業は、産婦人科医が必要と認めた妊産婦に、小児科医への紹介状を交付し、小児科医が保健指導を実施するという事業である。

しかし、当該事業の内容は、医師ならば医療行為の一環として当然なすべきことと考えられるため、それに対して市が予算を用いて事業として行う必要性があるのかどうか、という点に疑問を感じざるを得ない。当該事業の必要性について再度検討を行う必要があるのではないかと考える。

また、仮に当該事業を存続させるにしても、現行では、小児科医が実際に指導したかどうか拘らず産婦人科医は手数料を収受できる仕組みとなっている。当該事業は、小児科医による指導がなされてはじめて事業としての効果が期待できるため、小児科医の指導実績に応じて産婦人科医も手数料を収受するような改善が少なくとも必要ではないかと考える。

No.	22-7	過年度報告書における記載ページ	20（意見書）
中区分	成人・老人保健		
小区分			
説明	大分市では、平成20年度に特定健診制度が導入される以前から35歳以上の市民を対象にした市民健診を市独自の事業として実施していた。特定健診制度導入以降は、40歳以上の国民健康保険加入者が特定健診の受診対象者となったことに伴い、現在の市民健診の受診対象者は35～39歳の市民及び生活保護受給者となっている。 市民健診及び特定健診の目的はともに、生活習慣病を予防する対策の一つとして、疾病の早期発見・早期治療を図るとともに健康に対する知識を高めることにあり、概要等は以下のとおりである。 （市民健診） - 対象者 35～39歳の市民、生活保護受給者 - 内容 問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査 - 事後指導 以下の対象者に対して保健師・管理栄養士・看護師等が訪問指導を行う。 - CKD訪問：腎機能の低下、もしくは低下の危険性がある者 - 糖尿病ハイリスクの者へ「糖尿病返信システム」による未返信者 - 肝炎ウィルス検診陽性者 - その他必要に応じて		

	4. 備考 休日検診を毎月 1～2 回、土曜日もしくは日曜日に実施 (特定健診) 1. 対象者 40～74 歳の市国民健康保険加入者 2. 内容 問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査 3. 事後指導 以下の対象者に対して保健師・管理栄養士・看護師等が訪問指導を行う。 ① CKD 訪問：腎機能の低下、もしくは低下のおそれがある者 ② 糖尿病ハイリスクの者へ「糖尿病返信システム」による未返信者 ③ 肝炎ウィルス検診陽性者 ④ その他必要に応じて 4. 備考 休日検診を毎月 1～2 回、土曜日もしくは日曜日に実施 (大分市地域保健委員会 平成 27 年度総会議案より)
前回監査における監査人の所見 (A) とその後の市の措置状況 (B)	
(A)	(意見) いきいき健康大分市民 21 に掲げられた理想の多くが、特定健診の受診率の向上と特定保健指導の実施により達成されるとすれば、政策的にかなり重要な指標となると思われるので、市民健診についても、平成 20 年度以降対象者数及び受診率が公表されていないが、対象母集団を把握の上、目標受診率を設定することが望ましい。
(B)	(措置済) 市民健診については、これまで、市民個々が加入している健康保険制度の把握が困難であることから、その目標受診率の設定は行っていなかった。 平成 23 年度に検討を行った結果、国民健康保険加入者及び生活保護者数については把握が可能であることが確認できたため、平成 24 年度よりこの値を対象母集団として、目標受診率を設定することとしたが、平成 25 年度の事務事業評価の外部行政評価委員会からの意見を踏まえ、平成 26 年度から国勢調査において報告された人数を用いて算出した値を対象母集団とした目標受診率を設定することとした。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	—

(措置されている)

市民健診の受診率は、平成 19 年度以前は 40%前後で推移していた。しかし、もともとは 35 歳以上の市民を対象に実施されていたが、平成 20 年度に特定健診制度が導入されたことにより、対象者が 35 歳～39 歳の市民及び 40 歳以上の生活保護受給者に限定されたことに伴い、受診対象者が大幅に限定されることとなった。

この結果、平成 22 年度には受診率が 5.3%まで低下し、さらに平成 23 年度から有料化されたことにより、直近の平成 26 年度では 2.5%まで低下した（下記表参照）。

市民健診実施状況

年度	対象者数	受診者数	受診率	備考
17	91,115	34,594	38.0	
18	91,571	37,644	41.1	
19	92,164	38,401	41.7	
20		1,489		特定健診開始
21		907		
22	15,374	815	5.3	
23	16,148	503	3.1	有料化
24	16,403	414	2.5	
25	16,576	347	2.1	
26	16,650	415	2.5	

※ 平成 20 年度、21 年度は対象者数が公表されていない。

(健康課作成資料より)

市としては、当面の目標受診率を平成 26 年度から 5%と設定している。これは、有料化する前の平成 22 年度の受診率である 5.3%を目標とするという意味である。

目標受診率が設定されたという点において、措置は行われていると判断した。

今回の監査で新たに検出された事項

結果あるいは意見	意 見
----------	-----

(市民健診の存続意義について)

市民健診は、35 歳から 39 歳の市民及び 40 歳以上の生活保護受給者を対象に、健康状態の把握、病気の早期発見のため、身体測定、血液検査などの基本健康診査を市内の公民館などの会場において実施するものである。

前述したように、特定健診制度の開始や有料化を経て受診対象者も減少し、受診率も平成 26 年度時点で 2.5%と低迷している。平成 21 年度の大分市事業仕分けにおいても、受診率向

上対策条件とした「要改善」の意見が出されているが、その後も受診率の低迷が続いている。

このような状況では、事業として存続し続けていくにはあまりにも実績が乏しいと言わざるを得ない、今までの受診率向上対策では限界があることを受診率の低迷が示していることから、今まで実施していなかった向上策を検討する必要があるが、それでも受診率が改善しなければ、何らかの別の方策を検討するとともに当該事業は役割を終えたと判断し、廃止することもある必要があると思われる。

No.	22-8	過年度報告書における記載ページ	20（意見書）
中区分	成人・老人保健		
小区分			
説明	市が実施しているがん検診のメニュー、対象者及び自己負担額は以下のとおりである。		
	検診名	対象者	負担金
	胃がん検診 胃がん施設検診	40歳以上の市民	1,000円
	大腸がん検診	40歳以上の市民	無料
	前立腺がん検診	50歳以上の市民	500円
	肺がん検診	40歳以上の市民	無料
	子宮頸がん検診 子宮頸がん施設検診	年度中（4月2日～翌年4月1日）に、満20歳以上の偶数年齢になる市民または前年度中に満20歳以上で検診未受診の市民	1,000円
	子宮頸がん個別検診	年度中（4月2日～翌年4月1日）に、満20歳以上の偶数年齢になる市民または前年度中に満20歳以上で検診未受診の市民	1,500円
	乳がん検診 乳がん施設検診	年度中（4月2日～翌年4月1日）に、満30歳以上の偶数年齢になる市民または前年度中に満30歳以上で検診未受診の市民	満30歳～40歳代の人 1,600円 満50歳以上の 人 1,200円
	（大分市ホームページより）		

前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）																									
（A）	（意見） がん検診においては、いきいき健康大分市民 21 に受診率及び精密検査受診率が明確に定められていることから、新たな指標設定の必要はないが、毎年の指標達成状況・進捗度に関し適時モニタリングを行い、特に受診率が低下傾向にある検診等の要因を分析し、次年度以降の受診率向上に役立てるよう、情報の収集と加工に工夫を凝らす必要がある。																								
（B）	（措置済） がん検診の受診状況を検証する中で、受診率の低い胃がん検診については平成 24 年度より施設検診を 4 箇所を実施し、また、大腸がん検診については 40 歳到達者に受診勧奨を個別通知するなど、受診率向上に向けた取組を実施してきた。 また、平成 24 年度の「いきいき健康大分市民 21」第 2 期計画の策定に当たり実施した「大分市生活習慣実態調査」の結果では、未受診の理由として、「受けたくない」「忙しい」「検診会場が分からない」等が多く、検診の重要性の一層の啓発や検診実施会場等の広報、周知、拡大等が必要と認められたことから、胃がん、乳がん、子宮頸がんについて平成 26 年度から施設検診を 6 箇所とするなど、受診率向上に向けた取組を行っているところである。今後も取組の成果を検証しながら受診率向上に努めていきたい。																								
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見																									
結果あるいは意見	意 見																								
（措置が不十分） 特に受診率が低い胃がん検診と大腸がん検診の受診率の推移は以下のようになっている。 受診率の推移（％） <table><tr><th>年度</th><th>胃がん</th><th>大腸がん</th></tr><tr><td>20</td><td>3.7</td><td>10.3</td></tr><tr><td>21</td><td>3.7</td><td>9.9</td></tr><tr><td>22</td><td>3.2</td><td>9.5</td></tr><tr><td>23</td><td>2.9</td><td>8.5</td></tr><tr><td>24</td><td>3.0</td><td>7.5</td></tr><tr><td>25</td><td>3.0</td><td>6.9</td></tr><tr><td>26</td><td>3.3</td><td>6.6</td></tr></table> （健康課作成資料より）		年度	胃がん	大腸がん	20	3.7	10.3	21	3.7	9.9	22	3.2	9.5	23	2.9	8.5	24	3.0	7.5	25	3.0	6.9	26	3.3	6.6
年度	胃がん	大腸がん																							
20	3.7	10.3																							
21	3.7	9.9																							
22	3.2	9.5																							
23	2.9	8.5																							
24	3.0	7.5																							
25	3.0	6.9																							
26	3.3	6.6																							

上記表からわかるように、施設検診の開催箇所を増やすなどの取組みは行われているものの、結果的に受診率の向上に繋がっていないようである。

他自治体の先進事例を見てみると、電話や葉書を用いた個別通知や企業との連携及び最寄の医療機関での受診、無料クーポン券の配布等行い受診率向上に繋げている自治体もある。従って、本市においても取組み可能な受診率向上策を検討する必要があると思われる。

No.	22-9	過年度報告書における記載ページ	20（意見書）
中区分	成人・老人保健		
小区分			
説明	特定保健指導とは、40～74歳の健康保険加入者のうち特定保健指導の基準に該当する特定健診受診者へ案内を送付し、本人からの申込を受けて個別指導を実施する事業である。メタボリックシンドロームの概念を導入し、生活習慣の改善を目的として行われるものである。 内臓脂肪を減らす指導を行い生活習慣病に移行することを抑止し、ひいては将来の医療費削減に寄与することを期待して実施される事業である。 なお、特定健診と特定保健指導の関係は以下のようになっている。 特定健診 問診・検査でメタボリックシンドロームの危険がないか調べる ➡ 判定・結果通知 健診結果から生活習慣の改善が必要かを3段階に分けて判定する ➡ 特定保健指導 判定結果をもとに専門家が面談などで生活習慣改善の支援を行う 特定保健指導は、特定健診の結果に応じて以下のような3段階のレベルが設定されており、個々の健康状態やライフスタイルに合わせた保健指導が行われる。 1.情報提供 健診結果の情報提供は全員に実施される。		

	2.動機づけ支援 生活習慣を振り返り、ライフスタイルにあった目標を設定し、実行に移せるようなきっかけづくりをサポートする。 3.積極的支援 実行を続けられるように継続的なサポートを行う。																																																																						
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）																																																																							
(A)	(意見) 特定保健指導については、国の参酌標準に基づき、平成24年度までに実施率を45パーセントまで引き上げる目標を立てているが、指導を受け入れる市民側の協力も必要であり、達成が難しい目標値と思われるので、実施率向上のための具体的方策を早急に確立する必要がある。																																																																						
(B)	(措置済) 特定保健指導は、対象者が重複し、2年目以降の参加を拒否する者が増えており、全国的にも課題となっている。そこで、平成25年度より、栄養や運動等総合的な指導ができる大分県地域成人病検診センターに保健指導の大部分を委託し、受診者が健診当日に効率よく保健指導を受けられるよう利用勧奨を行うこととした。今後も引き続き先進的な取組を行っている他都市の状況等を参考に、実施方法の検討を行っていききたい。																																																																						
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見																																																																							
結果あるいは意見	意 見																																																																						
(措置が不十分) 国保加入者の特定保健指導の実施率の推移を見ると以下のようにになっている。 <table><tr><td></td><td colspan="2">平成20年</td><td colspan="2">平成21年</td><td colspan="2">平成22年</td></tr><tr><td></td><td>動機づけ</td><td>積極的</td><td>動機づけ</td><td>積極的</td><td>動機づけ</td><td>積極的</td></tr><tr><td>対象者</td><td>2,740</td><td>602</td><td>2,650</td><td>670</td><td>2,867</td><td>776</td></tr><tr><td>終了者</td><td>548</td><td>51</td><td>589</td><td>70</td><td>593</td><td>74</td></tr><tr><td>終了率</td><td colspan="2">17.9 %</td><td colspan="2">19.8%</td><td colspan="2">18.3%</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">平成23年</td><td colspan="2">平成24年</td><td colspan="2">平成25年</td></tr><tr><td></td><td>動機づけ</td><td>積極的</td><td>動機づけ</td><td>積極的</td><td>動機づけ</td><td>積極的</td></tr><tr><td>対象者</td><td>2,752</td><td>752</td><td>2,550</td><td>729</td><td>2,429</td><td>642</td></tr><tr><td>終了者</td><td>603</td><td>71</td><td>490</td><td>47</td><td>379</td><td>85</td></tr><tr><td>終了率</td><td colspan="2">19.2%</td><td colspan="2">16.4%</td><td colspan="2">15.1%</td></tr></table> (国保年金課作成資料より)			平成20年		平成21年		平成22年			動機づけ	積極的	動機づけ	積極的	動機づけ	積極的	対象者	2,740	602	2,650	670	2,867	776	終了者	548	51	589	70	593	74	終了率	17.9 %		19.8%		18.3%			平成23年		平成24年		平成25年			動機づけ	積極的	動機づけ	積極的	動機づけ	積極的	対象者	2,752	752	2,550	729	2,429	642	終了者	603	71	490	47	379	85	終了率	19.2%		16.4%		15.1%	
	平成20年		平成21年		平成22年																																																																		
	動機づけ	積極的	動機づけ	積極的	動機づけ	積極的																																																																	
対象者	2,740	602	2,650	670	2,867	776																																																																	
終了者	548	51	589	70	593	74																																																																	
終了率	17.9 %		19.8%		18.3%																																																																		
	平成23年		平成24年		平成25年																																																																		
	動機づけ	積極的	動機づけ	積極的	動機づけ	積極的																																																																	
対象者	2,752	752	2,550	729	2,429	642																																																																	
終了者	603	71	490	47	379	85																																																																	
終了率	19.2%		16.4%		15.1%																																																																		

上記表のように、特定保健指導の終了率は年々低下傾向にある。市の措置・対応状況に記載されているように、平成 25 年度からは大分県地域成人病検診センターに保健指導の大部分を委託し、受診者が健診日当日に保健指導を受けられるよう利便性の向上を図ったものの、結果として終了率は向上していない。

「第 2 期いきいき健康大分市民 21」によれば、特定保健指導実施率を平成 27 年度まで 40% に引き上げることを目標としているが、実施率が低下している現状では目標達成はかなり厳しいと言わざるを得ない。これまで以上に先進自治体の取り組み状況を研究し、本市でも対応可能な向上策がほかにもないか検討する必要があると考える。

No.	2 2 - 1 0	過年度報告書における記載ページ	22（意見書）
中区分	栄養改善及び健康づくり		
小区分			
説明	大分市では、「市民の健康づくり」を市民の身近な地域で推進するため、各自治区に「大分市健康推進員」を配置し、市民との協働による健康づくりの実現を図る事業（健康推進員地域活動事業）を実施している。 健康推進員とは、自治会の推薦を受け市長から委嘱された者で、自治会長、民生委員等地域の関係者や地区担当保健師、管理栄養士と連携を図りながら、保健所・保健センター等と市民のパイプ役として、保健サービスに関する情報提供を行うとともに、地域に根ざした独自活動を行うなど、市民の健康づくりを推進する者をいう。 将来の医療費削減には、市民の健康意識の向上が不可欠であるという認識から、健康推進員は行政と協働して市民の健康づくりをサポートするという役割が期待されている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（意見） 健康推進員については、平成 2 2 年度までに全自治会に配置予定であったが達成されていない。特定健診受診率の向上のためには、健康推進員を全自治会に配置の上、受診勧奨等を積極的に健康推進員が行うよう動機付ける仕組みづくりも、今後必要になると思われる。		
（B）	（対応中） 「市民の健康づくり」を市民の身近な地域で推進するため、平成 20 年度から、健康		

	推進員を全自治会に配置できるよう、自治会への推薦依頼を引き続き行っているが、平成 26 年 10 月末現在で 35 自治会ほど未配置の状況であり、今後も未配置の自治会へ健康推進員の重要性と役割を伝えながら、推薦依頼を強力に行っていきたい。 また、平成 23 年度から「地域で健康づくり研修会」を健康推進員と協働し開催しており、平成 24 年度には慢性腎臓病市民公開講座について健康推進員が積極的に広報活動を行い、多くの市民を来場させることができた。 さらに、平成 27 年度からは、生活習慣病予防教室として新たな研修会を健康推進員等と協働して開催することを検討している。健康推進員に対し、健診に対する取組が特定健診の受診率の向上に貢献していること等、活動の成果を伝え、更に積極的に活動する動機付けを今後も行っていきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
(措置が不十分) 平成 27 年 7 月 30 日現在で大分市の自治区数は 690、このうち健康推進員配置自治区数は 652 であり、未配置自治区数は 38 である。因みに前回の包括外部監査があった平成 22 年度時点の配置自治区数は 603 であり、取組みの効果もあって配置自治区数自体は増加している。 しかしながら、健康推進員を全自治区に配置するという目標は依然として達成されていないため、更なる配置推進が必要と考えられる。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
(健康推進員の配置方針について) 現行の要綱では自治区ごとに健康推進員を配置することになっている。一方、大分市は同規模の他都市と比較して自治区数が多いという特徴がある。そのため、一つの自治区が小規模になりやすく、世帯数が少なく高齢者が多い自治区が少なくない。現時点で未配置自治区には、そのような小規模高齢自治区が多いということであった。 従って、そのような実質的に健康推進員のなり手がいない自治区に従来の推薦依頼を行うことには限界があるように思える。むしろ、自治会同士で協議したうえで既存の健康推進員に未配置自治区も受け持ってもらえるよう行政として働きかけていくべきではないかと思われる。 未配置の自治区がないことを目指すよりも、健康推進員がカバーしていない自治区はないことを目指すことのほうがより現実的な対応と思われるので検討されたい。	

No.	2 2 - 1 1	過年度報告書における記載ページ	27（意見書）
中区分	生活衛生及び狂犬病予防		
小区分			
説明	狂犬病予防法第 5 条によれば、犬の所有者は狂犬病の予防注射を毎年 1 回受けさせなければならないとされている。狂犬病は、人間を含むすべての哺乳類に感染し、発病したら 100%死亡するといわれている。 幸い、日本では 1956 年を最後に発生していないが、海外では多くの発生例が未だ報告されている。日本にも多種多様な動物が輸入されているため、発生してもおかしくはない状況といわれている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	（意見 1） 狂犬病の予防注射率は、WHO ガイドラインでは 7 0 パーセント以上の水準を常時確保する必要があるとされているものの、現状では達成されていない。未登録犬や死亡した犬の把握が困難な現実もあるが、少なくとも登録頭数分に対する目標指標は設定すべきと思われる。 （意見 2） また、野犬等の捕獲は、保健所にて直接行っているが、今後は外部委託の可能性も検討すべきである。		
(B)	（意見 1）（対応中） 平成 25 年度の狂犬病予防注射率は 65%と低いため、大分市総合計画第二次基本計画において、平成 28 年度の狂犬病予防注射率の目標指標を 75%に設定し、未接種犬の飼い主に対し予防接種を勧奨するハガキを送付するなど、予防注射率の向上に向けた啓発を行っているところである。 （意見 2）（対応中） 野犬捕獲業務（狂犬病予防技術員の業務）の外部業務委託については、九州管内他都市の外部委託事例等はあるものの、野犬捕獲現場で狂犬病予防員（獣医師）が直接指示を出す必要があり、また苦情対応等の業務においても狂犬病予防員と素早く連携し対応できることから、県とも協議をする中で、現状では、従来通り職員が野犬捕獲業務をすることが効率的であると考える。		

市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
(意見 1) (措置が不十分) 上記措置の状況の記載にあるように、大分市総合計画第二次基本計画において、平成 28 年度の狂犬病予防注射率の目標指標を 75%に設定しており、一応の目標指標の設定は行われている。なお、WHO のガイドラインによれば、万が一狂犬病が発生したとしても蔓延することを防ぐには常時 70%以上の接種率を確保する必要があるとしている。 しかし、平成 26 年度の接種率も 62%に留まっており、目標達成は難しい状況にある。指標の設定は行われたが、より一層の啓発強化が必要と考えられるため、措置は不十分と判断した。 (意見 2) (措置されていないがやむを得ない) 野犬捕獲業務については狂犬病予防員として獣医師が必要となるが、獣医師を常時確保できる委託先が獣医師会も含め大分県内にはない、また、現在は保健所職員が早朝深夜や休日にも出勤して捕獲業務にあたっているが、そのように柔軟に対応できる委託先がない等の理由で、担当課で検討はされているものの外部委託は見送られている。 他都市の状況をみても大都市圏やその近隣の自治体は獣医師を確保しやすいため外部委託しているケースが見受けられるが、地方の自治体は獣医師の確保が難しいため外部委託は進んでいないようであるとのことであった。 以上のことから、現時点では野犬捕獲業務の外部委託は出来ていないが、獣医師の確保が困難という合理的な理由があることから、措置は行われていないがやむを得ないと判断した。	

No.	2 2 - 1 2	過年度報告書における記載ページ	29 (意見書)
中区分	食品衛生		
小区分			
説明	食品衛生法第28条第 1 項によれば、食品衛生監視員が法の規定により「必要と認められたときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、また、営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査し、又は試験の用に供するために必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去できる。」とされている。 当該規定に基づいて、保健所による営業施設への監視指導業務が行われることになるが、近年、集団給食施設や製造施設における食中毒の発生が社会問題となり営業施設の適切な衛生管理が強く求められるようになったことから、その重要性は増している。		

前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
（A）	（意見） 監視指導業務において、現在統計値である監視率に目標値としての意味を付与し、目標未達成の場合は、その原因を分析し、次年度以降の対策を講じるプロセスが重要である。また、実情に応じた監視率を設定する中で、重点項目と省略項目のメリハリをきかせる必要がある。この場合には、施設数の多い監視ランク分類のDランクについては、年間標準立入検査回数そのものの見直しも考慮すべきである。
（B）	（措置済） 監視指導業務（食品営業許可施設への衛生管理等の立入検査）に関し、目標に達しないものについて、その原因を分析し、業務の効率化を図ることなどにより監視率の向上に努めてきた。 このような中、他縣市等の監視率の設定や年間標準立入検査回数を参考にして、平成 25 年度に立入検査回数の見直しを行うとともに、1 回の立入検査につき複数の業種の検査を行うなど効率の良い検査方法に見直しを行うことにより、監視率が向上したところである。今後も更なる監視率の向上に努めていきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	—
（措置されている） 平成 25 年度に立入検査回数の見直しを行ったことにより、営業許可を要する施設に対する監視率は平成 24 年度の 75%から平成 25 年度は 91%、平成 26 年度は 96%まで向上している。従って、措置は行われていると判断した。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
（処分件数が比較的多い業種の監視率の向上について） 上記のとおりであるが、個別の業種ごとに見ていくと比較的毎年度指導件数の多い「仕出し屋・弁当屋（A 以外）」、「魚介類販売業」、「菓子製造業」については、以下のように他業種に比べて監視率が低い状況が続いている。	

監視率の推移

(単位：％)

	仕出し（A 以外）	魚介類	菓子
平成 16 年度	33	97	52
平成 17 年度	31	119	73
平成 18 年度	35	118	61
平成 19 年度	19	94	48
平成 20 年度	16	151	44
平成 21 年度	22	58	38
平成 22 年度	27	62	42
平成 23 年度	154	53	27
平成 24 年度	17	52	28
平成 25 年度	23	56	57
平成 26 年度	28	54	73

(衛生課作成資料より)

これらの業種の監視率が他業種に比べ低くなる理由としては、施設数が多くかつ零細事業者が多いことが原因としてあげられるとのことであった。しかし、これらの業種が他業種に比べ比較的指導件数が多いことを考慮すれば、もっと監視に注力されてしかるべき先と思える。

全体の監視率を上げることも重要な目的ではあるが、指導件数等に着眼して重点業種の絞り込みを行うなど、メリハリのきいた監視をさらに行っていく必要があると考える。

※監視ランク分類

(平成 24 年度以前)

A：年 3 回 B：年 2 回 C：年 1 回 D：更新時（4 年度毎で計算）

(平成 25 年度以降)

A：年 2 回 B：年 1 回 C：2 年 1 回 D：5 年 1 回

2 2 - 1 3

今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
(難病患者等見舞金支給事業の必要性について)	
難病患者等見舞金支給事業とは、いわゆる難病の患者とその家族の療養生活における労苦の	

軽減を図ることを目的として、一人当たり年間 12,000 円の支給を行う事業である。

難病患者とその家族の経済的支援を行うという趣旨は尊重されるべきと考えるが、支給額が一人当たり年間 12,000 円と少額であることからその効果に疑問を感じざるを得ない。また、難病患者に対しては県の難病患者に対する医療費助成制度もあり、市としてさらに見舞金を支給する必要があるのかどうか、他の自治体の支給状況等を勘案したうえでその必要性を検討する必要があると考える。

また、仮に存続するにしても、所得制限等を設けて支給対象者を絞り、その対象となった患者には現行より手厚い支給額にする等の検討が行わなければ、事業としての効果は見込めないと考えられる。

【難病患者等見舞金支給事業の概要】

(1) 対象者

住民基本台帳に登録されていて、市内に 1 年以上居住しており、大分県知事から特定疾患重症者と認定された特定疾患医療受給者証または指定難病重症患者と認定された特定医療費（指定難病）受給者証を有する者

(2) 支給額

年額 12, 000 円

支給時期は申請のあった月の翌月末

(大分市ホームページより)

【難病患者に対する医療費助成制度の概要】

原因不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち厚生労働大臣が定める疾病を「指定難病」という。指定難病については、治療が極めて困難であり、かつ、その医療費も高額に及ぶため、患者の医療費の負担軽減を目的として、一定の認定基準を満たしている患者に対してその治療に係る医療費の一部を助成する制度をいう。

第 4. 『土地区画整理事業及び住環境整備事業について』（平成 21 年度）

No.	21- 1	過年度報告書における記載ページ	11（報告書）
中区分	建物等移転補償費		
小区分	建物移転料 対象建物の基本情報の確認		
説明	（１）建物移転料の概要 建物移転料は、市が取得する土地に建物がある際、その建物の配置、種類、構造、敷地の形状等に基づき通常妥当と思われる移転工法（再築工法、曳家工法、改造工法等）を決定し、その移転に通常必要な費用を一定の算定方法で補償するものである。 （２）算定手続の概要 移転の対象となる建物について、補償費の算定上必要な対象建物の構造、用途、延床面積、建築面積、建築年月等の基本情報を把握するため、建物の全部事項証明書、固定資産課税台帳兼名寄帳から建築物経過年数表及び建物登記簿調査表を作成する。 また、対象建物の標準耐用年数を等級別標準耐用年数判定表及び建物区分表によって決定する。これらの基本情報は、木造建物移転料算定表に転記され、補償費の算定基礎となる。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	（結果） 補償費の算定に標準耐用年数判定表が必要な場合において、木造建築では 24 件中 5 件、非木造建築では 11 件中 9 件で同表の添付がなかった。大分市が規定する「契約及び支出伺いの添付書類一覧表」では、添付義務はないが、事後確認が容易になるという利点から、添付を検討する必要がある。		
(B)	（措置済） 標準耐用年数表については、補償業務の適正性の事後確認を容易にするため、平成 22 年度において、本市の内規「算定上の留意事項」に定める「契約及び支出伺いの添付書類一覧表」を改正し、添付を義務付けた。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	結 果		
（措置が不十分） 内規「算定上の留意事項」に定める「契約及び支出伺いの添付書類一覧表」を閲覧して添付が義務付けられている事を確認した。			

また、平成 26 年度の「契約及び支出伺い」を閲覧したところ、「大分駅南土地地区画整理事業」において標準耐用年数表の添付がないものがあった。添付の目的は補償業務の適正性の事後検証を容易にするため添付すべきである。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
(建物の経過年数等について) 建物の経過年数等を記載した経過年数表の表記が建築年月日調査表、建物経過年数表、建築物の年次表、年次表とさまざまな名称になっている。記載内容はほぼ同様であったため書類自体には問題は無いが、運用上混乱を避けるために統一した方が望ましい。	

No.	21- 2	過年度報告書における記載ページ	24（報告書）
中区分	建物等移転補償費		
小区分	立竹木補償金 補償判断の証跡について		
説明	（１）立竹木補償金の概要 立竹木補償金は、市が取得する土地に立竹木があるときに、移植又は伐採に要する費用等を一定の算定方法によって補償するものである。立竹木移転料の対象となる立竹木は、庭木類、用材林、収穫樹等である。 （２）算定手続の概要 立竹木補償金は、立竹木補償金内訳表により、庭木類、用材林、収穫樹等に区分して対象樹木ごとに樹種名、幹周囲、樹高、本数等の樹木に係る基本データ及び「損失補償基準標準書」の樹種別枯損率表に基づく移植の可否、枯損率等の判定結果を記入した上で、これらの結果に該当する補償単価を大分県単価表から割り出して補償額を積算する。 立竹木補償金内訳表で積算された庭木類、用材林、収穫樹等ごとの積算結果は、立竹木補償金算定表に集計される。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A①)	（意見） 立竹木補償金内訳表に記載の補償対象樹木について、その実在性を裏付ける証跡として個々の樹木の写真等の提出及び保存が義務付けられておらず、配置図でしか確認できない場合がある。少なくとも一定金額以上のものは、図面だけでなく写真		

	を添付することにより、事後的に算定の適正性を確認できるようにすべきである。
(B①)	(措置済) 立竹木補償費の算定を事後的に確認できるようにするため、平成 22 年度から、補償額が一本 50 万円以上の立竹木については、全体写真とは別に個々の写真を添付することとした。
(A②)	(意見) 立竹木補償について大分市では移植期の種類を、鑑賞樹の管理の程度は「普通」、移植期は「適期」を原則としているが、樹木の種類や状態によっては補償額が異なるケースも考えられることから、管理の程度を「やや良い」や「風致木」と例外的に判定する場合には、その判断理由を明記することができないか、検討する必要がある。
(B②)	(措置済) 立竹木の管理程度の算定については、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」の管理程度補正率表を根拠としているが、平成 22 年度から、この表で判断できない例外的な判定を行う場合には、その判断理由を明記することとした。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
(措置が不十分) 立竹木補償費の算定が措置に記載されているような内容に是正されているか否かを確認するため、平成 26 年度に発生した補償費を対象にしてサンプルで 25 件閲覧した。結果は補償額が一本 50 万円以上の立竹木や管理の程度を「やや良い」や「風致木」と例外的に判定したものは発生していなかったため、措置に関する運用状況を確認することはできなかった。 次に、措置状況に関する案件が発生した場合、適正な運用ルールを順守することができる体制ができているかを確認するために、業務マニュアルとしての位置づけである「算定上の留意事項」に措置状況の内容が記載されているかを確認した。しかし、措置に関する内容に関連する記載はあるものの具体的な対象金額等の内容までには至っていなかった。このように頻繁に発生しないような項目についても詳細なルールについて明文化していないと誤った対応がとられる可能性もあるため「算定上の留意事項」等に明文化すべきである。 また、一本 50 万円以上の立竹木については、全体写真とは別に個々の写真を添付するようにルール化されているが、平成 26 年度の立竹木補償費の算定表を閲覧した結果、10 万円を超えるような立竹木は発生していなかった。なるべく、立竹木個々の写真は実在性を疎明するために添付した方が望ましいため、50 万円基準を引き下げる事も検討の余地がある。また、管理の	

程度を「やや良い」や「風致木」と例外的に判定する場合においても、判断理由に加えて写真が必要であることをルール化された方が判定の透明性が向上するため望ましい。

No.	21- 3	過年度報告書における記載ページ	28（報告書）
中区分	建物等移転補償費		
小区分	法令改善費用運用損失の補償		
説明	（１）法令改善費用運用損失の補償 建物等の移転に伴い建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の規定に基づき必要とされる既設の施設の改善に要する費用は補償しないものとされるが、法令の規定に基づき改善を必要とする時期以前に当該既設の施設の改善を行うこととなったときは、それにより通常生ずる損失（改善費用の運用益損失）を補償する。 （２）算定手続の概要 法令改善費用損失の算定は、算定時点における建築基準法等の法令上の不適合箇所の有無の判定を行い、その不適合箇所が建築年次の法令に適合している場合は、既存不適格と判定する。 既存不適格と判定された場合には、法令改善費用運用益損失の算定表上で、その運用損失の算定を行う。運用損失算定の基礎となる利率は、建物移転料と同じく３％とされている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	（結果） 横尾土地区画整理事業において、補償金総括表に法令改善費用を建物移転料と合算しているものと、動産移転料のように別立てで記載しているものとがあり、分かりにくいため統一すべきである。		
(B)	（措置済） 補償金総括表に記載する法令改善費用については、平成 22 年 4 月から建物移転料と合算せずに別立てで記載することとしたが、その後合算しても支障がないことが判明したため、平成 23 年 7 月以降に調査を実施したものから合算で記載するよう統一を図った。		

市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	結 果
(措置が不十分) 平成 26 年度の「契約及び支出伺い」をサンプルで 30 件閲覧した結果、2 件（横尾区画整理事業 1 件、細地区住環境整備事業 1 件）が補償金総括表に別立てで法令改善費用を記載していた。運用が徹底されていない状況が見受けられたので、運用を徹底する必要がある。	

No.	21- 4	過年度報告書における記載ページ	35（報告書）
中区分	建物等移転補償費		
小区分	建物等移転補償費の承認及び確認手続		
説明	計算・集計された建物等移転補償費は「契約の締結並びに支出について（伺）」で承認された後に、権利者と契約が結ばれ、補償費の支払が行われる。 「契約の締結並びに支出について（伺）」が起案された際に支払予定日が記載されるが、実際の決裁が予定日より遅れた場合は支払予定日も決裁日以降となるため修正が必要となる。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	(結果) 滝尾中部地区住環境整備事業において、「契約の締結並びに支出について（伺）」の支払予定日が、決裁日より前の日付になっている事例が1件あった。		
(B)	(措置済) 誤記のあった「契約の締結並びに支出について（伺）」の支払予定日については、早急にその是正を図った。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見		結 果	
(措置が不十分) まちなみ整備課が担当している土地区画整理事業、住環境整備事業においては支払予定日が、決裁日より前の日付になっているものはなかった。当初予定は決裁日より前の日になっているものもあったが訂正印のうえ、日付の修正が行われていた。 しかし、駅周辺総合整備課の事業においては、決裁日より支払予定日が前になっている案件			

が散見された。まちなみ整備課に対する監査結果が把握されていなかった。
 監査結果は指摘を受けた課のみが措置するのではなく、関係部署全体が措置すべきである。

No.	21-5	過年度報告書における記載ページ	75（報告書）
中区分	委託料及び工事請負費		
小区分	建物等調査（20-02）業務委託		
説明	（１）設計変更のリスク 土地区画整理事業や住環境整備事業は地域住民からの要望や関係諸機関との調整等を考慮する必要がある、設計の変更が生じやすい事業である。そのため、設計が固まっていない状態で発注してしまえば、契約締結後に多額の追加工事の発生や、工期の延長が生じることになる。 また、予定価格の積算や工事変更に関する管理体制が脆弱な場合は、本来は競争入札の案件であっても、当初の予定価格を低く見積もり、低く見積もった金額を工事変更として処理することにより競争入札を回避することが可能となる。そのため、予定価格の積算や工事変更に関する管理体制は強化されなければならない。 （２）設計変更の手続 契約を変更する場合は、設計変更事前協議書等によって協議を行い決裁権者の確認後に当該「設計変更に係る施行伺及び契約締結伺」によって決裁される。軽微な場合は例外的に、簡略化することが認められる。 設計変更の業務については、「大分市建設工事等に係る設計事前協議等に関する要領」に以下のように定められている。 大分市建設工事等に係る設計事前協議等に関する要領 第４条（設計変更事前協議） ３ 設計変更事前協議の手続は、次に掲げるとおりとする。 （１）担当者は変更事前協議書等を作成し、当該設計変更後の契約に係る決裁権者（当該決裁権者が市長又は副市長の場合であっては、所属する部長の長。以下同じ。）の確認を受けた後、検査員と設計変更事前協議を行うものとする。 （２）検査員は、第１項の変更事前協議書に協議事項を記入し、工事検査室長（当該設計変更後の契約金額が５００万円を超える場合にあっては契約監理課長）の確認を受けた後、変更事前協議書等を発注課に引き継ぐものとする。 （３）担当者は、財政課長（第５項第１号括弧内及び第３号括弧内に掲げる場合で		

	あつては、総務部長を経由して財政部長）の確認を受けた後、前号の協議事項に基づき必要に応じ変更事前協議書等を修正し、決裁権者の確認を受けて、当該設計変更に係る施行伺及び契約締結伺を起案するものとする。 4 前項に規定にかかわらず、設計変更に係る契約の変更が軽微な場合の手続は、次に掲げるとおりとする。 (1) 担当者は、変更事前協議書等を作成し、担当課長の確認を受けるものとする。 (2) 担当者は、当該契約の履行期限前に一括して設計変更に係る施行伺及び契約締結伺を起案することができる。 5 前項の軽微な場合は、次の各号のいずれにも該当しない場合（当該該当しない場合に係る契約の変更を繰り返し行う事により次の各号のいずれかに該当することとなった場合を除く。）とする。 (1) 当該設計変更に係る契約金額の変更見込額が、請負金額又は業務委託料の 20 パーセント（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年大分市条例第 26 号。以下「条例」という。）の規定により大分市議会の議決を要する場合にあつては、10 パーセント）に相当する額又は条例の規定により大分市議会の議決を要する場合を除く建設工事にあつては 1,000 万円を、建設コンサルタント業務等にあつては 500 万円を超える場合 (2) 当該設計変更が、構造、工法、位置及び断面等の変更であつて、重要なものの場合 (3) 当該設計変更に係る契約が 2 月（条例の規定により大分市議会の議決を要する場合にあつては、1 月）を超える履行期限の延長を伴う場合 (4) 設計変更に伴う履行期限の延長が年度を超える場合 第 5 条（建設工事の設計変更に係る特例） 設計変更を要する建設工事であつて、当該設計変更に係る契約金額の変更見込額が請負代金額の 30 パーセントに相当する額を超えるものについては、現に施工中の建設工事と分離して施工することが著しく困難な建設工事を除き、原則として別の建設工事として契約を締結するものとする。 第 6 条（設計事前協議等に関する文書） 事前協議書等及び変更事前協議書等は保存期間が用廃の契約事務資料であることから、契約締結後又は変更契約締結後において廃棄するものとする。
--	---

	(3) 建設コンサルタント業務等に係る契約の金額基準 大分市においては、予定価格に応じ以下のような基準を設けて建設コンサルタント業務等の契約方法を区分している。 一般競争入札 : 500 万円超 指名競争入札 : 50 万超 ～ 500 万円以内 随意契約 : 50 万円以内
前回監査における監査人の所見 (A) とその後の市の措置状況 (B)	
(A)	(意見) 建設コンサルタント業務等に係る契約変更について一定の制限を定めておくことは、契約変更に際し、より慎重な対応がされることに繋がり、また、安易な契約変更を牽制することにもなる。実務上、建設コンサルタント業務等についても大分市建設工事等に係る設計事前協議等に関する要領（平成 18 年 4 月 1 日施行）第 5 条に準拠しているが、規定として明文化を検討することも必要と考える。
(B)	(措置になじまない) 建設コンサルタント業務等に係る契約の変更は、基本的に原契約の内容と不可分なものであり、建設工事に適用している大分市建設工事等に係る設計事前協議等に関する要領第 5 条の規定と同様な主旨の一定の制限を明文化することは考えていないが、設計時における詳細な事前調査や、契約変更時の慎重な取扱いなどについて研修等を行い、より適正な事務執行に努めていきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	—
(措置になじまない) 建設コンサルタント業務等に係る契約の変更は、基本的に原契約の内容と不可分なものという判断もできるため、措置になじまないという対応も理解できる。 そのため、設計事前協議等に関する要領第 5 条を建設コンサルタント業務等に係る契約に適用しないとするのであれば、措置状況に記載されているとおり事前調査や契約変更については十分に注意を払う必要がある。 また、平成 26 年度の建設コンサルタント業務等に係る契約を確認したところ、設計事前協議等に関する要領第 5 条に記載されている 30 パーセントに相当する額を超える契約変更は生じていなかった。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意見

(業務委託の設計変更について)

以下に示す業務委託は変更によって金額が 22%増加している。

変更により 20%以上契約額が増加した業務委託

工事件名	工事期間
横尾区画 基準点 測量業務委託	平成 26 年 10 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 13 日

設計事前協議等に関する要領にそった運用をした場合、第 5 条の 30%基準は超えていないが、20%を超えているため設計変更の事前協議の手続も軽微な取扱いとすることはできない。

変更内容をヒアリングや変更理由書等で確認したところ、変更内容についての異常性はないと判断できたが、このような重要な契約変更は変更手続が適正に行われているか、変更の意思決定は妥当であったか、さらには計画設計の調査が十分に行われていたか否かを慎重に検証する必要がある。

しかし、「大分市建設工事等に係る設計事前協議等に関する要領」の第 6 条にそった運用により、設計変更事前協議書は廃棄されていたため、事後的な検証を十分に行う事ができなかった。

事後的な検証の立場も踏まえて、設計変更事前協議書は保管して頂きたい。

No.	21-6	過年度報告書における記載ページ	85, 87（報告書）
中区分	委託料及び工事請負費		
小区分	滝尾中部地区住環境整備事業		
説明	設計変更の手続において、原則的には決裁権者がその都度変更内容を確認しなければならないが、軽微な場合では、担当課長以外の確認者は契約の履行期限前にまとめて変更理由書で変更内容を確認することになる（No. 21－5 大分市建設工事等に係る設計事前協議等に関する要領を参照）。 そのため、変更理由書に記載漏れがあると、担当課長以外の確認者は全ての変更内容を把握することができなくなってしまうため、変更理由書には設計変更事前協議書に記載された内容を全て記載する必要がある。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（結果） 契約変更を検討する過程で作成された設計変更事前協議書に記載された内容につ		

	いて、同様に契約変更を検討する過程で作成された変更理由書に記載がないものがあった。変更理由書は、事前協議の内容を取りまとめ、契約変更に至った原因と結果を結びつける書類であり、事後の検証性にも優れていることから、変更に至った理由を漏れなく記載する必要がある。
(B)	(措置済) 契約変更を検討する過程において変更理由書を作成する際に、契約変更に至った理由などについて記載漏れのないよう徹底した。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
(措置が不十分) 大分市建設工事に係る設計事前協議書に関する要領第6条の影響もあり、まちなみ整備課、駅周辺総合整備課において過去の設計変更事前協議書が保管されていなかった。そのため、変更理由書に変更に至った理由が漏れなく記載されているか否かの検証ができなかった。 確かに大分市建設工事に係る設計事前協議書に関する要領に定められてはいるが、本当に設計変更事前協議書は廃棄しているものなのか疑念が残る。工事途中の協議資料なので重要性は低いという位置付けではあるが、適時に工事変更の申請が行われたか否か、また、変更内容に応じて適正な決裁者が確認しているか否かを事後的に検証するためには必要な書類ではないだろうか。網羅的に記載されているかどうかかわからない変更理由書だけをみて、設計変更の妥当性を検証することは困難である。 No. 21－5でも記載したが、事後的な検証の立場も踏まえて、設計変更事前協議書の在り方を今一度検討する必要がある。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	結 果
(まちなみ整備課、駅周辺総合整備課以外での検証) まちなみ整備課、駅周辺総合整備課においては、設計変更事前協議書は廃棄されていたため事後的な検証は出来なかったが、道路建設課の原議には設計変更事前協議書が保存されていたため、設計変更事前協議書の変更内容が変更理由書に全て記載されているか確認を行った。 以下に示す2つの工事の不備が検出された。 (1) 市道中央住吉1号線舗装修繕工事 契約手続 : 一般競争入札 当初予定価格 : 68,355,360 円 当初契約金額(変更後) : 67,591,131 円 (76,860,360 円)	

当初工期（変更後）：平成26年6月9日～平成26年12月19日
（平成26年6月9日～平成27年2月13日）

①設計変更事前協議1回目（協議日 平成26年7月7日、請負増加額 4,761,000円）

工事着手に伴い着工前測量を行ったところ、民地の現況地盤高に差異があることが確認された。このため、舗装計画高を下げなければ民地へ路面排水が流れ込む状況となるため、舗装計画高を下げるように変更いたしたい。また、舗装計画高の変更に伴う掘削量についても変更いたしたい。

②設計変更事前協議2回目（協議日 平成26年7月31日、請負増加額 2,474,000円）

工事着手に伴う着工前測量において現地の試掘を行ったところ、既存の舗装版厚に差異があること確認されたため、舗装版破砕厚及び廃材処分量の変更をいたしたい。また、試掘について既存地下埋設物についても確認をしたところ、一部分において側溝布設に支障することが確認されたため、側溝の減長、側溝計上の変更、集水桝の追加、取付管の追加を変更いたしたい。

③設計変更事前協議3回目（協議日 平成26年8月11日、請負増加額 1,497,000円）

H26年7月7日付けにて協議を行った、舗装計画高の変更に伴いマンホールの高さ調整における、使用材料の追加施工の変更をいたしたい。

④設計変更事前協議4回目（協議日 平成26年9月30日、請負増加額 571,000円）

既存構築物の取壊し作業を行う際に本路線に接続する取付道路隅切部にある敷鉄板を撤去したところ、路面排水を処理するための集水桝が設置されていない箇所が確認された。このため、路線排水を処理するための集水桝を追加施工いたしたい。

変更理由書

本工事は、傷んだ舗装を修繕し、通行車両等の安全確保を図ることを目的とした、市道中央住吉1号線舗装修繕工事であります。工事着手に伴い着工前測量を行ったところ、本路線沿線の民地現況地盤高を下げる必要が生じた。このため、舗装計画高の変更に伴い掘削土量の増加及び既存マンホールの高さ調整における使用部材の追加施工が必要となった。また、既設舗装版厚に差異があることが確認されたため、廃材処分量についても変更が生じた。

以上のことから、～（以下省略）

設計変更事前協議書の変更内容が変更理由書に全て記載されているか確認を行った結果、事前協議の2回目の「また、試掘について既存地下埋設物についても確認をしたところ、一部分

において側溝布設に支障することが確認されたため、側溝の減長、側溝計上の変更、集水柵の追加、取付管の追加を変更いたしたい。」という内容と事前協議4回目の内容が変更理由書に記載されていなかった。

(2) 市道中央住吉2号線舗装修繕工事

契約手続 : 一般競争入札
当初予定価格 : 65,208,240 円
当初契約金額(変更後) : 56,535,544 円 (63,278,280 円)
当初工期(変更後) : 平成26年6月6日～平成26年12月19日
(平成26年6月6日～平成27年2月13日)

①設計変更事前協議1回目 (協議日 平成26年7月8日、請負増加額 3,150,000 円)

工事着手に伴い施工方法を検討した結果、当初においては、道路掘削を行うと同時に側溝布設を行うように設計していたが、地域の要望及び通行車両等の確保の観点から側溝布設を先行して施工する必要性が生じた。このため、側溝布設に伴う床掘土量を追加いたしたい。また、沿線店舗等からの強い要望により誘導員の配置人員の変更をいたしたい。

②設計変更事前協議2回目 (協議日 平成26年7月17日、請負増加額 657,000 円)

工事着手に伴う着工測量において現地の試掘を行ったところ、既存地下化埋設物の一部分において側溝布設に支障することが確認されたため、側溝の減長、側溝形状の変更を変更いたしたい。また、既存舗装版厚についても差異があることが確認されたため、廃棄処分量の変更もいたしたい。

③設計変更事前協議3回目 (協議日 平成26年7月29日、請負増加額 1,553,000 円)

工事着手に伴う着工前測量を行ったところ、民地の現況地盤高に差異があることが確認された。このため、舗装計画高を下げなければ民地へ路面排水が流れ込む状況となるため、舗装計画高を下げるように変更いたしたい。また、舗装計画高の変更に伴う掘削量についても併せて変更致したい。

④設計変更事前協議4回目 (協議日 平成26年7月31日、請負増加額 1,381,000 円)

平成26年7月29日付けで協議を行った、舗装計画高の変更に伴いマンホールの高さ調整における、使用材料の追加施工の変更をいたしたい。また、着工前測量により起点付近の擦合せ部については、施工する必要があることが確認されたため、施工面積を減少するように変更いたしたい。

変更理由書

本工事は、傷んだ舗装を修繕し、通行車両等の安全確保を図ることを目的とした、市道中央住吉2号線舗装修繕工事であります。工事着手に伴い着工前測量を行ったところ、本路線沿線の民地現況地盤高を下げる必要が生じた。このため、舗装計画高の変更に伴い掘削度量の増加及び既存マンホールの高さ調整における使用部材の追加施工が必要となった。また、既設舗装版厚に差異があることが確認されたため、廃材処分量についても変更が必要となった。

以上のことから、～（以下省略）

設計変更事前協議書の変更内容が変更理由書に全て記載されているか確認を行った結果、事前協議の1回目と2回目の内容が変更理由書に記載されていなかった。

上記のように変更理由書に設計変更事前協議書の内容の記載漏れが見受けられた。

監査意見にも記載されているとおり、変更理由書は、事前協議の内容を取りまとめ、契約変更に至った原因と結果を結びつける書類であり、事後の検証性にも優れていることから、変更に至った理由を漏れなく記載する必要がある。

事前協議の内容が漏れなく変更理由書に記載されている事を確認する等の内部統制を検討する必要がある。

No.	21-7	過年度報告書における記載ページ	91（報告書）
中区分	委託料及び工事請負費		
小区分	契約変更と発注時期		
説明	土地区画整理事業や住環境整備事業は地域住民からの要望や関係諸機関との調整等を考慮する必要がある、設計の変更が生じやすい事業である。そのため、設計が固まっていない状態で発注してしまえば、契約締結後に多額の追加工事の発生や、工期の延長が生じることになる。 また、予定価格の積算や工事変更に関する管理体制が脆弱な場合は、本来は競争入札の案件であっても、当初の予定価格を低く見積もり、低く見積もった金額を工事変更として処理することにより競争入札を回避することが可能となる。そのため、予定価格の積算や工事変更に関する管理体制は強化されなければならない。		

前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）									
（意見） （A）	地域住民からの要望、関係諸機関との調整等による設計変更及び期日の延長など、契約変更が非常に多い。土地区画整理事業や住環境整備事業の性質を考慮すれば、これらの理由による契約変更も理解できるが、一方で本当に発注前に地域住民等との協議が行われ、必要な合意がなされた上で、設計・発注しているのか疑問であり、準備が整い当該業務を発注すべき時期に発注するという考え方が本来の姿といえる。								
（措置済） （B）	これまで、関係住民と協議し、合意形成を積み上げながら事業の推進を図ってきたが、施工途中において、住民要望に変更が生じることが多々有り、対応に苦慮しているところである。今後とも事業の実施において、より一層詳細な事前説明や協議を行いながら、関係住民との合意形成に努める中で、設計・発注を行っていきたい。								
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見									
結果あるいは意見	結 果								
（措置が不十分） 関係住民と協議で変更になった工事									
<table><tr><td>工事件名</td><td>工事期間 (変更後工事期間)</td><td>当初契約 債務負担行為額</td><td>変更後 債務負担行為額</td></tr><tr><td>横尾区画 C-24 街区用水管撤去 工事</td><td>平成 26 年 8 月 28 日 ～平成 26 年 9 月 30 日 (平成 26 年 10 月 10 日)</td><td>1,242,000 円</td><td>1,319,760 円</td></tr></table>		工事件名	工事期間 (変更後工事期間)	当初契約 債務負担行為額	変更後 債務負担行為額	横尾区画 C-24 街区用水管撤去 工事	平成 26 年 8 月 28 日 ～平成 26 年 9 月 30 日 (平成 26 年 10 月 10 日)	1,242,000 円	1,319,760 円
工事件名	工事期間 (変更後工事期間)	当初契約 債務負担行為額	変更後 債務負担行為額						
横尾区画 C-24 街区用水管撤去 工事	平成 26 年 8 月 28 日 ～平成 26 年 9 月 30 日 (平成 26 年 10 月 10 日)	1,242,000 円	1,319,760 円						
この工事の変更理由書には以下のように記載されていた。									
本工事の敷地造成工事において、土地利用について地権者と事前協議を行い決定していましたが、土地利用を変更したいとの要望がありましたので、要望に沿った造成を行うよう、契約約款第 19 条により変更いたしたい。 併せて上記理由により、工期内での竣工が困難となったため、契約約款 19 条により工期変更いたしたい。									
この工事に関しては 1 月ほどの軽微な工事であり、最終的な打ち合わせを綿密に行っていれば発注後に工事変更は生じていなかったと思われる。前回の監査意見にもあるように準備が整い当該業務を発注すべき時期に発注されていなかったため変更が生じている。									

また、平成 19 年度包括外部監査 No. 19-16 の措置状況における「監査人の所見」でも記載したが、工事変更によって 130 万円を超えてしまっており、最初から変更内容が分かっていたら競争入札として処理しなければならなかった工事である。このような変更は競争入札の潜脱行為として用いられる可能性もあるため注意が必要である。

変更理由書の書き方においても、契約変更で 130 万円を超えることになってしまっているためそのことに関して触れる必要があった。本来であれば庶務実務研修資料の②に記載されている適用条項の修正や③に記載されている契約当初に予見できなかったことを明らかにする必要があった。

庶務実務研修資料

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号（金額要件）を適用し、随意契約により契約締結した後に、契約を変更したため同号の規定する金額を超えた場合の取扱い。

①故意に随意契約として契約事務を行うために、当初設計金額を抑え、契約締結後に増額変更するような契約は、適法な行為とは解されず、十分留意する必要がある、市民にそのような誤解が持たれることのないよう契約事務を行うこと。

②規則で定める随意契約の要件となる金額を超えることとなった場合においては、それはもはや、自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による随意契約を行うことはできないことから、適用条項の修正を行うこと。

③随意契約により契約締結し、当該契約を変更する場合は、その理由を文書の起案理由として具体的に記載し、その原因となった事由について契約当初に予見できなかったことを明らかにすること。

④「変更理由書」の中で、当該契約に適用する契約方法の法的根拠を記載すること。

No.	21-8	過年度報告書における記載ページ	97（報告書）
中区分	土地区画整理清算事業特別会計		
小区分	清算徴収金の滞納状況		
説明	（１）土地区画整理事業とは 土地区画整理法に基づき、道路、公園等の公共施設の整備改善や宅地の利用増進を図るために、土地の区画形質を整え、公共施設の新設又は変更を行う事業である。公共施設の用地は、買収するのではなく、「減歩」という形で土地所有者等から提供さ		

	れる。一般の土地は、整形された土地＝「換地」に置きかえられ、原則としてどの土地も道路に面するように配置される。 （２）清算徴収金及び清算交付金の概要 土地区画整理事業では、換地処分後に換地相互間に生じた不均衡を是正するため清算金を徴収・交付する。具体的には以下の場合に発生する。 ①換地として本来お渡しするべき面積（従前の面積から減歩を差し引いた面積＝権利面積）と、施行者が指定した換地の面積との間に差がある場合 ②従前の土地が著しく小さいため、換地を定めなかった場合 （土地区画整理法九十一条第四項） ③従前の土地が公共施設（道路等）として利用されていたため、換地を定めなかった場合 （土地区画整理法第九十五号第六項） 徴収金及び交付金は、土地区画整理法で分割徴収及び分割交付ができるとされており、大分市の条例でも同様の規定が設けられているが、交付金は換地処分時に一括交付し、徴収金は５年間（５年間の納付が困難な場合には、１０年間）の分割納付を選択できるようにしている。
前回監査における監査人の所見（Ａ）とその後の市の措置状況（Ｂ）	
（Ａ）	（意見） 大分市では「大分市未収金徴収対策会議」を設け、滞納対策を組織横断的に行っており、清算徴収金の滞納対策についても、一定の成果が見られるものの、さらなる対応の強化が求められており、土地区画整理法において一定の要件を満たす場合には、国税滞納処分の例により、滞納金を徴収できると規定されていることから、今後、より一層踏み込んだ対応について、検討していく必要がある。
（Ｂ）	（措置済） 清算徴収金の滞納対策として、悪質な滞納者については預貯金の差押えを行った。加えて、「清算金事務処理マニュアル」及び「清算金徴収事務対応マニュアル」を作成し、前者は平成 23 年度から、後者は平成 25 年度から運用することで、徴収事務の効率化や統一化を図り、滞納金の徴収体制を強化したところである。 今後も、滞納者の状況等を調査し、それぞれに対応した督促の強化や差押えなど法的措置も実施することで、徴収率の向上と滞納額の減少を図っていきたい。

市の措置に対する今回の監査における監査人の所見				
結果あるいは意見	－			
(措置されている)				
「清算金事務処理マニュアル」及び「清算金徴収事務対応マニュアル」の内容を確認して滞納金の徴収体制が強化されている事が確認できた。				
今回の監査で新たに検出された事項				
結果あるいは意見	意 見			
(清算金滞納額について)				
前回監査時点からの滞納件数、滞納額の変動を以下に示す。				
清算金滞納額の推移				
特別会計 (平成 26 年度については一般会計)	平成 20 年度		平成 26 年度	
	件数	滞納額 (円)	件数	滞納額 (円)
坂ノ市土地区画整理清算事業特別会計	22	9, 141, 861	6	1, 207, 370
下郡土地区画整理清算事業特別会計	10	5, 127, 308	10	11, 507, 453
三佐土地区画整理清算事業特別会計	8	1, 454, 852	2	179, 506
坂ノ市土地区画と三佐土地区画は件数、滞納額ともに減少しているが、下郡土地区画は件数に変動はなく、滞納額は調定額の増加の影響もあり増加している。				
坂ノ市土地区画と三佐土地区画において一定の成果はみられるものの、下郡土地区画においては 1 人当たりの清算徴収金が高いという要因もあり回収の成果は低い。下郡土地区画においては前回の監査意見にもあるように、一層踏み込んだ対応を行っていく必要がある。				

No.	21-9	過年度報告書における記載ページ	9 (意見書)
中区分	横尾土地区画整理事業		
小区分	土地区画整理事業及び住環境整備事業における事業評価について		
説明	(1) 土地区画整理事業の概況 ①横尾土地区画整理事業 当該事業の対象地区は、鶴崎市街地の南方で、日豊本線鶴崎駅から 4 キロメートルに位置している。新産都指定以来、人口増加に伴い周辺の団地等の宅地開発が行われ、地区内でも建築動態が活発になると予想されることから、放置したままでは、都市基		

	盤整備の遅れから快適な住環境の整備が図れないため、平成２年度から土地区画整理事業を行っている。 こうした中で、平成13年５月に江又地区において、国内超一級といわれる遺構が発掘されたことにより、事業の見直しを行い、平成18年１月に事業計画（第４回変更）の大分県知事による認可を受けている。見直し内容としては、横尾貝塚と水場遺構を含む地区を国指定の史跡公園予定地として、文化財保存することとし、別途用地買収を進めることとしており、事業終了予定年度は平成28年度である。 ②大分駅南土地区画整理事業 当該事業の対象地区は、大分市の中心市街地でＪＲ大分駅の南側に位置し、大分駅付近連続立体交差事業区間を含む東西約１．１キロメートル、南北約０．８キロメートルの区域である。従来鉄道によって機能的に分断されてきた南北市街地の一体化を図り、公共施設の整備と併せて駅周辺街区の有効高度利用と住宅地整備を行い、中心市街地にふさわしい地区を創出するために、大分駅周辺総合整備事業の一環として土地区画整理事業を行っている。 （２）社会資本整備総合交付金制度の概要 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設されている。 地方自らが目標を設定し、事後評価を行うこととその内容について公表することが義務付けられている。
前回監査における監査人の所見（Ａ）とその後の市の措置状況（Ｂ）	
（Ａ）	（意見） 平成２１年１１月に大分県の事業評価監視委員会に事業の再評価を依頼し「継続」との対応方針が報告されている。ただし、住民に分かりやすい成果指標の導入とそのモニタリング、評価期間の短縮化によるＰＤＣＡサイクルの確立といった従来型の公共事業の事業評価では不十分であった部分を今後整備していく必要がある。
（Ｂ）	（措置済） 土地区画整理事業や住環境整備事業においては、大分市行政評価制度及び大分県の公共事業評価を活用する中で、総合的な評価を行ってきたが、加えて社会資本整備総合交付金制度に準じた評価指標を設定したところである。今後は、これらに基づき事業評価を行っていきたい。

市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
(措置が不十分) 横尾土地区画整理事業は社会資本総合整備事業ではないため、整備計画や事後評価等の作成や公表は要求されていないが、社会資本整備総合交付金制度に準じた評価指標を設定し事業評価が行われている。 そこで、設定された評価指標を確認したところ、道路の整備率（長さ、面積）が評価指標として定められていた。この指標は工事の進捗度や計画全体の達成度合い等を示すものであり、事業を実施した結果得られる便益や事業の成果を示すものではないため、評価指標としては不十分であるように思われる。評価指標を選定する際には、土地区画整理事業を行った結果が社会や市民に対してどのような便益を与えたのかという視点を忘れずにしなければならない。成果指標の例としては、土地区画整理事業を実施した前後での人口の増加人数や事業前後での地価の上昇率などが考えられる。これらの指標は土地区画整理事業の実施した結果を示すものであるため、成果指標として有益と思われる。	

No.	21-10	過年度報告書における記載ページ	17（意見書）
中区分	浜町・芦崎・新川地区住環境整備事業		
小区分	事業計画と進捗度		
説明	(1) 浜町・芦崎・新川地区住環境整備事業の必要性 昭和30年代～昭和40年代の埋立てに伴い宅地化が進んだが、公共施設が未整備であり、建物が密集した上老朽化しており、地震による倒壊の可能性や火災時の延焼等防災上危険性の高い区域であるため住環境を整備する必要がある。 (2) 浜町・芦崎・新川地区住環境整備事業の概要 当該事業の対象地区は、大分市中心部より北方約1キロメートルの海岸部に位置している。平成11年度に地元から大分市への要望書が提出され、まちづくりへの取組が始まり、平成18年度から本格的に事業を開始した。 また、浜町・芦崎・新川地区住環境整備事業は「大分市における密集市街地の改善」というテーマの社会資本総合整備計画に該当している。 (3) 社会資本総合整備計画について 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総		

	合的な交付金として平成22年度に創設されている。 地方自らが目標を設定し、事後評価を行うこととその内容について公表することが義務付けられており、社会資本整備総合交付金交付要綱の第10には社会資本総合整備計画の作成と公表に関する定めが記載されている。 社会資本整備総合交付金交付要綱 第10 社会資本総合整備計画の評価 1 地方公共団体等は、社会資本総合整備計画を作成したときは、これを公表するものとする。交付期間の終了時には、社会資本総合整備計画の目標の実現状況等について評価を行い、これを公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。また、必要に応じて、交付期間の中間年度においても評価を行い、同様に公表及び国土交通大臣への報告を行うものとする。
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
（A）	（意見） 事業費予想の増減をトータルして考えると、平成 20 年度末までの事業全体の実績＋今後の見込総額は 73 億 9 千 5 百万円となり、平成 18 年 3 月に策定された第 2 回計画値 99 億 5 千 1 百万円と比較しても 74.3 パーセントしかなく、事業費ベースでの規模の縮小も将来的には検討する余地がある。
（B）	（措置済） 浜町・芦崎・新川地区住環境整備事業については、これまでも住民と協議し、その理解を求める中で、合意形成を積み上げながら、その合意内容に沿って事業の推進を図ってきたところであり、また、事業費ベースでの規模の縮小を含めて平成 26 年度に事業計画の変更を行う予定である。それ以後の事業の推進についても、住民とより一層綿密に協議を行い、必要に応じて事業計画の見直しを行うものとする。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	-
（措置されている） 浜町・芦崎・新川地区住環境整備事業の事業進捗・コスト管理マニュアルを閲覧して事業計画の見直しが行われていることを確認した。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	結 果

(社会資本総合整備計画の公表について)

(1) 浜町・芦崎・新川地区住環境整備事業

浜町・芦崎・新川地区住環境整備事業は「大分市における密集市街地の改善」というテーマの社会資本総合整備計画に該当しており、事業費の見直しにより H26 年 2 月に第 2 回の変更が行われ、H26 年 12 月に第 3 回の見直しが行われている。

第 2 回の変更までは公表がされていたが、第 3 回目の変更は公表されていなかった。事業の変更は市民にとっては重要な情報であるため、事業内容を変更した際は速やかに公表すべきである。また、社会資本整備総合交付金交付要綱にも公表が義務付けられていることから、事業内容を変更した際は速やかに公表すべきである。

(2) 大分駅南土地地区画整理事業

大分駅南土地地区画整理事業は「大分駅周辺の民間投資を喚起するための基幹的交通インフラの整備」というテーマの社会資本総合整備計画に該当しているが、事業費の見直しにより計画が平成 27 年 2 月に変更されていたが公表されていなかった。

(1) 同様に変更した際は速やかに公表すべきである。

No.	21-11	過年度報告書における記載ページ	26 (意見書)
中区分	滝尾中部地区住環境整備事業		
小区分	事業評価		
説明	(1) 滝尾中部地区住環境整備事業の必要性 本地区は公共施設が未整備のまま住宅化が進んだ事により、防災上危険な密集住宅地を形成し、狭隘道路が多数存在しているため住環境を整備する必要がある。 (2) 滝尾中部地区住環境整備事業の概要 本地区は、大分市中心部から南東約 3 キロメートルの位置にあり、環状道路の整備により中心市街地や大分自動車道へのアクセス機能が高い住宅地と幹線道路沿道の工業地で構成されています。また、地域内には農地も多く点在しており自然豊かな地域でもあります。 平成 15 年度に換地処分の終了した下郡土地地区画整理事業の隣接地であり、地元からは引き続き土地地区画整理事業として、住環境整備の要望が挙がっていたものの、平成 16 年度において、厳しい財政状況を考慮し、約 800 億円と見込まれる多額の事業費と施行期間の長期化が予想される区画整理方式から都市計画道路の整備を中心にした住環境整備事業へと整備手法の見直しを行っている。		

	平成19年度から平成23年度までが第1期、平成24年から平成28年度までが第2期の事業として取扱われている。																						
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）																							
（A）	（意見） 財政状況の厳しい折、今後アウトカム（社会への影響度）要因の評価指標は、政策的な重要度を増すものと思われ、指標をきめ細かく設定すればするほど、整備課題の達成度を常に確認できるようなルールづくりの技術的困難度も増加するが、分かりやすさや計算の迅速性を担保しつつ、正確な事業実態を示す工夫が、なお一層求められる。																						
（B）	（措置済） 分かりやすさや計算の迅速性を担保しつつ、正確な事業実態を把握できる評価指標については、「自動車交通についての満足度」、「地区内排水に対する満足度」など、国の社会資本整備総合交付金制度に基づく評価指標を活用することとした。																						
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見																							
結果あるいは意見		意 見																					
（措置は不十分） 社会資本総合整備計画を閲覧し、措置に記載されている内容が反映されていることを確認した。しかし、以下に示すように中間目標の達成度合いが把握されていなかったため、措置は不十分と考える。 社会資本整備総合計画の定量的指標 <table><tr><th>定量的指標</th><th>当初現況地 (H23 当初)</th><th>中間目標値 (H26 末)</th><th>最終目標値 (H28 末)</th></tr><tr><td>アンケート調査による避難所・避難通路についての満足度と歩行者空間についての満足度の総合の満足度を測定する。</td><td>52%</td><td>54%</td><td>56%</td></tr><tr><td>アンケート調査による自動車交通の利便性及び安全性に対する事業効果が期待できる片島、羽田東地区住民の満足度を測定する。</td><td>43%</td><td>49%</td><td>55%</td></tr><tr><td>アンケート調査による地区内排水についての事業効果が期待できる片島地区住民の満足度を測定する。</td><td>42%</td><td>50%</td><td>60%</td></tr><tr><td>防災防犯活動への住民参加者数を測定する。</td><td>1,303 人</td><td>1,600 人</td><td>2,000 人</td></tr></table>				定量的指標	当初現況地 (H23 当初)	中間目標値 (H26 末)	最終目標値 (H28 末)	アンケート調査による避難所・避難通路についての満足度と歩行者空間についての満足度の総合の満足度を測定する。	52%	54%	56%	アンケート調査による自動車交通の利便性及び安全性に対する事業効果が期待できる片島、羽田東地区住民の満足度を測定する。	43%	49%	55%	アンケート調査による地区内排水についての事業効果が期待できる片島地区住民の満足度を測定する。	42%	50%	60%	防災防犯活動への住民参加者数を測定する。	1,303 人	1,600 人	2,000 人
定量的指標	当初現況地 (H23 当初)	中間目標値 (H26 末)	最終目標値 (H28 末)																				
アンケート調査による避難所・避難通路についての満足度と歩行者空間についての満足度の総合の満足度を測定する。	52%	54%	56%																				
アンケート調査による自動車交通の利便性及び安全性に対する事業効果が期待できる片島、羽田東地区住民の満足度を測定する。	43%	49%	55%																				
アンケート調査による地区内排水についての事業効果が期待できる片島地区住民の満足度を測定する。	42%	50%	60%																				
防災防犯活動への住民参加者数を測定する。	1,303 人	1,600 人	2,000 人																				

社会資本整備総合交付金交付要綱では、必要に応じて、交付期間の中間年度においても評価を行い、同様に公表及び国土交通大臣への報告を行うものとして定められており、中間目標は義務ではない。

しかし、社会資本整備総合交付金事業は5年という中長期の事業であるため、担当課においては目標の達成度合いを定期的に確認し、最終目標を達成できるように軌道修正する必要がある。

滝尾中部地区住環境整備事業（2期）においては中間目標が掲げられており、平成26年度に中間期を迎えたが、達成度合いの把握は行われていなかった。

最終年度を迎えて達成度合いを把握するのではなく、中間期で把握が可能な指標であれば進捗度を確認し、達成度合いに応じて事業の修正をしていくような体制を整備する必要がある。

第5.『消防行政について』（平成20年度）

No.	20-1	過年度報告書における記載ページ	21（報告書）
中区分	予算執行		
小区分	大分市消防職員昇任試験出題謝礼		
説明	消防吏員の昇任については「大分市消防吏員の昇任に関する規程」で定められている。ここで消防吏員とは市町村の消防本部に勤務する消防職員のうち、階級を有するものをいう。 吏員の昇任は、「競争による昇任試験又は選考（以下「昇任試験等」という。）の方法による審査を経て・・・（中略）・・・行う」（第3条第1項）。そして「昇任試験等を実施する場合において、その実施、審査及び昇任候補者の決定に係る事務を行うため、消防局に大分市消防吏員昇任試験委員会を置く」（第4条第1項）と規定されている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	（意見） 昇任試験の出題を、慣例的に大分県消防学校に依頼しているが、出題者を硬直的に決定することは、内容の偏りを助長し、又は問題の秘密性が侵害される可能性が増すおそれがあることから、出題者を広く求めることについて、大分市消防吏員昇任試験委員会において検討する余地がある。		
(B)	（措置済） 昇任試験については、筆記試験の外に、小論文、面接、小隊訓練等の実科試験を実施し、職員の能力や適性を総合的に判断している。 そのうち、筆記試験の出題については、大分県消防学校に依頼し、試験を実施していたが、公平性や秘密性の保持、消防の知識・技術などの専門性の更なる向上の観点から、大分市消防吏員昇任試験委員会において検討した結果、平成21年度から同委員会が試験問題を作成することとした。 また、併せて大分市消防吏員の昇任試験に関する規程を改正して、同委員会の会議に消防学校の職員の出席を可能とし、その意見を求めることにより出題内容の偏りの防止及び公平性の確保を図っている。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	－		

(措置されている)	
昇任試験の筆記試験の問題作成を大分県消防学校から大分市消防吏員昇任試験委員会に移行し、出題者の硬直化を防止している。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
「大分市消防吏員の昇任に関する規程」第４条に基づいて、昇任試験に係る試験委員の委員長は消防局長が、委員は消防局次長、消防局総務課長、消防局総務課参事があたるように定められているが、昇任試験について消防局内のメンバーのみで行うことは公平性の確保を図ることに限界があると考え。大分県消防学校等組織の外部からも委員を派遣してもらって試験が公平に行われることを外部者の視点で検証することを検討する余地がある。	

No.	20-2	過年度報告書における記載ページ	28（報告書）
中区分	予算執行		
小区分	常備消防費－負担金補助及び交付金－大分県消防協会負担金 平成１９年度大分県消防協会会費		
説明	一般財団法人大分県消防協会は、消防思想を普及し、消防技術の向上と消防活動の強化を図るとともに消防団員等の活性化を推進することにより、社会の災害の防止と福祉の増進に寄与することを目的とする法人である。当法人に関する経費を大分県内の各市町村で分担している。その分担金が大分県消防協会会費となっている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	(意見) 支出負担行為決議書に、一般財団法人大分県消防協会の事業内容及び支出の可否を検討した過程の記載がないが、協会が算定した負担金の支払を当然とせず、支出に当たり会費負担の必要性や金額の妥当性について検討する必要がある。		
(B)	(措置済) 一般財団法人大分県消防協会は、大分県内の消防機関相互の連絡協調、消防諸施設の改善及び消防活動の強化を図るとともに、消防思想を普及徹底して社会の災厄を防止し、人類共同の福祉増進に寄与することを目的として、県内の市町村や消防本部により設立された団体である。		

また、その負担金である大分県消防協会会費については、県内各消防本部の均等割のほか、人口割、消防職団員割及び基準財政需要額割の 3 つの要素に分けて、市町村ごとに算出され、同協会の理事会・評議委員会の中で、十分に議論の上、決定された金額である。

理事会・評議委員会には、本市からも消防局長及び消防団長等が理事等として出席しており、その会費負担の必要性や金額の妥当性について精査しているところである。今後も理事等の立場から、その会費負担の必要性・妥当性を判断していく。

市の措置に対する今回の監査における監査人の所見

結果あるいは意見

－

(措置されている)

大分県消防協会の平成 26 年度の正味財産増減計算書の内容は、以下のようになっており、当年度と前年度の収入、費用については異常な増減はない。

(単位：千円)

科目	26 年度	25 年度	増減
一般正味財産増減の部			
経常増減の部			
経常収益			
受取会費	6,331	6,331	－
受取補助金	8,212	7,774	437
諸収益	2,541	2,419	122
雑収益	35	103	－67
他会計からの繰入額	2,900	5,427	－2,527
経常収益計	20,019	22,054	－2,035
経常費用			
事業費	10,755	12,574	－1,818
事業費	8,747	10,936	－2,188
会議費	1,654	1,284	370
負担金	353	353	－0
事務費	10,218	10,624	－406
職員給	8,526	8,602	－76
旅費	183	184	－0
需要費	1,324	1,656	－331
交際費	88	81	6
減価償却費	95	95	－

雑費	—	4	—4
経常費用計	20,974	23,198	—2,224
当期経常増減額	—954	—1,144	189
経常外増減の部			
経常外収益			
引当金取崩額	756	—	756
特定資産受取利息	2	2	—0
固定資産受贈益	—	1	—1
経常外収益計	758	4	754
経常外費用			
引当金繰入額	0	405	—405
経常外費用計	0	405	—405
当期経常外増減額	757	—401	1,159
当期一般正味財産増減額	—196	—1,545	1,348
一般正味財産期首残高	10,739	12,284	—1,545
一般正味財産期末残高	10,542	10,739	—196

大分県消防協会は各市町村に対して会費納入の文書を毎年送付して会費を徴収している。会費の内訳は均等割、人口割、消防団員割、財政需要額割となっており、それらの合計額は 1,706 千円でありその計算根拠に異常性はなかった。

今回の監査で新たに検出された事項

結果あるいは意見	意 見
----------	-----

大分県消防協会の平成 26 年度の正味財産期末残高は 10,542 千円である。平成 26 年度は各市町村からの会費収入が 6,331 千円であったため、各市町村の会費収入がなくとも正味財産がマイナスになることはなかった。

平成 26 年度に他会計からの繰入額 2,900 千円が計上されなければ当期一般正味財産増減額はマイナス 3,096 千円とはなるが、当期の一般正味財産期末残高は 7,642 千円となり大分県消防協会の一般会計の財政状態には余裕があるものと考えられる。

大分市の厳しい財政状況の中、財政状態に特段の問題のない団体に対して多額の会費を負担することには慎重に対応する必要がある。

次年度以降の会費の妥当性を検討する際には大分市消防協会の理事として会費の減額を主張することも検討する余地がある。

No.	20-3	過年度報告書における記載ページ	37（報告書）
中区分	予算執行		
小区分	議事録の整備		
説明	大分市消防団と大分市消防局との連絡会議である大分市消防団・消防局幹部会議や、大分市消防団の最高決定機関である定例会議が1～2ヶ月に1度開催されている。 大分市消防団・消防局幹部会議は平成26年度は2回開催され、第1回については、平成26年度大分市消防団活動計画案、平成26年度大分市消防団員研修会等が議論され、第2回では平成27年度消防団活動計画案、平成26年度年末夜警について等が議論されている。 定例会議については、5月、6月、7月、9月、10月、1月、3月に開催され、消防操法大会などの行事の準備とその結果報告などが議論されている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（意見） 幹部会議の議事録には、各議題について消防局側からの概要説明等の内容は記載されているが、消防団幹部からの意見等については記載されていなかったことから、会議での発言はできる限り詳細に議事録に記載し、今後の消防団活動の発展や改善に活用していく必要がある。		
（B）	（措置済） 消防団幹部会議は、各方面隊の意見を反映する重要な機会であることから、消防団活動の発展や改善等に活用していくため、平成21年度から消防団幹部からの意見等をはじめ、会議の発言等について詳細に議事録に記録している。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	意 見		
（措置が不十分） 議事録には議事の内容は詳しく残されているが、その発言者が「事務局」と「出席者」と分けられているのみで、出席者の名前が記載されていない。誰の発言であるかを明確にしておけば後日その発言者に発言の真意を確かめることができ、次回の会議の際に前回の発言を受けてさらに発言を求めることができるため、消防団活動の発展や改善につながる議事に資することができると思われる。発言者の名前を議事録に記載することを検討する余地がある。			

No.	20-4	過年度報告書における記載ページ	39（報告書）
中区分	予算執行		
小区分	平成 1 9 年度大分市消防団運営交付金		
説明	「大分市消防団運営交付金交付要領」により、大分市消防団の、運営活動に要する経費として交付する交付金に関して、必要な事項を定め執行の適正化が図られている（第 1 条）。 消防団の交付金の交付対象となる事業は（１）消防団本部の運営活動事業、（２）消防団長の運営活動事業、（３）方面隊の運営活動事業、（４）ポンプ操法訓練活動事業であり、交付金額はこれらの交付事業に要する経費を対象にしている（第 3 条）。 消防団の運営活動に要する経費の主用途は（１）消防団が実施する内点検や競技大会等の賞品、記念品、賞状筆耕費である報償費、（２）各種訓練、団員研修会、方面隊の会議、行事等の飲料水費、（３）方面隊で使用する消耗品、印刷費、備品の修理費等の需要費、（４）その他の負担金、使用借上料、供花等である（第 4 条）		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	（意見） 消防団運営交付金について、補助金交付要綱が作成されておらず、補助金の目的及び補助金額の算定の妥当性を検証することができない。補助金交付要綱を作成し、補助金の目的及び補助金額の算定基準を明確にすることにより、補助金支出の妥当性を当該要綱に照らして確認していく必要がある。		
(B)	（措置済） 平成 21 年 3 月に補助金支出を適正に行えるよう大分市消防団運営交付金交付要領を制定し、補助金の目的及び補助金額の算定基準を明確にした。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	－		
（措置されている） 「大分市消防団運営交付金交付要領」（平成 21 年 4 月 1 日施行）第 5 条に「交付金額は方面隊均等割とする。併せて団員数に乗じて得た額を加算した額とする。」という規定が設けられている。 平成 26 年度大分市消防団運営交付金は 3,975,000 円であるが、この金額は団本部、団長及び各方面隊の定額割と各消防団の人数割で運営費を算出している。			

今回の監査で新たに検出された事項（１）		
結果あるいは意見	意 見	
交付金の方面隊配分額算定根拠は方面隊の均等割と団員数に乗じて加算された金額であるが、団本部運営費 493,600 円と団長交際費 75,000 円については配分額算定根拠が要領に記載されていない。 「大分市消防団運営交付金交付要領」を改定して、団本部運営費と団長交際費の金額も交付金額の算定根拠に加えるか、あるいは規定どおりに交付金額は方面隊均等割と団員数に乗じて加算された金額に限定すべきである。		
今回の監査で新たに検出された事項（２）		
結果あるいは意見	意 見	
各消防団運営交付金が年度末に使いきりゼロとなっている。これはホッチキス、リムーバー、丸筒や額縁などの事務用品を 3 月中に購入することでゼロとしているものである。この支出は必要な物品を購入するものということであるが、予算を消化するために必要数を超える物品を購入することのないように物品の在庫管理も併せて行い、事後的にでも過去に購入した物品が長期間にわたって在庫として残っていないかどうかを検証するべきである。また、年度末に各方面隊から消防団長宛てに提出される「運営交付金支出一覧」の最後の行の支払いに係る摘要欄には、単に「事務用品代」と記入するのではなく、どこからどのような事務用品を何個購入したのかを記載して支出の適正性を明らかにしておく必要がある。 平成 26 年度の各区分の年度末に事務用品代として支出された金額は以下のようになっている。		
区分	支払日付	支払金額（円）
消防団本部	3 月 23 日	20,764
団長交際費	3 月 31 日	46,169
第 1 方面隊	3 月 24 日	19,149
第 2 方面隊	3 月 10 日	3,784
第 3 方面隊	3 月 16 日	3,717
第 4 方面隊	3 月 24 日	1,327
第 5 方面隊	3 月 10 日	6,398
第 6 方面隊	3 月 24 日	430
第 7 方面隊	3 月 19 日	26,575
第 8 方面隊	3 月 24 日	2,891
合 計		131,204

この中で特に金額の大きい団長交際費であるが、これについても他の消防団運営費交付金と同様に事務用品の購入に充てられている。

交際費とは外部との付き合いあるいは交渉の為に支出されるものであり、団長交際費を事務用品費の購入に充てるとするのは本来の目的には適っていない支出であると考えられる。

団長交際費については外部との付き合いあるいは交渉の為に支出に限定すべきであり、またその金額が余れば事務用品費の購入に充てるのではなく、余剰分については翌年度の交際費から減額し、75,000 円の定額についても実情に適った金額に改めるべきである。

No.	20-5	過年度報告書における記載ページ	46（報告書）
中区分	予算執行		
小区分	消防施設費－委託料－庁舎清掃等管理業務委託料		
説明	地方自治法第 234 条では「1. 売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。2. 指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定され、一般競争入札を原則として政令の定めに基づき例外的に指名競争入札、随意契約が認められることになっている。 大分市消防局の清掃業務については、消防庁舎設備管理及び環境衛生管理業務、消防局庁舎清掃業務、東消防署庁舎清掃業務、南消防署庁舎清掃業務の 4 つの業務について、指名競争入札により落札されている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	（意見） 平成 17 年度から平成 19 年度までのすべての年度において、それぞれ同一業者が落札しており、さらに、落札率も全体的に非常に高い割合を示しているものが散見されることから、現在の契約方法で競争性が失われているようであれば、早急に一般競争入札に移行する等何らかの手を打つべきである。		
(B)	（措置済） 各庁舎清掃等管理業務委託契約については、平成 20 年度から 22 年度までの 3 年間の長期継続契約となっていたことから、平成 23 年度の契約締結時において、指名業者数を増やすことにより入札の競争性の向上を図った。 また、業務委託契約に係る一般競争入札の導入に当たっては、入札環境の整備や設		

	計根拠の確立、安全性の確保等解決すべき課題があり、これらの課題解決に向け取り組んでいきたい。										
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見											
結果あるいは意見	意 見										
(措置が不十分) 平成 26 年度に契約された 4 つの清掃業務についてはすべて指名競争入札で業者が選定されており以下のような指名業者数となっている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>指名業者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防局庁舎設備管理及び環境衛生管理業務</td><td>10 社</td></tr> <tr> <td>消防局庁舎清掃業務</td><td>12 社</td></tr> <tr> <td>東消防署庁舎清掃業務</td><td>9 社</td></tr> <tr> <td>南消防署庁舎清掃業務</td><td>10 社</td></tr> </tbody> </table> 指名競争入札により入札が行われており、またその落札率について確認したところ高い落札率を示しているわけではないので競争性の向上は図られていることは認められる。 しかしながら地方自治法第 234 条では一般競争入札が原則と定められており、入札環境の整備や設計根拠の確立、安全性の確保等、課題の解決を早急に検討して一般競争入札の導入を行いより一層競争性の向上を図るべきである。			指名業者数	消防局庁舎設備管理及び環境衛生管理業務	10 社	消防局庁舎清掃業務	12 社	東消防署庁舎清掃業務	9 社	南消防署庁舎清掃業務	10 社
	指名業者数										
消防局庁舎設備管理及び環境衛生管理業務	10 社										
消防局庁舎清掃業務	12 社										
東消防署庁舎清掃業務	9 社										
南消防署庁舎清掃業務	10 社										

No.	20-6	過年度報告書における記載ページ	66（報告書）
中区分	公有財産の管理		
小区分	台帳価格の改訂		
説明	大分市公有財産規則第 20 条は「部長等は、その管理に属する公有財産について 5 年ごとにその年の 3 月 31 日の現況において、市長が別に定めるところにより、これを評価し、その評価額により財産台帳の台帳価格を改定しなければならない。」と規定している。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（結果） 大分市公有財産規則には、財産台帳への取得価格の記載と 5 年ごとの再評価による		

	台帳価格の改定が規定されているが、監査対象会計年度末（平成 20 年 3 月末）時点において、財産台帳に取得価格及び改定価格が未記載である土地及び建物が多数見られた。																									
(B)	（措置済） 土地及び建物の評価方法のマニュアルを、土地に係るものについては平成 21 年度に、建物に係るものについては平成 22 年度に作成し、同マニュアルに基づき、土地については平成 22 年度中に、建物については平成 23 年度中に評価額を算出して記載するなど、財産台帳を整備したところである。今後も定期的に台帳価格等の見直しを行い、財産台帳の適正管理に努めていきたい。																									
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見																										
結果あるいは意見	結 果																									
（措置が不十分） 土地明細台帳を入手し、当該台帳に口座名、所在地、種目、用途、面積、取得年月日及び取得価格、改訂年月日及び改訂価格、用途物件及び従物等、備考の欄に適切に記載がされているかどうかを確かめた。 その中で下記の土地の寄附を受けているが、当該土地の評価がなされていないケースがあった。 寄附を受けたものについては「大分市公有財産規則第 19 条第 1 項第 2 号」に該当し、「適正な時価により評定した価格」で土地明細台帳に登録すべきである。 （参考） 大分市公有財産規則 第 19 条 財産台帳に登録すべき価格は、次に掲げるところによる。 （1）買入れ、建築、収用その他の有償の取得に係るものについては、買入価格、建築価格、補償金額その他の取得価格 （2）前号に掲げるもの以外のもの及び同号の価格によることが適当でないと認められるものについては、適正な時価により評定した価格 【寄付を受けていたが評価がされていない土地】 <table><tr><th>口座名</th><th>種目</th><th>用途</th><th>面積(㎡)</th><th>寄付年月日</th></tr><tr><td>明治分団第 4 部（二目川）</td><td>宅地</td><td>消防団車庫詰所</td><td>164.95</td><td>H26.4.9</td></tr><tr><td>植田西部小野鶴部</td><td>田</td><td>消防団車庫詰所用地</td><td>208.29</td><td>H26.2.20</td></tr><tr><td>野津原中部分団 今畑部</td><td>宅地</td><td>消防団車庫詰所</td><td>116.18</td><td>H22.3.16</td></tr><tr><td>皆春</td><td></td><td>防火水槽用地</td><td>45.00</td><td>H22.11.29</td></tr></table>		口座名	種目	用途	面積(㎡)	寄付年月日	明治分団第 4 部（二目川）	宅地	消防団車庫詰所	164.95	H26.4.9	植田西部小野鶴部	田	消防団車庫詰所用地	208.29	H26.2.20	野津原中部分団 今畑部	宅地	消防団車庫詰所	116.18	H22.3.16	皆春		防火水槽用地	45.00	H22.11.29
口座名	種目	用途	面積(㎡)	寄付年月日																						
明治分団第 4 部（二目川）	宅地	消防団車庫詰所	164.95	H26.4.9																						
植田西部小野鶴部	田	消防団車庫詰所用地	208.29	H26.2.20																						
野津原中部分団 今畑部	宅地	消防団車庫詰所	116.18	H22.3.16																						
皆春		防火水槽用地	45.00	H22.11.29																						

つつじヶ丘	宅地	防火水槽用地	127.76	H24.1.23
古国府	雑種地	防火水槽用地	39.00	H24.4.5
曙台	宅地	防火水槽用地	30.02	H24.5.15
芝尾	宅地	防火水槽用地	80.28	H25.9.27
光吉御苑	雑種地	防火水槽用地	63.00	H26.8.4
関園	雑種地	防火水槽用地	39.00	H26.9.1

No.	20-7	過年度報告書における記載ページ	8（意見書）
中区分	常備消防について		
小区分	署所数の算定について		
説明	消防署は大分市中央消防署、南大分分署、東大分出張所、西大分出張所、明野出張所、大分市東消防署、佐賀関分署、坂ノ市出張所、大在出張所、松岡出張所、大分市南消防署、大南出張所、敷戸出張所、野津原出張所の 14 署所である。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（意見） 財政事情の厳しい状況において、署所数を必要最小限にすることも重要であり、既存署所の移転、廃止等も常に政策的な選択肢に入れておく必要がある。特に、国の消防力の整備指針上、署所を必ずしも設置しなくともよい準市街地は、長期的に人口動態や通信手段の多様化・高速化、道路事情の良化等を勘案しつつ、隣接署所の機能強化を図った上で、統合の可能性を検討すべきである。		
（B）	（対応中） 本市では、市民の安心・安全を担保するため、市域全体の人口・道路状況など様々な状況を総合的に勘案しながら、走行限界時間を第一義として、市街地に 11 署所を設置するとともに、準市街地についても 3 署所を設置しているところである。 このような方針の下、現時点での署所の統廃合については考えていないが、今後とも、長期的な人口動態や通信手段の多様化・高速化、道路事情の良化等情勢の変化を勘案しながら、その適正配置に努めていきたい。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	意 見		

(措置が不十分)

準市街地の戸次地区は、国の基準署所数はゼロであるが、大分市の判断基準数は1として「大南出張所」を配置している。

これは大分市が戸次地区の地域内人口 8,931 人が市街地としての条件である「その他区域内の人口 10,000 人以上」を僅かに下回っているがその数がわずかであることから、市街地と同等であると判断しているため、とのことである。しかしながら戸次地区は、現在をピークに緩やかに人口が減少していくと見込まれている地区であり、基準数 10,000 人からの乖離数がますます増加していくと見込まれる。

また地理的にも最寄りの松岡出張所から 5 分以内で到着可能な場所もあり、松岡出張所から戸次地区に向かうルートも複数存在し交通事情も悪いと判断するには無理がある。さらに大南地区の消防団員は大分地区、鶴崎地区に次いで多い 360 人であるため、消火活動は消防団で対応できると考えられる。

したがって、戸次地区の大南出張所については国の消防力の整備指針の人口条件に則って松岡出張所との統合についての検討の余地があると考えられる。

No.	20-8	過年度報告書における記載ページ			22（意見書）	
中区分	常備消防について					
小区分	人員の算定について 警防人員総括					
説明	平成 26 年度の総職員数は 474 人でありそのうち再任用数は 25 人である。平成 22 年度と比較して総職員数は 10 名増加しているが、再任用数も 8 名増加している。					
		総職員数	正職員数	再任用数	前年度 退職者数	新規採用者 数
	H22 年度	464	447	17	31	23
	H23 年度	479	447	32	22	22
	H24 年度	470	444	26	23	20
	H25 年度	472	446	26	18	20
	H26 年度	474	449	25	19	22
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）						
（A）	（意見） 昨今の極めて厳しい財政状況の下、地方公務員の職員数の削減が求められており、					

	今後は人員の増加を極力抑制する中で、効率的かつ効果的な警防（特に消防）業務を行うための工夫、手法等を考慮することも必要である。
(B)	(措置済) 現有の消防力に支障を来さないことを前提とした再任用職員の活用など、消防局全体で効率的かつ効果的な職員配置を実施することにより、人員の増加を極力抑制する中で、可能な限り消防業務に携わる職員の確保に努めている。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	—
(措置されている) 平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間で、退職者数は 103 名であるのに対して新規採用者は 105 名であり人数的には消防力に支障をきたさないが、経験者が退職することによる現場の消防力が殺がれることを防止するために平成 20 年度から再任用職員数を増やしており、平成 26 年度は 26 名の再任用職員を採用しており、効率的かつ効果的な職員配置を行っている。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
平成 22 年度から再任用数は 8 名増えており現場の消防力が殺がれることを防止はされていると思われる。しかし厳しい財政状況の中、効率的な業務執行をする中で正職員数の更なる削減も検討する必要があると考えられる。	

No.	20-9	過年度報告書における記載ページ	26（意見書）
中区分	非常備消防		
小区分	消防団の人員の総数		
説明	消防団とは消防署とともに火災や災害への対応、予防啓発活動等を行う、消防組織法に基づいた消防組織である。大分市消防団は本部、第 1 方面隊、第 2 方面隊、第 3 方面隊、第 4 方面隊、第 5 方面隊、第 6 方面隊、第 7 方面隊、第 8 方面隊に分かれており、平成 26 年度の大分市消防団の人員は 2,251 人である。 平成 26 年度は消防団に対して市から運営交付金として予算が年間 3,975,000 円つけられている。		

前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
（A）	（意見） 消防団の必要人員のうち、現有の動力ポンプロ数（消防ポンプ自動車 13 台、小型動力ポンプ 172 台）分の必要人員については、単純に消防力の整備指針に基づき算出した場合には 761 人であるが、これに対して、同整備指針をミニマムの基準数値と考えると、大分市の消防団が保有すべき動力ポンプロ数は 73 ロであり、これに 1 ロ当たり 5 人を乗じて得た必要人員は 365 人であることから、過剰人員の感がぬぐえない。
（B）	（措置済） 消防力の整備指針では、人口を基に動力ポンプロ数を算定しているが、大分市は 501 k m²と広大な面積を有していることから、その地勢等を勘案すると、現在の動力ポンプロ数は適切であると判断しており、それに伴う消防団員数も相応であると考えている。 消防団員は、火災の予防、警戒及び鎮圧並びに地震、風水害等の災害対応に広く従事しており、昨年の東日本大震災を受け市民の消防団に対する期待はより一層高まっている。このような現状を踏まえた上で、今後も非常備消防力の確保に努めていきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
（措置が不十分） 平成 26 年 10 月 31 日改正前の「消防力の整備指針」第 38 条第 2 項では、消防団における人員の総数を消防団の管理する動力ポンプの種類ごとに規定する消防隊の隊員の数と、大規模な災害時等における住民の避難誘導に必要な数を一定の基準で算出した数の合計で求めている。ところが改正後の消防力の整備指針では機械的に算出すると実態に合わない消防団員数が算出される可能性があることから、消防団の人数の総数を求める具体的な基準を削除している。 他方、改正前の算出方法により算出した消防団員数が、地域の実情を踏まえた上で、市町村において適正な算定方法と算定されるのであれば、それを妨げるものではない、と消防庁のコメントもある。 下表に示すとおり、大分市と他の面積規模が同規模の中核市の消防団員数、消防団員 1 人当たりの面積との比較してみると、大分市の消防団員 1 人当たりの面積は平均的な値になっている。 大分市の消防団員数 1 人当たりの面積は平均的な値になっているとしても、大分市は市街地を大分川と大野川の二大河川が縦断し、かつ、丘陵地が市街を横断しており地震・風水害時に地域が孤立するという可能性を考慮し、さらに改正後の消防力の整備指針の趣旨をくみとつ	

て、消防団員の算定の仕方が大分市の実情に適った方法であるかどうかを含めて、消防団員数の適正性の検証を再度行うことが望ましい。

【他都市との比較 平成 27 年 4 月 1 日現在】

	面積 (k m ²)	消防団員数(人)	団員 1 人当たり面積 (k m ²)
大分市	501.28	2,241	0.22
長崎市	405.81	2,783	0.15
松山市	429.37	2,410	0.18
福山市	518.05	2,858	0.18
宇都宮市	416.84	2,054	0.20
高崎市	459.41	1,351	0.34
大津市	464.10	1,295	0.36
鹿児島市	547.57	1,489	0.37
金沢市	468.64	1,097	0.43

No.	20-10	過年度報告書における記載ページ	27（意見書）
中区分	非常備消防		
小区分	消防団の人員の総数		
説明	消防庁は「消防力の整備指針」を定めている。消防力の整備指針は、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の防災に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めるものである。 消防力の整備指針第 36 条で、消防団は、（１）火災の鎮圧に関する業務、（２）火災の予防及び警戒に関する業務、（３）救助に関する業務、（４）地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務、（５）武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務、（６）地域住民（自主防災組織等を含む。）等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務、（７）消防団の庶務の処理等の業務、（８）前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて特に必要とされる業務 を行うものとされている。		

前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
（A）	（意見） 少子高齢化の進展や都市化による地縁的結合の希薄化及び職住分離のライフスタイルの進展から、将来的には消防団員の確保が大きな問題となり、財政の厳しい折、市民の自助努力や大分市との協働による非常備消防の効率的かつ効果的な運用が今後望まれることから、分団の適正配置や人員の見直しも必要である。
（B）	（措置済） 消防団は、住民を中心にした地域密着性、要員動員力、即時対応力といった３つの特性を活かす中で構成され、地域の実情により形成された組織であり、それぞれの分団は、自治会、自主防災会との連携を図りながら、「災害に強いまちづくり」を目指して、地域に根ざした防災活動を展開している。 このような中で、現在の分団の配置や人員については適正であると判断しているが、今後とも、消防団の効率的かつ効果的な運営が図られるよう、地域の実情等も勘案しながら各方面隊・分団の配置人員等について検討していきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	—
（措置されている）	消防団は、大分地区、鶴崎地区、大南地区、植田地区、大在地区、坂ノ市地区、佐賀関地区、野津原地区に配置されており、人口の多い大分地区は最も消防団員数が多く、人口の少ない野津原地区には最も消防団員数が少なくなっており、人口に応じた消防団員の配置となっている。
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」第 10 条第 1 項において「一般職の国家公務員又は一般職の地方公務員から報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合には、任命権者は、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならない。」とされている。 消防団員の役割が火災関連業務に加え、大規模災害時の避難誘導業務も重要な業務であるが、消防団員の高齢化及び人口減少に伴う消防団員の減少が予想され、火災時、災害時には地域の消防団員のみでは火災関連業務や避難誘導業務などの業務を迅速に遂行することが困難になることが予想される。このような事態を未然に防止するために将来的には大分市職員が消防団員となって消防団員を確保することも検討の余地がある。	

No.	20-11	過年度報告書における記載ページ	69（報告書）
中区分	備品の管理		
小区分			
説明	備品については「大分市物品取扱規則」により取り扱われる。ここで備品とは 「使用によって直ちに消耗せず通常の状態においてその性質又は形状を失わず比較的長時間の使用に耐えるもので、1 品目又は 1 組につき取得価額又は評価額が 3 万円以上のもの」をいう（第 3 条第 1 項第 1 号）。物品取扱者は備品台帳を備えて整理しなければならない（第 13 条第 1 号）。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（結果） 備品について、一部の現物と備品台帳を照合した結果、平成 20 年 3 月末時点において、備品台帳に大分市物品取扱規則第 1 5 条の備品の管理換えや第 18 条の処分手続の不備が見られた。すべての現物の棚卸しを行い、備品台帳との整合を図るのは相当の困難が予想されるため、少なくとも重要物品及び新規取得物品から順に整理していくこと等が現実的な対応として求められる。		
（B）	（措置済） 備品について、重要物品及び新規取得物品を優先して台帳整備を実施し、その他の備品についても、順次台帳の整備を行っているところである。 今後も、適正な備品の管理に努めていきたい。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	結 果		
（措置が不十分） 中央消防署、東消防署、南消防署の現地調査を行い、備品台帳を閲覧するとともに適宜備品台帳と現物との突合を行って備品台帳が正確に作成され現物管理が適正に行われているかの確認を行った。 その結果、以下の不備が検出された。 【中央消防署】 実際は廃棄されているが財務会計上の備品台帳からは除却されていないものが 2 点検出された。 ①酸素呼吸器 L 2－8 1 5 カワサキ式 約 20 年前に廃棄されていたが、長期間において備品台帳上で廃棄処理がなされていなかった。			

②刻印 中央消防署印

昨年度（平成 26 年 11 月）より新しい印鑑に変更されたが、廃棄の申請が失念されていたため財務会計上は備品として計上されたままとなっていた。また、総務課においては申請がされていないが実際には印鑑を処分していた。

これは大分市物品取扱規則第 18 条第 1 項「物品管理者は、その所管に属する物品で損傷はなはだしく使用できないと認めるものについては、決裁をうけて処分することができる」という規定に違反している。

廃棄の手順は、廃棄申請が行われ決裁がなされたものに対して処分することが可能となるが、その運用が十分ではない点が見受けられたため是正が必要である。

【南消防署】

1. 備品台帳の整備について

備品台帳を閲覧したところ、取得年月日が「昭和」年代の備品が複数存在し、これらの備品については現物の確認が出来ているのか質問したところ、過去に行った現物調査では確認できていないが、旧所在地にある倉庫に存在する可能性があるため台帳上は残している備品が存在するという回答を得た。

そうであるのならば、現物調査時に旧所在地倉庫に赴き現物の確認を行うべきであったと考える。年に 1 度、備品台帳と現物との確認作業は実施しているという回答であったが、目視による実質的な実在性の確認が行われていたと言い難い。その結果、実在しておらず、本来ならば廃棄何の手続を経て廃棄すべき備品が台帳上残されたままになっていると思われる。

また、出先部署の備品の現物調査も出先担当者の報告に頼っているため、実際には存在しなくてもその報告が何らかの理由でなされなければ、台帳に残ってしまう可能性が高いと考えられる。

以上のことから、早急に目視による現物調査を再度行い、備品台帳上の備品の実在性を確保することを検討されたい。

2. 備品シールについて

備品台帳と現物との照合を、サンプルを採って実施したところ、備品シールが剥がれており現物を特定できない備品があった。特に、同じものが複数存在する備品（例えばトランシーバー等）は備品シールがなければ現物を特定することは困難である。

消防関係の備品は、業務の特性上水に濡れることが多いため、通常市が使用している備品シールではすぐに剥がれてしまうことが多い。刻印や金属ラベルの使用など、何らかの防水手段を講じられたい。

【東消防署】

・棚卸表が残されていないため、誰がいつ重要備品をカウントしたか不明となっている。
責任の所在を明らかにするために誰が、いつカウントしたのかを記入した棚卸表を残しておく必要がある。

・備品については、台帳等に所管の署名のみならず、所在場所（例えば4階会議室）といった具体的な場所を記載しなければ、現物調査が非効率に行われてしまう。備品台帳に具体的な場所を記載するように台帳の様式を改定する必要がある。

・備品台帳を取得日付から古い順に並び替え、比較的古い昭和53年に購入した長机7台の実在性を確かめたところ、監査時に現物を確認することができなかった。

備品番号	品名	取得日付	取得金額(円)
97149	長机	S53. 3. 17	10, 500
97150	長机	S53. 3. 17	10, 500
97151	長机	S53. 3. 17	10, 500
97152	長机	S53. 3. 17	10, 500
97153	長机	S53. 3. 17	10, 500
97154	長机	S53. 3. 17	10, 500
97155	長机	S53. 3. 17	10, 500

・在庫の使い方、例えば先入れ先出し等のルールが設けられていない。古い在庫から先に使用して常に新しい備品が在庫になるようなルールを設けるべきである。

・研修室に、職員個人がブラウン管テレビを持ち込んだが、既に当該職員は退職して、現在は誰の持ちものかわからず、デジタル放送に伴い利用もできない状況で放置されている。処分するにもコストがかかることになる。研修室には個人の物品を持ちこまないような指導を行うとともに当該ブラウン管テレビは処分する必要がある。

第 6. 『市道を中心とした道路の建設及び維持管理並びに関連する事業について』

(平成 19 年度)

No.	19- 1	過年度報告書における記載ページ	42（報告書）、5（意見書）
中区分	都市計画道路以外の道路の建設・整備		
小区分	道路整備計画 市民要望による道路建設の採択について		
説明	道路に関する要望は、自治会長が自治会の総意をまとめ、土木管理課が要望書を受付けている。要望の内容は道路改良、舗装新設補修、側溝新設改良、その他に分けられて申請が行われ比較的軽微な補修や迅速性を要する工事などは道路維持課で採択が決定され、それ以外の内容に関しては土木管理課で調査が行われ道路改良路線採択判定合同会議で採択が決定される。 道路改良路線採択判定合同会議で採択される工事に関する業務の流れを以下に示す。		
	①自治会からの道路要望 ②現地調査 ③道路整備評価表作成 ④道路改良路線採択判定合同会議（土木管理課、道路建設課、道路維持課） ⑤市道整備評価概要表作成を作成し整備手法、施工時期を確認記録する。 ⑥要望者への回答		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A①)	（結果） 道路建設の採択基準が設けられていないため、現在は、道路建設課にて、道路建設の必要性、緊急性、財政状況を考慮し道路建設を採択しているが、道路建設決定に関する土木建築部ないし道路建設課内の意思決定の過程、建設決定された道路が他よりも早期に実施される理由等を記録する必要がある。		
(B①)	（措置済） 市民要望に対して公正かつ客観的な評価に基づき道路建設の実施決定を行えるよう、平成 21 年 7 月に「大分市道路整備基準」を策定し、事業採択基準、道路構造などの整備規模、整備時期等について明確化した。平成 21 年度から同基準に基づき調査、評価を行い、土木管理課、道路建設課及び道路維持課による道路改良路線採択判定合同会議を開催し、事業採択の決定を行っており、その決定過程や理由を記録として残している。		

(A②)	(意見) 道路の整備・改良に関する中長期的な計画を策定するとともに、部分的又はいくつかの項目であっても、その計画と進捗状況について逐次公開し、市民の理解を得ることが必要である。 中長期的な計画の策定に当たっては、町内会やPTA等に道路の危険箇所、改良希望箇所等の総点検を依頼し、その結果を分析・公表するとともに、優先度を評価の上計画を定め、その進捗状況も逐次公表することで、用地の無償提供や建物等の建築時の配慮等が期待でき、市民協働の面からも有意義と考える。
(B②)	(措置済) 市民要望に対して公正かつ客観的な評価に基づき道路建設の実施決定を行うため平成 21 年 7 月に策定した「大分市道路整備基準」の中で、事業採択基準等について明確化したところである。今後は意思決定の過程や事業決定された道路の優先理由等について開示するなど、市民に対し説明責任を果たせるよう努めていきたい。 また、中期的な計画についても、平成 21 年度から同基準に基づき調査し、道路改良路線採択判定合同会議において優先順位等の評価を行って策定したところである。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
(措置が不十分) 大分市道路整備基準は、道路改良を実施するための運用ルールや道路採択時の必要書類等が定められたものであり道路採択時の業務マニュアルとして扱われるものである。 大分市道路整備基準を確認した結果、採択の業務フローや申請の様式等が明確に示されており基準の整備状況に不備は見られなかった。また、平成 26 年度の市民要望の簿冊を閲覧した結果、大分市道路整備基準に沿った運用が実施されていることが確認できた。 しかし、措置内容に記載されている「意思決定の過程や事業決定された道路の優先理由等について開示するなど、市民に対し説明責任を果たせるよう努めていきたい」という内容においては、意思決定の過程や事業決定された道路の優先理由等に該当する道路採択の内容が開示されていないため未達成である。 道路採択に関する開示は、道路採択の透明性の確保につながるため将来的には開示の体制を整える必要がある。	

No.	19- 2	過年度報告書における記載ページ	47（報告書）
中区分	都市計画道路以外の道路の建設・整備		
小区分	用地取得及び補償 用地の取得について 鑑定評価		
説明	道路用地を購入するための不動産の鑑定評価は道路建設課用地担当班が地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号にもとづいて随意契約によっている。 契約単価は「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準（平成 8 年：中央用対連）」を利用している。 地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号		
	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A①)	（結果） 道尻畑線の不動産鑑定依頼の際の予定価格によると、随意契約が認められる金額（50 万円以内、大分市契約事務規則第 40 条第 1 項第 6 号）を超過しているにもかかわらず、随意契約で業者を決定していた。また、随意契約の際に要する随意契約理由書も作成されていなかった。		
(B①)	（措置済） 不動産鑑定評価業務に係る委託契約については、不動産鑑定士に対する報酬額が、一般的に成果品として提出される鑑定評価額に基づき算定されるため、あらかじめ設計書等を作成の上、競争入札に付すことは困難である等の理由から、50 万円以下の金額要件には関係のない、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約を締結してきたところである。指摘を受けた契約については、当該契約締結伺の中で、随意契約の該当条項に記載漏れがあり、また、当該随意契約に係る理由書も添付されていなかったことから、これらを早急に是正した。		
(A②)	（結果） 大分市契約事務規則第 41 条第 2 項では、見積書はなるべく 2 人以上の者から徴することとされているが、不動産鑑定士に鑑定依頼を行う場合、慣行的に金額的基準とは関係なく 1 社から見積書を入手するだけで随意契約にて発注していた。		

(B②)	(措置済) 不動産鑑定評価業務に係る委託契約については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結してきたところであり、その契約の特殊性から、相手方が特定されるものとして、1 者のみから見積書を入手してきたが、平成 20 年 4 月から、本件のような疑義を生じさせないため、市内の不動産鑑定事業所との間で単価契約を締結することにより、大分市契約事務規則第 41 条第 1 項に基づき見積書の入手を不要としたところである。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
(措置が不十分) 措置状況に記載されているように不動産鑑定士の鑑定業務は競争入札に付すことは困難であるとして、1 者随意契約により契約が行われている。他市に照会した結果、同様の運用方法が多数見受けられ、大分市の契約方法も特異性があるわけではない。 大分市における不動産鑑定士との契約手順を以下のとおりとなっている。 ①年度初めに契約条件を満たしている全ての不動産鑑定士事務所の申請が行われる。 ②個別の案件の発生ごとに①で申請された不動産鑑定士事務所から 1 者が指名される。 ③指名された者と契約を結ぶ旨の契約伺い書が起案され、決裁後に契約が結ばれる。 平成 26 年度の鑑定委託業務は全部で 10 件生じており、その契約伺い書を全件確認したところ、当該 1 者が指名された理由が全て記載されていなかった。 また、10 件のうち、3 件は A 者と 2 件は B 者と契約が結ばれていた。監査人側で優先的に契約された内容を確認したところ、地理的な問題、事務所の規模、時点修正等の理由で指名されており異常性がないことは確認できた。 しかし、1 者随意契約は契約の透明性がより求められるため、契約者の指名理由は契約伺い書の中で明らかにすべきと考える。	

No.	19- 3	過年度報告書における記載ページ	58 (報告書)
中区分	都市計画道路以外の道路の建設・整備		
小区分	工事の契約 入札状況の検討		
説明	発注者の恣意性の発現によって工事分割が行われると、競争入札の回避や、一部の業者に有利に働くような弊害が発生してしまう危険性がある。		

	また、工事を分割して発注するよりも一体的に発注した方が、共通仮設費、現場管理費、一般管理費は節約されるため予定価格は低減される。しかし、分割せず一括発注してしまうと、対応できる業者が少なくなってしまう競争が阻害されてしまう危険性も生じる。 そのため、工事分割の合理性や透明性を確保するために分割理由を明確にする必要がある。										
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）											
(A)	（結果） 市道片島松岡バイパス線道路改良工事の 12 工区及び 13 工区は、同日に入札が実施されたが、入札業者 13 社は双方ともに同一であった。早期完成を図ることと、地形的な制約から施行順序を考慮して分割発注を実施したとのことであったが、その理由を文書として残しておく必要がある。										
(B)	（措置済） 平成 20 年度から、地形的な制約等により、やむを得ず分割発注を要する道路建設工事については、その理由書を施行何に添付することとした。										
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見											
結果あるいは意見	結 果										
（措置されていない） 駅周辺総合整備課発注の大分駅南区画 大分駅北口駅前広場整備（8 工区）工事と大分駅南区画 大分駅北口駅前広場整備（9 工区）工事において、どちらも 9 月 26 日に入札が行われているが分割の理由書は添付されていなかった。 大分駅分駅南区画 大分駅北口駅前広場整備工事 <table><tr><td>工事件名</td><td>工期 (契約変更後)</td><td>債務負担額 (契約変更後)</td></tr><tr><td>大分駅南区画 大分駅北口駅前広場整備（8 工区）工事</td><td>平成 26 年 10 月 7 日 ～平成 27 年 3 月 13 日</td><td>78,840,000 円</td></tr><tr><td>大分駅南区画 大分駅北口駅前広場整備（9 工区）工事</td><td>平成 26 年 10 月 8 日 ～平成 27 年 3 月 13 日 (～平成 27 年 3 月 20 日)</td><td>71,621,895 円 (71,795,160 円)</td></tr></table> 分割の理由を確認したところ、大分駅周辺は駅ビルのオープンに間に合わせる必要もあり工期に余裕が無い状況であったため、工期や工事規模を考慮して分割発注が行われているとの返			工事件名	工期 (契約変更後)	債務負担額 (契約変更後)	大分駅南区画 大分駅北口駅前広場整備（8 工区）工事	平成 26 年 10 月 7 日 ～平成 27 年 3 月 13 日	78,840,000 円	大分駅南区画 大分駅北口駅前広場整備（9 工区）工事	平成 26 年 10 月 8 日 ～平成 27 年 3 月 13 日 (～平成 27 年 3 月 20 日)	71,621,895 円 (71,795,160 円)
工事件名	工期 (契約変更後)	債務負担額 (契約変更後)									
大分駅南区画 大分駅北口駅前広場整備（8 工区）工事	平成 26 年 10 月 7 日 ～平成 27 年 3 月 13 日	78,840,000 円									
大分駅南区画 大分駅北口駅前広場整備（9 工区）工事	平成 26 年 10 月 8 日 ～平成 27 年 3 月 13 日 (～平成 27 年 3 月 20 日)	71,621,895 円 (71,795,160 円)									

答は得たが、入札の透明性を確保するためにも分割の理由は施行伺いの中で明確にすべきである。

No.	19- 4	過年度報告書における記載ページ	62（報告書）
中区分	道路の維持管理		
小区分	道路台帳		
説明	道路台帳の更新は年に 1 回、12 月付近に道路台帳システムを整備した業者に委託される。 また、道路法には道路台帳を整備することが義務付けられている。 道路法第 28 条第 1 項 道路管理者は、その管理する道路の台帳（以下本条において「道路台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	（結果） 市道の内容に明らかな異動が生じているにもかかわらず、道路台帳の記載内容の更新が未調製であるものがあった。いずれも、現地の確認が不十分であるか、異動が生じた際に適時な再調製を行わなかったことが原因と考えられ、速やかな訂正が必要である。		
(B)	（措置済） 平成 21 年度に構築した統合型GIS（地理情報システム）を活用し、現状の市道と道路台帳の不整合について継続して現地調査を行い、順次調製を続けている。併せて、道路台帳補正業務に係るフロー図を作成し、適正な管理に努めているところである。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	意 見		
（措置が不十分） 道路台帳の改正が適時に行われているか検証するため、平成 25 年度に完了した工事リストから道路台帳の更新が必要な工事を 5 件抽出し、平成 26 年度中に更新が行われているか確認			

を行った。

その結果、道路建設課から土木管理課への引継が遅れたため、以下の工事の内容が道路台帳に更新されていなかった。

工事件名	工事完了日	債務負担額
市道木ノ上東院線道路改良 (3工区) 工事	平成 26 年 3 月 27 日	53,459,700 円

道路台帳の更新は年に 1 度しか行われていないため、完成しているにもかかわらず更新するのを忘れたり、更新手続きが期限内に間に合わなかったりすると現場と台帳に長期間乖離が生じることとなる。

道路建設課においては、上記のような継続事業の場合は、路線全体の完成後に一括して引継を行っているが、単年度に完結する工事については、完成の翌年度に実施される台帳の更新に間に合うように引継状況を管理する体制を整備する必要がある。また、土木管理課においては連携をとれる体制を整備する必要がある。

No.	19- 5	過年度報告書における記載ページ	72 (報告書)
中区分	道路の維持管理		
小区分	大分市道及び準市道の認定 大分市準市道		
説明	道路には、国道、県道、港湾道路、農業道路、準市道、里道、私道等が存在するが、このうち市道、準市道、里道に関しては当該大分市が管理する。 大分市で管理する道路の概要を以下に示す。		
	(1) 大分市道		
	道路法第 8 条の規定に基づいて、大分市の区域内に存する道路で、市長がその路線を認定したものを大分市道という。認定されるためには、あらかじめ議会の議決を経ることと、大分市市道認定基準第 3 条の要件を具備している必要がある。		
	大分市市道認定基準第 3 条の要件		
	項目・要件	要件規定号数	摘要
	公共性 (第 3 条第 1 項) →各号のいずれかに該当	第 1 号	路線の両端が公道に接続している道路

			第2号	路線の一端が公道に接続し、他端が近い将来公道に接続することが確実な道路
			第3号	公道と公共施設を結ぶ道路
			第4号	路線の一端が公道に接続し、他端に転回広場が設置され交通上支障がないと認められ、かつ、連担戸数が5戸以上の袋路状道路
			第5号	国道又は県道の路線変更及び廃止に伴い、その区間で市道として存置する必要がある道路
		幅員（第3条第2項）	本文	4 m以上
			ただし書第1号	第1項第5号道路の場合は、現状幅員
			ただし書第2号	公共の見地から特に必要と認められる道路（市道認定基準施行要領（平成6年4月1日施行）に規定する幅員）
		構造（第3条第3項） →すべてに該当	第1号	原則として、路面排水施設があり、その排水は、公共地を経由して公共の排水施設に流下していること。
			第2号	路面が舗装されていること（路面が通行に支障がない程度に整備されている場合は容認）。
			第3号	道路が極端に屈曲していないこと（屈曲部及び接続部に有効な隅切りを確保できる場合は容認）。
		用地（第3条第4項） →すべてに該当	第1号	市に無償寄附されるもので、かつ、第三者権利がすべて抹消され、所有権移転登記が速やかに実行できるものであること（ただし書あり）。

		第 2 号	所有権その他の権利についての係争がないこと。
		第 3 号	境界杭等が設置され、隣接地との境界が明確であること。
	占有物件（第 3 条第 5 項）	第 5 項本文	市道の占有許可基準（道路法第33条に規定する道路の占有の許可基準）に適合し、かつ、道路施設及び工作物が交通上支障がないこと。
	認定の特例（第 4 条）	第 1 号	都市計画法、土地区画整理法その他の法令に基づき、国又は地方公共団体が築造したもので道路管理者と協議が整っている道路
		第 2 号	市長が道路改良事業等の計画に基づき新設若しくは改良する道路又は新設若しくは改良した道路で、道路管理者と協議が整っている道路
		第 3 号	市道路線の一部廃止等に伴い再認定する道路

(2) 大分準市道

準市道とは、大分市市道認定基準に定める基準に適合しない道路であって、市が市道に準じて維持管理することを決定し、準市道台帳に登載したものであると定義されており、当該道路は、準市道の取扱基準第 3 条に列挙されている次の要件を具備している必要がある。		
準市道の取扱基準第 3 条の要件		
項目・要件	要件規定号数	摘要
公共性（公道接道）	第 1 号	道路の一端が公道に接続していること。
幅員	第 2 号	道路の幅員が3m以上であること。
公共性（連担戸数）	第 3 号	道路に隣接する連担戸数が 5 戸以上であること。

	用地（分筆・所有権）	第 4 号	道路敷地が分筆されており、抵当権その他の権利が設定登記されていないこと。
	用地（所有権）	第 5 号	道路用地は市に無償寄附されるものであること。
	構造（排水）	第 6 号	道路の排水は、公共用地を経由して流末処理がなされていること又は処理が可能なこと。
	構造（污水放流禁止）	第 7 号	道路側溝に污水が放流されていないこと（ただし、当該側溝が地区水路を兼用している場合は容認）。
	用地（境界）	第 8 号	道路敷地と隣接地と境界が、コンクリート杭等で明示されていること。
	道路の占用物件	第 9 号	市道の占用許可基準（法第 33 条に規定する道路の占用の許可基準）に適合し、かつ、道路施設及び工作物が交通上支障がないこと。
	構造（舗装）	第 10 号	道路は舗装されていること。
(3) 里道			
里道は、道路法の適用のない法定外公共物である道路と定義されており、大分市道、準市道の条件を満たしていないが所有権は大分市にある道路である。			
前回監査における監査人の所見 (A) とその後の市の措置状況 (B)			
(A)	(結果) 野添棚田線は、道路の両端が市道に接道しており、幅員等の要件を満たしているため、市道に認定すべきと考えられる。		
(B)	(措置済) 準市道野添棚田線については、平成 21 年 6 月議会において、市道古国府 18 号線として認定した。		

	また、市道認定基準の見直しにより幅員等の要件を満たすこととなった路線も含め、平成 23 年 9 月議会までに 103 路線を市道に認定したところである。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	—
(措置されている) 103 路線の全てが議会の承認を受けて市道に認定されている事を確認した。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	結 果
(道路台帳システムの更新内容の確認について) 議会で市道として承認された道路が道路台帳に更新されているか否かを確認したところ、道路情報に関しては正しく変更されていたが、改定日の記載漏れが生じていた。そのため、平成 22 年度の更新において改訂日の記載漏れが生じていた道路の調査を依頼したところ、192 件の道路で更新日の記載漏れが生じていた。 道路台帳の更新は道路台帳システムを構築した専門業者に委託しているが、変更内容の確認が不十分だったため記載漏れに気付くことができなかった。 そのため、委託業務の事後検証を見直す必要がある。例えば、委託業務の成果物の確認の際に、書面確認だけではなく、システム上で更新された内容が適正に反映されているか否かの検証を実施することが考えられる。	

No.	19- 6	過年度報告書における記載ページ	72 (報告書)
中区分	道路の維持管理		
小区分	大分市道及び準市道の認定 大分市準市道		
説明	準市道の取扱基準には道路施設は交通上支障がないことと定められている。 準市道の取扱基準第 3 条 9 号 市道占用許可基準（法第 33 条に規定する道路の占用の許可基準）に適合し、かつ、道路施設及び工作物が交通上支障がないこと。		

前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
（A）	（結果） 中央町1丁目1号線及び2号線は、準市道敷に私物がかなり放置されており、占用許可条件を満たすものでないことや防災上等の観点から、所有者に撤去するよう指導する必要がある。
（B）	（措置済） 平成20年5月末までに、準市道の不法占用について実態調査を実施した結果、放置自転車や粗大ゴミ等が存在することから、関係部署と協議を行い、放置物件の処分など法的措置等の課題の抽出を行った。 その結果をもとに、自治会及び商店街との協議並びに関係機関との連携を取りながら、放置自転車や粗大ゴミなどを撤去するとともに、私物の撤去について指導したところである。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	—
（措置されている） 指摘のあった場所については当年度にもパトロールが実施されていることを写真やヒアリングによって確認した。また、道路には放置禁止区域であることが明記されていることも確認することができた。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
（パトロール記録について） 定期的なパトロールは、市民の苦情に際して行われる措置とは違いパトロール内容や検出事項等の記録は残されていないが、問題事項等を関係課で共有するためにも、実施した内容や発生していた事項、それへの対応等を明確に記録に残すことが必要である。	

No.	19-7	過年度報告書における記載ページ	72（報告書）
中区分	道路の維持管理		
小区分	大分市道及び準市道の認定 大分市準市道		
説明	準市道の取扱基準には準市道台帳を整備することが記載されている。		

準市道の取扱基準 第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 準市道 この基準において「準市道」とは、大分市道認定基準に定める基準に適合しない道路あって、市が市道に準じて維持管理することを決定し、準市道台帳に登載したものをいう。	
前回監査における監査人の所見 (A) とその後の市の措置状況 (B)	
(A)	(結果) 準市道台帳の登載内容が必ずしも網羅されていない。準市道台帳は、道路法に基づく道路台帳の規定は適用されないが、準市道の取扱基準に準市道台帳への登載を明文化しており、必要項目を補充しておく必要がある。
(B)	(措置済) 準市道台帳の登載内容を確認したところ、主として準市道の決定年月日の転記漏れなどがあったことから、平成20年度にその是正を図ったところである。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	—
(措置されている) 準市道台帳を閲覧して登載内容が是正されている事を確認した。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意見
(準市道台帳のデータ化について) 準市道台帳は紙面で保管されているため、昭和40、50年代に作成されたものは劣化の危険性もある。準市道台帳のシステム化による費用対効果等の問題もあるが、将来的には道路台帳と同様にデータ管理が望ましい。	

No.	19-8	過年度報告書における記載ページ	82 (意見書)
中区分	道路の維持管理		

小区分	街路樹等管理委託料の入札状況	
説明	(1) 街路樹等管理業務委託の概要 街路樹等管理業務委託は対象路線(40 路線)ごとに指名競争入札によって契約が結ばれており、契約者は年に3回街路樹の剪定等を行い、実施毎に工事写真等の成果品の提出が行われている。 (2) 水路の清掃浚渫業務委託の概要 清掃浚渫業務は水路にたまった汚泥や固形物を取り除き、正常な機能に回復させる作業である。 契約は1メートル毎の単価契約によっており、水路の管理者である土地改良区と随意契約が結ばれている。	
前回監査における監査人の所見 (A) とその後の市の措置状況 (B)		
(A)	(意見) 予定価格以下の入札が落札業者のみであるものや、過去に委託契約した業者が、その後同一路線で高い単価で入札しているもの等がある。一部路線において競争原理が有効に働かず、入札本来の意義が薄れている状況が見受けられるため、一般競争入札の採用も含め検討が必要である。	
(B)	(措置済) 平成 20 年度より、街路樹等管理業務委託契約について、対象路線の選定及び業務費の見直しのほか、隣接地域を含めた業者指名による受注機会の拡大を進めるなど、入札の競争性の向上を図っているところである。今後、一般競争入札の採用も含め、検討していきたい。	
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見		
結果あるいは意見	－	
(措置されている) 3 年分の入札結果を閲覧したところ街路樹等管理業務委託は路線ごとの単価契約ではなく、総価契約で競争入札が実施されていた。 入札結果を確認した結果、特に指摘するような事項は検出されなかった。		
今回の監査で新たに検出された事項		
結果あるいは意見	意 見	
(水路の清掃浚渫業務委託契約について)		

本来、水路の維持管理については、水路の所有者である大分市が実施しなければならない。こうした中、当該水路が農業用水路として利用されている傍ら、都市排水としての役割を果たしている一面もあるため、水路の清掃浚渫業務を水利権者である土地改良区に対して委託している。

大分市では初瀬井路清掃浚渫業務委託と明治大分水路清掃浚渫業務委託の2種類の浚渫業務委託契約が行われており、初瀬井路清掃浚渫業務委託は初瀬井路土地改良区と明治大分水路清掃浚渫業務委託は明治大分水路土地改良区と1者随意契約が結ばれている。

契約単価は、1者ではあるが入札を行い、その入札金額が採用されていた。

随意契約の理由を確認すると以下のように記載されていた。

本件は、昭和45年8月17日付市街化区域、市街化調整区域にかかる調整措置に関する覚書第3項維持管理費の相当分の負担に基づくもので、初瀬井路土地改良区（明治大分水路土地改良区）と清掃業務委託契約をいたしたい。

市街化区域、市街化調整区域にかかる調整措置に関する覚書3項

市街化区域内で土地改良区が管理している農業用施設でまだ農業用としての効用がかなり残存し、なお当分の間土地改良区等が管理するものであっても現に都市排水用等としての効用をあわせ有するものについては、維持管理費の相当分（都市化による維持管理費の増大分）の負担、管理労力の提供、実質管理の分担等を協議して決定するものとする。

随意契約の理由書には、昭和45年8月17日付の覚書第3項に基づいて契約を実施すると記載されているが、昭和45年と現在では環境も大きく変わっているため都市排水としての水路の役割も変化しているはずである。昭和45年から平成26年の契約時点までは44年経過しているため、排水路の整備も進んでいるはずであり、過去の覚書を根拠に随意契約を結ぶのには疑念が残る。

現状の水路の役割を再確認したうえで、単価契約、随意契約のあり方を見直す必要がある。その結果、随意契約を継続するという意思決定がなされたのであれば、その判断理由を随意契約の理由書に明確に示したうえで契約を結ばなければならない。

No.	19-9	過年度報告書における記載ページ	87、88（報告書）
中区分	道路の維持管理		
小区分	工事請負費		
説明	大分市契約事務規則第40条では、少額の契約に関しては、事務手続きを簡略化す		

	るために、競争入札ではなく随意契約で契約を結ぶことが認められている。 大分市契約事務規則第40条（随意契約によることができる予定価格の範囲） 令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる予定価格の範囲は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 工事又は製造の請負 130万円以内 (2) 財産の買入れ 80万円以内 (3) 物件の借入れ 40万円以内 (4) 財産の売払い 30万円以内 (5) 物件の貸付け 30万円以内 (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円以内 上記のとおり金額基準により随意契約と競争入札が分離されていることから、本来は競争入札に付すべき工事であっても意図的に工事を分割して随意契約が実施されるリスクが考えられる。 また、少額随意契約による場合は、入札業者に予定価格は開示されないが、工事契約では予定価格が130万以下であるという推測が働くことになる。
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
(A①)	（意見） 工事開始前の現地調査や関係課との十分な協議・検討を行っていれば、契約をまとめて競争入札に付すべきであったと考えられるものが見受けられた。
(B①)	（措置済） 平成20年度から、工事開始前に関係部署とより一層の協議・検討等を行う中で、可能な限り工事を一括発注し、競争入札を実施することとしている。
(A②)	（意見） 交通安全施設修繕工事について、危険な区間で早急に修繕工事を実施する必要があるとの判断から、工事を分割発注の上随意契約としたが、本来は、「緊急の必要により競争入札に付することができない」という事由に該当せず、工事を分割せずに競争入札に付すべきであったと考えられるものが見受けられた。
(B②)	（措置済） 指摘を受けた2工事については、地元住民からの要望を受け、老朽化し危険な

	曲線区間を緊急に施行した後に、同じく要望を受け、接続区間を別途施工したものであった。平成 20 年度から、地元住民との協議や事前調査を十分に行う中で、可能な限り工事を一括発注し、競争入札を実施することとしている。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	結 果		
(措置が不十分)			
平成 26 年度の工事を対象にして、工事原義を閲覧して工事分割の妥当性を検証したところ以下のような事項が検出された。			
(1) 市道川床楠木生線道路工事に伴う簡易水道切り替え工事			
件名	工期	負担行為額	契約者
市道川床楠木生線道路 (4 工区) 工事に伴う 簡易水道切り替え工事	平成 26 年 11 月 11 日 ～平成 27 年 1 月 30 日	1,296,000 円	A 者
市道川床楠木生線道路 外 1 路線 簡易水道切 り替え工事	平成 26 年 11 月 11 日 ～平成 27 年 1 月 30 日	1,285,200 円	A 者
この工事は同日に発注されており、かつ、共通の業者と契約がなされていた。本体工事受注の上水道関連会社による緊急対応工事であるが、工期も同じで工事場所もほぼ同じ場所であったため、合わせて競争入札に付すことが可能であった工事と考えられる。			
(2) 市道中央住吉 1 号線舗装修繕付帯工事			
件名	工期	負担行為額	契約者
市道中央住吉 1 号線舗 装修繕付帯 (3 工区) 工事	平成 26 年 12 月 10 日 ～平成 26 年 12 月 26 日	1,296,000 円	B 者
市道中央住吉 1 号線舗 装修繕付帯 (4 工区) 工事	平成 26 年 12 月 11 日 ～平成 26 年 12 月 26 日	1,296,000 円	B 者
この工事は市道中央住吉 1 号線舗装工事の付帯工事であり、本体工事を行っている B 者と契約が結ばれている。追加工事ではなく、少額の随意契約として工事が発注されているため見積もり合わせが実施されているが、両工事とも本体工事を請け負った業者が選定され、さ			

らに契約が結ばれている。

ヒアリングによると現場作業に精通した業者であるとのことであるが、分割となった理由は明記されていなかった。契約の透明性かつ経済性を確保するためにも、両工事を一体となって発注すべきであった。

(3) 市道中央住吉1号線ハンドホール設置工事

件名	工期	負担行為額	契約者
市道 中央住吉1号線ハンドホール設置工事	平成27年1月28日 ～平成27年2月13日	1,290,600 円	C 者
市道 中央住吉1号線ハンドホール設置(2工区)工事	平成27年1月28日 ～平成27年2月13日	1,223,640 円	C 者

この工事も(2)と同様に本体工事を請け負った業者が見積り業者に選定され、契約が結ばれている。現場状況に精通した業者であることは認識できるが、契約の透明性かつ経済性を確保するためにも両工事を合わせて競争入札に付すことが可能であった工事と考えられる。

(4) 市道 明野西南北25号線 側溝改築設計・測量業務委託

件名	工期	負担行為額	契約者
市道 明野西南北25号線側溝改築設計業務委託	平成26年4月9日 ～平成26年5月30日	486,000 円	D 者
市道 明野西南北25号線側溝改築測量業務委託	平成26年4月9日 ～平成26年5月30日	486,000 円	D 者

設計と測量という内容の異なる業務委託であるが、契約相手先を見ると同じ者との契約になっており、さらに落札者のみが双方の委託業務に対して見積りを行っていた。

同じ業者に発注することが可能であれば、双方の業務委託を1つにまとめることも可能と思われる。それにより競争入札に付されることになるため、透明性や経済性において有効と考えられる。

ヒアリングによれば緊急性により分けざるを得なかったとのことであるが、計画性をもって工事の計画から発注まで十分な時間を確保し、透明性かつ経済性を高めるべきである。

(5) 市道森町4号線 側溝改築設計測量業務委託

件名	工期	負担行為額	契約者
市道森町4号線 側溝改築 用地測量業務委託	平成26年8月6日 ～平成26年12月26日	491,400円	E者
市道森町4号線 側溝改築 設計測量業務委託	平成26年8月6日 ～平成26年12月26日	491,400円	E者

(4)と同様に設計と測量の業務であり、さらに落札者のみが双方の委託業務に対して見積りを行い契約が結ばれていた。

この委託業務も合わせて競争入札に付すことが可能であった委託と考えられる。

今後は、十分な時間的余裕を確保し、工事契約の透明性及び経済性を確保するように努めるべきである。

No.	19-10	過年度報告書における記載ページ	98 (報告書)
中区分	道路の維持管理		
小区分	占用許可と占用料の徴収 現地調査		
説明	(1) 道路占用について 道路の占用とは、道路上に電柱や公衆電話を設置するなど、道路に一定の物件や施設などを設置し、継続して道路を使用することという。また、道路を占用しようとする場合には、道路を管理している「道路管理者」の許可が必要になる。 大分市の公有財産の一部には市民や民間企業へ貸し付けられているものがあり、この貸し付けられている公有財産の対価として、道路占用料（道路法第39条及び大分市道占用料条例）が収納される。 (2) 占用に関する事務手続 占用許可に際して、根拠条文はないものの占用者へ提示する「占用道路、道路工事に対する条件」等において、工事が完了したときは、速やかに占用工事完了届に当該工事の工程写真及び完了写真を添付して市長に提出する旨の許可条件が記載されている。 占用物件の竣工確認を徹底し、占用物件が占用許可付与時の条件に従って設置されていることを確認することにより、適切な占用状況が担保されることが考えられる。		

前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
(A)	（結果） 占用許可申請について、道路構造、道路交通及び外観保全の観点等から、書面上の事前審査は行われているが、現地調査・確認はほとんど行っておらず、占用工事完了届の入手も徹底されていない。また、占用物件の撤去に際しても、完了報告書の入手が徹底されていない。
(B)	（措置済） 道路構造、道路交通及び外観保全の観点等からの現地調査・確認については、重要性や特殊性を考慮した上でサンプル抽出して実施したところであり、その結果はほぼ良好であった。 また、占用工事完了届や、占用物件を撤去した際の原状回復の完了報告書の入手については、占用許可条件の中にこれらを提出する旨を記載しているが、平成 20 年度から、占用許可証の交付の際に様式を直接配布し、速やかな提出についての指導を開始した。併せて、工事期間の延長等に係る再申請についても指導しているところである。 さらに、平成 21 年 4 月から、大分市道路工事連絡協議会において、これらの書類の提出について更なる指導の徹底を図っている。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
（措置が不十分） 占用は主に以下に示す 4 パターンがある。 ①道路に給水管等の埋設配管が行われる場合 ②マンション等の建物工事において仮設足場を道路に設置する場合 ③道路上でイベントを実施する場合 ④道路をオープンカフェ等の食事施設に利用する場合 占用届の運用は、掘削を伴うような工事（上記①）に関しては現地調査・確認、原状回復の完了報告書の提出が要求されている。工事足場やイベントの占用等（上記②～④）のような道路掘削が伴わない占用に関しては事前の申請書のみで完了報告書の提出までは要求されていない。 そこで、上水道の工事と下水道の工事を対象にして現地調査の状況や報告書の提出状況等をサンプルで 15 件確認した範囲においては、指摘すべき事項は検出されなかった。 しかし、工事足場やイベント会場の使用等の道路掘削が伴わない占用に関しては完了報告書の提出が求められていないため、占用後の復旧状況は確認されていない。内部統制の仕組みと	

して道路管理者が道路の現状復帰が適正に行われているか否かを確認することは必要である。
例えば、完了報告書や復旧写真の提出を要求し確認することが考えられる。

No.	19-11	過年度報告書における記載ページ	10（意見書）
中区分	道路（都市計画道路）に係る建設・整備		
小区分	計画延長に係る事業計画変更について		
説明	事業の工期を延長するためには、「変更・変更契約締結・支出について（伺）」に変更理由書や変更後の積算資料等を添付して承認を得る必要がある。 本来は工期の延長が生じる前に計画を修正して、当初の工期内に工事を終了させることが重要ではあるが、工事の性質上やむを得なく延長せざるを得ない状況も生じる。しかし、工期の延長が必要だと把握された時点で延長の申請が無ければ翌年度以降の予算計画に悪影響を与えることや、問題点の把握が遅れることも懸念される。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	（意見） 王子町椎迫線は、大分県に対し当路線の事業認可の適否について訴訟が提起されているため、本市は、工事完了日の直前に事業計画変更許可の申請を行ったが、当該申請のタイミングは、当初の工期での事業計画の達成が困難と判断された時点で適時に行うべきである。また、事業費についても同様であると考える。		
(B)	（措置済） 従前より、事業計画又は事業費の見直しを行う時期については、事業の特殊性等も勘案する中で、適正に行ってきたところであるが、王子町椎迫線については、大分県に対する訴訟の結果等を見極める必要があったことから見直しを控えていたところである。今後とも、当初の工期での事業計画の達成が困難と判断された場合にあっては、適宜見直しを行っていきたい。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	意 見		
（措置が不十分）			

事業計画の変更時期

事業名	当初工期	変更工期	変更申請時
大分都市計画道路事業 3・5・39 号岡臨海線	平成 19 年 11 月 9 日 ～ 平成 27 年 3 月 31 日	平成 19 年 11 月 9 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日	平成 27 年 2 月 26 日
大分都市計画道路事業 3・5・49 号乙津森町線	平成 17 年 4 月 28 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 17 年 4 月 28 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日	平成 25 年 2 月 6 日
大分都市計画道路事業 3・4・30 号 王子町椎迫線	平成 7 年 1 月 24 日 ～ 平成 27 年 3 月 31 日	平成 7 年 1 月 24 日 ～ 平成 32 年 3 月 31 日	平成 27 年 2 月 26 日

(1) 大分都市計画道路事業 3・5・39 号岡臨海線

平成 25 年度において砂防指定区域が交差している事が判明しているが、計画の変更は工事完了日の 1 月前に行われていた。このような地権者との協議が不要であるような内容に関しては発生した際に、計画を修正し適時に変更申請を行うことが可能であるため、予算や管理上の観点からも適時に申請する必要がある。

(2) 大分都市計画道路事業 3・5・49 号乙津森町線

平成 21 年度から地権者との交渉が難航しており工事が停止していたが、平成 25 年 1 月に和解され契約が締結されている。工期終了間際に契約が結ばれているため、延長期間を示すこともぎりぎりまで不明であったことも考えられることより、工期付近での延長申請もやむをえない一面もあると考えられる。

(3) 大分都市計画道路事業 3・4・30 号王子町椎迫線

変更理由書には以下のように記載されている。

平成 15 年 11 月に事業地内の地権者及び近隣居住者から大分県に対して事業認可の取り消しを求める訴訟が提起されたが、平成 21 年 6 月に本件の訴えは却下及び棄却の判決が確定した。

これを機に事業再開に向けて取り組むところであったが、新しい県都の顔づくりであり百年に一度の大事業となる、大分駅付近連続立体交差事業を核とした大分駅南土地地区画整理事業、関連街路事業の推進などの中心市街地の整備について、平成 26 年度末の完成を目指し最優先に取り組む必要があると判断し、本事業を休止していた。

しかし、本事業箇所の整備については依然として重要度が高いと考えており、平成 27 年度より事業を再開したいため、整備に要する 5 箇年の期間延長を申請するものである。

この事業は、地権者との争いの影響もあり工事が当初の計画どおりに進行しておらず、過去から工期の延長が続いているため、今回の延長もやむをえない一面がある。

しかし、変更理由書を確認すると、大分駅南土地区画整理事業が重要なため本事業は休止していたという内容が記載されていた。

確かに大分駅周辺の工事は重要であることは理解できるが、当事業の変更申請は、予定工期の平成 27 年 3 月 31 日の約 1 月前の平成 27 年 2 月 26 日に行うのではなく、大分駅の工事を優先的に進めるという意思決定を行った時点、もしくは当事業を休止するという意思決定を行った時点ですべきであった。

No.	19-12	過年度報告書における記載ページ	20（意見書）
中区分	道路の維持管理		
小区分	大分市道の認定状況について		
説明	大分市道として認定されているものの、未だ供用されていないため、幅員データ等が存在しない路線がある。 これらの道路は供用が開始される際には、道路台帳のデータを更新する必要がある。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（結果） 大分市道として認定されているが、未だ供用されていない路線があり、道路台帳への登録漏れ、あるいは道路整備が棚上げになっているのかを調査の上、供用告示・整備・路線廃止について明確にする必要がある。		
（B）	（措置済） 市道として認定されているが、未だ供用されていない路線については、現在、一覧を作成して現地調査を行っており、その結果に応じ、大分市市道認定及び廃止基準に沿って順次供用開始の告示や認定路線の廃止を行っていきたい。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	意 見		
（措置が不十分） 未供用の路線は平成 26 年度現在で 100 件存在しており、そのうち 49 件は現在工事中の道路の事前登録であるため、将来的には道路が供用されることによって解消される。			

その他の 51 件に関しては個別の事情があり解消に至っていない。個別の事情を確認してみると、大分市としては利用されていない市道の整理をしたいが地元住民との協議を行った結果、解決が進まない案件や計画されていた道路が途中で停止し一部未供用として残っている道路もあった。 記載したような個別の事情はあるが、前回の監査意見によって調査がされた結果、未供用が解消できなかった道路に関しては、いつまでも未供用として残すのは適切でないため、定期的に未供用を解消する措置を講じる必要がある。

No.	19-13	過年度報告書における記載ページ	36（意見書）
中区分	道路の維持管理		
小区分	占用料の制度の啓発について		
説明	（１）道路占用について 道路の占用とは、道路上に電柱や公衆電話を設置するなど、道路に一定の物件や施設などを設置し、継続して道路を使用することをいう。また、道路を占用しようとする場合には、道路を管理している「道路管理者」の許可が必要になる。 大分市の公有財産の一部には市民や民間企業へ貸し付けられているものがあり、この貸し付けられている公有財産の対価として、道路占用料（道路法第39 条及び大分市道占用料条例）が収納される。 （２）看板の設置基準 「道路占用許可事務処理マニュアル（平成 8 年 3 月 九州地方建設局道路事務改善委員会）」や「指定区域内における路上広告物等の占用許可基準について（昭和 4 4 年 8 月 2 0 日付け建設省道政発第 5 2 号）」には看板の設置基準が以下のように定められている。 突出看板等 イ 自家用看板等に限るものとし、1 営業所又は 1 営業所若しくは 1 作業所につき 2 個以内とする。ただし、たばこ、塩又は切手の販売等、専門店、加盟店、代理店等を表示する 0.5㎡以下のもの及び広告用日よけを除く。 ロ 看板の最下部と路面との距離は 4.5m 以上とする。ただし、歩道上においては 2.5 m 以上とすることができる。 ハ 路面上に 1 m 以上つきだしてはならない。		

前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
(A①)	（意見） 周知が十分でないことから、市道の不法占用が常態化し、徴収すべき占用料が未徴収であることは、申請者と未申請者、また一般市民と市道（公有財産）を無償占用する者とで不平等が存在する。さらに、占用料の未徴収を放置することは、財源確保の観点から経済的な損失であるといえ、早急な対応が必要である。
(B①)	（措置済） 道路占用に関する周知方法について、平成 20 年度に情報収集及び検討を行い、平成 21 年度からパンフレットの配布や市報、ホームページへの掲載等の方法により周知を図っているところである。今後も、道路占用に関する周知方法について調査研究していきたい。
(A②)	（意見） ある地方公共団体では、平成 2 年度から平成 13 年度にかけて、周知用パンフレットの作成・配布、外部委託による看板等の現況調査、職員による戸別訪問等を実施したところ、収入増により、平成 13 年度の 1 年間で、12 年間にわたる現況調査等の経費を回収できたとのことから、大分市においても費用対効果を勘案しながら、看板等の現況調査、戸別訪問等を実施すべきである。
(B②)	（現時点で実現不可能なもの） 道路占用に係る看板等の現況調査、戸別訪問等の実施について検証を行った結果、占用料の対象となるものが少なく、十分な効果が得られる見込みは低いと判断し、費用対効果の観点からも実施しないこととしたところである。今後とも関係部署と連携をとりながら、道路を不法に占用しているものについては、占用申請を行うように指導し、適正な事務処理を行っていきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	－
（措置されている） 措置時点の対応では実現不可能なものとして扱われていたが、平成 26 年度～平成 27 年度にかけて、大分市の職員で大分市中心部を対象として不法占用の調査が行われていた。監査時点においては調査結果の集計が行われている段階であったが、不法占用の調査が実施されている事は確認することができた。	

今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
(道路占用に係る看板等の現況調査について) 不法占用の調査結果の最終的な整理はなされていなかったが、調査の内容を確認したところ、不法占用物件の大半が説明に記載しているような高さや個数の設置基準を満たしていないものであった。そのような物件は設置基準を満たしていないため占用料の徴収を行うことはできないが、落下などの危険もあるため関係課と連携をとりながら是正するように指導する必要がある。	

No.	19-14	過年度報告書における記載ページ	37 (意見書)
中区分	その他		
小区分	事業評価制度について		
説明	(1) 社会資本整備総合交付金の概要 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設されている。 地方自らが目標を設定し、事後評価を行うこととその内容について公表することが義務付けられている。		
	(2) 平成27年度において取り組まれている社会資本整備総合交付金による事業 (大分市ホームページ参照)		
	地区名	区域面積 (ヘクタール)	計画期間
	大在・岡地区	1,009	平成19年度 ～平成28年度
	滝尾中部地区	140	平成19年度 ～平成28年度
	細地区	39	平成24年度 ～平成28年度
	大分市中心市街地地区	153	平成26年度 ～平成30年度
	担当課		
	道路建設課		
	まちなみ整備課		
	三佐北・細地区住環境整備事務所		
	土木管理課		

前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）										
(A)	（結果） 国の制度とは別に大分市独自に再評価制度を設け、路線の効果、実現可能性、必要性等を再評価すべきである。また、国と同様に、事業完了後の事業の効果、環境への影響等を確認し、必要に応じて適切な措置等を検討するため、公共事業の事後評価制度を設ける必要がある。 事前評価、再評価及び事後評価を行う際に、路線採択規模に応じ、議員、有識者、地元代表等により構成する委員会においても審議する制度を設けることも一案である。									
(B)	（その他：国の事業評価制度を活用している。） 都市基盤となる都市計画事業を実施するに当たって、一般補助事業及び社会資本整備総合交付金事業については、その制度に従い事業評価を行うこととされていること、さらに、社会資本整備総合交付金事業については、有識者、地元代表者等による事業評価委員会を設置し、事後評価を行っていることから、現時点では本市独自の再評価制度の導入の効果は薄いと考えている。									
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見										
結果あるいは意見	結 果									
（措置が不十分） 土木建築部で取り組んでいる社会資本総合整備計画による事業は以下の２事業である。 <table><tr><th>担当課</th><th>事業名</th><th>計画期間</th></tr><tr><td>道路建設課</td><td>社会資本総合整備計画 大在岡地区都市再生整備計画</td><td>平成 19 年度～平成 28 年度</td></tr><tr><td>土木管理課</td><td>都市再生整備計画 大分市中心市街地地区</td><td>平成 26 年度～平成 30 年度</td></tr></table> 両事業の社会資本総合整備計画の内容を確認したところ、目標や目標を定量化する指標は具体的かつ明確に記載されており特段指摘すべき事項はない。 しかし、社会資本整備総合交付金の交付期間の終了時には、計画の目標の実現状況等について評価を行い公表する義務があるが、目標の未達部分に関するフォローアップが公表されずに放置されている状況が見られた。 大在岡地区都市再生整備計画は１期（平成 19 年度～平成 23 年度）と２期（平成 24 年度～平成 28 年度）に分かれており、１期の評価結果時点において従業者数の指標が未達であったため平成 26 年 9 月にフォローアップが公表されるようにホームページ上に明記されていたが		担当課	事業名	計画期間	道路建設課	社会資本総合整備計画 大在岡地区都市再生整備計画	平成 19 年度～平成 28 年度	土木管理課	都市再生整備計画 大分市中心市街地地区	平成 26 年度～平成 30 年度
担当課	事業名	計画期間								
道路建設課	社会資本総合整備計画 大在岡地区都市再生整備計画	平成 19 年度～平成 28 年度								
土木管理課	都市再生整備計画 大分市中心市街地地区	平成 26 年度～平成 30 年度								

実施されていなかった。 公表されていなかった理由は、1期目のフォローアップの内容が2期目の目標となっていることもありフォローが実施されていなかったからである。 未達の目標に関しては、適時に達成状況を確認し軌道を修正する必要があるため、2期目の終了時点のみでは不十分であり、1期目のフォローとして適時に状況を把握するよう努める必要がある。

No.	19-15	過年度報告書における記載ページ	41（意見書）
中区分	その他		
小区分	道路の防犯機能について		
説明	安心・安全へのニーズの高まりから、道路が備える防犯機能及び道路における防犯対策の推進が求められている。国土交通省等の関係部局で構成される防犯まちづくり関係省庁協議会は、平成15年7月に「防犯まちづくりの推進について」と題する文書を発表し、住民等による防犯活動を一層充実するとともに、防犯に配慮した公共施設等の整備・管理を推進することが重要であるとし、「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」を策定している。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	（結果） 平成 15 年 7 月に国が策定した「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」のうち、道路等に係る留意事項を大分市において施策化する場合は、全部局が連携して取り組むシステムづくりが求められる。		
(B)	（措置済） 道路等に係る留意事項については、夜間照明を確保するための道路灯や街路灯、公園灯の設置、見通しを確保するための壁面後退や隅切りの確保、植栽の樹種の選定など、人による監視性の確保等が挙げられている。これらの施策を実施するためには、設置・管理・費用負担などの課題等もあることから、建設部局と管理部局を含む全部局が連携を図りながら、当該施策の実施の可能性について、道路管理者の観点から協議を行っているところである。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	意 見		

(措置が不十分)

議会からの要望もあり、平成 27 年度に大分市道路照明施設設置基準が作成されていた。問題提起がされた案件に対しては、積極的に対応している姿勢は伺うことができた。

しかし、前回監査の意見では、道路等に係る留意事項を施策化する場合、全部局が連携して取り組むシステムづくりが要求されている。土木建築部だけで対応することは困難であることは理解できるが施策化においては、関連部署が横断的に対応をするための仕組みづくりを行う必要がある。

No.	19-16	過年度報告書における記載ページ	43（意見書）
中区分	その他		
小区分	随意契約による工事の変更契約手続について		
説明	庶務実務研修とは大分市の職員を対象にして実施される庶務実務に関する研修であり、年に 1 回実施されている。 庶務実務研修資料では、契約によって少額随意契約の 130 万円を超えた場合の取扱を以下のように定めている。		
	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号（金額要件）を適用し、随意契約により契約締結した後に、契約を変更したため同号の規定する金額を超えた場合の取扱い。 ①故意に随意契約として契約事務を行うために、当初設計金額を抑え、契約締結後に増額変更するような契約は、適法な行為とは解されず、十分留意する必要がある、市民にそのような誤解が持たれることのないよう契約事務を行うこと。 ②規則で定める随意契約の要件となる金額を超えることとなった場合においては、それはもはや、自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による随意契約を行うことはできないことから、適用条項の修正を行うこと。 ③随意契約により契約締結し、当該契約を変更する場合は、その理由を文書の起案理由として具体的に記載し、その原因となった事由について契約当初に予見できなかったことを明らかにすること。 ④「変更理由書」の中で、当該契約に適用する契約方法の法的根拠を記載すること。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（結果） 随意契約の変更契約に関する統一的な指針又は要領が存在せず、一旦随意契約で発		

	注を行った後、変更契約を締結することで競争入札の事務手続の煩雑性を回避するという事も可能であることから、これを防止するため、競争入札と同様の趣旨の規程を設ける必要がある。		
(B)	(措置済) 契約締結後の変更契約を見込んで、本来、競争入札に付すべきものを過少に設計し、随意契約により施行するといったことは行われていないと考えるが、平成 21 年度から年度当初に開催する庶務実務研修（契約事務演習）の資料の中で明文化し、その徹底を図っているところである。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	結 果		
(措置が不十分) 下記の工事の変更理由書は平成 26 年 3 月 17 日に起案され、平成 26 年 3 月 18 日に決裁されている。			
工事件名	工事期間	当初契約 債務負担行為額	変更後 債務負担行為額
市道中央住吉 2 号線 ハンドホール設置工 事	平成 26 年 2 月 27 日 ～平成 26 年 3 月 20 日	1, 069, 200 円	1, 746, 360 円
変更理由書 本工事は、電線共同溝整備事業に伴う、市道 中央住吉 2 号線ハンドホール移設工事であります。着工前測量としてハンドホール設置作業に伴う試掘調査を行ったところ、当初把握していた既設電線管路の深さに差異があることが確認された。このため、ハンドホール設置に際して既設電線管路との接続が困難であるため、電線道路の敷設を追加する必要が生じたことから、「建設工事請負契約書 18 条第 1 項第 4 号及び 18 条 4 項第 3 号」により設計変更致したい。 この工事は工事変更により少額随意契約として扱うことができる 130 万円を超えたため、庶務実務研修に記載されているような内容を変更理由書に記載すべきであったが触れられていない。本来であれば庶務実務研修資料の②に記載されている適用条項の修正や③に記載されて			

いる契約当初に予見できなかったことを明らかにする必要性があった。

また、「大分市建設工事等に係る設計事前協議等に関する要領」の第5条では、設計変更を要する建設工事であって、当該設計変更に係る契約金額の変更見込額が請負代金の30パーセントに相当する額を超えるものについては、現に施行中の建設工事と分離して施工することが著しく困難な建設工事を除き、原則として別の建設工事として契約を締結するものとするとしている。

そのため、本工事では63%の工事費が追加されていることから、別契約としないためには分離施工が著しく困難な理由を記載する必要性があったが記載されていない。

このような状況の工事変更が安易に承認されてしまうと、意図的に競争入札を回避することが容易にできてしまうため、庶務実務研修に記載されている「随意契約により契約締結した後に、契約を変更したため同号の規定する金額を超えた場合の取扱い」を徹底されたい。

今回の監査で新たに検出された事項

結果あるいは意見	結 果
----------	-----

(土木建築部以外での検証)

上記のような変更工事がまちなみ整備課においても生じていた。

工事件名	工事期間 (変更後工事期間)	当初契約 債務負担行為額	変更後 債務負担行為額
横尾区画 C-24 街区用水管撤去 工事	平成26年8月28日 ～平成26年9月30日 (平成26年10月10日)	1,242,000 円	1,319,760 円

変更理由書

本工事の敷地造成工事において、土地利用について地権者と事前協議を行い決定していましたが、土地利用を変更したいとの要望がありましたので、要望に沿った造成を行うよう、契約約款第19条により変更いたしたい。

併せて上記理由により、工期内の竣工が困難となったため、契約約款第19条により工期変更いたしたい。

この工事も、契約変更によって少額ではあるが随意契約の適用可能金額を超えてしまっているため通常の変更のように取り扱うことができない。しかし、理由書には庶務実務研修に記載されているような取扱には触れられていない。

このように課を横断して誤った行為が行われており研修の効果が低いと考えられるため、研修の参加者を確認したところ、平成25年度で101名、平成26年度116名であった。研修の参

加人数は、会議室の都合上各課から1名から2名程度が上限となってしまうが概ね各課から1名は参加している状況であった。各課からの参加を行われていたが、参加者のほとんどは実務経験が浅い職員となっているため、課全体に対して研修内容の説明が広がっていないことも考えられる。実務経験が浅い職員のみが参加するのではなく、定期的には参事、参事補といった管理職も研修への参加を義務付ける必要がある。

第 7. 『高齢者福祉及び介護保険について』（平成 18 年度①）

No.	18—1	過年度報告書における記載ページ	38（報告書）
中区分	1 高齢者福祉に関する事業（2）高齢者の生活支援に関する事業		
小区分	エ 在宅老人コミュニケーションシステム事業		
説明	65 歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、けがや急病等の緊急の場合に、通報サービスを利用することで安全確保や不安感の解消を図るため、通報機器を提供（貸付）している事業である。市所有の通報機器を利用して外部委託により業務が実施されている。平成 26 年度事業費は 11,480 千円となっている。 また、平成 27 年 11 月にサービス内容を見直し、緊急通報の受信と通報機器の管理を一体的に行う事業者に変更を行っており、通報機器は、事業者が管理する機器を使用することになっている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（結果） 通報システムの通報機器は、大分市が購入し、利用者に貸与しているが、未貸与の通報機器が、通報センター業務及び通報機器の設置、撤去等の委託事業者に保管されており、その多くは一度貸与後に回収された際の記録方法を明確にしていなかったため、現状の保管数量が明確に把握できない状況となっている。これらの通報機器は、定期的な棚卸と管理台帳の整備が必要である。		
（B）	（措置済） 平成 19 年度から、委託事業者が通報機器を撤去する際に提出する「撤去業務完了報告書」の中で、再利用の可否について報告することを義務付け、それに基づき管理台帳の整備を行っており、また、定期的に棚卸も実施している。今後とも、保管数量の適正な把握に努めていきたい。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	意 見		
（措置が不十分） 在庫の棚卸及び管理台帳の整備は委託先が行っているようであるが、市が委託先を訪問し、棚卸作業の適切性や実物検査等を行っていない。 台帳に記載されている機器が実際には存在しないリスクを鑑みて、定期的に委託先に赴き、台帳と実在庫の一致を確認する必要があった。			

今回の監査で新たに検出された事項																						
結果あるいは意見	結 果																					
<中古品の取り扱い等について> 通報機器は、利用者が使わなくなった後、中古品として再使用されることがあるようだが、再使用の可否の判断や中古品の取扱いについて、在宅老人コミュニケーションシステムの実施基準及び委託契約書では明記されておらず、委託先がどのように判断、処理しているか識別できなかった。 市の財産の保全に対するリスクすなわち、再使用可能な機器が安易に処分・転売されるリスクや、信頼性の保持に対するリスクすなわち、再使用できない故障の可能性のある機器が利用者に設置されるリスクが存在していることになる。 中古品については再使用の可否の判断や取扱いの基準などについて定める必要があった。 平成 26、27 年度末の通報機器在庫数は次表のとおりとなっている。なお、26 年度においては通報機器を新たに購入していないとのことであった。 <table><tr><th colspan="3">通報機器在庫数</th></tr><tr><th></th><th>平成 26 年 3 月末</th><th>平成 27 年 3 月末</th></tr><tr><td>SL10（新品）</td><td>197 台</td><td>114 台</td></tr><tr><td>SL8（中古）</td><td>2 台</td><td>3 台</td></tr><tr><td>SL10（中古）</td><td>10 台</td><td>2 台</td></tr><tr><td>感知器</td><td>202 個</td><td>168 個</td></tr><tr><td>感知器ベース</td><td>202 個</td><td>168 個</td></tr></table> 在庫については、常時保管していつでも設置できるための標準在庫数などは定められていなかった。平成 26 年度 SL10（新品）は 83 台使用されているが、平成 25 年度末は 2.37 年分の在庫量があったものと推察される、感知器は平成 26 年度では 34 個使用されていることから、5.9 年分を平成 25 年度末に保有していることとなる。 在庫期間が長くなると使用できなくなる可能性があり、また在庫量が増えるとその管理が煩雑になることから、今後新たに機器を購入する際については標準在庫量を定める、あるいは貸付量を見積った上で購入するよう改善することが必要となる。		通報機器在庫数				平成 26 年 3 月末	平成 27 年 3 月末	SL10（新品）	197 台	114 台	SL8（中古）	2 台	3 台	SL10（中古）	10 台	2 台	感知器	202 個	168 個	感知器ベース	202 個	168 個
通報機器在庫数																						
	平成 26 年 3 月末	平成 27 年 3 月末																				
SL10（新品）	197 台	114 台																				
SL8（中古）	2 台	3 台																				
SL10（中古）	10 台	2 台																				
感知器	202 個	168 個																				
感知器ベース	202 個	168 個																				

No.	18—2	過年度報告書における記載ページ	55、13（報告書）
中区分	1 高齢者福祉に関する事業 （3）高齢者福祉に係る施設の整備に関する事業		

	3 高齢者福祉に係る施設の整備に関する事業 (1) 老人いこい室建設補助事業について
小区分	イ 老人いこい室建設補助事業 ア 老人いこい室の状況把握について
説明	高齢者のための教養の向上、レクリエーション等の場を提供することにより高齢者の心身の健康増進を図ることを目的として、老人いこい室が整備されている。当補助事業は、老人いこい室の新築や改築、設備購入や修繕等に関する補助事業である。
前回監査における監査人の所見 (A) とその後の市の措置状況 (B)	
(A①)	(結果) 老人いこい室の新築、増改築等に伴う建設費に対する補助金の交付については、「大分市老人いこい室建設費補助金交付要綱」に基づき行われているが、補助対象の老人いこい室がどのような施設で、またその使用方法をどのように想定しているのかが定められてないことから、同要綱に明確に規定すべきである。
(B①)	(措置済) 平成 20 年度に大分市老人いこい室建設費補助金交付要綱を改正し、老人いこい室の設置目的や設置基準などを明確化した。さらに、平成 21 年度において、公民館類似施設整備補助事業と老人いこい室建設費補助事業の統合により事業の改善が図れると判断したことから、平成 22 年度に同要綱を廃止し、老人いこい室建設費補助事業については、大分市校区公民館及び自治公民館等に対する建設費補助制度に統合したところである。
(A②)	(意見) 現在、どの程度老人いこい室が整備されているかなどの老人いこい室に関する情報が全く把握されていない。したがって、補助金を交付して建設した老人いこい室が、補助金の目的に従い利用されているかという検証もなされていない。現状の整備状況を把握し、今後の補助事業に資することが重要と考える。
(B②)	(措置済) 平成 19 年度から平成 20 年度にかけて、老人いこい室の整備状況について調査し、整備年度、各地区の整備状況等を把握したところである。 さらに、平成 21 年度において、公民館類似施設整備補助事業と老人いこい室建設費補助事業の統合により事業の改善が図れると判断したことから、平成 22 年度

	に同要綱を廃止し、老人いこい室建設費補助事業については、大分市校区公民館及び自治公民館等に対する建設費補助制度に統合したところである。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	— (B①)
(措置されている) 老人いこい室に関する要綱類の閲覧の結果、問題は識別されなかった。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見 (B②)
<補助金の成果について> 平成 26 年度の大分市校区公民館、自治公民館等建設費等補助金の実績報告書を閲覧したところ、補助金の成果として「空調設備が整い居心地がよく満足」といった記載がなされているほか、何も記載されていないものが見受けられた。 例えば、利用促進を図るためのエアコン設置等については、補助金の目的が達成されたかどうかは、利用者の感想という主観的なものだけでなく、利用者数や活動数の増加などを客観的に測定して、設備補助がもたらした活動への影響や設備の効率的な活用が図られているかといった視点から判断することが必要となる。 <購入価格の妥当性について> 平成 26 年度の大分市校区公民館、自治公民館等建設費等補助金の実績報告書を閲覧した。東上野公民館の空調設置工事において、平成 26 年 4 月にエアコンが 540 千円前後の単価で見積合わせが行われていた。金額の妥当性に疑問を持ったため、監査時点（27 年 10 月）で同一メーカーの同一型番をインターネットで検索したところ、販売価格が 250 千円～300 千円程度となった。もちろん、当時の実勢価格とは異なることは考えられる。 しかし、発注者（補助対象者）が見積金額の相場を知らない場合は、見積合わせであっても不当に高い金額になってしまうリスクがないとはいえない。設備補助については金額も高くなるため、市は一定金額以上のものは必要に応じて、対象経費の価格の妥当性を精査するなどして、異常な取引ではないかといった点を見るという対応を行う必要がある。	

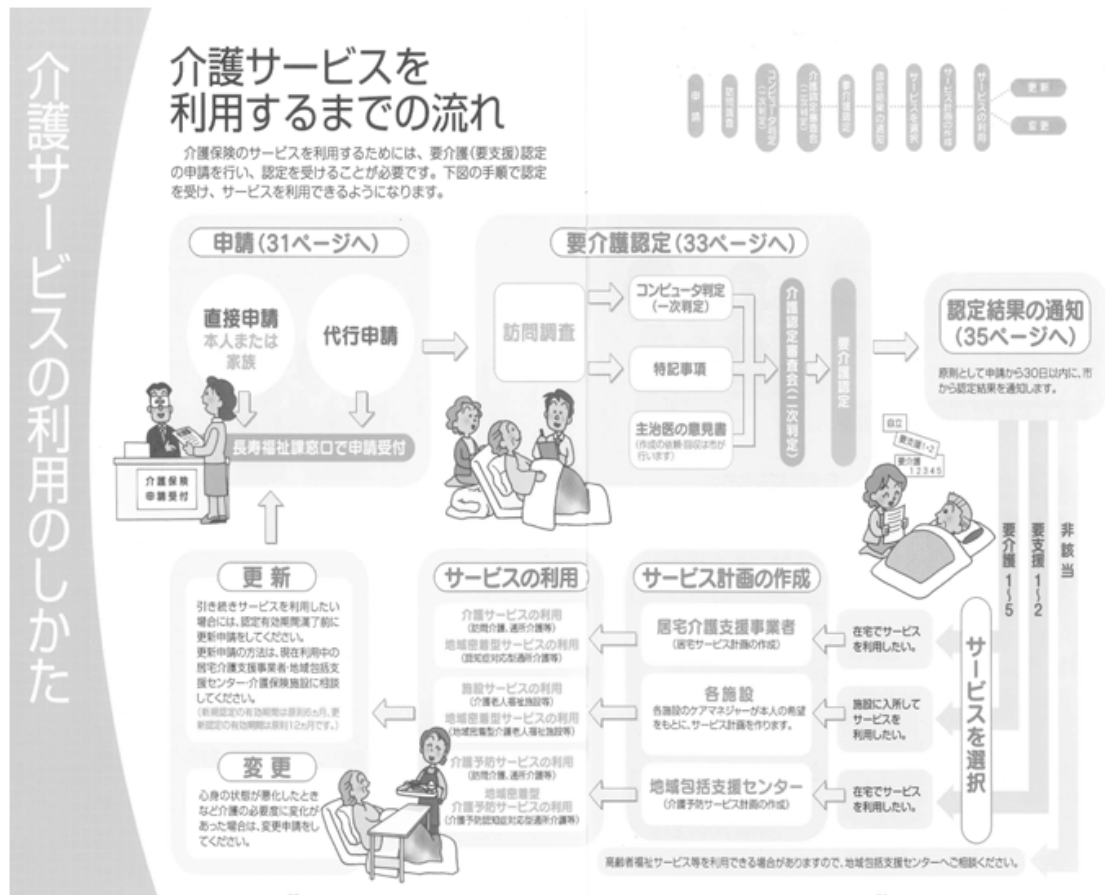
No.	18—3	過年度報告書における記載ページ	61、73（報告書）
中区分	2 介護保険事業 (1)要介護認定 (2)介護保険給付		
小区分	ウ 嘱託職員の処遇 エ 嘱託職員の稼働状況 (ウ) 介護保険給付の適正化 c 認定調査状況チェック		

説明	介護サービスの利用の流れは次のとおりである。 【申請】 ↓ 直接申請または代行申請 ↓ 市長寿福祉課窓口で申請受付 【要介護認定】 ↓ 訪問調査 ↓ コンピュータ判定（1次判定）、特記事項記載、主治医の意見書 ↓ 介護認定審査会（2次判定） ↓ 要介護認定 【認定結果の通知】 ↓ サービスを選択 【サービス計画の作成】 ↓ （在宅サービス利用者）居宅介護支援事業者、地域包括支援センター ↓ （施設への入所者）各施設 【サービスの利用】 ↓ 【更新及び変更】
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
(A①)	（意見） 嘱託職員の要介護認定調査1件当たりのコストは、6,411円であり他市と比較しても決して安価なものとはいえない。これは、嘱託職員の勤務日数及び報酬月額による影響も一因と考えられ、改善の余地がある。 嘱託職員の1日1人当たり要介護認定調査件数を3件とすると、理論的に調査可能な件数は11,322件となるが、実際の調査件数は約6割となっている。これは、窓口での相談業務、認定審査会の補助業務、研修会への参加など調査業務以外の業務を行っているためであり、稼働率の向上に努めるべきである。
(B①)	（措置済） 認定調査嘱託職員は、要介護認定調査以外に認定審査会補助業務、研修会への参加など、円滑な認定調査とその質の確保に必要な業務に従事していることから、現状では、月17日の勤務のうち、実質13日が認定調査の最大稼働日数となっている。 このことから、認定調査嘱託職員の1日1人当たり認定調査件数を3件とした場合、平成21年度の理論的に調査可能な件数は14,508件となるが、これに対して実

	際の調査件数は 13,339 件であり、稼働率は 92%となったところである。 また、認定調査嘱託職員は、保健師等の資格を有する者から採用しており、その確保が難しいことなどから、報酬月額等の見直しは困難であるが、今後ともさらなる業務体制の見直しを行い、嘱託職員による認定調査の効率化に努めていきたい。
(A②)	(結果) 原則として更新の場合の認定調査を施設・居宅介護支援事業者に委託し、当該更新が 3 回～4 回ごとに市の嘱託職員による認定調査を実施している。平成 16 年度より、認定の有効期間が一部最長 24 月に延長されたため、6 年～8 年の長期間、市職員による調査を実施しない可能性があることに問題がある。
(B②)	(措置済) 本市職員による更新時の認定調査の未実施期間が長期間に及ぶことのないよう、平成 19 年 5 月 2 日申請分より、認定有効期間が最長となる 24 月の更新調査については、少なくとも 2 回に 1 回は、本市嘱託職員が調査することとした。 しかし、平成 22 年度においては、申請件数が著しく増加しており、本市職員による更新調査の実施が困難な状況となっているが、今後は、嘱託職員の増員を図るなど、適切な更新調査の実施に努めていきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	— (B①)
(措置されている) 認定調査員の稼働率及び調査コストに関する資料等を閲覧した結果、問題は見当たらなかった。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見 (B②)
<認定調査について> 介護認定審査会は訪問調査の結果や特記事項、医師の意見書をもとに、介護度を審査・判定しており、調査内容等に不備があれば却下や再調査の決定をしている。しかし、審査会は年間 20,000 件以上の案件を限られた時間の中で合議体により行っていることから、仮に調査が十分かつ適切に実施されなかった場合、審査会を通じて不備を発見できないリスクがある。 調査の不備が審査会を経ても発見されない場合、介護度が過大あるいは過小に判定される可能性がある。その結果、利用者の心身に合わないサービス計画が作成され、利用者に必要なサービスが提供されない可能性や、反対に過大なサービスの提供が発生し、不当に高い介護給	

付費が発生することにつながる可能性がある。

認定調査は、新規、更新、変更というタイミングで実施される。新規は、はじめて介護保険のサービスを利用する際、更新は引き続きサービスを利用したい場合、変更は心身の状態が悪化したときなど必要度に変化があった場合にそれぞれ申請が必要になる。なお、更新については、認定有効期間満了前に更新申請が必要とされている。新規認定の有効期間は原則 6 か月、更新認定の有効期間は原則 12 か月となっている。



『長寿・いきいき・安心 高齢者福祉サービス 介護保険 (大分市福祉保健部 長寿福祉課作成) 』

次表のとおり、認定調査は新規及び変更は市の直営により行われている。更新は、市直営と委託により実施されている。委託は介護保険サービス事業所が実施している。介護保険サービス事業所は、調査後に利用者へ介護サービスを提供して介護給付費が支給されることになる。委託では、認定調査の公平性が確保されているとの外観的独立性を有していないことから、市は直営率を 100%にすることを目標としているが、平成 26 年度の直営率は 68.7%となっている。なお、厚労省や介護保険法は、市以外の者が調査を行うことを禁止していない。

平成 26 年度 調査件数

調査区分	申請区分	内訳	市調査計	更新計	合計
市調査	新規・変更	7,219 件	15,994 件		23,270 件
	更新	8,775 件			
委託調査		7,276 件		16,051 件	

適切な介護サービスの提供、給付費適正化の見地から、認定調査にあたっては、①市直営率の向上を図ることと②委託先へのモニタリングの強化がポイントとなるが、市は主に①に取り組んでいる状況である。

(1) 直営率の向上を図ること

直営率を向上するためには、次の 4 つの方策がある。

ア) 現行の調査員の認定調査稼働率を引き上げる

イ) 新たな調査員を確保する

ウ) 勤務調査員から在宅調査員への能力に応じた採用替え

エ) 指定市町村事務受託法人に調査を行わせる

ア) について、平成 26 年度において、在宅調査員は認定調査稼働率が 101.5% (1 日 3 件とした場合)、勤務調査員は 86.5% となっている。在宅調査員と勤務調査員について差があるのは、在宅調査員は自宅から調査場所へ直接訪問できるが、勤務調査員は比較的大分市の郊外に調査する機会が多いことや山間部など安全を考慮して 2 名体制で訪問すること等により稼働率が低くなっているとのことであつた。

イ) については平成 27 年 10 月に 6 名を採用した。

ウ) について、調査員には、市役所に勤務して調査に際して市から利用者宅に赴く勤務調査員と、自宅から利用者宅に赴き調査を行う在宅調査員がある。平成 28 年度には勤務調査員から在宅調査員への能力に応じた採用替えを 8~9 名予定している。なお、現在は勤務調査員で一定の質が確保できると市が確認できた職員につき、在宅職員への登用を行っている。

エ) について、指定市町村事務受託法人とは、介護保険法第 24 条の 2 第 1 項に基づき、保険者(市町村)から委託を受けて保険者事務(要介護認定調査事務や照会等の事務)の一部を実施する法人として、都道府県が指定した法人のことを指す。なお、受託法人への委託は直営とみなされている。受託法人による調査の検討はしているが、実際の受け皿となる団体等が担い手不足の状況で実現可能性が低いとのことであつた。

担当者によると、現在の直営率の向上のための効果的な方法としては、イ) 新たな調査員を確保する、ウ) 勤務調査員から在宅調査員への能力に応じた採用替えによる方法が挙げられる

とのことであった。

ウ)については、そもそも職員が確保されていなければ限界があるため、イ)が重要となってくる。現在、認定調査員を採用後、能力に応じて在宅へと採用替えを行っているが、在宅調査員では自宅からの直接訪問や弾力的なスケジュール調整など、勤務調査員より比較的取り組みやすいと思われる。

今後、公募の際に「将来的に在宅調査員への採用替えの可能性」についてあらかじめ標記することで、より多くの人材が応募しやすくなるのではないかとと思われる。

(2) 委託先のモニタリングを強化すること

委託については、平成 26 年度は 128 の居宅事業所において、計 7,276 件の調査が行われ、延べ 521 名の調査員がその業務に当たっている。平均すると 1 人当たり約 1.2 件／月となっており、市直営の調査員の在宅 39.6 件／月、勤務職員 33.7 件／月と比較すると、調査実務に関わる機会が少ないと推察される。委託が市直営よりも件数が少ないのは、市直営の調査員は調査業務が主であるが、委託の調査員は調査以外の業務が主要な業務となっているためである。

委託先の適切な業務の管理という面では、予防的な措置であれば調査員研修、発見的措置であれば調査内容のチェックが考えられる。

市担当者によると、調査員研修は毎年実施しており、受講しない場合には事業所が調査業務を受託できないこととしているようであるが、委託による調査業務が月 1 件程度と少ないため研修成果が適切に発揮されにくいとのことであった。

調査内容のチェックについては、現在、利用者ごと 3～4 回の更新に最低 1 回は委託ではなく直営で調査を行えるよう無作為に抽出して行っている状況とのことであった。チェック状況が無作為に行うという方法もサンプリングの 1 つであるが、介護認定審査会において、記載不備が指摘されたり、申請が却下されたりしたケースに従事した調査員に着目することも有効な方法とも考えられる。委託の場合は、直営よりも件数が少なく、月 1 件程度の実務経験の頻度では調査員の業務の質が向上するのが容易ではないことも考えられ、当該調査員が再び調査不備を招く可能性も否定できない。また、調査の質の確保に対する事業所の業務管理が十分であるかに留意する必要がある。

認定調査の審査結果には、認定のほかに、却下、取下げ、再調査がある。却下には介護度が進み判定見直しの申請（変更）があったが介護度の変更までは至らなかった場合、取下げは利用者が入院したり亡くなったりした場合、再調査は認定調査と主治医の意見書の不整合や、調査日と意見書日の日付が大きく離れている場合などが考えられる。平成 26 年度の認定審査の状況は次のとおりとなっている。

平成 26 年度の認定審査の状況

保険者	認定件数	却下件数	取下げ	再調査	計
大分市	22,798 件	263 件	507 件	13 件	23,581 件

認定件数の結果により、利用者ごとではなく事業所ごとで直営か委託を判断するというのも 1 つのやり方であり、例えば認定審査の結果を踏まえて不備の多い事業所については、委託ではなく直営で行うというやり方も 1 つの方法であると考えます。

No.	18—4	過年度報告書における記載ページ	1（意見書）、3（意見書）
中区分	第 1 全般的事項		
小区分	1 福祉保健部の機構改革について 4 高齢者福祉の在り方について		
説明	（大分市高齢者福祉計画及び大分市介護保険事業計画について） 高齢者率が上昇傾向にある中、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、夫婦のみの高齢者世帯が増加することが想定されているため、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう「地域包括ケアシステム」を構築するとともに、認知症になっても本人の意思が尊重され、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための体制整備が必要となっている。 ※ 地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要サービスが提供される日常生活圏域(具体的には中学校区)を単位として想定 (厚生労働省)		

	厚生労働省によると、地域包括ケアシステムは、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体に提供できるシステムと示されており、地域の自主性や主体性に基づき地域の特性に応じて作ることとされている。 このようなことから、大分市では、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年を見据え、保健・医療・福祉の連携のとれたサービスを円滑に提供するため、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 カ年を対象とする「大分市高齢者福祉計画及び第 6 期大分市介護保険事業計画（長寿いきいき安心プラン）」が策定されている。計画の策定にあたり、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、市民の代表者、介護サービス事業者等の代表者、行政機関代表者、一般公募委員等から構成される「大分市高齢者福祉計画及び大分市介護保険事業計画策定委員会」が設置され、審議された。また、同委員会は、計画の進捗状況の検証を行うこととしている。 （高齢者福祉に係る組織体制について） 平成 20 年度より、介護保険課と高齢者福祉課が統合され、長寿福祉課となっている。高齢者福祉に関連する担当課、担当班は次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="343 1077 1358 1523"> <thead> <tr> <th>課名</th><th>班名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">長寿福祉課（福祉保健部）</td><td>庶務担当班</td></tr> <tr> <td>高齢者福祉サービス担当班</td></tr> <tr> <td>事業推進担当班</td></tr> <tr> <td>介護認定担当班</td></tr> <tr> <td>地域支援担当班</td></tr> <tr> <td>介護給付担当班</td></tr> <tr> <td>市民協働推進課（市民部）</td><td>自治担当班</td></tr> <tr> <td>指導監査課（福祉保健部）</td><td>高齢者福祉・介護保険指導担当班</td></tr> </tbody> </table>	課名	班名	長寿福祉課（福祉保健部）	庶務担当班	高齢者福祉サービス担当班	事業推進担当班	介護認定担当班	地域支援担当班	介護給付担当班	市民協働推進課（市民部）	自治担当班	指導監査課（福祉保健部）	高齢者福祉・介護保険指導担当班
課名	班名													
長寿福祉課（福祉保健部）	庶務担当班													
	高齢者福祉サービス担当班													
	事業推進担当班													
	介護認定担当班													
	地域支援担当班													
	介護給付担当班													
市民協働推進課（市民部）	自治担当班													
指導監査課（福祉保健部）	高齢者福祉・介護保険指導担当班													
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）														
(A①)	（意見） 主として高齢者を対象とする課は、介護保険課と高齢者福祉課であるが、昨今、事業者指定及び指導、高齢者施策の企画、事業計画等の策定等で近似する業務が生じており、統一的に実施する方が効果を上げられると考えられる事業も存在する。事業の所管と実施が同一の部署となるような機構の構築が望まれる。													

(B①)	(措置済) 介護保険施策と高齢者福祉施策の効率的かつ効果的な実施と窓口の一元化を図るため、平成 20 年 4 月に介護保険課と高齢者福祉課を統合し、長寿福祉課を設置した。
(A②)	(意見) 生涯教育や地域内での相互扶助、連絡システム、人材能力活用、防災・防犯活動、児童福祉、知識の伝承などの場面で高齢者が社会に参加し貢献することを奨励及び支援する施策が期待される。そのためには、関係部署間での共同的な対応、検討及び連携を図ることにより、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい生活をできる限り継続できるような地域社会づくりが望まれる。
(B②)	(措置済) 高齢者の福祉に係る総合的な計画として、平成 21 年 3 月に大分市高齢者福祉計画及び第 4 期大分市介護保険事業計画（長寿いきいき安心プラン）を策定したところであり、現在本計画に基づき、高齢者の健康増進、生きがい創出のための社会参加など、高齢者が住み慣れた地域社会で、心身の健康を維持し、明るく安心して生きがいのある生活を送れる社会の実現を目指して、関係部署間での連絡調整を図りながら、各種事業を推進している。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	—
(措置されている) 各課が統合されたこと、また、長寿いきいき安心プランの策定状況を踏まえ措置されているものと判断した。ただし、後述のとおり、運用面において情報の集約が図られていないケースが見受けられた。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
<大分市高齢者福祉計画及び大分市介護保険事業計画の評価について> 大分市高齢者福祉計画及び大分市介護保険事業計画の進捗・達成状況の把握が一元化されておらず、計画に関わる各課・各班が個別に実績を認識している状況となっていた。高齢者福祉及び介護保険サービス全体の中での課題に対して優先順位をつけるためには一元化が望ましいと思われる。 大分市高齢者福祉計画及び大分市介護保険事業計画は 1 期 3 年とされている。各計画の 3 年	

目については、見込数値が評価される仕組みとなっているものの、実績値を踏まえた総括的な評価は行われていないようであった。

これについて、大分市高齢者福祉計画及び第 5 期介護保険事業計画の中で、高齢者福祉計画の最終数値実績を見ると、見込数値と実績数値が乖離しているものが下表のとおり見受けられることから、最終年度の実績数値を踏まえた総括的評価を行う有用性はあるといえる。

生きがい対応デイサービス事業

	平成 26 年度見込	平成 26 年度実績
実利用者数	900 人	627 人
伸び率（前年度比）	34.3%	△6.4%
利用回数	13,500 回	9,820 回
事業費	27,367 千円	19,881 千円

食の自立支援事業（配食サービス）

	平成 26 年度見込	平成 26 年度実績
利用者数	3,296 人	2,866 人
伸び率（前年比）	3.7%	△9.8%
事業費	129,748 千円	127,523 千円

なお、総括的評価に当たっては、計画の個別項目間の重要度の比較考量、介護保険施策と高齢者福祉施策のウェイト付けを行うなど、可能な限り効果的・効率的な施策運営が行えることが求められる。

大分市高齢者福祉計画及び大分市介護保険事業計画策定委員会の議事資料について、計画の進捗状況が定量的に記載されていることは確かめることができたが、その数値が良好かどうか、問題点がどこにあるのか、重要度がどの程度なのかといった評価が行われた形跡が見当たらなかった。

策定委員会は、行政、学識経験者、保健・医療・福祉関係者・事業者等のメンバーにより構成されているが、策定委員会で当該評価が難しいのであれば、少なくとも、介護保険施策と高齢者福祉施策の効率的かつ効果的な実施を図るために介護保険課と高齢者福祉課を統合した長寿福祉課により計画全体の評価をとりまとめることが望ましいといえる。

No.	18—5	過年度報告書における記載ページ	5（意見書）
中区分	第 2 個別的事項 1 高齢者の生きがい創出及び敬老に関する事業		

小区分	(1) ワンコインバス事業について ア ワンコインバス事業の今後のあり方について	
説明	市内に 1 か月以上住所を有する 65 歳以上の人が、市内の路線バスを利用する際、市が発行する「ワンコインバス乗車証」をバス乗務員に提示することで、市内一律 1 乗車につき、利用者負担額 100 円で乗車できる事業である。平成 26 年度の委託料決算額は 308,572 千円となっている。	
前回監査における監査人の所見 (A) とその後の市の措置状況 (B)		
(A)	(意見) ワンコインバス事業制度導入の有効性と大分市の適正な財政負担のバランスが非常に重要となると考えることから、今後とも様々な角度から意見を聴取することや定期的にアンケート等で実態調査を行うなど、制度の在り方を継続して検討していくことが望まれる。	
(B)	(措置済) 平成 20 年度に大分市高齢者等実態調査の中でワンコインバス事業に関するアンケートを、平成 21 年度に高齢者ワンコインバス事業実態調査を実施した結果、ワンコインバス事業は認知率が高く、利用者等から高く評価されている事業であることが確認できた。 しかしながら、業務委託契約金額がこれまで毎年増加していたことから、平成 22 年度は契約金額の上限設定を行い、経費の抑制を図ったところである。 また、平成 23 年 4 月からは、1 路線一律 100 円で利用できる制度に変更し、事業費についても平成 22 年度予算額の範囲内で実施することで、バス事業者と大筋合意したところである。 今後とも、本事業が、高齢者に利用しやすく、効果的で効率的なものとなるよう、実態把握に努める中で、その在り方について検討していきたい。	
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見		
結果あるいは意見	意 見	
(措置が不十分) 平成 26 年 9 月の大分市高齢者実態調査報告書を閲覧したが、調査結果を踏まえ事業の効果や在り方を具体的に見直した根拠資料は見当たらなかった。 現在、ワンコインバスの運用に当たり、平成 22 年度までの磁気カードが廃止され、乗車証による利用に変更されたことにより、バスの利用回数が識別できない状況となっている。 利用回数については、現行ではバス会社の運転手がサンプリングテストにより推定利用回数		

を出しているが、事業費については、平成 22 年度の実績額を踏まえて、市とバス会社の協議により決定されているのが現状である。

IC カードを導入して利用度合いを明確にすることにより実態に応じた事業費の決定方法に変更するかどうかについて、設備投資の意思決定のための計算が行われていない状況である。他市の状況では IC カードを導入しているところもある。大分市も IC カードを導入するか否かの経済性計算を行う等検討すべきである。

No.	18—6	過年度報告書における記載ページ	9（意見書）
中区分	第 2 個別的事項 1 高齢者の生きがい創出及び敬老に関する事業		
小区分	(5) 地域ふれあいサロン事業について ア サロン事業の普及について		
説明	大分市内に居住するおおむね 60 歳以上を対象に、地域に住む高齢者が、身近な場所でレクリエーション、教養講座、介護予防メニューなど、気軽に楽しく参加できる交流・ふれあいの場として、地域ふれあいサロンが公民館や集会場等で開催されている。サロンの活動は、地域のシニアリーダーやボランティアなどの協力を得て行われている。閉じこもりを防ぎ、地域でいきいきと暮らすための仲間づくりや健康づくり、お互いに支えあう関係づくりを進める場になることが期待されている。当事業の平成 26 年度の事業費は 26,595 千円となっている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	（意見） サロン事業は、1 つの自治区に最低 1 つのサロンを開設することを目標に、大分市社会福祉協議会を通じて普及活動が行われているが、自治区数 670 に対して、開設されているサロン数は 161 であり、地域間格差が発生している。 特にひとり暮らし高齢者の割合に比較してサロン登録者が少ない地域については、重点的に普及活動を行うなど、地域間で公平な制度運用が望まれる。		
(B)	（措置済） サロン事業の普及・促進を図るため、委託先である大分市社会福祉協議会とともに平成 21 年 10 月に大分市地域ふれあいサロン事業実施要綱等を改正するなど、サロンの登録に係る基準の緩和や申請書類の簡素化を行った。この結果、平成 21 年度末には 222 サロンにまで登録数が増加したところである。 今後とも、地域間で公平な制度運用となるよう、サロン以外の活動組織の有無な		

ど地域の実態を把握する中で、サロン未登録地区での新規開設や既存サロンの登録者数の拡大に努めていきたい。

市の措置に対する今回の監査における監査人の所見

結果あるいは意見

意 見

(措置されている)

長寿いきいき安心プラン（大分市高齢者福祉計画及び第 6 期大分市介護保険事業計画）において、地域ふれあいサロンの設置数（累計）が次のように計画されている。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サロン数	302（実績）	320（計画）	330（計画）	340（計画）

上表の数字については、もともとは市に存在する 600 を超える自治区に各 1 つ設置するということであったが、老人クラブや敬老会等そもそもの目的は違っても、高齢者の活動の場として利用できるものについては、設置の必要が大きいと判断しているため、現在は最終的に 600 超の設置は明確に予定しているわけではないとのことであった。

ただ、最終的にどこにどれだけのサロンを設置するのかという数値が想定されていない状況となっている。仮に最終目標設置数を 500 サロンとした場合には、現状のペースでは、18 年（（500—320）÷10／年）かかることになり、現在の目標のペースで作れば、今の高齢者のニーズを達成するまで長期となり、当該高齢者自身がサロンを利用できないという可能性もある。サロン設置数の長期的な目標及び達成年度を可能な限り明確にしていく必要があるといえる。

No.	18—7	過年度報告書における記載ページ	12（意見書）
中区分	第 2 個別的事項 2 高齢者の生活支援に関する事業		
小区分	(2) 家族介護用品支給事業について ア 高齢者福祉課及び介護保険課での実施事業の内容について		
説明	介護者等の経済的な負担を図ること、また施設サービスと居宅サービスの給付格差の解消、居宅サービスの利用促進を図るため、介護用品購入に当たり、次のような助成制度が設けられている。		

	<table><tr><td></td><td>家族介護用品支給事業</td><td>介護用品購入費支給事業</td></tr><tr><td>事業概要</td><td>対象者である要介護認定者 1 人につき年間 100,000 円の介護用品引換券を交付</td><td>対象者の申請に基づき、介護用品の購入に要した費用の 90%（年間 43,200 円を限度として）を支給</td></tr><tr><td>事業目的</td><td>要介護 4 又は 5 の在宅高齢者を介護している家族に対する経済的支援</td><td>家族の経済的負担軽減及び在宅重視の観点から在宅サービスの利用促進を図り、福祉増進に資する</td></tr><tr><td>事業対象者</td><td>要介護 4 又は 5 の在宅高齢者を同一世帯内で介護している市民税非課税世帯の家族</td><td>介護保険の認定区分が要介護 1 から 5 であり、在宅介護を受け、常時おむつを必要とする高齢者</td></tr><tr><td>対象品目</td><td>紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー</td><td>紙おむつ、尿取りパッド、布おむつ、失禁パンツ、おむつカバー</td></tr><tr><td>平成 26 年度実績額 （17 年度実績額）</td><td>4,553 千円 (8,914 千円)</td><td>145,379 千円 (39,664 千円)</td></tr><tr><td>平成 26 年度 支給対象者数 （17 年度対象者数）</td><td>70 人 (114 人)</td><td>6,475 人 (2,984 人)</td></tr></table>		家族介護用品支給事業	介護用品購入費支給事業	事業概要	対象者である要介護認定者 1 人につき年間 100,000 円の介護用品引換券を交付	対象者の申請に基づき、介護用品の購入に要した費用の 90%（年間 43,200 円を限度として）を支給	事業目的	要介護 4 又は 5 の在宅高齢者を介護している家族に対する経済的支援	家族の経済的負担軽減及び在宅重視の観点から在宅サービスの利用促進を図り、福祉増進に資する	事業対象者	要介護 4 又は 5 の在宅高齢者を同一世帯内で介護している市民税非課税世帯の家族	介護保険の認定区分が要介護 1 から 5 であり、在宅介護を受け、常時おむつを必要とする高齢者	対象品目	紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー	紙おむつ、尿取りパッド、布おむつ、失禁パンツ、おむつカバー	平成 26 年度実績額 （17 年度実績額）	4,553 千円 (8,914 千円)	145,379 千円 (39,664 千円)	平成 26 年度 支給対象者数 （17 年度対象者数）	70 人 (114 人)	6,475 人 (2,984 人)
	家族介護用品支給事業	介護用品購入費支給事業																				
事業概要	対象者である要介護認定者 1 人につき年間 100,000 円の介護用品引換券を交付	対象者の申請に基づき、介護用品の購入に要した費用の 90%（年間 43,200 円を限度として）を支給																				
事業目的	要介護 4 又は 5 の在宅高齢者を介護している家族に対する経済的支援	家族の経済的負担軽減及び在宅重視の観点から在宅サービスの利用促進を図り、福祉増進に資する																				
事業対象者	要介護 4 又は 5 の在宅高齢者を同一世帯内で介護している市民税非課税世帯の家族	介護保険の認定区分が要介護 1 から 5 であり、在宅介護を受け、常時おむつを必要とする高齢者																				
対象品目	紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー	紙おむつ、尿取りパッド、布おむつ、失禁パンツ、おむつカバー																				
平成 26 年度実績額 （17 年度実績額）	4,553 千円 (8,914 千円)	145,379 千円 (39,664 千円)																				
平成 26 年度 支給対象者数 （17 年度対象者数）	70 人 (114 人)	6,475 人 (2,984 人)																				
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）																						
(A①)	（意見） 要介護認定の高齢者の介護用消耗品の購入を助成する制度は、高齢者福祉課のみならず介護保険課においても実施されている。事業の効果が同一と考えられるものを双方の課で実施することは必要性に乏しく、事業効率の観点からも制度の統合を今後検討すべきである。																					
(B①)	（現時点で実現不可能なもの） 平成 19 年度より、家族の心理的・経済的負担の軽減を図るための大分市家族介護用品支給事業と介護保険法で定められた特別給付事業である介護用品購入費支給事業の統合について検討を行ってきたところであるが、両事業の効果が同一ではあるものの、制度の目的を異にしており、また、支給要件が異なっていることから統合は困難と判断したところである。																					
(A②)	（意見） 介護保険課の事業では、1 人当たり平均 13 千円の補助が、高齢者福祉課では、																					

	100 千円の引換券が支給されているが、双方の課での経済援助額に不均衡が生じている。特に、100 千円の引換券の使用は、交付数に対する使用率が 81%に止まっており、全体として必要以上に交付しているとも考えられる。このことから、事業対象者や経済援助額を見直すことも必要と考える。
(B②)	(現時点で実現不可能なもの) 重度要介護認定者の介護に係る 1 年間に消費するおむつの金額は、過去の調査により約 15 万円とされていることを考慮すると、10 万円の引換券の支給は妥当であると考えている。 また、引換券の交付数に対する使用率についても、その理由が、被支給者の年度途中での死亡や施設への入所などによるものであることから、一概に必要以上に交付しているとは考えていない。 さらに、平成 21 年度に介護保険の介護用品助成事業についてのアンケート調査を行った結果、大分市家族介護用品支給事業及び介護用品購入費支給事業については、高く評価されていたところであり、在宅介護を支援する面からも、当該制度を継続していきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
(措置が不十分) 事業の比較表を閲覧して、事業統合の可否について再検討を行った。 過年度の包括外部監査報告書によると、双方の事業対象及び目的を踏まえ、事業の効果が同一と考えられるため、事務効率の観点からも制度を統合することも今後検討すべきとされた。 市によると、家族介護用品支給事業は市民税非課税世帯を対象としており、これに対して介護用品購入費支給事業は所得制限を設けていない。両事業で対象者に差があるのは、介護用品購入費支給事業については、市町村特別給付事業として実施しており財源の 10 割が介護保険料であることから、被保険者が平等に利用できる必要があり、所得に応じて利用制限を設けることは不適切であると考えているためである。このように、2 つの事業における所得制限の有無があることなどから制度の統合を行っていない。 平成 17 年度及び平成 26 年度事業実績額及び支給対象者数は、家族介護用品支給事業については減少傾向にある一方、介護用品購入費支給事業は増加傾向にある状況となっている。 介護サービス利用者が増加している今日、平成 27 年 8 月 1 日から介護保険法等の一部改正では、利用者の費用負担について一定以上所得がある者について見直しが行われるなど、応能負担の考え方が強まっている。	

介護用品購入費支給事業においては、受けたサービス・利益に応じたものを平等に負担するという応益負担の観点から所得に応じて利用制限を設けることは不適切と考えているが、応能負担の考え方を取り入れ、介護用品購入費支給事業を家族介護用品支給事業の枠内に入れること、その中で柔軟に所得制限を設けることを検討する余地があるといえる。	
結果あるいは意見	— (A②)
(措置されている) 支給額については、支給実績を勘案した結果、問題はないと判断した。	

No.	18—8	過年度報告書における記載ページ	13（意見書）
中区分	第 2 個別的事項 2 高齢者の生活支援に関する事業		
小区分	(3) 生活支援ハウス事業について ア 委託料の根拠について		
説明	生活支援ハウスは、60 歳以上のひとり暮らし、夫婦のみ、家族による援助が困難な人を対象（要支援 2・要介護 1～5・常時医療管理が必要な人は対象外）に介護支援機能、住宅機能、交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、高齢者福祉の増進を図ることを目的に設置されている。市内 5 カ所、定員各 20 名とされている。市が施設運営を社会福祉法人に委託して事業が実施されており、平成 26 年度の事業費は 65,985 千円（各 13,197 千円）となっている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	(意見) 平成 17 年度に各生活支援ハウス設置者に支払った委託料は、平成 16 年度までの国からの補助金単価と同額であるが、この補助金単価について、国は特段の算定の基礎や根拠を示しておらず、大分市においても不明瞭な状況となっている。このように金額の根拠が不明確な状況での随意契約は望ましくない。委託単価の設定根拠を示し、それに基づき委託単価を見直す必要がある。		
(B)	(措置済) 生活支援ハウスの運営については、国の運営指針である生活支援ハウス運営事業実施要綱に基づいた人員配置を行っていることから、必要人員の人件費等を基礎として委託料を積算しているところであり、実績に基づく施設平均額を統一した基準としている。		

	また、生活支援ハウスは、居宅サービス部門を併設していることが条件であり、その特殊性故に、現在、該当する施設は５施設のみであることから、今後とも、これらの施設を運営する法人と委託単価の設定根拠を明確にした上で、随意契約を行っていききたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	結 果
(措置されていない) 委託単価の設定根拠が明確にされていたものの、設定根拠となる設計書の作成内容が粗雑であったことから、実質的な措置は行われていないものと判断した。 市は５つの生活支援ハウス(各定員 20 名)に対して随意契約により 1 施設当たり年間 13,197 千円の委託費を支出している。平成 18 年度からの金額の変更等はみられなかった。 委託金額が大分市生活支援ハウス運営事業実施要綱に沿って適切に算定されているかを検討した結果、要綱及び設計書の配置人数は、利用人員 11 名以上の生活支援ハウスでは、生活援助員が常勤 2 名、非常勤 1 名の計 3 名となっており人員数は整合性がとれている。 ところが、管理費については、どのような積算が行われているか、設計書には記載されておらず、価格の妥当性が客観的に認められない状況となっている。 以上を踏まえると、現行の委託費は適切なものとは言い切れない。設計書の価格根拠を明確にする必要がある。	

No.	18—9	過年度報告書における記載ページ	14 (意見書)、18 (意見書)
中区分	第 2 個別的事項 4 介護保険事業		
小区分	(1) 介護保険課の業務遂行について (3) 介護保険サービスと給付の管理について		
説明	市が実施する介護給付費等費用適正化事業（ケアマネジメント適切化事業）において、介護支援専門員に対して、ケアプランの作成プロセスや記載内容等、ケアマネジメントについて実情を把握し、必要な指導・助言を通じて、ケアマネジメントの質的向上及び介護支援専門員の支援を行っている。また、高齢者が可能な限り要介護状態に陥らない又は要介護状態が悪化しないように、質の高い自立支援型ケアマネジメント・サービス及び多職種協働による適正な支援に向けて、居宅介護支援事業所、通所リハビリ、訪問介護事業所の資質の向上及び人材育成を図っている。 具体的な活動内容は次のとおり。 ・新規施設及び給付実績より抽出される居宅介護支援事業所への個別指導、管理者		

	及び介護支援専門員への面接、助言、指導 ・介護保険施設、地域密着型サービス、介護予防支援事業所への訪問、管理者及び介護支援専門員への面接、助言、指導 ・居宅介護支援事業所、通所リハビリ、訪問介護事業所が自宅支援型ケアマネジメント・サービスについて習得できるよう、合同研修会の開催
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
（A①）	（意見） 介護保険業務の効率化と介護給付費の抑制を図るため、介護保険課内にプロジェクトチームを設置する等により、既存の係を横断的に情報交換し、検討する仕組みを構築する必要があると考える。
（B①）	（措置済） 介護保険施策と高齢者福祉施策の効率的かつ効果的な実施を図るため、平成 20 年 4 月に介護保険課と高齢者福祉課を統合して長寿福祉課を設置し、高齢者福祉政策全般の事務等の整理を行うとともに、グループ制を導入し、課内の横断的な情報交換や課題に対する検討ができる体制を構築したところである。 また、介護給付費の抑制を図るため、平成 19 年 8 月に策定した大分市給付適正化プログラム基本計画に基づき、ケアプランチェックや介護サービス事業者に対する助言、指導、監査等を行い、さらに平成 22 年度から介護給付担当班内に給付適正化グループを立ち上げ、その取組を強化しているところであり、今後とも介護給付費の適正化に努めていきたい。
（A②）	（意見） 介護給付費の適正化は、ケアマネージャーが作成するケアプランの適切性が最も大きな問題である。特に軽度者に対するケアマネジメントの在り方について何らかの牽制的な仕組みが求められる。ケアマネージャー業務の牽制及び品質管理をいかにするか、対応する施策が必要である。
（B②）	（措置済） ケアマネジメント適切化事業として、国が示すケアプラン点検支援マニュアルに基づいて、大分市内の全ケアマネージャーを対象にケアプランの実態調査を平成 20 年度に実施し、この結果を基に、個別指導の必要がある 40 事業所について、平成 21 年度に訪問指導を行ったところである。 また、平成 22 年度には、平成 20 年度の実態調査以後に開設された居宅介護支援事業所に訪問し、ケアマネージャーに対して同マニュアルに基づく必要な助言指導を行っているところであり、今後とも、その充実・強化に努めていきたい。

(A③)	(意見) 介護サービスの適正化を図るためには、ケアマネージャーの知識の向上と職業倫理の啓発が最も重要であり、そのためには地域包括支援センターの主任ケアマネージャーの職務として十分な時間を確保する運営やコンピューターソフトを利用したシステム的なチェックの積極的な活用が必要であると考えます。
(B③)	(措置済) ケアマネージャーの資質向上については、倫理綱領研修をはじめとする生涯研修や、地域包括支援センターの主任ケアマネージャーに求められている主任介護支援専門員研修などを、大分県、大分市居宅介護支援事業者協議会、各地域包括支援センター等の研修実施機関とともに本市が企画・計画する中で、その履修促進を図っているところである。 また、平成 20 年度にケアマネジメント適切化事業として、国が示すケアプラン点検支援マニュアルに基づいて、当時の大分市内の全ケアマネージャーを対象にケアプランの実態調査を実施し、平成 21 年度より、必要に応じて居宅介護支援事業所に訪問し、ケアマネージャーに対して同マニュアルに基づく必要な助言指導を行っているところであり、今後とも、その充実・強化に努めていきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	— (A①) (A②) (A③)
(措置されている) 措置状況の資料閲覧及び担当課へのヒアリングより、措置されていると判断した。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見 (A①)
＜ケアマネジメントの適正化に係る連携について＞ 新規居宅事業所や地域包括支援センターにおける新任職員に対する、ケアプランのチェックが行われていることは確かめることができた。 居宅介護事業所のケアマネジメントの適切な取組の確保に向けて、現在は主に長寿福祉課の地域支援担当班と介護給付担当班（適正化グループ）の 2 つの班が関与している。 ケアプランにより利用者の受ける介護サービスや利用者の負担額が決定されることから、ケアプランに係る不正又は誤りといったリスクの発現をおさえる必要がある。リスクの発現を抑える措置には、好ましくない事象の発生を遅らせたり防止したりする予防的措置と、リスクが顕在化しても適時に発見・是正できるといった発見的措置に大別できる。長寿福祉課では、前年度に開設した事業所（新規）とそれ以外の事業所（既存）において、それぞれ次のような予防的措置・発見的措置を講じている。	

新規居宅介護事業所		
措置の種類	介護サービスの質の向上	介護給付費の適正化
予防的措置【研修】	地域支援担当班	
発見的措置【書類チェック】	地域支援担当班	
発見的措置【訪問】	介護給付担当班	

既存居宅介護事業所		
措置の種類	介護サービスの質の向上	介護給付費の適正化
予防的措置【研修】	地域支援担当班	
発見的措置【書類チェック】	なし	
発見的措置【訪問（指導監査）】	介護給付担当班	

上表のように、地域支援担当班が、主に介護サービスの質の向上という観点から予防的措置を講じているのに対して、発見的措置については主に介護給付費の適正化という観点で事業所を訪問している。

現在事業所へのチェックが2つの班で行われているが、研修に不参加の事業所や書類チェックに問題があったところ等の情報が、地域支援担当班から介護給付担当班に十分提供がなされていることを示す文書が作成されていなかった。

例えば、書類チェックにおいてケアプラン作成に問題があるところについては、その原因が事業所のケアマネージャーにあるのか、その人を管理する事業所にあるのかを検討し、訪問時にその情報を持っていくことで、リスクの高い項目について詳細な指導監査が効率的に行えるはずである。

結果あるいは意見	意 見（A②）
----------	---------

<ケアプランのチェックについて>

地域支援担当者が行うケアプランの書類チェックは、複数のケアプランの中からサンプリングで選びチェックしているが、1事業所あたりサンプル数が1プランと少なく、全体としてケアプランが適切に作成されているとの心証を得るほどサンプル数が十分とはいえない。また、チェックするケアプラン（サンプル）の選定が事業者によって行われている。チェックされる事業者がサンプルを選定すると、恣意性が混入し問題のあるケアプランが除外されるおそれもあることから、市側がチェックするケアプランを選定することが必要である。さらに現在、チェック後は是正状況を確認していない。介護サービス利用者のためにも、市の担当者が行ったチェックが、その後ケアプランのチェックに適時・適切に見直し・反映されているかが確認されなければ実効性は薄い。そういった意味でも、チェックの結果を地域支援担当班から介護給付班に伝えることは非常に重要である。また、サンプルチェックで重要な指摘事項が生じた事

業所等については、サンプリング数を増やして再度書類チェックを行うことや、指導監査時間を長めに確保しておくなどの工夫も、利用者及び給付適正化のためにも必要である。

結果あるいは意見	結 果 (A③)
----------	----------

<合同研修会の出席状況について>

大分市介護支援・サービス事業従事者合同基礎研修会・応用研修会の資料等を閲覧した。研修の出席事業所数及び出席者数は下表のとおり。

平成 26 年度大分市介護支援・サービス事業従事者合同基礎研修会

対象	対象事業所数	出席事業所数	出席者数
指定介護予防支援事業所	19	19	48
居宅介護支援事業所	126	100	100
訪問介護支援事業所	169	39	39
通所系サービス事業所	223	77	77

平成 26 年度大分市介護支援・サービス事業従事者合同応用研修会

対象	対象事業所数	出席事業所数	出席者数
指定介護予防支援事業所	19	19	42
居宅介護支援事業所	126	70	74
訪問介護支援事業所	169	23	23
通所系サービス事業所	235	35	36

基礎研修において、訪問介護支援事業所は対象事業所数 169 のうち、出席事業所数が 39、通所系サービス事業所数 223 のうち 77 と、非常に低い状況である。また、応用研修においても、訪問介護支援事業所の出席事業所数が 23、通所系サービス事業所の出席事業所数が 35 と著しく低い状況となっている。

事業所の参加意識が低いか、研修内容・日程に問題があることが考えられる。研修は法律上の義務ではないが、給付適正化、利用者の権利擁護のためにも一定の品質が確保されるよう、研修への参加促進を強化する必要がある、常に参加状況をモニタリングし改善することが重要となる。また、5 年おきに全事業所が参加できるようインターバルを設け研修を義務化することとも対策の 1 つとなると思われる。

No.	18—10	過年度報告書における記載ページ		15（意見書）																																																																			
中区分	第 2 個別的事項 4 介護保険事業																																																																						
小区分	(3) 地域包括支援センターについて																																																																						
説明	地域包括支援センターは、高齢者に対して介護、福祉、保健、医療など多面的な支援を行う総合窓口であり、中学校区を基本として、大分市 23 カ所に設置され、社会福祉法人や一般社団法人、医療法人などが大分市の委託を受け運営している。職員は、主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師の 3 職種で構成されている。 業務内容は次のとおり。 ①介護予防ケアマネジメント業務 ②総合相談支援業務 ③権利擁護業務 ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 介護保険特別会計の委託料一覧表によると、平成 26 年度の大分市包括的支援事業業務委託の契約金額は次のとおりとなっている。 単位：千円 <table><tr><td>NO</td><td>圏域</td><td>契約金額</td><td>NO</td><td>圏域</td><td>契約金額</td></tr><tr><td>1 2</td><td>上野ヶ丘・碩田</td><td>17,761</td><td>14 15</td><td>大在・坂ノ市</td><td>17,669</td></tr><tr><td>3 4</td><td>王子・大分西</td><td>17,903</td><td>16</td><td>植田</td><td>17,158</td></tr><tr><td>5</td><td>南大分</td><td>17,273</td><td>17</td><td>植田西</td><td>16,985</td></tr><tr><td>6</td><td>城南・賀来</td><td>17,253</td><td>18</td><td>植田南</td><td>17,092</td></tr><tr><td>7</td><td>城東</td><td>17,175</td><td>19</td><td>植田東</td><td>17,127</td></tr><tr><td>8</td><td>滝尾</td><td>17,120</td><td>20</td><td>竹中・判田</td><td>16,817</td></tr><tr><td>9</td><td>明野</td><td>17,084</td><td>21</td><td>戸次・吉野</td><td>16,799</td></tr><tr><td>10 11</td><td>原川・鶴崎</td><td>17,537</td><td>22</td><td>野津原</td><td>12,567</td></tr><tr><td>12</td><td>大東</td><td>17,103</td><td>23</td><td>佐賀関・神崎</td><td>17,060</td></tr><tr><td>13</td><td>東陽</td><td>17,287</td><td></td><td>計</td><td>322,770</td></tr></table>					NO	圏域	契約金額	NO	圏域	契約金額	1 2	上野ヶ丘・碩田	17,761	14 15	大在・坂ノ市	17,669	3 4	王子・大分西	17,903	16	植田	17,158	5	南大分	17,273	17	植田西	16,985	6	城南・賀来	17,253	18	植田南	17,092	7	城東	17,175	19	植田東	17,127	8	滝尾	17,120	20	竹中・判田	16,817	9	明野	17,084	21	戸次・吉野	16,799	10 11	原川・鶴崎	17,537	22	野津原	12,567	12	大東	17,103	23	佐賀関・神崎	17,060	13	東陽	17,287		計	322,770
	NO	圏域	契約金額	NO	圏域	契約金額																																																																	
	1 2	上野ヶ丘・碩田	17,761	14 15	大在・坂ノ市	17,669																																																																	
	3 4	王子・大分西	17,903	16	植田	17,158																																																																	
	5	南大分	17,273	17	植田西	16,985																																																																	
	6	城南・賀来	17,253	18	植田南	17,092																																																																	
	7	城東	17,175	19	植田東	17,127																																																																	
	8	滝尾	17,120	20	竹中・判田	16,817																																																																	
	9	明野	17,084	21	戸次・吉野	16,799																																																																	
	10 11	原川・鶴崎	17,537	22	野津原	12,567																																																																	
12	大東	17,103	23	佐賀関・神崎	17,060																																																																		
13	東陽	17,287		計	322,770																																																																		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）																																																																							
(A)	(意見) 地域包括支援センターは、今後の高齢者ケアの核となり、大きな役割を担う機関に																																																																						

	なるものであることから、利用者の利便性や事業の経済的な効率性など、今後の運営状況に注意を払いながら大分市の的確な指導のもとにその機能を充実させていく必要がある。
(B)	(措置済) 本市が開催する地域包括支援センター連絡会議や本市職員のセンター訪問などにより、センターが適正な運営、機能の充実・強化を図るよう指導を行っているところである。 併せて、センターに自治委員や民生委員等を交えての地域包括支援センターネットワーク会議の開催や介護予防等に関する地域住民への啓発など、センターが地域ケアや高齢者ケアの拠点として活動するよう指導し、それぞれの地域におけるセンターを中心としたネットワークの構築を図っている。 なお、平成 21 年度に、センターを 2 ヶ所増やし、現在 17 センターを設置しているところであるが、今後とも、地域の実態を把握する中で、センターへのさらなる指導・支援の充実強化に努めていきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
	(措置が不十分) 平成 26 年度の地域包括支援センターの活動月報の累計及び大分市地域包括支援センター運営協議会の資料を閲覧した。 市は各地域包括支援センターから事業計画書及び事業報告書の提出を求めており、センターでの相談等の活動件数は記録されていたものの、当初の計画と実績の比較、前年度との期間比較、センター間の比率分析等、業務の有効性や効率性が把握・評価した証跡が見られなかった。市への報告の方法も、地域包括支援センターの実績報告書の綴りを閲覧したが、広報資料や活動実績の一覧を添付しているセンターと当該資料がないセンターが見受けられ、実勢報告書の添付書類の定めがないといった原因もあり報告の精度にばらつきがある状況となっている。大分市の的確な指導を行うためには、実績数値の集計のみならず、数値を分析・評価するとともに、その原因を検討することが不可欠であるといえる。

No.	18—11	過年度報告書における記載ページ	18（意見書）
中区分	第 2 個別的事項 4 介護保険事業		
小区分	(4) 介護保険サービスと給付の管理について		

説明	現在は、介護保険サービス事業者の指導・監査権限が大分県から大分市に移譲されている。 指導監査は、社会福祉法の規定に基づき、関係法令、通知による法人運営、事業経営、利用者処遇等についての指導事項について指導監査を行うことにより、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的に行われている。 平成 26 年度の大分市の指導監査実施状況は次のとおり。													
	<table><tr><th>法人・事業所等の種別</th><th>対象数と実施数</th></tr><tr><td>1 社会福祉法人</td><td>73 法人中 36 実施</td></tr><tr><td>2 社会福祉施設等 うち…老人福祉法関連 うち…有料老人ホーム</td><td>229 施設中 144 実施 (39 施設中 39 実施 (16 は書面審査)) (120 施設中 36 実施)</td></tr><tr><td>3 介護保険サービス事業所</td><td>1,745 事業所中 119 実施</td></tr><tr><td>4 障害福祉サービス事業所等</td><td>544 事業所中 116 実施</td></tr><tr><td>5 認可外保育施設</td><td>74 施設中 74 実施</td></tr></table>		法人・事業所等の種別	対象数と実施数	1 社会福祉法人	73 法人中 36 実施	2 社会福祉施設等 うち…老人福祉法関連 うち…有料老人ホーム	229 施設中 144 実施 (39 施設中 39 実施 (16 は書面審査)) (120 施設中 36 実施)	3 介護保険サービス事業所	1,745 事業所中 119 実施	4 障害福祉サービス事業所等	544 事業所中 116 実施	5 認可外保育施設	74 施設中 74 実施
	法人・事業所等の種別	対象数と実施数												
	1 社会福祉法人	73 法人中 36 実施												
	2 社会福祉施設等 うち…老人福祉法関連 うち…有料老人ホーム	229 施設中 144 実施 (39 施設中 39 実施 (16 は書面審査)) (120 施設中 36 実施)												
	3 介護保険サービス事業所	1,745 事業所中 119 実施												
	4 障害福祉サービス事業所等	544 事業所中 116 実施												
	5 認可外保育施設	74 施設中 74 実施												

前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）		
(A①)	(意見)	介護保険サービス事業者への指導監査について、担当人員や投下時間が今のレベルで充分であるか、また、チェックの手法や項目に改善の余地はないか検討する必要がある。大分市が主体性を発揮して機動的に指導監査を行うことが望ましく、そのための体制整備と大分県との調整が図られるべきである。
(B①)	(措置済)	本市が主体性を発揮し、機動的に指導監査を実施するため、平成 20 年 4 月の機構改革において、福祉保健課指導監査室を指導監査課に格上げし、指定地域密着型サービス事業者等に対する指導・監査権限を同課に一元化するなど、体制を整備し、指導監査の充実・強化を図ったところであり、同課と大分県との協力体制を構築しながら、介護保険サービス事業者等への適正な指導監査に努めていきたい。
(A②)	(意見)	認知症のグループホームは、介護サービス関連施設として、火災等の防災システムを含めた指導監督、入所者の権利擁護に関する指導等を地域包括支援センター等

	の機関が連携して行うことが検討されなければならない。消防署や保健所等の関係機関と連携した管理・指導システムの構築が望まれる。
(B②)	(措置済) 認知症高齢者グループホームに対しては、設計及び建設の段階で、火災・防災対策に関する指導を行い、開設後は、日常的な防止策等に関する協議や所管する消防署との火災・避難訓練等を実施しているところである。また、平成 19 年度の消防法改正により、スプリンクラーの設置が義務化されたことに伴い、設置義務のない施設も含めた既存のグループホーム全てに早期設置を指導・助言した結果、平成 22 年度中に国の交付金を活用した整備が完了する予定である。さらに、平成 20 年 4 月の機構改革において、福祉保健課指導監査室を指導監査課に格上げし、指定地域密着型サービス事業者等に対する指導・監査権限を同課に一元化するなど、体制を整備するとともに、2 ヶ月毎に、地域の民生委員、自治委員、地域包括支援センター職員等に市担当職員を交えたメンバーによる運営推進会議を開催し、設備・人員配置、サービスの質の向上、虐待防止等入所者の権利擁護に関する指導を行っているところであり、今後とも関係機関とグループホームとの連携に努めていきたい。
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
<指導監査のあり方について> 老人福祉法関連施設については 2 年に 1 度指導監査を実施（実地でない場合は書面）、有料老人ホームについては、介護保険サービス事業所への指導監査時に一緒に実施している。 介護保険サービス事業所については、前年度に新規で事業所指定されたもの、6 年に 1 度の指定の更新時、前年度の指導監査時に文書指摘が多く再訪問が必要と認められる事業所について指導監査が実施されている。介護保険サービス事業所への指導は、概ね年 300 件（1,745 事業所×1/6 年＝290）が平均的な件数といえるが、更新時期については事業所の指定年度により左右されることから、年度により指導件数が大きく異なり、1 件あたりの指導監査資源、指導監査の質が安定確保できないのではないかと懸念がある。介護保険サービス事業所の不正事案も近年発生していることから、指導監査事業所のローテーションのあり方を見直す必要があるといえる。 なお、指導監査における、事業所指定の不正申請、介護給付費の不正請求等の事例は次のようなものがある。 ・ 1 人の訪問介護員が、同一時間に 2 人の利用者にサービスを提供することができないにもかかわらず、同一時間に 2 人の利用者に係る訪問介護費を請求し受領した。	

- ・ 1 人の訪問介護員が、その利用者に対してサービスを提供していないにもかかわらず、当該訪問介護員が当該利用者に対してサービスを提供したとする提供記録を作成して訪問介護費を請求し受領した。
- ・ サービス提供記録がないにもかかわらず、サービスを提供したとして訪問介護費を請求し受領した。
- ・ 1 人の訪問介護員が、介護保険サービス以外のサービスを提供したとして当該サービスに係る費用を請求しているにもかかわらず、同一時間に別の利用者に対しサービスを提供したとして訪問介護費を請求し受領した。
- ・ 勤務予定のない者をサービス提供責任者として記載して基準を満たすかのような虚偽の申請を行い、指定を受けた。
- ・ 必要な常勤の訪問介護員等が配置されていない。

指導監査に係る記録を閲覧したところ、対象先ごとに各指導項目について適法性を中心とする観点から画一的に集計されていたが、例えば、人命を脅かす恐れがあるもの、不正請求につながる可能性があると思われるような事項について、とりわけ重点的にチェックして評価していくことが望ましいのではないかとと思われる。また、指導結果の多寡や内容を踏まえて、再訪問すべき事業所の選別や指導事項に対する事業所対応への評価を具体的にどのように行っているかが客観的に明確ではなかったこと、チェックリストのチェックマークが付されていないものがあるなど、指導監査の方法について改善の余地がある点が見受けられる。事業所間比較を行い、指摘事項が頻発している等の事業所の存在を識別するため年度の実施結果一覧表を閲覧したが、そのような観点では整理されていなかった。

指導監査項目について余りにも多いと、各チェックが形式的になり実質的なチェックができない恐れがある。近年発生している不正事案を踏まえ、チェック項目を絞って指導監査を行っていくことも必要になると思われる。

No.	18—12	過年度報告書における記載ページ	20（意見書）
中区分	第 2 個別的事項 4 介護保険事業		
小区分	(5) 介護保険事業の在り方について		
説明	65 歳以上の市民の方の生活実態や健康状態、介護に対する意識、各種サービス利用の実態等を把握し、大分市高齢者福祉計画及び第 6 期大分市介護保険事業計画策定のための基礎資料を得ることを目的として、大分市高齢者実態調査が平成 26 年度に実施された。調査は 65 歳以上の市民から無作為に 6,798 人が抽出され、郵送により、性別、年齢、家族構成、収入、住居形態、外出状況、外出手段、近所づきあい、身体		

	状況、心配事等の相談相手、地域包括支援センターに関すること、要支援・要介護の状況、介護・介助の状態、グループや活動等への参加、生きがい等について回答を得ている。
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
（A）	（意見） 平成 18 年の介護保険法の改正により、サービスの種類が多様化し、利用者や事業者にとって複雑で分かりにくくなった面もあることから、多様化したサービスをいかに広報し、理解してもらうかが課題となっている。
（B）	（措置済） 介護保険施策と高齢者福祉施策の効率的かつ効果的な実施を図るため、平成 20 年 4 月に介護保険課と高齢者福祉課を統合して長寿福祉課を設置し、高齢者福祉政策全般の事務等の整理を行う中で、ホームページや市報等を活用した広報活動についても一本化したところである。 また、介護保険及び高齢者福祉に関する多様化したサービスを詳細に説明した小冊子を平成 21 年度より毎年度作成しているところであり、今後も引き続き、利用者や事業者に分かりやすい広報に努めていきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
（措置が不十分） 介護保険サービスの理解に関して、大分市高齢者実態調査（平成 26 年 9 月）において次のような結果が見てとれた。 ・何らかの介護・介助が必要だが、介護保険サービスなどを利用していない理由として 13.8%が「利用したいが手続きなどがわからない」と回答している。 - リーフレットの作成・配布だけでは利用者に介護保険サービスを十分な理解されない可能性もある。 また、同調査の結果、課題ともいえる点として次のものが挙げられる。 ・要支援・要介護の認定なしのうち 46.2%が地域包括支援センターを知らない。 ・地域包括支援センターの名称がわかりにくいという人が半数を超えている。 ・ボランティアグループへの活動をしていない人は半数を超えている。 ・老人クラブや地域ふれあいサロンの活動をしていない人は半数を超えている。	

・活動に「参加したくない」という人の割合が最大である。

調査結果を考慮すると、高齢者が社会参加活動や生きがいつくりの場として環境整備を行っただけでは、十分な効果が得られない可能性がある。

支援や介護が必要になる前の段階でいかにして介護予防に取り組むかというのは、本人の健康と、介護給付費の抑制という観点から重要な点である。上記の課題について、要介護度、地域包括支援センター毎等に、解決すべき課題に優先順位を付け、効率的に対策を行い、高齢者の動きにつながるための措置を講じることが必要と考える。

No.	18—13	過年度報告書における記載ページ	20（意見書）
中区分	第 2 個別的事項 4 介護保険事業		
小区分	(5) 介護保険事業の在り方について		
説明	小規模多機能型居宅介護は、市によると、平成 18 年 4 月の介護保険制度改正により創設された地域密着型サービスである。可能な限り住み慣れた地域で生活できること、事業所の規模が小さく、利用者のニーズにきめ細かく応えることができるといった点が特徴であるという。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	(意見) 画一的で均一的な入所施設を作るよりも、施設に入所しなくとも同様のサービスが継続的に受けられるよう、在宅又は地域の中でサービスを受けられる仕組みを用意することが求められており、小規模な施設を地域に展開し、安心・安全な小規模多機能型居宅介護等のサービスが提供される環境整備が必要である。		
(B)	(措置済) 大分県地域ケア体制整備構想を踏まえつつ、平成 21 年 3 月に大分市高齢者福祉計画及び第 4 期大分市介護保健事業計画（長寿いきいき安心プラン）を策定し、この中で、基盤整備については、可能な限り高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するために、日常生活圏域を中心とした、柔軟性及び機動性に優れた地域密着型の小規模施設の整備を主軸とするとしたところである。 平成 22 年度においては、「通い」「泊まり」「訪問」の機能を備えた小規模多機能型居宅介護事業所 4 施設を含む施設整備を計画しており、今後とも、同計画に基づき、日常生活圏域ごとの介護サービスの提供を受けることができる環境の整備に努めていきたい。		

市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	—
(措置されている) 小規模多機能型居宅介護事業所等の利用状況の資料を閲覧し、各圏域に配置するための取組が行われていることを確かめた。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
<施設の利用率について> 小規模多機能型居宅介護では通い（デイサービス）を中心として、訪問（ヘルパー）、短期間の宿泊（ショートステイ）などを組み合わせ食事、入浴などの介護や支援が受けられる。 利用定員は 25 人以下（平成 27 年 4 月より最大 29 人以下）とされているが、そのうち 1 日あたりの通いの利用者は 15 人以下（平成 27 年 4 月より 18 人以下）とされている。利用者の生活、ケアプランが考慮されるため、施設側の都合のみで利用日程を決めることは難しいことから、定員未満の施設であっても日程や受けるサービスが合わず利用者を受け入れられない場合がある。例えば、通い（デイサービス）の利用者が既に 15 人いる場合、定員が 25 人であっても通いの希望者は受け入れられないといった事態が発生する。 平成 27 年 8 月 1 日においては、利用者が 20 名未満の施設が全体の 54%（6 施設／11 施設）を占めている。少ないところは利用者が 7 名という施設もあった。医療と介護の連携や、施設から在宅介護を目指すためには、ますます重要な介護サービスではあるが、1 か月単位の定額制等、市民にはまだ馴染みが薄く、待機者が殺到しているような事業所はないとのことであった。 現在は、市内の日常生活圏域 23 圏域のうち各圏域に対して小規模多機能型居宅介護 1 施設ずつ整備している状況であり、現在 12 圏域が未整備の状況となっている。 今後は定員が小さいため、可能な限り多くの市民が利用できるようにするには、既存の施設も含め利用者増加、有効利用のための必要な指導を施設に働き掛けるとともに、市民に対しても利用を促すような積極的な対応が望まれるといえる。例えば、小規模多機能型居宅介護は、通いを中心に利用者の様態や選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせサービスを提供するものであるから、介護者と要介護者が同居しているような家庭にとっては、要介護者が住み慣れた地域で生活をしながら介護者も気軽に外出しやすくなるといった魅力がある。市の介護保険の冊子には、要介護者の介護度に合わせたサービスの説明が主となっているが、要介護者のみならず介護者や実際の生活状況に着目した形で本サービスを PR することが必要と考える。	

No.	18—14	過年度報告書における記載ページ	20（意見書）
中区分	第 2 個別的事項 4 介護保険事業		
小区分	(5) 介護保険事業の在り方について		
説明	市は、在宅医療と介護の連携体制を構築するために、平成 26 年 2 月に「大分市在宅医療介護連携会議」を設置し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、関係機関との体制づくり（地域包括ケアシステムの構築）を図っている。具体的には連携会議は、学識経験者、関係団体の代表者、市職員等から構成され、在宅医療と介護の連携体制の構築にむけ調査、研究等を所掌している。この地域包括ケアシステムでは、医療と介護の関係機関や関係者が、地域ごとに専門職種間のネットワークをつくり、在宅での医療や介護の支援体制を築いていくことが必要としている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	（意見） 在宅高齢者に対するケアは、医療と介護が連携しケアシステムを構築していく必要があり、主治医、地域包括支援センター、ケアマネージャー及び訪問看護ステーションの 4 者が連携し、市や保健所、保健福祉センターがバックアップする仕組みを機能させることで、住民満足を確保することを試行・模索する必要がある。		
(B)	（措置済） 保健・医療・福祉にわたる施策を総合的に推進するため、平成 21 年 3 月に策定した大分市高齢者福祉計画及び第 4 期大分市介護保険事業計画（長寿いきいき安心プラン）に基づき、地域包括支援センターを核として、地域住民、関係機関・団体との連携を密にし地域ケア体制の整備に努めている。 また、医療と介護の連携を図るため、研修会の開催や医療連携シート（医療情報と介護情報の連絡表）の本市共通様式の作成に向けた検討などを行っているところであり、今後とも、在宅高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、その体制づくりの整備に努めていきたい。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	意 見		
（措置が不十分） ネットワーク会議の資料をみるとセンターごとに地域の課題や実態は抽出されていた。ただ、平成 26 年度のネットワーク会議開催に係る資料を閲覧すると、会議の構成メンバーに医療従事者が含まれていない圏域が見受けられるなど、地域包括ケアシステム・ネットワーク会			

議への理解が十分に進んでいるとは客観的に判断できないところがある。

住まい・医療・介護・予防・生活支援の体制が整備されるよう、地域包括ケアシステム・ネットワーク会議の意義を関係機関に今後も周知していくことが必要といえる。

また、地域の共通課題はある程度整理されているものの、浮かび上がった課題に対して誰がどのような役割をもって解決していくかという点についてはまだ文書等が作成されていない。会議体を意義のあるものにするには、課題の抽出のみならず、課題への対応について目的意識を持って関係機関が協力して継続的に実施していけるよう各地域包括支援センターが音頭を取るまたはサポートするというのが今後の課題といえる。例えば、地域の抱える認知症高齢者への地域の理解不足を解決するために、各構成メンバーの役割分担を決定するよう促し、その進捗状況を管理するといったことが求められる。そのためにも、まずは圏域ごとに期限付きの目標設定を行うことが必要である。

第 8. 『市債に係る財務事務について』（平成 18 年度②）

No.	1 8 - 1	過年度報告書における記載ページ	44（報告書）
中区分	個別の起債事業について		
小区分	駄ノ原相撲場改築事業結果の検討 事業の将来性及び存続可能性		
説明	駄ノ原相撲場改築事業の概要は以下のとおりである。 （１）所在地 大分市大字駄ノ原 （２）開業日 平成 14 年 4 月 1 日（当初は昭和 41 年度） （３）施設概要 相撲場（65 m²）シャワー付き更衣室、便所及び屋根つき観客席 （４）事業目的 従来駄ノ原にあった相撲場は、改修後 14 年が経過し、改築が必要となったため。 （５）事業費 78 百万円 （６）起債額 70 百万円（起債充当率 90%）		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（意見） 利用者 1 人当たりの行政コストが比較的高いことから、今後の積極的な競技の普及振興により、競技者の増加、大会回数の増加など施設利用の促進を図っていくことによって、いかに効果的かつ効率的な運営を行っていくかが課題である。		
（B）	（対応中） 強化練習等による施設の利用を平成 1 9 年度から継続して競技団体等に依頼しているところであり、今後とも引き続き、競技団体等との連携による競技の普及振興を図りながら、更なる施設の利用促進に努めていきたい。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	意 見		
（措置が不十分） 前監査人が算出した時と同様の仮定をおいて、直近 6 年度の利用者数及び利用回数の推移をまとめると以下ようになる。			

		H21	H22	H23	H24	H25	H26
利用人数	a	1,538	1,525	520	50	50	250
維持管理費（円）	b	464,100	250,000	281,500	310,900	678,085	440,724
減価償却費（円）（注）	c	3,900,000	3,900,000	3,900,000	3,900,000	3,900,000	3,900,000
合計(b+c)	e	4,364,100	4,150,000	4,181,500	4,210,900	4,888,985	4,340,724
1人当たりコスト (e/a)		2,837	2,721	8,041	84,218	97,779	17,362

（スポーツ・健康教育課作成資料を加工）

（注） 減価償却費相当額は、総事業費 78,001 千円を基礎として、
平均耐用年数を 20 年、残存価額をゼロと仮定して計算している。

前監査人によれば、平成 14 年度から平成 17 年度の 4 年間平均における利用者 1 人当たりのコストは約 3,100 円ということなので、それと比較した場合、直近 3 年間の利用者 1 人当たりのコストは大幅に増加している。

原因は、平成 23 年度以降県民体育大会の開催が市町村持ち回りでの開催となり、必ずしも大分市で開催されなくなったことから、利用者が減少したためということであった。県民体育大会が開催されていた頃の年度は 1,500 人ほどの利用があったこと考えると、現在の利用は低調と言わざるを得ない。結果的に、前監査人の監査時から 1 人当たりのコストも増加している。

他のスポーツに比べ、相撲は競技人口が少なく継続的に利活用されることが難しい面があることも事実である。しかし、今後は近隣自治会、体育協会等へ相撲教室、講習、子供相撲大会等での利用など、競技団体以外のところへの働きかけを行うことにより一層の利用促進を図るべきと考える。

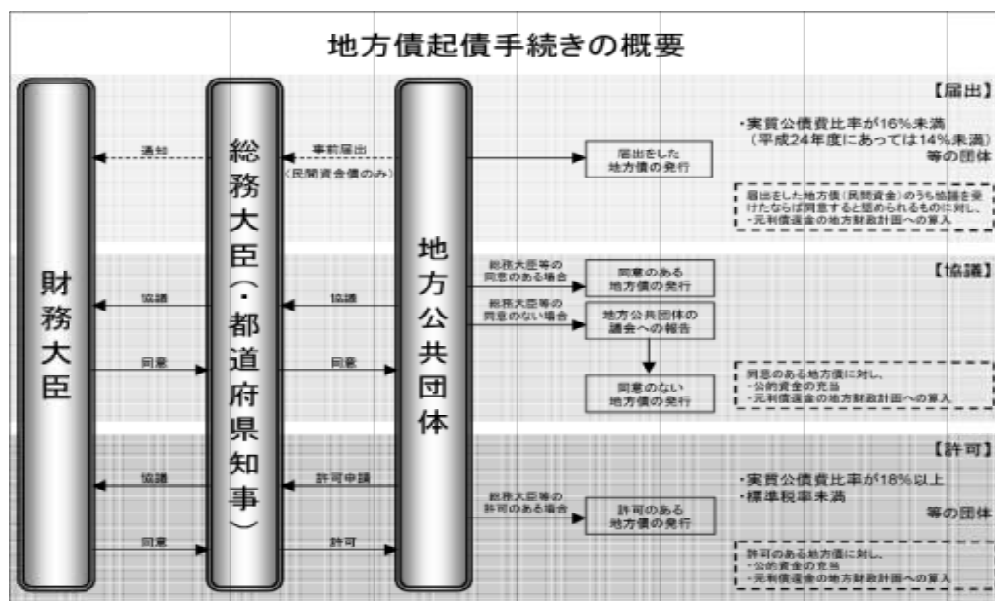
No.	18-2	過年度報告書における記載ページ	4（意見書）
中区分	全般的事項		
小区分	起債事業の評価と予算管理		
説明	起債事業には、公益性及び公共性が認められ必要と考えられる事業であっても、財政との関連において起債を伴わずに実施されるものと、起債を伴うものがある。ただ、多くの事業が起債を前提として計画されているのが実情である。 （地方債の起債手続） 地方公共団体が地方債を発行するときは、原則として、都道府県及び指定都市にあっては総務大臣、市町村にあっては都道府県知事と協議を行うことが必要とされてい		

る。総務大臣又は都道府県知事の同意がある場合には、元利償還金が地方財政計画の歳出に算入されるとともに、公的資金の充当が可能とされており、仮に同意がない場合であっても、地方公共団体は議会に報告すれば地方債を発行できることとされている。

但し、地方財政の健全性等の観点から、財政状況が悪化している地方公共団体が地方債を起債するときは、総務大臣又は都道府県知事の許可が必要とされている。また、総務大臣は同意又は許可をしようとするときは、あらかじめ財務大臣と協議することとされている。

平成 24 年度より、地域の自主性及び自立性を高める観点から、地方債協議制度を一部見直し、財政状況について一定の基準を満たす地方公共団体については、原則として、民間等資金債の起債にかかる協議を不要とし、事前に届け出ることにより起債ができる事前届出制が導入された。

総務大臣は都道府県及び指定都市ごと（市町村分にあつては、各市町村の属する都道府県ごと）に届出を受けた場合、財務大臣に速やかに通知することとしている。



（財務省ホームページより）

前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）

（A）	（意見） 起債事業は、より厳密な事業の事前評価が必要であり、起債事業の公益性、有効性及び経済性について透明性を備えた場で議論されるべきである。特に公共施設等については、市全体での長期的な財政計画と、施設の更新計画及び起債計画を策定し、見直しを重ねながら実行する必要がある。
-----	--

(B)	(措置済) 公共施設等の建設については、基本的には実施計画で審議をした上で事業化し、財政収支の中期見通しにより中長期的な計画を立てる中で、財政的な検討も行っている。これを予算案として市議会に提出し、審議をいただく中で決定しているところである。 また、施設の更新については、当該施設の状況を勘案しながら計画的に実行し、それが適債事業か否かを判断の上、起債の検討を行っている。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
(措置が不十分) 公共施設等の建設については、中長期的な計画として「公共施設等総合管理計画」の策定に平成 26 年度から取り組んでおり、平成 27 年度中に策定が完了する見込みである。平成 27 年 3 月時点では基本方針が公表されているのみである。 市としては、当該計画策定後、施設ごとに「個別施設計画」を策定し、これをもとに公共施設等の整備に係る起債の検討を行うとしている。しかし、現時点では「個別施設計画」を策定途中であり、起債の必要性を検討するための施設ごとの中長期的な更新計画等が示されていない。 前監査人は事業計画段階での施設の中長期的な更新計画等の必要性について意見を提示した。一部の施設（橋梁、住宅等）については長寿命化修繕計画が策定されているものの、当初の意見から 6 年程経過した時点において、ようやく公共施設マネジメント推進室が設置され「公共施設等総合管理計画」の策定への取組みに着手していることは、長期間措置が行われていなかったと考えざるを得ず、本来ならば当該意見を受けた時点で速やかに「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の策定に着手すべきであったと考える。	

No.	18-3	過年度報告書における記載ページ	9（意見書）
中区分	個別の起債事業について		
小区分	共通事項 事業計画と事務事業評価		
説明	起債事業には、それを実施するに当たり当然事業計画が必要になる。事業実施後は、当該事業計画に基づいて十分な検証・評価を行うという PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを確立させる必要がある。		

前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
（A）	（意見） 事業計画段階でどの程度の利用者を見込んで事業計画が立案されたのか、どのような事業活動が達成されれば所期の成果を効果的にあげることができたといえるのかという視点が欠落している。当初計画段階で経済性、効率性、有効性の観点を掘り下げて綿密なプランニングを行うことが重要である。
（B）	（措置済） これまで、大分市総合計画に掲げられた施策を効果的に展開していくために実施計画を策定し、事業の必要性や有効性、財源や年次計画などを明らかにしてきた。また、平成16年度から行政評価の取組として、事前事務事業評価を実施し、見込まれる効果等から事業実施の可否を検討し、又は複数の代替案の中から適切な事務事業を選択する際に活用している。 しかしながら、十分な評価、検証が果たせていない面があったことから、平成19年度より実施計画の全対象事業について事前事務事業評価を必須とし、平成20年度より実施計画の策定と事前事務事業評価を同時期に行い、その連携の強化を図ったところである。 さらに、平成22年度より事前事務事業評価と実施計画との一体的な運用を図ることによって、評価結果が効果的かつ効率的に予算編成等に反映されるようにしてきたところであり、今後とも、当初事業計画段階において、より綿密なプランニングに努めていきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
（措置が不十分） 措置の状況の記載に従って、起債事業をサンプルとして抽出し、その事業の事前事務事業評価と実施計画を閲覧、担当者に質問を行ったが、事業計画段階での利用見込みや達成目標等を綿密にプランニングしているような証拠は確認できなかった。 公共施設等の建設など、個別の起債事業における利用者見込みや設備更新計画等を織り込んだ事前計画は必要と考える。何故なら、事前計画は、当該施設稼働後において3E（経済性・有効性・効率性）の観点から当該事業の事後評価（Check）を行う際のベンチマークとなるものであるからである。 従って、現時点では事業計画段階での利用見込みや達成目標等を綿密にプランニングした事前計画が不十分と考えられるため、No.18-2に記載した「個別施設計画」の策定に速やかに着手すべきと考える。	

No.	1 8－4	過年度報告書における記載ページ	9（意見書）
中区分	個別の起債事業について		
小区分	共通事項 事業計画と事務事業評価		
説明	起債事業には、それを実施するに当たり当然事業計画が必要になる。事業実施後は、当該事業計画に基づいて十分な検証・評価を行うという PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを確立させる必要がある。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	（意見） プランニングに用いられるべき指標は、例えば、リサイクルプラザであれば、従前の施設による事業運営との行政コストの絶対額を比較するほか、ごみ処理能力や従来になかった設備機能の実績等多角的な目標計画値を設定し、その達成度合い等で所期の成果が挙げられているかを検討する必要がある。		
(B)	（措置済） 行政評価の取組においては、個別の事務事業や各部局の施策について、可能な限り成果指標を設定し、その達成状況等を勘案する中で、それぞれの評価に活用している。また、政策・施策評価や事務事業評価における計画の進捗を多角的に検討する目安として、平成19年度に策定した「大分市総合計画」の中で121項目の数値目標を掲げ、平成20年度よりこれらの指標を活用し、各個別事業の評価を行っているところである。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	意 見		
（措置が不十分） 措置の状況に記載されているように、平成19年度に策定した「大分市総合計画」の中で121項目の数値目標を掲げ、設定した目標値の達成状況を毎年度チェックし公表している。しかし、これは市が掲げている各種政策に対する成果目標であり、前監査人が指摘している個別の起債事業における計画時における達成目標値ではない。 公共施設等の建設など、個別の起債事業における利用者見込みや設備更新計画等を織り込んだ事前計画は必要と考える。何故なら、事前計画は、当該施設稼働後において3E（経済性・有効性・効率性）の観点から当該事業の事後評価（Check）を行う際のベンチマークとなるものであるからである。 現時点では事業計画段階での利用見込みや達成目標等を綿密にプランニングした事前計画が不十分と考えられるため、No.18－2に記載した「個別施設計画」の策定に速やかに着手すべきと考える。			

No.	1 8－5	過年度報告書における記載ページ	9（意見書）
中区分	個別の起債事業について		
小区分	共通事項　修繕計画と実施計画		
説明	起債事業には、それを実施するに当たり当然事業計画が必要になる。事業実施後は、当該事業計画に基づいて十分な検証・評価を行うという PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを確立させる必要がある。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（意見） 個別事業が事業化される段階では、事業の施設及び設備の経済的な使用可能期間が明らかでないため、投資の効果がいかなる期間にわたって及ぶのかが検討されていない。 また、実施計画や事業計画段階で、将来の営(修)繕計画の見込みや、設備の更新投資の時期と金額が考慮されていないため、これらをプランニングに織り込むことが望ましい。		
（B）	（措置済） 平成20年度より、新規事業における施設設置及び設備の導入等に関しては、実施計画の策定段階において事業実施の可否や導入方法等を検討する際、初期投資額を積算するだけでなく、当該施設等の導入後に要する維持管理・運営等に係る経費や後年度に発生すると考えられる大規模修繕等の経費を推計するなど、将来の費用負担についても考慮しているところである。 今後とも、事業の性質や計画の検討状況等により、一律に取り扱うことは困難な面もあるが、個別事業に応じ、可能な限り対応していきたい。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	意　見		
（措置が不十分） サンプルで複数の起債事業の実施計画を入手した結果、将来の費用負担も考慮されたうえで実施計画が策定されているかどうか、現時点で策定されている実施計画では確認できなかった。 公共施設等の建設など、個別の起債事業における利用者見込みや設備更新計画等を織り込んだ事前計画は必要と考える。何故なら、事前計画は、当該施設稼働後において 3E（経済性・有効性・効率性）の観点から当該事業の事後評価（Check）を行う際のベンチマークとなるものであるからである。			

現時点では事業計画段階での利用見込みや達成目標等を綿密にプランニングした事前計画が不十分と考えられるため、No.18-2に記載した「個別施設計画」の策定に速やかに着手すべきと考える。

No.	18－6	過年度報告書における記載ページ	10（意見書）
中区分	個別の起債事業について		
小区分	大友氏遺跡事業		
説明	史跡「大友氏遺跡」は、北部九州、西国の戦国時代史上重要な中心地のひとつであり、方二町の室町幕府の規範を遵守する守護館の典型を示すもので、極めて重要な文化遺産であることから、平成13年8月に国の史跡指定を受けた。大分市では、国・県の補助事業により平成13年度より保存整備のための土地の公有化を進めている。 当該地区は、周辺の道路・鉄道の整備が予定され、将来において開発計画の需要及び地価の上昇が見込まれ、用地買収が困難となることが予想される。従って、先行して用地取得を行う必要があり、そのために実施されている公共用地先行取得事業が大友氏遺跡事業である。 （概要） 事業期間：平成11年度～平成30年度 事業費：16,335百万円（計画） 平成26年度までの事業費実績 13,110百万円 起債額：5,878百万円（計画）		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（意見） 抽象的な基本構想はあるが、事業終了後の最終構想がなく、文化財を活かしたまちづくりのモデルの最終形について市民が予想できる手段がない。整備事業着手後、早期に完成形の俯瞰図を示すことで事業に対する市民の理解を深め、期待感を持たせることで、起債の趣旨に対する賛同を深める必要がある。		
（B）	（対応中） 大友氏遺跡については、住宅密集地にあることから、地権者の同意が得られたところから、史跡指定を受け公有地化後、調査の上、復元データ等資料の整理を進めているところである。このような中で、俯瞰図については、その調査結果に基づき作成可能となることから、早期の完成形の作成は困難である。		

	しかしながら、平成１８年の「中世大友再発見フォーラムⅡ」において発掘調査の成果報告を行い、平成１９年度以降は毎年「大友氏遺跡フェスタ」と題して現地説明会や講演会を開催し、平成２０年度には大友氏遺跡体験学習館を旧万寿寺跡に設置して体験学習や大友氏にちなんだイベント等を実施してきたところであり、このような中、パンフレットや映像等により整備イメージ等を示すことで、事業に対する市民の理解を深めてきたところである。 また、史跡の保存整備のあり方はさまざまな方法が考えられることから、平成２４年度を目途に有識者や関係者等によって構成する（仮称）大友氏遺跡整備検討委員会を設置する予定であり、幅広い意見を参考にする中で具体的な整備復元イメージを示していきたい。
--	---

市の措置に対する今回の監査における監査人の所見

結果あるいは意見	意 見
	（措置が不十分） 当該事業は大友氏関連遺跡の保存を目的とした用地取得（公有化）を進めるための事業であり、平成１３年度から開始され現在も進行中の事業である。 前監査人も指摘しているように、このように大規模で終了まで長期間要する事業は、何らかのかたちで中間報告を行い進捗度合を公表することで、起債に対する市民の理解が深まると考えられる。また、市民もいつ終了するのか関心を持っているはずであり、それに応える意味もある。 この点につき市では、平成２７年１２月を目途に「史跡大友氏遺跡整備基本計画（第１期）」を策定し、その中で大友氏館跡の整備イメージ図並びに庭園整備パース図を示すとともに、概ね５年間の短期整備に係る事業費及びスケジュールを示す予定にしている。 前監査人は全体像を示す俯瞰図となるような計画等の公表の必要性について意見を付した。しかし、当初の意見から９年程経過した現時点において、ようやく「史跡大友氏遺跡整備基本計画」を策定・公表予定であるということは、通知に反して長期間措置が行われていなかったと考えざるを得ず、本来ならば当該意見を受けた時点で速やかに基本計画の策定に着手すべきであったと考える。

No.	１８－７	過年度報告書における記載ページ	１１（意見書）
中区分	個別の起債事業について		
小区分	大友氏遺跡事業		

説明	史跡「大友氏遺跡」は、北部九州、西国の戦国時代史上重要な中心地のひとつであり、方二町の室町幕府の規範を遵守する守護館の典型を示すもので、極めて重要な文化遺産であることから、平成 13 年 8 月に国の史跡指定を受けた。大分市では、国・県の補助事業により平成 13 年度より保存整備のための土地の公有化を進めている。 当該地区は、周辺の道路・鉄道の整備が予定され、将来において開発計画の需要及び地価の上昇が見込まれ、用地買収が困難となることが予想される。従って、先行して用地取得を行う必要があり、そのために実施されている公共用地先行取得事業が大友氏遺跡事業である。 (概要) 事業期間：平成 11 年度～平成 30 年度 事業費：16,335 百万円（計画） 平成 26 年度までの事業費実績 13,110 百万円 起債額：5,878 百万円（計画）
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
(A)	(意見) 大友氏館跡の保存のための用地取得が事業目的であっても、都市公園整備、館跡の復元及び関連文化施設の整備等を行うことで完結するものであり、その施設整備に補助対象事業という点を考慮しなければ、数十億の予算措置が必要となる。用地買収を始めた段階で最終形を念頭において、将来的な一般財源の必要額を見立てておくべきであり、事業費の試算は早い段階で行う必要がある。
(B)	(対応中) 大友氏遺跡については、住宅密集地にあることから、地権者の同意が得られたところから史跡指定を受け、公有地化後、調査の上、復元データ等資料の整理を進めており、事業終了までには長期間を要する。 このため、短期・中期・長期に分けて整備を行う予定としているが、調査の結果や文化庁・大分県の指導等で整備方針が大きく変わってくることから、現時点で将来的な一般財源の必要額を算定することは困難である。 しかしながら、市民の理解を深めるためにも、今後、事業を進める中で、国や県と協議し、平成 24 年度を目途に短期整備に係る事業費及びスケジュールを示したい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見

(措置が不十分)

No.18-6で検討したとおり、市では平成27年12月を目途に「史跡大友氏遺跡整備基本計画(第1期)」を策定し、その中で大友氏館跡の整備イメージ図並びに庭園整備パース図を示すとともに、概ね5年間の短期整備に係る事業費及びスケジュールを示す予定にしている。

前監査人は、将来的な一般財源の必要額を見立てるためにも事業費の試算の必要性について意見を付した。しかし、当初の意見から9年程経過した現時点において、ようやく短期整備に係る事業費の公表も含めた「史跡大友氏遺跡整備基本計画」を策定・公表予定であるということは、事業自体が流動的であるため事業費の試算が困難という理由を考慮したとしても、長期間措置が行われていなかったと考えざるを得ない。本来ならば当該意見を受けた時点で速やかに基本計画の策定に着手すべきであったと考える。

No.	1 8－8	過年度報告書における記載ページ	11（意見書）
中区分	個別の起債事業について		
小区分	西部スポーツ交流ひろば施設整備事業		
説明	大分市南部地区のスポーツ施設整備計画として、「２０１０大分市総合計画」の総論で「（仮称）市民みどりの健康公園」が掲げられ、その中で整備が予定されていたが、前監査人の監査時点では棚上げとなっていた。 そもそも「西部スポーツ交流ひろば」は、大分県スポーツ公園と地理的に近い大分市下判田地区に、一体化した施設として２００８年大分国体を目指して整備する予定であった。しかし、財政状況が厳しくなってきたため、都市計画の設計委託を平成１２年度に委託したものの、その後はスポーツ・健康教育課から公園緑地課のほうに全面的に移管されたまま、実施計画に織り込まれず推移している状況であった。		
前回監査における監査人の所見（Ａ）とその後の市の措置状況（Ｂ）			
（Ａ）	（意見） ２０１０大分市総合計画にある南部地区の（仮称）市民みどりの健康公園について、実施計画に織り込まれないまま現在も推移している。南部地区にスポーツ施設を整備する必要がある旨の意見を述べるものではないが、地域バランスを考慮した場合、どれを優先して整備するかを考え方を明示する必要がある。		
（Ｂ）	（対応中） 新たなスポーツ施設や総合運動公園の整備については、社会経済状況や本市の財政状況に大きく左右される面もあるが、平成２２年３月に策定した大分市スポーツ振興		

	基本計画に沿った地域バランスを考慮した整備方針など、スポーツ推進審議会の調査審議や建議を受ける中で具体的な整備計画の策定とその実現に向け検討していく予定である。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
(措置が不十分) 大分市スポーツ推進審議会の答申を受けて、市では平成 22 年 3 月に策定した「大分市スポーツ振興基本計画」を平成 27 年 3 月に改訂した。この計画は、全市的な視野に立ち地域バランスを考慮した公共スポーツ施設の整備のあり方等について基本的な方針を示したものであるが、この計画を受けて、具体的にどの施設から優先的に整備を進めていくのかを検討したものは現時点では定められていない。 前監査人は、財政事情等を考慮した場合当たりの計画変更を避けるためにも、どの施設を優先して整備するかの方針を明示することの必要性について意見を提示した。 しかし、当初の意見から 9 年程経過した現時点においても、依然としてどの施設を優先的に整備するかの方針は明示されていないことから、長期間措置が行われていなかったと考えざるを得ない。本来ならば当該意見を受けた時点で速やかに基本計画の策定に着手すべきであったと考える。	

第9.『生涯学習施設等の管理運営について』（平成17年度①）

No.	17-1	過年度報告書における記載ページ	13（報告書）
中区分	施設の取得及び管理		
小区分	施設の管理 土地明細台帳		
説明	大分市公有財産規則第 20 条第 1 項において「部長等は、その管理に属する公有財産について 5 年ごとにその年の 3 月 31 日の現況において、市長が別に定めるところにより、これを評価し、その評価額により財産台帳の台帳価格を改定しなければならない。」と定められている。生涯学習施設についても直近の改訂時期は平成 23 年 3 月 31 日であった。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	（結果） 土地明細台帳について、用途や取得年月日の記載漏れ、複数筆の土地で取得年月日が同じものや取得価格が一括記入されているもの、換地の取得価格や所管換えの取得価格が未記載のものがあった。また、5 年ごとの土地の再評価と、その改定価格の記載について、改定年月日、改定価格が未記載であった。そのほか、所有権移転登記の年月日が、ほとんどの公民館で未記載であった。		
(B)	（措置済） 土地明細台帳の記載漏れについては、平成 18 年度から段階的に是正した。ただし、5 年ごとの土地の再評価については、現在、全庁的な取組として、公会計制度の導入を視野に入れ、総務省方式改訂モデルに基づき平成 21 年度中に評価方法についてのマニュアルを整備し、平成 22 年度から当該マニュアルに基づいて、全庁的に土地の評価を行う予定としており、その中で、公民館の土地明細台帳についても、その整備を行っていきたい。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見		結 果	
（措置が不十分） 平成 23 年 3 月 31 日付で土地の評価を改定しており管財課で作成する各公民館の土地の明細表には改訂価格が記載される。他方、市民協働推進課が作成する各公民館の土地明細台帳上では、八幡公民館、賀来公民館については改訂価格が記載されていない。 管財課は「公有財産管理システム」という他の地方公共団体においても採用されているパッケージソフトで計算された土地の再調達価額を、エクセルデータに加工して市民協働推進課へ			

メールに添付して送信する。市民協働推進課では当該課で管理する土地明細台帳に土地の再調達価額を記載するはずであるが、それがなされていないということは市民協働推進課が日々の業務に忙殺されて記載を失念したことが考えられる。しかし平成 23 年 3 月の事なのでその発生理由については不明であるとのことである。

平成 28 年 3 月 31 日付で実施する土地評価改訂の際には、市民協働推進課の八幡公民館、賀来公民館土地明細台帳上に土地の改訂価格を記載するとともに、今後は市民協働推進課内での土地の評価額を土地明細台帳に記載したことを、記載者以外の者がチェックできる体制を整えるべきである。

No.	17-2	過年度報告書における記載ページ					14（報告書）						
中区分	施設の取得及び管理												
小区分	施設の管理 建物明細台帳												
説明	大分市公有財産規則第 17 条第 1 項において「部長等は、その所管に属する公有財産について財産台帳（第 5 号様式）を備え、公有財産の種類に従い必要な事項を記載し、異動があったときは、直ちに整理しなければならない。」と定められている。												
	第 5 号様式（その 3）												
	口座名			建物明細台帳					所在地				
	符 号	用 途	構 造				面 積 (㎡)	耐 用 年 数 残 存 率	建 築 年 月 日	取 得 年 月 日 及 び 取 得 価 格 (千 円)	改 定 年 月 日 及 び 改 定 価 格 (千 円)	従 物	備 考
			造	外 壁	階	屋 根							

前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
（A）	（結果） 大分市公有財産規則第 17 条に規定する財産台帳である建物明細台帳について、構造欄に記載漏れがあった。耐用年数、残存率の記載はすべて記載されていなかった。建築年月日、取得年月日の片方しか記載されていないものがあった。改定年月日及び改定価格の記載がすべてなかった。
（B）	（措置済） 建物明細台帳の記載漏れについては、平成 18 年度から段階的に是正した。ただし、5 年ごとの建物の再評価については、現在、全庁的な取組として、公会計制度の導入を視野に入れ、総務省方式改訂モデルに基づき平成 22 年度中に評価方法についてのマニュアルを整備し、平成 23 年度から当該マニュアルに基づいて、全庁的に建物の評価を行う予定としており、その中で、公民館の建物明細台帳についても、その整備を行っていきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	結 果
（措置が不十分）	建物台帳の建物評価額は「財産評価マニュアル」に基づいて評価されているが、耐用年数、残存率の記載は、管財課が作成する建物台帳にも、所轄課が保存する建物明細台帳にも記載されていない。 管財課が作成する建物台帳のデータをもとに各所轄課が建物明細台帳を作成するため、管財課が作成した建物台帳に耐用年数の記載がなければ各所轄課では入力できないことから、管財課の建物台帳の様式に耐用年数及び償却率を追加すべきである。
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	結 果
	管財課はパッケージソフト「公有財産管理システム」で計算された建物台帳を保有しており、各所轄課は管財課から送られたデータをもとにして建物明細台帳を作成し管理しなければならない。 平成 23 年 3 月 31 日付で建物の評価を改定しておりすべての公民館について管財課が作成する建物台帳には改訂価格が記載されている。ところが、市民協働推進課が作成する建物明細台帳上には市民活動・消費生活センターの改訂価格は記載されていない。（表 1） また大分南部公民館については、建物台帳と建物明細台帳の用途が合致しておらず、両者の資料の合計金額は一致するがその用途内容に不整合が生じている。（表 2）

このことは管財課から市民協働推進課に送ったデータが完全かつ網羅的に市民協働推進課で建物明細台帳に入力されていないことを意味する。管財課から入手したデータを正確に建物明細台帳に入力するためには、入力者とは別の者が確認し、さらに上長の決裁を受けるような体制を整える必要がある。

(表 1) 市民活動・消費生活センター

建物台帳		建物明細台帳	
用途	建物評価額 (円)	用途	改訂価格 (千円)
事務所	7,455,708	事務所	記載なし
事務所 増築分	17,025,800	事務所 増築分	記載なし
		事務所 増築分	記載なし

(表 2) 大分南部公民館

建物台帳		建物明細台帳	
用途	建物評価額 (円)	用途	改訂価格 (千円)
公民館 本館	255,568,320	公民館	372,939
公民館 集会室	117,371,520	自転車置場	4,199
自転車置場	4,199,055	幼児ルーム	46,213
公民館 本館増築部分	46,213,942		
合計	423,352,837	合計	423,351

No.	17-3	過年度報告書における記載ページ	19 (報告書)
中区分	生涯学習施設等の管理運営について		
小区分	公民館ごとの事業費		
説明	行政コスト計算書とは、人的サービスや給付サービスなど資産形成につながらない行政サービスの提供のために、地方公共団体がどのような活動をしたのかをコスト面から把握するものであり、コスト面での分析と行政活動の成果を対比させることにより、行政活動の効率性の検討に資するものである。 ここで行政コストには人件費等の人にかかるコスト、物件費などの物にかかるコスト、他団体への補助金などの移転支出的なコスト、そして災害復旧など上記に属さないその他のコストに分類される。		

	行政コストを把握することは、人、物といった性質別に、あるいは部局ごとに把握し比較することにより全体的、横断的なコスト改善を行うことができるというメリットがある。 また、住民１人あたりのサービスコストなどを算出することでサービスのコスト評価を行うことができ当該コストを民間と比較することでアウトソーシングの根拠資料としても有効に活用することができる。 さらに行政コストと収入項目とを比較することによってサービスの採算性を評価することができ、採算性が強く求められる分野における改善方法を検討する場合などにおいて、的確なデータを提示することができる。
前回監査における監査人の所見（Ａ）とその後の市の措置状況（Ｂ）	
（Ａ）	（意見） 市が作成している施設ごとの決算書に減価償却費及び人件費を含めて公民館ごとの行政コスト計算書を作成し、運営コストを把握する必要がある。当該行政コストには、生涯学習課の行政コストも振り分け、利用者数や講座運営実績等とともに毎年公表し、市民への会計責任を明確にする必要がある。
（Ｂ）	（対応中） 地区公民館ごとの行政コスト計算書の公表、作成については、全庁的に他の施設等の動向を見極めながら検討していきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	結 果
（措置されていない） 地区公民館ごとの行政コスト計算書の公表、作成については行われていないため、地区公民館の活動の成果が正しく把握できず、地区公民館の年度比較や他の公民館との比較ができていない。 上述した通り、行政コストを把握することによって、人、物といった性質別に、あるいは公民館ごとに把握し比較することにより全体的、横断的なコスト改善を行うことができるというメリットがある。行政はコストのみでは割り切れるものではないが、地区公民館ごとの行政コスト計算書を作成しておけば、コスト面での分析と行政活動の成果を対比させることにより、行政活動の効率性を検討することができ、さらに人にかかるコスト、物にかかるコストのどこに問題点があるのかを把握することが可能となることから、行政コスト計算書の作成は行う必要があると考える。	

No.	17-4	過年度報告書における記載ページ		25（報告書）	
中区分	公民館の管理運営				
小区分	利用状況				
説明	平成 26 年度の大分市民図書館の利用状況は以下のようになっている。				
		開館日数	来館者数(人)	貸出者数(人)	貸出冊数(冊)
	市民図書館	322	572,278	182,327	758,427
	コンパル分館	322	264,674	71,610	267,018
	鶴崎	283	1,605	440	1,602
	大南	284	5,784	2,956	12,653
	南部	285	6,368	1,675	6,761
	明治明野	297	24,698	14,333	62,870
	坂ノ市	284	4,945	5,815	25,140
	南大分	284	8,029	3,049	11,799
	大在	281	9,754	5,041	19,497
	西部	283	4,083	778	2,627
	東部	283	5,453	2,760	9,417
	野津原	283	2,878	1,045	3,625
	佐賀関	283	5,167	1,371	3,991
	鶴崎市民行政センター	347	50,781	16,912	67,716
	植田市民行政センター	347	74,359	36,114	139,095
	前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）				
(A)	(意見) 鶴崎公民館図書室は、一日の平均利用者が 1.11 人と公民館の図書室の中で最も少なく、新たに設置された鶴崎市民行政センター図書室に統合しても、住民サービスの低下とはならず、行政コストの削減が図られる。				
(B)	(対応中) 鶴崎公民館図書室では、生涯学習の場として、平成 18 年度から「大分市子どもの読書活動推進計画」に基づき、児童コーナーの設置や子ども読書の日等における行事開催等を行うとともに、地域の郷土史や鶴崎踊り沿革史などの郷土資料コーナーを設けるなど、特色ある開架を行っており、一般書を中心として開架している鶴崎市民行				

	政センター図書室とはその目的を異にしている。また、同計画に基づく子どもの読書活動の推進等による利用促進を図った結果、平成 20 年度においては、一日の平均利用者数が 9.2 人となったところである。このような状況を踏まえ、今後市民ニーズや費用対効果等を勘案しながら同センターとの統合の是非について鋭意検討していきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
(措置が不十分) 平成 26 年度の鶴崎公民館図書室の一日平均利用者数は 5.6 人となっており、平成 20 年度の 9.2 人と比較して 4 割減少している。また郷土資料の貸出冊数は年間 4 冊に留まっており、現状では鶴崎公民館の特色が発揮されていない。 鶴崎市民行政センター図書室に郷土資料コーナーを設けることによって鶴崎公民館図書室の特色を引き継ぐなどの方法でより効率的な行政サービスを提供するように検討する必要がある。また、鶴崎公民館図書室と鶴崎市民行政センター図書室の統合について再検討する必要があると考える。	

No.	17-5	過年度報告書における記載ページ	32 (報告書)
中区分	公民館の管理運営		
小区分	業務委託契約		
説明	平成 26 年度の公民館施設維持管理業務委託の内容は以下の通りである。		
	施設維持管理業務委託		金額 (円)
	管理 (館内巡視、戸締り、職員不在時の受付等)		25,062,760
	清掃		15,703,200
	空調保守点検		4,082,400
	警備		2,190,240
	浄化槽維持管理		1,231,632
	昇降機保守		1,001,808
	自家用電気工作物の保安管理		837,604
	消防設備点検		700,920
	その他		987,552
	合計		51,798,116

	平成 26 年度の公民館全体の施設管理業務委託費は 51,798,116 円であり、指名競争入札による契約が 5 件、随意契約によるものが 4 件となっている この状況は平成 22 年度からほとんど変化はない。																																		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）																																			
（A）	（意見） 公民館の施設管理に係る業務委託は、法令違反等は見受けられなかったものの、年度ごとの入札金額の増減がほとんどなく、委託業者もほぼ同一であることから、契約状況の再考が必要である。																																		
（B）	（措置済） 地区公民館の施設管理に係る業務委託については、これまで地区公民館ごとに契約を行っていたが、入札における指名業者を毎年度数社ずつ入れ替えるとともに、平成 21 年度から、市内を 3 つのエリアに区分し、数館ごとにまとめて入札・契約することとしたところであり、今後とも経費節減に努めていきたい。																																		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見																																			
結果あるいは意見		意 見																																	
（措置が不十分） 平成 22 年度から平成 26 年度までの施設維持管理業務委託金額の推移は下記の表の通りである。 （単位：円） <table><tr><td>委託業務内訳</td><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td></tr><tr><td>警備</td><td>2,274,300</td><td>2,274,300</td><td>1,990,800</td><td>1,933,575</td><td>2,190,240</td></tr><tr><td>消防設備点検</td><td>696,150</td><td>699,930</td><td>736,475</td><td>518,700</td><td>700,920</td></tr><tr><td>自家用電気工作物の保安管理</td><td>1,073,940</td><td>1,073,940</td><td>814,338</td><td>814,338</td><td>837,604</td></tr><tr><td>清掃</td><td>13,127,100</td><td>15,083,600</td><td>15,083,600</td><td>15,083,600</td><td>15,703,200</td></tr></table>						委託業務内訳	H22	H23	H24	H25	H26	警備	2,274,300	2,274,300	1,990,800	1,933,575	2,190,240	消防設備点検	696,150	699,930	736,475	518,700	700,920	自家用電気工作物の保安管理	1,073,940	1,073,940	814,338	814,338	837,604	清掃	13,127,100	15,083,600	15,083,600	15,083,600	15,703,200
委託業務内訳	H22	H23	H24	H25	H26																														
警備	2,274,300	2,274,300	1,990,800	1,933,575	2,190,240																														
消防設備点検	696,150	699,930	736,475	518,700	700,920																														
自家用電気工作物の保安管理	1,073,940	1,073,940	814,338	814,338	837,604																														
清掃	13,127,100	15,083,600	15,083,600	15,083,600	15,703,200																														
警備、消防設備点検、自家用電気工作物の保安管理については数館ごとにまとめて契約している。このような契約を行っている業務については委託金額が減少あるいは微増にとどまっており、数館ごとにまとめて入札あるいは契約している効果は認められる。 その一方、公民館ごとに個別に入札・契約されている清掃業務については平成 22 年度から平成 26 年度の期間で約 20%増加している。 清掃管理業務については、できる限り多くの地元企業が受注機会を得ることができるよう、																																			

入札により 1 館ごとの契約を行っている、とのことであるが公民館ごとの個別の契約にすると委託料が高止まりになるおそれがある。数館ごとにまとめて入札・契約することによって経費削減効果が期待できるものと考えられるため、他の業務と同じように数館ごとにまとめて入札・契約することを検討すべきである。

なお、管理業務委託については地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定するシルバー人材センターとの特定随意契約である。

当管理業務は大分市地区公民館において職員が退庁した後の開館時間において、管理（館内の巡視、戸締り、火気の点検、鍵の貸出など）を行うものであり、業務の実施にあたり特別な技術、資格を必要としていない。

このような業務は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第 42 条に規定され、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及び組織的に提供しているシルバー人材センターが、高年齢者等に提供する業務として最適である。

したがって公民館の管理委託業務についてはシルバー人材センターと特定随意契約を締結している。

下記の表は過去 5 年間の管理委託業務費の推移である。

(単位：円)

委託業務内訳	H22	H23	H24	H25	H26
管理	22,932,000	22,932,000	24,497,550	24,405,381	25,062,760

特定随意契約は高年齢者等の雇用の安定確保の観点から定められた契約であり金額の多寡でその適正性を判断することはできないが、金額の推移はある程度の適正性の判断材料とはなりうる。

大分市契約事務規則第 40 条の 2 第 1 項で「契約担当者は、令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を締結しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を閲覧その他の方法により公表するものとする。

- 1) 契約の名称及び概要
- 2) 納入期限又は履行期間
- 3) 契約の相手方の選定基準及び決定方法
- 4) 契約の相手方となるための申請方法
- 5) その他市長が必要と認める事項

これらの事項は市役所契約監理課の窓口にファイルが置いてあり誰でも閲覧できる状態にあるため、市民は特定随意契約の適正性の判断について公表事項を参考にして決定することができる。しかしながらファイルを閲覧するためには大分市役所に来なければならない、閲覧するための労力は少なからず要することになる。ところがファイルの閲覧だけでなく大分市のホー

ホームページで公表すれば市民はインターネットに接続できる環境であれば何時でも、どこでも特定随意契約の内容を確かめることができることになる。

今後は大分市民の利便性を高め、特定随意契約の適正性の判断を行いやすくするために大分市のホームページ上で特定随意契約の事項を開示することを検討する余地がある。

No.	17-6	過年度報告書における記載ページ	31（報告書）																																																												
中区分	公民館の管理運営																																																														
小区分	使用料収入																																																														
説明	大分市公民館の使用料については以下のように「大分市公民館使用料徴収条例」で定められている。																																																														
	（別表第１）																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th><th colspan="2">使 用 料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">集会室</td><td>1 時間につき</td><td>730 円</td></tr> <tr> <td rowspan="4">会議室</td><td>70 平方メートル以上</td><td>1 時間につき</td><td>210 円</td></tr> <tr> <td>50 平方メートル以上</td><td>1 時間につき</td><td>160 円</td></tr> <tr> <td>70 平方メートル未満</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>50 平方メートル未満</td><td>1 時間につき</td><td>100 円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">視聴覚室</td><td>70 平方メートル以上</td><td>1 時間につき</td><td>210 円</td></tr> <tr> <td>70 平方メートル未満</td><td>1 時間につき</td><td>160 円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">技術工作室</td><td>70 平方メートル未満</td><td>1 時間につき</td><td>160 円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">和室</td><td>30 平方メートル以上</td><td>1 時間につき</td><td>210 円</td></tr> <tr> <td>30 平方メートル未満</td><td>1 時間につき</td><td>100 円</td></tr> <tr> <td rowspan="6">調理実習室</td><td colspan="3">調理をする場合</td></tr> <tr> <td>室使用料</td><td>1 時間につき</td><td>210 円</td></tr> <tr> <td>調理台使用料</td><td>1 台 1 時間につき</td><td>50 円</td></tr> <tr> <td colspan="3">調理をしない場合</td></tr> <tr> <td>室使用料</td><td>1 時間につき</td><td>210 円</td></tr> <tr> <td colspan="3">大分市公民館を使用するには使用料が発生するのであるが、「大分市公民館に係る管理及び運営並びに市民協働の推進に関する規則」第 6 条第 1 項には使用料の減免に関する規定が設けられている。</td></tr> </tbody> </table>			種 別		使 用 料		集会室		1 時間につき	730 円	会議室	70 平方メートル以上	1 時間につき	210 円	50 平方メートル以上	1 時間につき	160 円	70 平方メートル未満			50 平方メートル未満	1 時間につき	100 円	視聴覚室	70 平方メートル以上	1 時間につき	210 円	70 平方メートル未満	1 時間につき	160 円	技術工作室	70 平方メートル未満	1 時間につき	160 円				和室	30 平方メートル以上	1 時間につき	210 円	30 平方メートル未満	1 時間につき	100 円	調理実習室	調理をする場合			室使用料	1 時間につき	210 円	調理台使用料	1 台 1 時間につき	50 円	調理をしない場合			室使用料	1 時間につき	210 円	大分市公民館を使用するには使用料が発生するのであるが、「大分市公民館に係る管理及び運営並びに市民協働の推進に関する規則」第 6 条第 1 項には使用料の減免に関する規定が設けられている。	
種 別		使 用 料																																																													
集会室		1 時間につき	730 円																																																												
会議室	70 平方メートル以上	1 時間につき	210 円																																																												
	50 平方メートル以上	1 時間につき	160 円																																																												
	70 平方メートル未満																																																														
	50 平方メートル未満	1 時間につき	100 円																																																												
視聴覚室	70 平方メートル以上	1 時間につき	210 円																																																												
	70 平方メートル未満	1 時間につき	160 円																																																												
技術工作室	70 平方メートル未満	1 時間につき	160 円																																																												
和室	30 平方メートル以上	1 時間につき	210 円																																																												
	30 平方メートル未満	1 時間につき	100 円																																																												
調理実習室	調理をする場合																																																														
	室使用料	1 時間につき	210 円																																																												
	調理台使用料	1 台 1 時間につき	50 円																																																												
	調理をしない場合																																																														
	室使用料	1 時間につき	210 円																																																												
	大分市公民館を使用するには使用料が発生するのであるが、「大分市公民館に係る管理及び運営並びに市民協働の推進に関する規則」第 6 条第 1 項には使用料の減免に関する規定が設けられている。																																																														

	1) 市が主催し、又は共催する行事を行うため使用する場合・・・全額 2) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体(市長が必要と認める団体に限る。)が、社会教育を目的として使用する場合・・・全額 3) 国、公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用する場合・・・全額 4) その他市長が特に必要があると認める場合・・・市長が必要と認める額
前回監査における監査人の所見 (A) とその後の市の措置状況 (B)	
(A)	(結果) ○公民館の使用料の減免基準は、行政手続条例に基づく審査基準及び標準処理期間によるべきところだが、公民館ごとに異なった運用が行われていた。 ○植田公民館の使用料減免申請書の減免理由として大分市公民館使用料徴収条例第2条第4項とすべきところ誤って同条第1項と記載されているものがあった。
(B)	(措置済) 植田公民館の使用料減免申請書の減免理由の誤記については、平成18年度において是正した。 また、地区公民館の使用料の減免基準については、平成18年度に公民館問題検討会を設置し、その見直しについて検討してきたところであるが、平成21年度から公民館の管理・運営を市民部に移管し、地域活動の拠点としての役割を付与し、地域まちづくり支援事業等を所掌事務としたことから、その内容を勘案する中で、公民館移管と同時に、すべての地区公民館において統一した取扱いとなるよう新基準を制定したところであり、今後、同基準の適正な運用を行っていきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
(措置が不十分) 各公民館で使用料減免に関する受付簿を作成しているが、その様式が統一されていない。受付簿そのものに関する様式は特に定められていないが、使用料減免申請書、使用料減免決定通知書に番号を付して、受付簿にその番号を連番で記入して保存する様式に統一しておけば、書類相互間の関連性が明確になり市民協働推進課における各公民館の使用料減免について受付簿のみで比較分析することができるようになる効果が期待できるため、様式を統一するように検討する余地があるものとする。	

No.	17-7	過年度報告書における記載ページ	31（報告書）
中区分	公民館の管理運営		
小区分	使用料収入		
説明	公民館主催の有料講座は少年を対象とした英語教室、女性を対象とした健康講座、高齢者を対象とした体操教室、成人一般を対象としたパソコン教室などであり、一年を通して定期的に開催されている。 公民館主催講座の受講料収入については、講座ごとに受講料を大分市の収入として収入調定書により受け入れている。 他方講師への謝礼等については報償費として支出負担行為決議書により支出している。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（結果） 公民館主催の有料講座の受講料は、受講生が集金し講師へ謝礼等を支払った後、会計報告をしているが、公民館収入として受け入れ、会計処理すべき。		
（B）	（措置済） 平成 17 年度において「大分市公民館及びグリーンカルチャーセンターの主催教室・講座の運営に関する基準」を定め、受講料を公民館の事業収入と位置付け、平成 18 年度から、同基準に沿って本市の歳入として受入処理しているところである。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	－		
（措置されている） 平成 26 年度大分中央公民館主催の事業実施報告書を閲覧し、受講料が大分市の歳入として会計処理されており、他方で講師への謝礼等については報償費として大分市から支払われていることを、大分中央公民館の事業実施状況票、収入調定書及び支出負担行為決議書を閲覧して確認した。			
今回の監査で新たに検出された事項①			
結果あるいは意見	意 見		
公民館に保管されている有料講座の事業実施状況個票に記載されている歳入金額が、実際に受講生から受け取った受講料と一致しているかどうかを検証するため、平成 26 年度大分中央公民館の有料講座を抽出して事業実施状況個票に記載されている金額と、受講生に渡した領収			

証の控の金額が一致しているかどうかを確かめた。その結果受講生から受け取った受講料の金額が各有料講座の歳入額と一致していない事業実施状況個票があった。

事業実施状況個票は見込額で記載されているため事業実施状況個票と領収証の金額が一致しないケースが生じるのであるが、各有料講座の評価を記載している事業実施状況個票の歳入額については、見込金額ではなく実績金額を記載して両者を照合できるような仕組みとする必要がある。

ただし今回の不一致については、収入調定書と領収証書の金額は一致しており受講料の盗難等の不正リスクはないと考えられる。

事業実施個票に記載されている金額と領収証書の合計金額が一致しない講座（単位：円）

有料講座名	事業実施状況個票(A)	領収証書 (B)	差額(A-B)
英語で遊ぼう（前期）	90,000	2,000×30 枚＝ 60,000	30,000
英語で遊ぼう（後期）	66,000	2,000×31 枚＝ 62,000	4,000
子ども茶道教室（通年）	44,000	2,000×22 枚＋1,800 ＝45,800	△ 1,800
めぐり改善 おうち de リンパ（前期）	37,500	1,500×24 枚＝ 36,000	1,500
マナーアップ講座（後期）	36,000	1,800×17 枚＋1,200 ＝31,800	4,200
元気はつらつ体操教室（前期）	63,000	3,000×25 枚＝ 75,000	△ 12,000
元気はつらつ体操教室（後期）	75,000	3,000×34 枚＝ 102,000	△ 27,000
パソコン入門教室（後期）	15,000	1,500×9 枚＝ 13,500	1,500

デジカメ写真を活用したパソコン教室（後期）	12,000	1,500×9 枚＝ 13,500	△ 1,500
親子でリズム運動（通年）	81,000	4,500×20 枚＝ 90,000	△ 9,000

今回の監査で新たに検出された事項②

結果あるいは意見 意 見

受講生から受け取った受講料が大分市に納付されていることを検証するため平成 26 年度大分中央公民館の有料講座を抽出して領収証書控の合計額と収入調定書の金額が一致しているかどうか確かめた。

その結果、受講生から受け取った受講料を大分市に納付した領収証書の控えが領収証ファイルに貼付されていないものが 3 件あった。収納金納付簿で金融機関の出納印が押されているため納付はされていると思われるが領収証書は相手との金銭の受け払いの証拠資料となることから所定の場所に貼付して別の者が照合し収納が正しく行われたかを確認する内部統制を組み込むべきである。

領収証書の合計金額と収入調定書の金額が一致していない講座 （単位：円）

有料講座名	領収証書	収入調定書	差額
英語で遊ぼう（後期）	2,000×31 枚＝ 62,000	4,000+28,000+30,000+2,000 ＝64,000	△ 2,000
子ども茶道教室（通年）	2,000×22 枚＋ 1,800＝45,800	800+11,800+34,000＝46,600	△ 800
マナーアップ講座（後期）	1,800×17 枚＋ 1,200＝31,800	1,200+1,800+1,500+28,800 ＝33,300	△ 1,500
親子でリズム運動（通年）	4,500×20 枚＝ 90,000	-4500+4500+4500+81000=85,500	△ 4,500

今回の監査で新たに検出された事項③	
結果あるいは意見	意 見
有料講座の講師への謝礼金について、支払う都度「支出負担行為決議書」に諮って支払われていることを検証するため、平成 26 年度大分中央公民館の有料講座を抽出して事業実施状況個票の報償費の金額と領収書との金額が一致しているかどうかを確かめた。 その中で、ひとつの有料講座（親子でリズム運動）の事業実施状況個票に記載されている報償費の金額（190,000 円）が、実際に支払われた金額と 1 人分の謝礼金 1,000 円分が異なっているものがあった。 事業実施状況個票に記載されている金額は見込みの金額であるため、実際に支払われた金額とは異なっているのであるが、この資料は各有料講座の評価を記載している資料であるため記載する金額は実際に支払った金額とする必要がある。 各有料講座が終了した都度、支出負担行為決議書に貼付されている領収書の合計額について集計し、それを事業実施状況個票の報償費の実際支払金額と一致していることを確認するチェック機能を組み込む必要がある。	

No.	17-8	過年度報告書における記載ページ	61（報告書）
中区分	美術館の管理運営		
小区分	美術館の管理運営		
説明	平成 26 年度大分市美術館本館の行政コスト計算書は以下のようになっている。 (単位：千円)		
	大分市美術館行政コスト計算書（平成 26 年度）		
	事業運営経費	報酬	2,996
		報償費	1,038
		旅費	1,220
		需要費	78,342
		役務費	6,056
		委託料	111,369
		使用料及び賃借料	828
		工事請負費	34,221
		備品購入費	28,427
		負担金補助及び交付金	11,705
		公課費	16
		合計	276,218

職員人件費	給料	56,650		
	職員手当等	33,053		
	共済費	20,796		
	賃金	1,669		
	合計	112,168		
減価償却費		129,870		
(A) 合計		518,256		
(収入項目)				
美術館観覧料及び研修室使用料		14,055		
その他		14,469		
(B) 合計		28,524		
(C)一般財源負担額 (A)－(B)		489,732		
年間利用者数(人) (展覧会のみ) (D)		176,201		
利用者 1 人当たり負担額 (C)/(D)		2,779		
利用者 1 人当たり行政コスト (A)/(D)		2,941		
利用者 1 人当たり収入額 (B)/(D)		162		
施設延床面積 (㎡) (E)		9,036		
面積当たり行政コスト (A)/(E)		57,355		
行政コストは事業運営経費の合計額 276,218 千円と職員人件費の合計額 112,168 千円と減価償却費 129,870 千円の合計額 518,256 千円である。一方、大分市美術館が獲得した収入は 28,524 千円であるため、その差額の 489,732 千円が大分市の一般財源から大分市美術館へ拠出した金額となっている。				
一般財源負担額 489,732 千円を年間利用者数 176,201 人で除した金額が、利用者 1 人当たり負担額となる。				
また、行政コストを年間利用者数 176,201 人で除した金額が、利用者 1 人当たり行政コストとなる。				
さらに、過去 5 年間のコストを比較すると下表のとおりとなる。				
(単位：円)				
	利用者 1 人当たりの負担額	利用者 1 人当たり行政コスト	利用者 1 人当たり収入額	面積当たり行政コスト
H22 年度	3,587	3,763	176	67,105
H23 年度	2,076	2,147	71	68,131
H24 年度	2,572	2,749	177	67,829
H25 年度	2,577	2,769	192	69,112
H26 年度	2,779	2,941	162	57,355

前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
（A）	（意見） 延べ利用者数を利用者数としてカウントする方法は、来館者数の重複カウントとなるため、本来望ましくない。
（B）	（措置済） 現在、利用目的別に実利用者数をカウントしているが、これは美術館の利用状況を的確に把握し、その効率的かつ効果的な運営を図るためのものであり、また、全国的にも統計の捉え方が本市と同様の取扱いとなっていることから、現時点での変更は考えておらず、今後も現行のままの取扱いとしたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
（措置が不十分） 過去の監査意見でも示されたとおり、美術館の管理運営に係る指標として延べ利用者数を使用すると、例えば特別展入場者数と常設展の入場者数が重複カウントされてしまうという問題がある。 展覧会の年間利用者数は、平成 22 年度 161,140 人、平成 23 年度 286,795 人、平成 24 年度 222,941 人、平成 25 年度 225,504 人、平成 26 年度 176,201 人という推移となっているがこれは集客力の高い展覧会を開催した年度に多くの人々が来館した結果になっているため、美術館を利用する利用者の実態に近い人数推移となっている。 美術館に来館する多くの人々が展覧会を目的に来館すると仮定すると、展覧会の利用者数を美術館の利用状況の指標として使用することも合理的であると考えられる。 したがって、美術館の利用状況の指標としては、延べ利用者数ではなく実態の推移を表すことのできる展覧会の利用者数を用いることを検討すべきである。	

No.	17-9	過年度報告書における記載ページ	77（報告書）
中区分	美術館の管理運営		
小区分	業務委託契約		
説明	大分市美術館の施設管理に関する委託業務について、競争入札あるいは随意契約によって委託金額を決定している。 施設管理業務には設備運転等管理業務、清掃業務、エレベーター保守点検業務、空調設備保守点検業務、自家用電気工作物保安管理業務、消防設備等点検業務、排水槽清掃業務がある。		

前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
（A）	（意見） 平成 14 年度から 15 年度までの間でみると、業務委託に係る競争入札の落札業者が、一部を除きほぼ同一の業者であり、落札率も高いことから、郵便入札や電子入札を早期に導入する、競争入札参加者の入替えを行う、仕様の分割や入替えを行うといった改善が必要である。
（B）	（対応中） 業務委託に係る競争入札については、仕様書の内容等の見直しや指名業者の入替えを行うなど、その改善を図ったところであり、今後ともその適正な執行に努めていきたい。また、業務委託契約に係る電子入札は、現在、全庁的に実施していないことから、その動向を踏まえながら実施について検討していきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
（措置が不十分） 過去の施設管理に関する委託業務の落札率をみると、一部の委託業務で低い落札率となっているものの全体的には落札率が高止まりになっているケースが散見される。よって前回の指摘からの改善は限定的なものに留まっていると考えられることから、今後は郵便入札や電子入札を実施することでより一層の業務の効率化を図りコスト削減を図っていく必要がある。	

No.	17-10	過年度報告書における記載ページ	19 (意見書)	
中区分	美術館			
小区分	ミュージアムショップの図録の在庫			
説明	平成 27 年 3 月 31 日現在の図録在庫は以下のようになっている。			
	図録	正価格(円)	売価(円)	在庫数量
	大分市美術館所蔵品選	1,575	1,102	1,144
	富春館作品集	2,100	1,470	1,090
	大分市美術館所蔵品選 2	2,000	1,400	32
	建物が残った	2,940	2,058	1,628
	第 2 回大分市美術館所蔵品展	1,050	735	785
	ネオ・ダダ JAPAN	2,940	882	1,132
	近代日本洋画の巨匠黒田清輝展	1,575	787	382

	ルオー展～出光美術館所蔵	3,000	1,500	58
	絵画への招待 人・街・宇宙	1,050	525	213
	村井進吾 思考する石	1,200	600	110
	ミレーとバルビゾン派の作家たち展	2,000	1,000	48
	終わりなき記憶の旅 デ・キリコ展（ハードカバー）	4,000	2,000	110
	ゲルハルト・リヒター展（日本語版）	2,700	1,350	9
	赤木範陸 錬金術師の軌跡 展	2,000	1,000	6
	シアトル美術館からの里帰り 近代の京都画壇展	2,000	1,000	426
	大分現代美術展 2002 アート循環系サイト	2,300	1,150	417
	大分現代美術展 2002 アート循環系サイト（ガイド版）	300	150	306
	クラーク財団日本美術コレクション アメリカから来た日本	2,200	1,100	87
	さわれる原風景を探す 風倉匠展	2,000	1,000	630
	戦後大分の美術Ⅰ スバル 断面 展	2,000	1,000	537
	流れ落ちる時の結晶としての色斑 山本富章展	2,000	1,000	496
	知られざる西アフリカの美術 光り輝く神々の王国	2,400	1,200	310
	野見山暁治展	2,000	1,000	113
	20 世紀美術への招待展	500	250	76
	ザビエル・宗麟・キリスト教 南蛮文化の精華展	1,800	900	19
	戦後大分の美術Ⅱ 大分前衛美術会/七人の会	1,500	750	64
	クールベ美術館展	1,800	900	3
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）				
（A）	（意見） 企画展等で製作する図録の在庫が過剰（平成 15 年度以前製作分の在庫総額約 3 千万円）であり、バックナンバーや資料の保存以外は、美術館の芸術普及プログラムの			

	教養講座や学校・公民館等のサテライト教室の教材として有効活用することも一案である。一定期間経過後の図録販売等については値引やセット販売等の努力が必要である。
(B)	(措置済) 在庫図録については、これまで実施してきた美術館の教養講座や学校、公民館等でのサテライト教室の教材として引き続き有効活用するとともに、長期にわたる在庫図録については、経過年を勘案した販売・活用方針を作成し、市ホームページで広報する中で、平成 18 年 5 月から割引販売を実施しているところである。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
(措置が不十分) 過去に発生したものについては、3 割引から 7 割引で販売するなどの対策をとっているが平成 27 年 3 月 31 日現在、上記の表のように完売できていないものが残っている。 割引販売をしてもなお売れない図録を抱えたままにすることは無駄であり、管理コストがかさむ場合もあることから、有効活用策を検討すべきである。	

第 10.『商工業の振興に関する事業について』（平成 17 年度②）

No.	17—1	過年度報告書における記載ページ	19（報告書）
中区分	1 商工業の振興に関する事業（2）商業振興事業		
小区分	① 大分七夕まつり補助事業【規則との不一致について】		
説明	毎年 8 月に実施される大分七夕まつりの開催に係る費用に対して、大分市が主催団体である「大分市まつり振興会（代表者：市長）」に補助金を交付しているもの。補助対象事業の財源は同市からの補助金をメインとして、各団体や企業からの負担金及び寄付金であり、支出は七夕まつりを開催するにあたっての準備等に係る委託費等から構成される。平成 26 年度の補助金額は 31,200 千円となっている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（結果） 平成 17 年 3 月 31 日付けの補助金等実績報告書に添付された「収支決算報告書」の決算期間は、平成 16 年 6 月 1 日から平成 17 年 5 月 31 日となっている。収支決算報告書の承認を行った大分市まつり振興会の総会は平成 17 年 6 月 6 日であったことから、提出された実績報告書では内容の審査はできなかったと推測され、補助金額の確定に実績報告書の内容の審査を求めている補助金等交付規則に合致しない。		
（B）	（措置済） 指摘のあった補助金等実績報告書等については、会長の名の下に正式に提出されたものであることから、大分市補助金等交付規則第 10 条の規定に抵触するものとはいえず、その実績報告書等に記載されている補助金の額について確定をしたことは適正と考えている。ただし、指摘のとおり添付する収支決算書の日付については、各年度 3 月 31 日とするよう、平成 18 年度から大分市まつり振興会会則を改正し、会計年度を 4 月 1 日～3 月 31 日としたところである。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	—		
（措置されている）			
関係資料の閲覧及び担当課へのヒアリングの結果、特に指摘すべき事項はなかった。			
今回の監査で新たに検出された事項			
結果あるいは意見	意 見		
<イベント開催費用等に係る業者の選定について>			

大分市まつり振興会の支出に係る資料を閲覧したところ、次のような点が検出された。

会場設営費（太鼓大会会場設備）に係る物品購入伺書が申請されたのが 9 月 1 日となっているが、まつり開催日は 8 月 2 日となっているため、事後伺いとなっていた。また、この取引について見積合わせ 3 者による決定がなされているが、落札業者以外の 2 者うち、1 者は見積書の日付が記載されておらず、もう 1 者の見積書日は祭り開催日の 2 日前となっていた。イベント準備については、見積りから取引日までには一定の日程を要するものと推察されることから、適切な業者の選定がなされているとは客観的に識別できなかった。

当事業は、市が大分市まつり振興会に補助金を支出した後、交付事業費や共済事業費が外部に拠出されている。交付事業費や共済事業費の支出先の選定について、見積合わせが行われたことが確認できないものが見受けられた。本市が直営で事業を実施する場合には見積合わせを行うものであっても、補助対象先であるまつり振興会から支出されるものについて見積合わせが明文化されていないため、支出の透明性が客観的に確保されているとは判断できない状況である。

補助にあたっては、補助要綱・要領に、支出の妥当性が客観的に確保できるよう、少なくとも、一定額以上の取引については見積合わせの要件を明文化し、透明性のある業者選定が行われるように改善する必要がある。

No.	17ー2	過年度報告書における記載ページ	23（報告書）、12（意見書）
中区分	1 商工業の振興に関する事業（3）工業振興事業 第2 個別的事項 3 工業振興事業（1）ポートセールス事業		
小区分	ポートセールス負担事業 【負担金支出の妥当性について】		
説明	大分県の輸出入の促進を目的に県、市、民間一体となった効率的かつ効果的な（航路誘致や港湾利用等の促進）を行うことを目的として設置された大分県ポートセールス実行委員会の事業費の負担を行っている。大分港の大在コンテナターミナル利用促進のための事業において、県、市、及び大分県国際物流推進協議会からの負担金収入等により、大在コンテナターミナルの貨物集荷推進事業等の各事業を推進している。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A①）	（結果） 平成16年度の負担金として570万円を支出したが、大分県ポートセールス実行委員会の決算内容の推移を見ると、平成15年度は次年度繰越額が1,600万円を超えており、負担金支出に妥当性があるのか疑問視される。 大分市では、負担金の金額決定のプロセスにおいて、前年実績と比較してどうか		

	という点が最優先され、負担先の実態からいくらが妥当であるかの視点が欠落しており、今後適正な負担金の水準について検討するべきである。
(B①)	(対応中) 大分県ポートセールス実行委員会に対する負担金の支出については、現状の次年度繰越額などを考慮しながら、県をはじめ関係者との協議を行う中で、平成 16 年度以降、段階的に削減してきており、平成 16 年度の 5,700 千円に対し平成 21 年度は 1,670 千円としたところである。なお、次年度繰越金は、今後の事業拡大に対応するためにも一定程度の資金担保として必要であることから、今後とも大分県をはじめとする関係機関等との協議により、適正な負担金の支出に努めていきたい。
(A②)	(意見) 本来、ポートセールス事業の維持・推進は、同事業の拡大によって、同事業と関連している企業の負担によってなされるべきであり、大分市や県は、事業の推進段階での過渡的な期間のみ支援を行うべき立場にあると考える。今後は、事業の財源を大分港大在コンテナターミナルを利用する企業の負担へと移管していく中長期的な計画を検討することが必要である。
(B②)	(対応中) 現在行っている貨物集荷推進事業その他の関連企業のコスト軽減のための助成事業を廃止し、関連企業に負担させることは、港湾施設を有する都市間の競争が激化している中で、博多港や北九州港に貨物が流れてしまうことが懸念される。 しかしながら、今後、無期限に本市や大分県が支援を行っていくことは望ましくないと考えており、ある程度の競争体力が整った段階において、ポートセールス事業の維持・推進に係る財源を関連企業の負担へと移管していく中長期的な計画の検討について大分県に働きかけていきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	結 果 (B①)
(措置が不十分) 負担金額の算定根拠を示した資料は確認できなかった。大分市では、負担金の金額決定のプロセスにおいて、前年実績と比較してどうかという点が最優先され、負担先の実態からいくらが妥当であるかの視点が欠落しており、今後適正な負担金の水準について検討するべきであるとした、過去の指摘が生かされていないといえる。 また、事業の財源について大分港大在コンテナターミナルを利用する企業の負担へと移管していく中長期的な検討が行われた証跡がなく、過去の意見に対する措置が誠実に行われていな	

い状況が見受けられた。

No.	17—3	過年度報告書における記載ページ	26（報告書）
中区分	1 商工業の振興に関する事業（4）各種商工団体との連携及び事業助成		
小区分	① 大分商工会議所への補助金の交付 【補助金確定手続上の不備について】		
説明	市内商工業の振興及び経済の発展を図り、社会一般の福祉の増進に寄与するため、大分商工会議所の一般会計の歳出に係る事業に対して、運営費補助として補助金を交付している。平成 26 年度は 9,530 千円の市補助金が支出された。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	（結果） 大分商工会議所をはじめ、大分市商店街連合会、大分県貿易協会、大分市工業連合会に対する運営補助金について、平成 17 年 3 月 31 日付けの補助事業等実績報告書の添付書類である収支決算書の承認が同年 5 月から 6 月に開催される各交付先の総会等で行われており、正式な確定収支決算書がない状態で補助金が確定されている。このことは、補助金額の確定に実績報告書の内容の審査を求めている補助金等交付規則に合致しない。 運営補助金については、補助対象先の状況が予算決定時から大きく変わっていないことや収支決算書の概要が確認できれば、必ずしも確定した収支決算書がなければ審査できないとまではいえないが、このような確認・考察があったかどうかは不明であり、審査方法を明確にするなど補助金確定手続を見直す必要がある。		
(B)	（措置済） 指摘のあった補助金等実績報告書等については、代表者の名の下に正式に提出されたものであることから、大分市補助金等交付規則第 10 条の規定に抵触するものとはいえず、その実績報告書等に記載されている補助金の額について確定をしたことは適正と考えている。ただし、実績報告書に添付する収支決算書の日付については、平成 18 年度から代表者の責任の下に 3 月 31 日現在で添付するよう改善を図ったところである。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	結 果		
（措置が不十分）			

大分商工会議所補助金の関係書類を査閲したところ、次のような点が見受けられた。

補助金の交付確定通知書を補助事業等実績報告書に基づき送付している。この際に、実績報告書の添付書類として、収支決算書及び事業報告書が提出されているがこの事業報告書に記載された監査報告書が 6 月 26 日となっており、それ以外の資料は監査時点において確認できなかった。実績報告書については遅くとも 4 月から 5 月までの間にチェック作業が行われていることを考えると、客観的には実績報告書の添付書類である事業報告書を入手、吟味せずに交付確定通知が行われたとも見受けられる。今後は実績報告書に添付される収支決算書及び事業報告書は監査前の暫定的なものであっても、必要な時期に確実に入手してチェックするとともに、その資料を残しておく必要があるといえる。

No.	17—4	過年度報告書における記載ページ	28（報告書）
中区分	1 商工業の振興に関する事業（4）各種商工団体との連携及び事業助成		
小区分	② 大分県産業創造機構への負担金の交付 【負担金の算定について】		
説明	大分県産業創造機構が行う県内中小企業の経営革新や新規創業、ベンチャー企業等の新産業育成等の支援活動に対して協力し、地域産業の発展と雇用の確保を図るために、大分県産業創造機構の運営費補助として負担金を交付しているものである。平成26年度の県内各市の負担金総額は 4,341 千円、うち本市の負担金額は 2,211 千円となっている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（結果） 負担金額は、大分県産業創造機構からの「予算措置についての依頼」という書面に記載された金額どおりで確定している。当該金額は、この書面の中で、事業者数や製造品出荷額等に基づき算出されているが、このような算出方法とすることで合意した契約書等が保管されておらず、負担金額の算定根拠を明確にしておく必要がある。		
（B）	（措置済） 大分県産業創造機構への負担金は、大分県下の市町村で按分されたものであり、その算定方法について合意した協定書等は存在していない。このことから、平成18年度以降、算定計算書が添付された「予算措置についての依頼」書面が提出された時点で、同書面を確認するだけでなく、同機構と協議を行う中で、負担金の算定根拠の妥当性を精査した上で、予算計上することとしたところである。		

市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
	(措置が不十分) 負担金の算定根拠は把握していたが、妥当性を精査しているとは客観的に認められなかった。 産業創造機構の平成 26 年度末の正味財産金額は 2,109,068 千円ある。客観的には十分な内部留保があり、運営費補助をする必要性に乏しいようにも考えられる。これに対して、市の担当課によると、正味財産のうち 1,643,104 千円は企業・団体等からの出捐金で、目的毎に造成された特定資産で指定正味財産である。特定資産は取扱要領が決められており、その運用益を特定の事業費の一部として使用しているのが実情であり、機構自体が自由に使える資金として所有しているものではないとのことであった。 また、事業費補助ではなく、運営費補助としている理由としては、事業費補助とした場合、当該機構の事業が多岐にわたることから、補助金の支出事務が煩雑になり、事務効率が悪くなると市は考えているとのことであった。 各市町村の負担割合については、機構設立時から、当時、大学教授を始めとする有識者で構成する検討会において、①基準財政収入額、②事業所数、③製造品出荷額、④商品販売額を算定基礎として算出することとなったようであり、その考え方は現在も引き継がれているとのことであった。 産業創造機構は、県内中小企業の経営革新、新産業の育成、企業経営情報の収集・提供、社会経済・地域振興に関する調査研究を一体的に行っている。当該機構が行っている事業の範囲・規模を考えると、市町村が単独で同様の事業を行う場合、予算や人員配置の面で負担が大きいことから、県・市町村それぞれが運営費を負担し、総合的な企業支援を行う機関を設置することが効率的であると考え、県・市町村については、当該機構では実施していない事業を行うことで、支援体制の補完を図ることが望ましいと考えているとのことであった。 以上を踏まえると、産業創造機構への負担金の支出行為そのものが不適切とはいえない。ただ、負担金総額については、産業創造機構の収支の中から負担するに値するものを抽出し、財政状態との勘案の上、金額が合理的であるか判断したような証跡がなく、十分な精査が行われているとは判断できなかった。今後は、県に働き掛けを行い、負担金の支出根拠を入手するのみではなく金額の妥当性も検討することが求められるといえる。

No.	17—5	過年度報告書における記載ページ	1（意見書）、7（意見書）
中区分	第 1 全般的事項 1 商工業の振興施策の考え方 第 1 全般的事項 2 振興施策の見直し及び策定		
小区分	(1) 基本原則 (2) 施策及び効果		

	4 職員のスキル向上及び活用等
説明	商工業の振興に関する事業は次のとおり。 ①商店街振興事業 ②商業振興事業 ③工業振興事業 ④各種商工団体との連携及び事業助成 ⑤企業立地推進事業 ⑥友好都市間交流ビジネスチャンス創出事業
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
(A①)	（意見） 商工業の振興及び活性化に係る有効施策は、情報提供や指導、業者間や研究機関との連携のサポート、行政上の諸規制に関するアドバイス等の人的支援を中心とするものであることから、職員のレベルアップを図るとともに、金銭的支援は国等の施策に委ね、市においては縮小させることが望ましい。
(B①)	（対応中） 国及び大分県は、全国一律ないしは広域行政の視点による振興策に取り組んでいるが、都市ごとにその産業形態は異なっており、本市は、中小企業や製造業が少なからぬウェートを占める商工業都市であることから、他都市と一律にはできない産業構造となっている。特に中小企業の構造改革が重要な中で、行政側からの金銭的な支援の役割は、現状において必要である。また、有効施策として指摘のあった、情報提供や指導、研究機関との連携のサポート等については、平成 18 年 12 月に設置した大分市産業活性化プラザにおいて、その取組を進めるとともに、平成 19 年度に職員を中小企業診断士として養成する等して人的支援を行ってきたところであり、今後とも職員の一層のスキルアップに取り組んでいきたい。
(A②)	（意見） 商工業者への支援施策は、職員の企画力等スキルに大きく依存するものと考えられるが、業務によっては外部への委託又は第三者であるコンサルタント等専門家を活用することも可能であり、どのような方法によれば事業効果が期待できるのか、支援策の工夫が期待される。
(B②)	（対応中） 商工業者への支援施策として、中小企業相談や人材育成、グローバルな事業展開

	への支援、産学連携の強化、融資制度の充実など各種施策を展開しているが、これら施策の実践を通じて職員の企画力等スキルの向上を図っているところである。また、その施策の推進に当たっては、大分県、大学、高専、商工業団体、NPO 法人等関係機関との連携のもとに実施しており、今後とも産学官が連携する中で、外部の専門家等を積極的に活用しながら、商工業者への支援施策を推進していきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
(措置が不十分) 商工労政課にヒアリングを行うとともに、関連資料の閲覧を行った。金銭的支援は必要との観点から市は継続して支援を行っている。ただ、運営費補助金をはじめ、市の支出が必要か、その金額が妥当かどうか客観的に判別できないまま支出が継続されているもの、金銭的支援が妥当であってもその額が適切とまではいえないものが見受けられた。 また、職員のレベルアップという観点においては、補助事業や委託事業、指定管理者制度等の活用によって市直営により実質的な業務を行わない結果、経験・ノウハウの構築、蓄積が市ではなく外部でなされることにつながる可能性がある。例えば、平成 26 年度の委託業務をみると、中心市街地の商業振興事業に係る委託業務の多くが随意契約により特定の法人に集中している状況が見受けられた（No.17—6「今回の監査で新たに検出された事項」参照）。随意契約理由書を見ると、当該法人の商店街組合等各種業界団体との調整機能、情報の集約や知識、イベントの調整能力などを理由として挙げられていたが、このような随意契約が今後も継続すれば、知識・能力がますます当該法人に蓄積され、市職員のレベルアップが図られる機会が少なく、能力の向上は難しくなるのではないかとも思われる。 措置状況に書かれている平成 19 年度に職員に中小企業診断士として養成する等の人的支援について同課にヒアリングしたところ、市職員では経営実務の経験に乏しく、外部からの信頼性が得られず、有用な成果が表れなかったとのことであった。市の人的支援が難しい中、残された市の役割として金銭的支援が挙げられる。金銭的支援は、継続的に行うのではなく、公平性の観点から当該支援が適切か、その支出額が妥当なものかどうかという点については定期的に検討を行うべきであり、最小のコストで最大の成果を上げるよう、各職員が意識して業務を行っていくことが、職員のレベルアップにもつながるのではないかと期待される。運営費補助金の支出にあたり必要額を見積っていない点、同額の補助金が何年も継続している中、見直しが行われていないといった点などは、早期に業務を改善して、公金の有効かつ効率的な活用が行えるよう職員のレベルアップを図っていく必要があるといえる。	

No.	17—6	過年度報告書における記載ページ	2（意見書） 13（意見書）
中区分	第 1 全般的事項 2 振興施策の見直し及び策定 第 2 個別的事項 1 商店街振興事業		
小区分	(1) 施策の定期的見直し 4 各種商工団体との提携及び事業助成 (1) 運営補助金		
説明	商工業の振興に関する事業は次のとおり。 ①商店街振興事業 ②商業振興事業 ③工業振興事業 ④各種商工団体との連携及び事業助成 ⑤企業立地推進事業 ⑥友好都市間交流ビジネスチャンス創出事業		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A①)	(意見) 特定の商工業者や関連団体が行政の支援施策に依存することが常態となっていないかの見直しと、一定の期間が経過しても効果が認められず、又は効果の測定が不能なまま継続されている支援施策については、打切りを前提とした評価作業を実施することが望ましい。また、施策に期限の設定がなされているかも重要な点である。		
(B①)	(対応中) 「大分市総合計画」に基づき、本市の商工業振興を総合的かつ計画的に推進するための指針を定めた「大分市商工業振興計画」を平成 20 年度に新たな個別計画として策定し、各施策の実施時期等を掲げたところであり、今後とも、同計画に基づき、商工業者や関連団体への支援施策についての進行管理を行う中で、適切な効果測定を行いながら、施策の見直しや再編を行っていきたい。		
(A②)	(意見) 各種商工団体に対する運営補助金は、使途が限定されておらず、補助目的に適合した使用がなされたかの測定は極めて困難である。補助金の交付には、公共性、公益性、特定事業の推進関連性、交付の有効性等が求められる以上、原則として事業補助金とすべきであり、大分市の政策に合致することを根拠に運営補助金を交付するのであれば、その旨を明確にし、理由を文書で残すべきである。		

(B②)	(対応中)		
	各種商工団体に対する運営補助金は、当該団体が公共性、公益性、特定事業の推進関連性等のあるさまざまな事業に取り組んでいることから、これらの団体の運営補助として支出しているところであり、現時点での見直しは考えていないが、今後とも当該補助金がそれぞれの団体の特性に応じて、より特定事業の活性化等に用いられるよう補助申請時の事業計画書の内容を精査・指導しながら、運営補助金としての使途の明確化を図っていきたい。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見		意 見	
(措置が不十分)			
補助金額の中で平成 17 年度から 26 年度までの間、大分市商店街連合会補助金、野津原町商工会補助金、大分市工業連合会補助金について、金額が変わっていないものが見受けられた。客観的に補助金額の必要性、費用対効果が十分に検討されているとは判断できなかった。			
(単位：円)			
	大分市商店街連合会補助金	野津原町商工会補助金	大分市工業連合会補助金
平成 17 年度	675,000	1,500,000	630,000
平成 18 年度	675,000	1,500,000	630,000
平成 19 年度	675,000	1,500,000	630,000
平成 20 年度	675,000	1,500,000	630,000
平成 21 年度	675,000	1,500,000	630,000
平成 22 年度	675,000	1,500,000	630,000
平成 23 年度	675,000	1,500,000	630,000
平成 24 年度	675,000	1,500,000	630,000
平成 25 年度	675,000	1,500,000	630,000
平成 26 年度	675,000	1,500,000	630,000
補助金額が長期間増減していない理由として、担当課は団体の安定的な運営のためとしているが、長期間の同額補助は、補助金に依存して組織の自助努力や自立意識が希薄化するリスク、事業の効率性、他の団体との公平性の観点から問題となる可能性もあるといえる。			
補助対象先の収支決算書等を入手しているものの、内部留保を含む財産の状況、収支のうち公金で負担すべき内容等を吟味した証跡がなく、各補助金額の算定根拠が客観的に明らかにされていない状況となっている。今後は、負担すべき金額を明らかにした上で、補助金の見直しを行う必要があるといえる。			
さらに、従来の発想で継続して同額を同一団体に出し続けるのではなく、経済波及効果を考			

慮した上で、出し方を工夫するといった、発想の転換が必要であるといえる。

また、補助金は原則として事業費補助とし、運営費補助を行うのであればその旨を明確化し、理由を文書で残すべきであるとした過年度の監査意見についての対応が証跡として残されておらず、さまざまな事業を行っているという交付団体の運営状況をもつてのみ運営費補助が抛出され続けている。

また、運営費補助金抛出先の中には、実績報告書の補助事業等の成果が、「別紙のとおり」と書かれていて、実際は事業報告書を添付しているのみであり、具体的な補助の成果について、抛出先団体又は市が検討した証跡がないものが見受けられるなど、運営費補助金としての使途の明確化を図った点についても客観的には認められなかった。

運営費補助金については、改めて以下の点について改善する必要がある。

- ・現状は特定の団体のみが長期的に便益を受けている状況が見受けられる。自主財源や自己収入のある団体については、廃止するか終期を設定した上で減額することも検討する必要がある。
- ・運営費補助金については、可能な限り使途が明確な事業費補助金に替えること。運営費補助金については、支出理由を詳細に文書化しておく必要がある。
- ・収支決算報告書の繰越額（余った金額）がほとんどないという判断のみをもって、補助金額が妥当であったと判断するのは不十分である。団体で使途された事業費について、公金を出してまで公益上支援する必要があるのかを踏まえて判断する必要がある。
- ・貸借対照表や財産目録などでの資産状況を十分に加味して、具体的にどの程度の資金余力がその団体にあるのかといった点を把握・検討する必要がある。

今回の監査で新たに検出された事項

結果あるいは意見	意 見
----------	-----

<委託事業の契約のあり方について>

担当課によると、平成 26 年度商業振興事業における委託金額上位 5 事業は次のとおりである。

委託事業名	対象先	委託金額	契約形態
賑わい創出事業（実施）業務委託	A 社	3,668,976 円	1 者随意契約
大分市消費者購買実態調査業務委託	B 社	2,268,000 円	指名競争入札
大分市「まちなか案内所」開設準備業務委託	A 社	1,637,280 円	1 者随意契約
大分市中心市街地活用調査業務委託	A 社	1,188,000 円	1 者随意契約
まちなかトレジャーハント事業（実施）業務委託	A 社	935,280 円	1 者随意契約

5 事業のうち 4 つの事業が、同一業者に 1 者随意契約で契約されている。4 事業の随意契約の理由書によると、随意契約の根拠としてすべて地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を挙げている。

地方自治法

(契約の締結)

第 234 条第 2 項 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令

(随意契約)

第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

4 事業については、委託契約の性質又は目的が競争入札に適するか否かというのが問題となる。金額上位 4 事業のうち、2 事業（賑わい創出事業（実施）委託、大分市「まちなか案内所」開設準備業務委託）について、随意契約の理由書を詳細に検討した。

賑わい創出事業（実施）委託について随意契約理由書では 3 つの要件を設定している。

- ①商店街組合等各種業界団体や行政との調整を円滑に行う能力を有すること。
- ②本事業の目的が中心市街地全体の魅力増進にあることから、事業者として一定の中立性を有していること。
- ③既存のイベントとの調整を行う能力を有すること。

上記要件②における「一定の中立性」の具体的な内容が記載されていなかったが、特定の個店のみにメリットが享受されるようなものでないならば、過去に行政から委託を受けたことのあるイベント会社、広告代理店企業等も上記要件を満たすものと考えられる。A 社のみが認められるとまでは言い切れないように見受けられた。

次に、大分市「まちなか案内所」開設準備業務委託であるが、随意契約理由書の理由をまとめると大きく次の 2 点にまとめられる。

- ①案内所開設の準備を年度内に完了するためには、競争入札に付す暇がない。
- ②情報を広く詳しく案内するためには情報の集約・知識が必要で本市中心市街地をあらゆる角度から熟知している者しかできないことは明確であること。

①については、平成 27 年度の県立美術館オープン等に合わせる必要性があったとのことであるが、案内所の開設準備業務委託について間に合わないという理由のみで、随意契約を認めてよいのかは疑問である。案内所は開設しないと市民の安全が脅かされるといったものではなく、むしろ設置において十分な調査があってもよいのではなかったかと思われる。②については、確かに熟知している者がより望ましいが、地図やガイドブック等を活用すればある程度の案内業務はどの法人が行っても、業務としては可能であり、あえて公平性よりも優先される事項とまではいえない。

以上 2 事業を勘案した結果、委託契約の性質又は目的が競争入札に適さないとは客観的に言い切れなかった。1 者随意契約のデメリットとして、契約金額が市場価格より高くなり、不適正な取引が生じる危険性があること、委託先が行政施策に依存する或いは行政が委託先に依存することによる馴れ合い・癒着の可能性が挙げられる。今後は委託事業者の選定においては、より公平で透明性のある運用を図るよう契約形態を見直していく必要があるといえる。

<まちなかトレジャーハント事業について>

まちなかトレジャーハント事業というイベント事業が委託により実施されている一方、他のイベント事業については補助事業において実施されていた（大分市中心市街地商都復活支援事業補助金及び大分市商店街活性化補助金）。まちなかトレジャーハント事業のみ補助事業ではなく、委託で行われる合理的な理由が見あたらなかった。

委託事業である、まちなかトレジャーハント事業（実施）の内容は、事業実施報告書によると、中心部の商店街を保護者と一緒に子どもたちが地図を見ながら宝探しに回遊するというものであった。これに対し、補助事業である大分市中心市街地商都復活支援事業補助金のイベント事業では、小中学生対象に府内城探検、大分にまつわるクイズ大会などが実施されていた。委託事業と補助事業が類似している。

委託先、補助対象先の選定にあたり、委託事業は一者随意契約とされている一方、補助事業は公募制となっており、双方が類似したイベント事業であるにもかかわらず選定方法に差が設けられている合理的な理由が把握できなかった。まちなかトレジャーハント事業は大分市中心市街地商都復活支援事業補助事業ないし大分市商店街活性化補助事業の枠内で行うよう見直す必要があるといえる。なお、委託と補助の区分については、「No.17—11 今回の監査で新たに検出された事項<事業主体及び実施形態に係るガイドラインについて>」参照のこと。

No.	17—7	過年度報告書における記載ページ	3（意見書）
中区分	第 1 全般的事項 2 振興施策の見直し及び策定		
小区分	(3) 中心部商店街の活性化		

説明	中心部商店街の活性化に関連する主な事業として、市内の商店街団体に対して補助する大分市商店街活性化事業補助金と、商店街団体及び事業者に対して補助する大分市中心市街地商都復活支援事業補助金がある。	
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）		
(A)	（意見） 中心市街地の活性化は、持続性及び反復性のある事業を商店街自身に企画させ、適切な指導及び協力を行うことが支援施策として望ましい。また、中心部商店街区域に住宅が増加し居住空間化していくことも今後の活性化のポイントと考えられ、居住環境の面からも整備等を検討することが必要である。	
(B)	（措置済） 平成 17 年度から平成 19 年度にかけて、大分都心まちづくり委員会（商店街・大型店関係者等で構成）が中心となり、「中央通りにおける歩行者天国」を実施したことにより、民間主体の取組に対する下地づくりが進んだと考えている。 今後は、さらなる持続性、反復性のある事業を目指すため、中心部における毎週末のイベント開催に向け、民間主体の実行委員会を立ち上げ、その実施に取り組んでいるところである。 また、中心部商店街区域の居住空間化については、平成 20 年 7 月に国の認定を受けた「大分市中心市街地活性化基本計画」においても、街なか居住の推進の必要性を盛り込んでおり、その中で都市型住宅地の整備を進めることとしている。	
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見		
結果あるいは意見	意 見	
（措置が不十分） 大分市商店街活性化事業補助金及び大分市中心市街地商都復活支援事業補助金の関連資料を閲覧した。 平成 26 年度において実施されたまちなか週末イベントプロジェクト事業は、対象事業費 7,578 千円のうち補助金交付額が 6,000 千円となっている。当該事業は大分市中心市街地商都復活支援事業の中心部活性化商店街連携事業に位置づけられており、補助率が 80%以内と極めて高い水準になっている。 これらの事業について、補助金がなくても持続するのかどうかという視点での事業評価が行われた形跡がなかった。市の担当者によると、モデル事業的なものであるという回答があった。大分市中心市街地商都復活支援事業補助事業の継続性について、翌年度以降も行うか意向調査を口頭で行っているとのことであったが、その結果は文書として整理されていなかった。		

モデル事業は、本来、事業実施後その成果を広げていく目的で行われるものである。モデル事業を単なるモデルとして終わらせないことが重要であり、そのためには、事業実施に先立ち、事後にこれを広げていくための具体的な計画がある程度立案されていることが必要であるといえる。事業実施後、さらなる活動に広げていくための具体的な計画が十分に示されていないため、その場限りの事業となってしまう危険性がある。 例えば、中心市街地におけるイベント事業を行う場合、当該イベントそのものを毎年度継続して行っていくのか、あるいは、イベントはきっかけにすぎず、その後個々のテナントの力で恒常的に市民が集まるようにしていくのかといった視点を明確にしなければ、補助による効果は一時的なものとなる可能性が考えられる。イベントを継続して行っていくのであれば、いかにして公金に頼らず自主運営が可能であるかといった課題の抽出が重要である。一方、恒常的な商店街の活性化を図るのであれば、イベント前後の各テナントの業況等の識別・評価が重要な課題となると思われる。公金がなければイベントの開催や集客が見込めないというのであれば、市への依存体質が生まれるおそれがある。 現在は、イベント来場者数は測定されているものの、その後の活動の広がりやの検討と効果・課題の抽出が十分とはいえなかった。今後は、モデル事業実施後の先の活動を見据え、活動の広がりやを有する、より明確で実現可能性のある計画を持った上で事業を実施する必要がある。
--

No.	17—8	過年度報告書における記載ページ	8（意見書）
中区分	第2 個別的事項 1 商店街振興事業		
小区分	(1) 商店街活性化事業補助金の利用状況		
説明	商店街振興事業に係る主な事業として、大分市商店街活性化事業補助金がある。当該補助金は、いきいきとした賑わいのある商店街と魅力ある街づくりを推進することを目的として商店街活性化事業を実施する市内の商店街団体に対して、事業費の一定割合を補助するものとなっている。 大分市商店街活性化事業補助金 補助対象事業一覧		
	大区分	中区分	小区分
	商店街共同事業	商店街イベント事業	イベント事業
			イベントモデル事業
		商店街イメージアップ事業	顧客誘致事業
			C I 事業
		商店街スタディ事業	教育研修事業

			体験研修事業	
		商店街プランニング事業	調査研究事業	
			計画策定事業	
		商店街センスアップ事業	アートストリート推進事業	
			国際交流推進事業	
	空き地空き店舗活用事業	空き地活用事業		
		誘致事業		
	駐車場管理運営事業	設置事業		
		利用促進事業		
	広域共同事業			
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）				
(A)	(意見) 商店街活性化事業補助金の平成 16 年度の交付実績は、中区分に掲げられた 8 事業中 4 事業のみで、他の補助対象事業は近年実績がないものが多いことから、利用のない事業は廃止し、利用が見込まれる補助事業の追加を継続的に行う必要がある。また、補助対象者は、「商店街団体」に限定されているが、補助対象事業の内容によっては、個々の事業者も補助対象者に加えることも有効である。			
	(B)	(対応中) 商店街活性化事業補助金の対象事業については、近年実績がないものもあるが、これらの補助対象事業について、商店街団体が事業計画まで作成しながらその事業実施には至っていないものもあることから、現時点での廃止は困難と考える。 また、個々の事業者を補助対象者に加えることについては、商店街といった商業機能の集積の中で商店街振興を目的に当該補助金要綱を制定していることから、現行の取扱いといたしたい。 しかしながら、利用が見込まれる補助事業の追加については、今後のニーズを反映させる中で柔軟に対応していく予定である。 なお、「大分市中心市街地活性化基本計画」に連動して平成 20 年度に創設した大分市中心市街地商都復活支援事業の補助金については、市内中心部に特化されるものの、補助事業の内容に応じて個々の事業者も補助対象者に加えたところである。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見				
結果あるいは意見			意 見	
(措置が不十分) 平成 19 年度から 26 年度の事業の利用状況をみると、商店街プランニング事業や商店街セン				

スアツプ事業といった中区分で利用されていないものが見受けられた。前回の指摘よりは未実施の事業は減ったものと考えられる。仮に関係団体等にヒアリングを行い、未実施の事業に対する需要が見込めたとしても、当該需要の有無のみで判断することなく、需要の多寡、事業の効率性や公平性を客観的に踏まえ、利用実績の乏しい事業は廃止を検討することも必要であるといえる。

今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見

＜大分市商店街活性化事業補助金事業の適切な実施について＞

大分市商店街活性化事業補助金交付要綱によると、本事業の趣旨はいきいきとした賑わいのある商店街と魅力ある街づくりを推進することを目的として商店街活性化事業を実施することとされている。

同要綱第 9 条においては、補助事業終了後、大分市商店街活性化事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することとされている。

(1) 事業実施報告書

(2) 収支決算書

(3) 収支を証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

平成 26 年度の商店街活性化事業の関係資料を閲覧したところ、広域共同事業を除き、実績報告書及び事業実施報告書等において事業の成果欄が設けられておらず、事業の目的・内容しか客観的に判別できない状況となっていた。定量的な成果が把握されておらず事業の効率性が把握できなかった。

事業の種類	事業名	事業費	補助金額
商店街イベント事業	東大分商工会夏祭り	1,721,890 円	332,000 円
商店街イベント事業	別保商工夏祭り	2,469,623 円	400,000 円
商店街イベント事業	佐賀関ふるさとまつり	899,830 円	176,000 円
商店街イメージアップ事業	ホームページ新規作成※	1,080,000 円	500,000 円
商店街イメージアップ事業	わさだ地域商店街・健康ウォークマップ作成	1,172,880 円	500,000 円
広域共同事業	商店街魅力ある店づくり支援事業	1,200,000 円	325,000 円

このほか、当事業の運用については、次の点が検出された。

商店街イメージアップ事業（ホームページ新規作成）の事業実施計画書と事業実施報告書の事業の目的及び事業の内容について、全く同じ文言が記載されており、効果の検証が記載されておらず、事業実施が適切に図られたのか疑問であり、事業実施報告書について担当課の十分なモニタリングが行われたとは判断できなかった。

事業者の申請を受けて市は補助金交付決定通知書を作成、通知しているが、商店街イメージアップ事業（ホームページ新規作成）における通知書のみ、複数の業者からの見積りを徴収すること（見積合わせ）を記載されているが、それ以外の事業の通知書については見積合わせの記載がされていない結果、別保商工夏祭りなど他の事業について、見積合わせが行われた証跡がないものが見受けられた。事業の公平な運用及び取引の妥当性、経済効率性の観点から問題がある。

商店街イメージアップ事業（わさだ地域商店街・健康ウォークマップ作成）について、通知書上で、ウォークマップ作成に係る調査地域及び掲載内容について明確にする旨を記載しているが、本来は、明確にされてから再申請された上で交付決定がなされるべきであると考えられる。補助金交付決定のプロセスが粗雑であるといえる。

事業の成果を実績報告書あるいは事業実施報告書の様式において明らかにするよう、要綱又は様式を改善する必要がある。なお、成果の検討は可能な限り客観的かつ定量的なものが把握できることが望ましい。

次に商店街活性化事業の公平な運用が確保されるため、一定金額以上の取引について見積合わせを義務付けるよう改善する必要がある。また、事業執行にあたり、担当課は十分な書類の査閲と必要に応じて対象先の指導を適切に実施していくよう改善する必要がある。

<大分市中心市街地商都復活支援事業について>

当事業は中心市街地の活性化を図ることを目的とする事業を実施する商店街団体および事業者に対し、まちなか出店に係る改装費、トイレ整備費、イベント開催経費等について予算の範囲内で補助するものである。

大分市中心市街地商都復活支援事業については、学識経験のある者、関係団体代表者、その他メディア事業者、市職員により構成された選考委員会が、申請者について選考を行い、市に具申しており、最終決定は市（長）となっている。

大分市中心市街地商都復活支援事業選考委員会の関連文書をみると、選考委員会委員と申請者が同一となっているものが見受けられた。お手盛りの可能性を排除するとともに客観的な透明性を確保するため、利害関係のある委員は選考委員会から外すといった工夫が必要といえる。

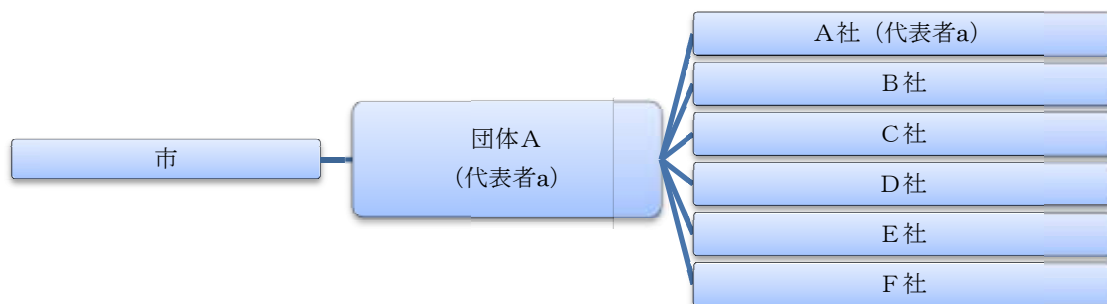
また、平成 26 年度大分市中心市街地商都復活支援事業の中には次の事業が実施されている。

補助事業名	補助対象先団体	事業費	補助金額
スポーツフェスタ 2014 秋の大運動会	団体 A	1,084,320 円	540,000 円

事業費の支出先は次のとおりである。

単位：円

A 社	B 社	C 社	D 社	E 社	F 社	計
432,000	205,200	198,720	140,400	54,000	54,000	1,084,320



事業費は A 社に最も多く支出されているが、補助金交付先団体 A の代表者 a と事業費の支出先である A 社の代表者 a は同一人物であった。団体 A の名簿を閲覧すると、過半数が A 社所属の社員であった。支出にあたり、要綱では見積合わせが求められておらず、経済合理性があることが客観的に確認できなかった。

当事業の補助金交付要綱によると、一部少数の者のみの利益となると市長が認める事業に該当する事業は、補助事業から除くこととされている。当事業については、事業費のすべてが A 社に支出されているわけではないことから形式的には問題ないと思われるが、公共性や公平性、透明性を確保するため、補助金交付先から補助金申請者が代表者を務める企業等への支出については、担当課は、取引の必要性や見積合わせといった経済合理性を十分に確認・検討することが必要であると思われる。

No.	17—9	過年度報告書における記載ページ	10（意見書）
中区分	第 2 個別的事項 2 商業振興事業		
小区分	(1) 大分七夕まつりの補助事業としての位置付け		

説明	毎年 8 月に実施される大分七夕まっりの開催に係る費用に対して、大分市が主催団体である「大分市まっり振興会（代表者：市長）」に補助金を交付しているもの。補助対象事業の財源は同市からの補助金をメインとして、各団体や企業からの負担金及び寄付金であり、支出は七夕まっりを開催するにあたっての準備等に係る委託費等から構成される。平成 26 年度の補助金額は 31,200 千円となっている。				
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）					
(A)	（意見） 大分七夕まっりに対する補助事業は、商業振興事業に位置付けられているが、実質的には大分市が主催するイベント事業となっており、同まっりの目的から考えると、観光事業として位置付けられると考えられ、観光事業の中のイベント事業として、事業の有効性及び効率性を検討すべきである。				
(B)	（対応中） 大分七夕まっりは、昭和 26 年から中心部が実施してきた「七夕まっり」をはじめ、「お城まっり（昭和 41 年から）」、「産都大分春まっり（昭和 47 年から）」、「33 万人の顔…大分のまっり（昭和 52 年から）」の開催時期を異にしていた 4 つのまっりの集中化の試みが成功したことにより、商業振興事業としての位置付けで、昭和 57 年度から、本市をはじめ大分商工会議所など 9 つの団体で構成する大分市まっり振興会の主催によって開催し、その中で観光事業や地域振興などにも取り組みながら事業を展開してきたところであり、今後とも、商工業の振興を中心に、観光、地域振興等あらゆる面で、より一層魅力あふれるまっりとなるよう検討を進めていきたい。				
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見					
結果あるいは意見		意 見			
（措置されている） 平成 27 年度の事務事業評価資料においては、来場者の増加の効果をうたっている。次表は過去の補助金額及び来場者数の推移である。					
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補助金額 (千円)	30,268	30,268	30,268	30,000	31,200
来場者数(人)	345,000	370,000	360,000	390,000	280,000
補助金額を増やせばイベントもある程度の規模の大きなものになることは考えられるもの					

の、天候等にも左右されるため、来場者という均一の指標だけでは、事業の効率性を把握するのは容易ではない。過去の推移を見ても補助金額と来場者数は必ずしも相関関係にあるとは言いきれない。来場者を増やすという目的であれば、事業を遂行するにあたってより詳細な検討が必要であると思われる。

平成 28 年度からは、県内外の観光客誘致に向けた PR の充実と府内戦紙参加者の増加に伴う会場の拡大を図るため、予算の増額を予定しているが、過去の推移を踏まえると、補助金総額の増加が入場者数を獲得することにつながるとまでは客観的に判断できない。まずは補助金額を増額せず、見積合わせの励行等によりコスト削減に努めて、削減できた分を県内外の観光客誘致活動に充当するといった対応を行うことが望ましいのではないかとはいえる。

No.	17—10	過年度報告書における記載ページ	10（意見書）
中区分	第 2 個別的事項 2 商業振興事業		
小区分	(2) 大分生活文化展補助事業の補助目的		
説明	生活文化に直結した衣食住を中心とした文化展を開催し、市民の生活文化の向上を図るため、大分生活文化展開催のための経費の補助をするものである。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	(意見) 大分生活文化展補助事業は、約 40 年近くが経過した現在において、その目的である市民の生活文化を向上させているのか疑問がもたれ、現況の開催の意義を考えた場合には、市民のためのイベントという意味合いが最も強く、次いで出店する企業・事業者の P R ・広告宣伝目的となっていることから、今後は、趣旨・目的を明確にして事業補助を行うべきと考える。		
(B)	(措置済) 生活文化展では、毎年多くの来場者でにぎわっており、市民のニーズは非常に高いと考えている。 幅広い分野の出展品が一堂に会する場は現在の本市主催事業においては他になく、市民が普段の生活では接する機会が少ない分野の出展品に接することにより、個人の生活文化の幅はより広がっている。このような中で、本市関係各課においては、環境、福祉、防災等の分野をはじめ、その時代に即した内容の事業を展開し、市民への啓発・広報活動等を行っている。 なお、平成 18 年度からは、新たな事業として「おおいた協働ものづくり展」を開		

	催し好評を博しているところであり、今後とも補助事業について、その都度、生活文化展の目的である「市民の生活文化の向上」に沿ったものか否かを判断し、適正な事業補助を行っていきたい。				
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見					
結果あるいは意見	意 見				
(措置が不十分)					
大分生活文化展は、一巡目国体を契機に、生活文化に直結する衣、食、住を中心とした文化展を全市挙げて催し、市民の生活文化の向上を図ることを目的として昭和 42 年に開始されたものである。約半世紀が経過しようとしている今、生活文化展そのものの存否を含めて検討する段階に来ている。					
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補助金額 (千円)	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900
来場者数(人)	245,656	241,940	241,918	198,111	142,849
1 日あたり 来場者数(人)	24,600	24,200	24,200	22,000	14,300
特筆すべき事項としては、補助金額がこの 5 年間変動していなかったこと、平成 25 年度及び 26 年度と大幅に来場者数が減少していることが挙げられる。					
大分市見直し特別検討チーム会議により、見直し案が検討されているが、見直し案では、事業の存否までは判断されていない。					
検討チームの名簿を閲覧すると、市職員のほか商店街関係団体及びメディア関係者がほぼ多数を占めている。検討委員の中には、各所属先の上席者が大分生活文化展の実行委員会のメンバーになっていることが見て取れることから、忌憚のない、抜本的な意見が出にくいのではないと思われる。					
また、生活文化展の実行委員会の委員と、見直し特別検討チーム会議の両方で同一人物が委員となっているケースがある。自らが行った事業を自らが評価することは自己評価につながり、多くの場合甘くなりがちになる可能性があるため、客観的に評価する仕組みが必要となる。見直し特別検討チームのメンバー選任にあたっては、最低限実行委員会との利害関係のない者が中心メンバーとなることがより望ましいのではないかといえる。					
大分生活文化展に関する市民の意識調査等から、次のような課題が見える。					
・ 20 代～40 代では「毎年来場している」と回答したのは 8.5%～16.7%と、若い世代の支持が相対的に低くなっていること。					

・来場の目的の最大が「飲食」と「庭木・花苗・盆栽」となっており、今日では、生活文化展以外でも達成可能な目的となっている可能性があること。 ・寄付が集まらず、出店予定者が出店辞退するものが見受けられることから、開催に対するインセンティブや自主運営が十分に期待できないこと。 上記を踏まえると、開催事業者側で祭りのやり方を見直すのではなく、事業の廃止等ゼロベースで祭り自体の継続の可否について十分な検討を行う段階といえる。
--

No.	17—11	過年度報告書における記載ページ	11（意見書）
中区分	第 2 個別的事項 2 商業振興事業		
小区分	(3) 補助金と負担金の区別		
説明	財政課から入手した資料等によると、市が特別の利益を受ける法令上の特定の事業等に対して一定額を負担するものや、市が加入している各種団体への会費等を負担金とし、反対給付を受けないものであっても、特定の事業や研究等を育成又は助長するために、公益上必要な場合に補助するものを補助金という。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	(意見) 大分七夕まつり補助金及び大分生活文化展補助金の 2 つの補助事業は、大分市がメインとして参画し、かつ、実行していることから、「任意に各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決めた費用負担」である負担金としての支出が適切ではないかと考える。		
(B)	(措置済) 「大分七夕まつり補助金」及び「大分生活文化展補助金」の 2 つの補助事業については、民間活力やそのノウハウ、人的財産を活かした、民間主導による企画・推進を実施することが望ましいことから、これまでどおり、補助金として支出していきたい。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	意 見		
(措置が不十分) 市の「民間主導による企画・推進の実施」ということであれば、補助金でも問題はないと解される。現行は、実施主体代表である会長が大分市長となっているが、民間主導を推進するの			

であれば、実施主体の会長を民間から選任するといったことを検討する余地があるといえる。

祭り	大分七夕まつり	大分生活文化展
実施主体	大分市まつり振興会	大分生活文化展
実施主体代表（会長）	大分市長	大分市長

今回の監査で新たに検出された事項

結果あるいは意見	意 見
----------	-----

<事業主体及び実施形態に係るガイドラインについて>

各種事業について、本来の実施主体がどこにあるべきか、また、効率性等を踏まえて実際の実施主体をどこにするかといった統一的な基準が示されていない。そのため、事業を行うべき主体や金銭的給付等に係る事業形態（直営、委託、補助金、負担金、交付金）の判断が曖昧なまま事業が実施されているケースが見受けられる。

事業形態	説明
直営	市の事務、事業等を市が実施するもの。
委託	市の事務、事業等を他の機関又は特定の者に委託して行わせる場合にその反対給付として支出する経費のこと。市の本来業務を市に代わり受託機関が実施するもの。
補助金	市が特定の事務、事業に対し、公益性があると認め、その事務事業の実施に資するため反対給付を求めることなく交付される金銭的給付のこと。
負担金	市が特別の利益を受ける法令上の特定の事業等に対し、一定額を負担するもの。
交付金	法令や条例等の定めにより、負担金の徴収等地方公共団体の事務を委託する場合、当該事務処理に対する報償として受託団体等に対し交付するもの。

直営、委託、補助金、負担金のいずれをもって行うことが妥当であるかといった統一的な判断が示されていない結果生じているケースとしては、具体的に次のような事業が挙げられる。

中心市街地の活性化を図ることを目的とする事業を実施する商店街・事業者に対し補助する大分市中心街商都復活支援事業補助金という補助事業が設けられて、さまざまなイベントが開催されている一方で、「まちなかトレジャーハント事業（実施）業務委託」「賑わい創出事業」という委託形式のイベント事業があり、この委託事業は1者随意契約で実施されていた。

双方とも中心市街地の活性化に係るイベント事業という共通の目的を持ちながら、委託事業とされている理由が明確になっておらず、客観的には「委託」ではなく「補助金」としての形態が適していると思われる。

次に、中小企業経営セミナー負担金（事業）において、負担金が大分市工業連合会に支出されているが、中小企業向けの経営セミナーは、今日、金融機関や各種商工団体等さまざまな場所で行われているものであって、本市が特別の利益を受けるものでなく「負担金」としての要件を満たしているとは客観的に認められなかった。むしろ「補助金」の方が馴染むものと思われる。ただ、地方自治法上では、普通地方公共団体はその公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができるとされており、大分市補助金等交付規則においては、補助金の執行は公正かつ効率的に行われなければならないと定められている。事業そのものに公益性はあると客観的に思われるが、当該団体だけに金銭的給付を行ってまで事業を行うのは、公正という観点からは疑義が生じる恐れがある。

経費の削減、専門的かつ高度な知識・技術の活用、行財政のスリム化、地場企業の活性化等のメリットといった有効性や効率性の観点から「直営」から「委託」への事業形態の見直しが進んでいる一方、本来市が取り組むべきもの、公益性や、知識・ノウハウを市に蓄積する必要性の観点から「直営」が望ましいという判断も十分考えられる。

例えば、平成 24 年度の包括外部監査の報告書においても、大分県土地改良事業団体連合会に委託している推進事業について、内容的に本市でも実施が可能であり、市として積極的に取り組むべきと考えるのであれば、同連合会に委託する必要性に乏しいとの意見が提出されている。

以上の点を踏まえ、既存の事業や新規事業におけるその事業形態が、公正性、有効性、効率性等の観点から事業主体及び実施形態が適切に設けられるよう、統一的なガイドライン・基準を策定し、それに沿って運用していく必要がある。

さらに、事業が実施されるにつれ、事業当初の目的や外部環境、競合状況（民間による代替）等が変化することが想定される。策定されたガイドライン等に沿って、実施主体や事業形態の定期的な見直しが求められることが望まれる。

<補助金の基準、ガイドラインについて>

補助金の執行は公正かつ効率的に行われなければならない（大分市補助金等交付規則第 2 条）とされているが、本市においてはその執行にあたっての共通したガイドラインや基準は整備・運用されていない。運営費補助や事業費補助に対する基本的な考え方、補助対象期間や補助金の見直す期間、補助率・補助金額の原則的な上限が設けられていない。例えば、大分県においては、公社等外郭団体に対して、団体のあり方や出資の必要性を含めた県関与のあり方等

の検証を行い、3年程度を見越した見直し方針を策定しているが、本市の補助金についても、このような定期的な見直しを行うことが求められる。

政策を進めていく各課が、補助対象経費・補助率・補助金額（上限額）を個別事業の要綱に定め、総務課法制室の適法性チェックを受けているものの、統一的な観点からの補助金のあり方が明確にされていない。

透明性・客観性の確保された補助金の公正かつ効率的な執行のためには、全庁的な補助金のガイドラインの策定が必須と考える。

なお、ガイドラインの策定にあたっては、次の点を考慮してもらいたい。なお、内容については、補助金等のあり方に関するガイドライン（大阪市）、杵築市補助金交付基準（大分県杵築市）、平成23年度大分県包括外部監査報告書（大分県における補助金等について）等を参考にした。

（団体運営費補助金）

- ・現状は特定の団体のみが長期的に便益を受けている状況が見受けられる。自主財源や自己収入のある団体については、廃止するか終期を設定した上で減額することを積極的に検討する。
- ・運営費補助金については、可能な限り使途が明確な事業費補助金に切り替える。
- ・収支決算報告書の繰越額（余った金額）がほとんどないという判断のみをもって、補助金額が妥当であったと判断するのは不十分である。団体で使途された事業費について、公金を出してまで公益上本当に必要な事業だったのかということを踏まえて判断する。
- ・貸借対照表や財産目録などでの資産状況を十分に加味して、具体的にどの程度の資金余力がその団体にあるのかというストックの状態を判断する。

（事業費補助金）

受益者負担の原則に鑑み、例えば、原則として補助率は補助対象経費の1/2を上限として、公益性や受益者の状況、政策上の理由等から1/2を超える場合については、その根拠を十分に明らかにする（文書化）ことにより、補助金額の設定に係る恣意性を排除し、公平で客観的に説明できるような整備・運用に努める。

現在は補助率の設定基準が曖昧なまま運用されている状況である。

（定額補助金）

定額補助金については、補助金の支出根拠が不明確となりやすく使途や根拠が明確になりにくい。削減や廃止を視野に入れ、早期に検討する。

（再補助の取扱い）

市から団体等に補助金を支出し、当該団体等から外部に再補助されるようなケースについて

は、補助金の執行は公正かつ効率的に行われなければならないとする補助金等交付規則の趣旨が潜脱される恐れがある。例えば、再補助先が大分市の補助金の要領に設けられた見積合わせを実施しないことが考えられる。

そこで、再補助については、直接補助に見直すことを検討し、不可能な場合については、再補助について市の補助基準を準用させ、チェック体制を明確にしてから事業を実施するよう改める。

（イベント等の経費負担）

イベントの主催者や参加者といった受益者や民間寄付等によって自立した活動を促し、毎年度補助金額を削減していくような措置が考えられる。多額の補助金をいつまでも必要とするような事業は、イベント関係者等の総意・支持を十分に得られていない可能性もあり、開催意義が薄れているともいえる。当該事業については廃止も検討する。

（その他）

- ・可能な限り補助事業の終期を設定する。
- ・少額ものについては、有効性や効率性の観点を十分に考慮して、補助対象先の財産状況等も考慮して、廃止も視野に検討する。
- ・特定の団体のみしか補助金を拠出できないようなものや、民間でも行われているような事業については、公益性・公平性・代替可能性を踏まえ、減額・廃止を積極的に検討する。
- ・事業実施に係る所管課の判断だけでは、補助率や補助金額を多く確保しようとするインセンティブが働き、補助金額（率）について恣意性が入る可能性があることから、要綱の策定・見直しの際には、所管課外部によるチェック機能を整備・運用しておく。
- ・大阪市や杵築市など他市でも補助金等のガイドライン・基準等が設置されているため、他市の状況を参考にする。
- ・概算払いの理由書については、一般的な事項を記載するのみではなく、補助対象先の財政・収支状況を具体的に明記して、その必要性を具体的に示す。

No.	17—12	過年度報告書における記載ページ	13（意見書）
中区分	第 2 個別的事項 3 工業振興事業		
小区分	(2) 大分インテリジェントタウン企業誘致推進事業		
説明	大分大学の近隣にある大分インテリジェントタウンへの企業誘致を目的として、誘致活動を行っていた大分インテリジェントタウン企業誘致推進協議会に対して、その活動経費の一部を大分市が負担金として支出していた。なお、当協議会は平成 25 年		

	度に廃止された。
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
（A）	（意見） 大分インテリジェントタウンへの企業誘致は、平成 7 年から開始されているが、分譲開始以後 10 年経過しても、分譲済みの土地が 3 分の 2 に留まっており、土地の所有は県及び中小企業基盤整備機構であっても、市内で開発した土地が有効利用されない状況は大分市にとって望ましくないことから、今後は、賃貸借契約を推進し、企業誘致を促進することも有効である。
（B）	（対応中） 現在、大分インテリジェントタウンについては、分譲 25 区画のうち 3 区画が未分譲となっているが、その 3 区画についても賃貸借契約により駐車場等に利用されている状況であり、今後とも、国や大分県等の関係機関と連携する中で、企業誘致に向けて努力していきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
（措置が不十分） 県が持っている土地で、今残っているのは 1 区画である。ヒアリング等によると、未利用地に係る企業誘致活動については、県のホームページで募集している状況であり、市として企業誘致に向けて努力したとされる客観的な証拠は見あたらなかった。未利用地は県の土地であるが、市内で開発した土地が可能な限り有効利用されることが市にとっても望ましいのであれば、未利用地を利用しやすい対象業種を想定し、県と連携して業者に働き掛けるなどより積極的な企業誘致活動を行う余地がある。	

No.	17—13	過年度報告書における記載ページ	15（意見書）
中区分	第 2 個別的事項 4 各種商工団体との提携及び事業助成		
小区分	(2) 複数の補助・負担がある交付先・負担先		
説明	平成 26 年度の運営費補助・負担金がある交付先・負担先は次のとおり。 （補助金） 大分市商店街連合会		

	大分市物産協会 大分商工会議所 野津原町商工会 大分県貿易協会 大分市工業連合会 (負担金) 大分県中小企業団体連合会 大分県物産協会 県央地区商工振興連絡協議会 大分県ポータルセールス実行委員会 大分県発明協会 大分市工業連合会 (中小企業経営セミナー負担金) 九州総合通信局
前回監査における監査人の所見 (A) とその後の市の措置状況 (B)	
(A)	(意見) 平成 16 年度においては、大分市工業連合会、財団法人大分県産業創造機構に対して、複数の補助金・負担金を交付している。いずれにも運営補助的な支援を行ってしながら、特定の事業に対して別途負担金を交付しているものであり、このことは運営費を負担している意義を不明確にするものであり、検討すべき事項である。
(B)	(対応中) 公共性・公益性のあるさまざまな事業に取り組んでいる大分市工業連合会及び大分県産業創造機構に対し、その団体育成のための運営補助金と、個別特定事業促進のための補助金等に区分して支出しており、かつ、その補助対象経費は重複しておらず、それぞれの補助金の目的の達成に向けて推進しているところであり、現時点での運営補助金の見直しは考えていない。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
(措置が不十分) 商業振興事業等の平成 26 年度の補助事業、委託事業、負担金の一覧を閲覧した。 ＜大分市工業連合会について＞ 大分市工業連合会については、運営費補助金と中小企業経営セミナー負担金の双方が拠出されている。中小企業経営セミナーという経営者や一般市民等を対象にしたものは、金融機関や商工関連団体でも既に行われているものであり、当団体に大分市が負担金を拠出する意義に乏	

しいといえる。担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧の結果、当該セミナーと他の関係機関で行われているセミナーとの具体的な違いは認められなかった。

また、同負担金に係る事業の収支計算書を見ると、費用のうち最も大きいものが、会場費（ホテルの使用料）となっているが、運営費補助金を拠出している商工会議所や、大分市産業活性化プラザで行えばこういったコストは削減できるのではないと思われる。中小企業経営セミナー負担金については、有効性や効率性が客観的に認められず支出の妥当性が確保されているとは言い切れないと考えられる。

負担金及び補助金がともに支出されている先については、負担・支出の根拠を明確にした上で、必要か否かを十分に検討し、廃止も視野に検討することが必要である。

また、運営費補助金については、財産や収支の状況を踏まえ、金額の妥当性を具体的に計算した根拠が見あたらなかった。今後は使途を明確化した上で、事業費連動型の補助金に切り替えていく対応も求められる。

今回の監査で新たに検出された事項

結果あるいは意見	意 見
<大分市物産協会について> 大分市物産協会への補助金について、協会からの請求書に基づき負担金を支出しているが、そもそも補助金を交付する根拠を担当課に確認したところ、そのような資料が保存されておらず、把握できなかった。また、平成 26 年度の補助金額は 92 千円と少額である一方、事業収益は 4,200 千円を超えており自主運営が可能ではないかと思われた。当該補助制度を継続するかどうか検討することが望ましい。 <大分県物産協会について> 大分県物産協会の負担金について、協会からの請求書に基づき負担金を支出しているが、そもそも負担する根拠を担当課に確認したところ、そのような資料が保存されておらず、把握できなかった。また、平成 26 年度の市の負担金額は 72 千円と少額である一方、事業収益は 40,000 千円を超えており、自主運営が可能ではないかと思われた。当該負担金制度を継続するかどうか検討することが望ましい。	

No.	17—14	過年度報告書における記載ページ	17（意見書）
中区分	第 2 個別的事項 5 企業立地推進事業		
小区分	—		

説明	大分インテリジェントタウン企業誘致推進協議会は平成 6 年度から事業実施していたが、25 年度をもって廃止された。協議会で行われていた事業の中に、企業の立地動向に関する情報の収集、企業訪問等個別企業の勧誘等が含まれていた。 現在は、企業の大分市への進出、事業所等の増設・移設等にかかる設備投資額等の一部を助成している（大分市企業立地促進助成金）制度はあるものの、市のホームページに掲載されている程度であり、積極的な企業立地推進事業の活動は行われていないとのことである。企業立地推進事業の平成 26 年度事業実績額は 480,768 千円となっている。
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
(A)	（意見） 平成 17 年 3 月に提言を受けた大分市地域活性化プログラムの実現には、具体的な施策の策定が必要であり、経済活性化のためには、企業誘致、創業支援、雇用創出、既存企業技術の高付加価値化、消費拡大等が求められるが、これらをどのように実現していくのか市の役割を明確にする必要がある。 企業誘致や創業支援等の観点から、企業が必要とする情報を収集し、提供する場を設けることが重要である。 企業立地推進体制を強化するための専任部署の設置や、優良な企業を誘致するため、企業の持つ技術力や業界の動向を判断できる適切な人材の配置が必要である。 市内の大手メーカーの多くは、生産拠点を海外に移し、国内での生産は高付加価値品のみとしていることから、地元企業にも高付加価値化を支援するための機会作りが必要である。
(B)	（措置済） 産業を取り巻く環境が大きく変化する中、本市商工業が持続的な発展を遂げるための方向性を中長期的な視点で示す「大分市商工業振興計画」を平成 20 年度に策定した。この計画において、経済活性化のため、企業誘致、創業支援、雇用創出、既存企業技術の高付加価値化、消費拡大等が図れるよう基本方針を示し、その具現化に向けた主要な取組・事業を掲げるとともに、本市の役割も明確にしており、現在、同計画に基づき各種事業を実施しているところである。 また、平成 18 年 12 月には、起業化支援、人材育成、産学交流の拠点となる「大分市産業活性化プラザ」を設置し、企業に必要な情報の収集や提供を行うとともに、NPO 法人や大学等との連携のもと、技術経営講座などの人材育成事業や技術支援アドバイス事業、産学交流サロン事業などを実施しながら、地元企業の支援を行っている。 さらに、企業立地の推進については、平成 21 年 4 月に大分市企業立地促進条例を

	改正し、より一層中小企業が利用しやすい制度に見直したところであり、今後とも大分県との連携を強化しながら積極的に取り組んでいきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
(措置が不十分) 企業誘致について、担当者によると、相互の情報提供・共有、企業訪問による誘致活動、立地場所の調査・紹介、企業担当者等の大分訪問・現地視察への対応について県と一緒にやっているとの回答を得たが、県との役割分担、連携されたような活動状況を文書で把握することができなかった。県と市の同行訪問は平成 27 年度から行っているとのことであった。 今後は企業誘致事業が効率的に行われるように、誘致対象業種の想定、情報入手の手段、企業訪問による誘致活動のスケジュールや立地場所の収集・調査・紹介などについて、県と市（職員）の役割分担、スケジュールを可能な限り明確にして、誘致の実現に向けて計画的・積極的に取り組むといった対応が求められる。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
<事業メニューの見直しについて> 企業誘致については、他市も様々な助成制度を設け取り組んでいる。大分市によると、他市の助成制度との比較では、助成額や助成内容等において、目立った独自性はないが、助成制度の内容を立地の第 1 条件とする企業は少ないと考えている。他市と比較される場合には、助成制度そのものがなければ条件的に不利であるが、助成制度だけで決定するものではないことから、一定レベルの助成を行えばインセンティブになるとしている。例えば、大分市は、九州の他の県庁所在地と比べコールセンター業務において競合他社が少ない点、人口・年齢構成から人員確保がしやすい点、近年台風や大地震等による自然災害が比較的少ないといった点について優位性があると担当課は考えている。 助成制度等の事業メニューについて、大分県が平成 27 年 6 月頃に助成制度の見直しを始めており、これに合わせ市も助成内容の見直しを今後検討するとのことであった。これまでは、県と市の連携強化が十分でなかったことから、今後は、東京都に設置されている県の企業誘致課と密に連絡を取るなどして、市の優位性が発揮できるような事業メニューを設けることが望まれる。 なお、現行の大分市企業立地促進助成金については、中小企業の場合、交付要件としての雇用（増加）人数は 2 人以上とされている。助成金交付一覧（次表）を見ると、近年は新規雇用従業員数が、交付要件の最低基準である 2 人となっている案件が目立っており、直接的な雇用効果は薄くなっている。交付要件の新規雇用人数を引き上げることによる直接的効果、あるいは	

は、誘致による新しい取引がもたらす間接的な効果についても検討して、事業メニューを定期的に見直す必要があるといえる。

助成金交付一覧

	企業	業種	設備投資額 (百万円)	雇用 人数	助成額 (千円)
平成 23 年度	A	化学製品製造業	5,035	2	252,734
	B	運輸業	264	3	14,697
	C	運輸業	264	5	15,702
	D	製造業	127	6	9,329
	E	製造業	2,405	3	121,757
	F	製造業	142	2	8,118
平成 24 年度	G	製造業	282	2	15,092
	H	製造業	12,300	10	500,000
平成 25 年度	I	製造業	7,395	22	380,768
	J	製造業	108	2	6,375
	K	情報提供サービス業	—	9	4,500
平成 26 年度	L	化学製品製造業	9,578	2	479,912

No.	17—15	過年度報告書における記載ページ	19（意見書）
中区分	第 2 個別的事項 7 金融対策事業		
小区分	(1) 金融対策事業の事業評価		
説明	大分市及び大分県双方で、民間金融機関や政府系金融機関による金融を補完し、中小企業者等が経営に必要な資金を円滑に調達できるよう、制度資金を運営している。制度資金運営のための貸付原資の一部を指定金融機関に預託し、これに金融機関の資金を加えて融資枠を設定し融資を行っている。融資の審査は、金融機関及び信用保証協会が協議の上決定している。大分市は具体的に、次の融資制度を設けている。		

	<table><tr><th>融資制度の区分</th><th>資金名（大）</th><th>資金名（小）</th></tr><tr><td rowspan="3">中小企業者向け融資制度</td><td>事業資金</td><td>開業資金 小規模企業者事業資金 中小企業者事業資金</td></tr><tr><td colspan="2">環境保全資金</td></tr><tr><td>季節資金</td><td>夏期特別資金 年末特別資金</td></tr><tr><td rowspan="2">中小企業団体向け融資制度</td><td colspan="2">助成団体等高度化資金</td></tr><tr><td colspan="2">中小企業団体一般資金</td></tr><tr><td rowspan="4">中小企業等勤労者向け融資制度</td><td colspan="2">住宅資金</td></tr><tr><td colspan="2">厚生資金</td></tr><tr><td>生活安定特別資金</td><td>生活安定資金</td></tr><tr><td></td><td>賃金遅払資金</td></tr></table>	融資制度の区分	資金名（大）	資金名（小）	中小企業者向け融資制度	事業資金	開業資金 小規模企業者事業資金 中小企業者事業資金	環境保全資金		季節資金	夏期特別資金 年末特別資金	中小企業団体向け融資制度	助成団体等高度化資金		中小企業団体一般資金		中小企業等勤労者向け融資制度	住宅資金		厚生資金		生活安定特別資金	生活安定資金		賃金遅払資金
融資制度の区分	資金名（大）	資金名（小）																							
中小企業者向け融資制度	事業資金	開業資金 小規模企業者事業資金 中小企業者事業資金																							
	環境保全資金																								
	季節資金	夏期特別資金 年末特別資金																							
中小企業団体向け融資制度	助成団体等高度化資金																								
	中小企業団体一般資金																								
中小企業等勤労者向け融資制度	住宅資金																								
	厚生資金																								
	生活安定特別資金	生活安定資金																							
		賃金遅払資金																							
	当事業の平成 26 年度事業費は 3,179,021 千円となっている。																								
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）																									
(A)	（意見） 長期融資（融資期間が 1 年を超えるもの）は、毎年一定の時期に融資を受けた事業者の業績等について報告させ、事業好転等の状況把握を実施する等、個別の評価に基づく全体施策の評価が実施される必要がある。 市と県が融資制度に関し、業務の有効性・効率性・経済性等の視点で、ノウハウの共有・人材の交流・勉強会の共催・情報の共有又は交換等を進めることは、大変有益である。																								
(B)	（措置済） 国の信用補完制度の改正を受けて、大分商工会議所、金融機関等に対してヒアリングを行い金融制度のニーズや継続の要望等を把握する中で、事業の評価を行いながら、平成 18 年度から企業の信用力に応じた信用保証料の補給率の設定や協調倍率の拡大などの制度改正を実施した。同じく、平成 18 年度より本市の融資制度のうち「開業資金」を利用して開業間もない中小企業者に対し、直接会社に出向き、金融や経営についての相談を実施する中で事業の状況把握を行っているところである。 また、大分県と本市の融資制度は、それぞれ独自の利点があることから、その関連性及び補完性から実務上の情報交換など随時行っているところである。																								

市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	結 果
(措置が不十分) 業績を把握したような資料はなかった。金融機関とは、融資制度の見直しをする際に、担当者レベルで話し合い等をしているとのことであったが、その書類、メモが残されていなかった。現在は、件数や融資総額という実績で事業評価を行っているようであるが、個別の事業者に対する融資の具体的な効果については、検討されているものが見あたらなかった。業務の有効性・効率性・経済性の視点から検証が行われたとは判断できなかった。	

No.	17—16	過年度報告書における記載ページ	20（意見書）
中区分	第 2 個別的事項 7 金融対策事業		
小区分	(2) 大分県の施策等との連携の可能性及び必要性		
説明	No.17—15 参照		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	（意見） 県も国（中小企業庁）も中小企業支援施策を有しており、大分市と類似する制度を同一事業者が複数利用する場合には、利用者（事業者）及び市県等の事務サイドにおいて、それぞれ類似の書類・手続が必要となると想定されるため、事務手続上の工夫をすることで、事務等の効率化に役立てられると考える。		
(B)	（現時点で実現不可能なもの） 国、大分県や本市の類似した融資を重複して利用する事業者もあるが、窓口となる取扱金融機関が異なるケースや金融機関による審査基準が異なるなどの理由から、書類の共通化や手続きの統合などは困難と考えている。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	意 見		
（措置が不十分） 県の様式等を入手しておらず、県とのやり取り等の証跡も確認できなかった。書類の共通化や手続きの統合などは困難としているが、そもそも具体的な検討を踏まえて判断されたものかどうか客観的に、識別できなかった。 現在、大分市と大分県双方が制度融資を行っている。市の中小企業者向け融資制度に掲げられている、中小企業者事業資金や創業・開業向け資金など、融資制度が類似したものが目立つ			

状態にある。

例えば類似しているものとして下表のものがある。

	大分市	大分県
資金名	中小企業者事業資金	一般資金（大分県中小企業向け制度資金）
融資対象	中小企業者	企業又は組合
信用保証率	0.45～1.9% （主に市が 75～85%補助）	1.15%以内
資金使途	設備、運転	設備、運転
融資限度額	3,000 万円	5,000 万円（企業、設備） 2,500 万円（企業、運転）
融資利率	年 2.1%	年 1.9～2.6%
融資期間	1 年超 10 年以内	10 年以内

融資自体は金融機関が窓口となるため、県と市のいずれの制度融資を利用するかどうかは利用者が決めることになるが、利用者にとっては、資金使途や融資期間、保証料の補給率などの有利な方を選ぶことになりやすい。利用者負担が増えれば制度の利用率は低下し、利用者負担が減れば（行政の負担が増えれば）利用率が伸びる可能性がある。また、県と市が同程度のレベルのものを提供すると、これは二重行政となる。県と市がそれぞれ利用度を高めていくことは、結果的に行政コストの増大を招く可能性がある。

本来経済的便益を享受する事業者自身が負担すべき金融コストを、あえて市（民）が負担するのであれば、効率的かつ効果的に業務が行われることが求められるが、これでは、効率性が確保できないと思われる。

したがって、利用者や金融機関の事務の効率性の面からも、様式のみならず市・県の制度自体を統一（一本化）するよう検討することが望ましいといえる。融資対象者という特定者への支出が、当該対象者からの税収や当該対象者の取引、雇用等を通じて県や市が特定の利益を享受するという点において負担金としての性格を満たすものと判断されうるのであれば、県直営業務に対して市が負担金を支出する手法も考えられる。県及び他市町村との協議の上、融資を負担金制度で実施できないか検討することが望ましい。

No.	17—17	過年度報告書における記載ページ	21（意見書）
中区分	第 2 個別的事項 7 金融対策事業		

小区分	(3) 資金預託による協調融資制度
説明	No.17—15 参照
前回監査における監査人の所見 (A) とその後の市の措置状況 (B)	
(A)	(意見) 金融機関への資金預託に基づく協調融資制度において、平成 14 年度以降の融資残高及び新規融資のない中小企業団体等高度化資金等については、制度の廃止を検討する時期ではないかと考える。 平成 16 年度において、融資残高のない金融機関や比較的利用実績が低い金融機関については、資金預託の廃止、減額等を検討する余地がある。 融資制度の利用状況が低調である原因が、中小企業の信用力不足や、手続等が煩雑であること等が考えられるため、金融機関に中小企業者支援を積極的に行ってもらいようお願いするとともに、事務手続の簡素化等や、別途、経営改善支援策の提案等を金融機関と一緒にできないか検討する余地がある。 融資は、預託額の一定倍率まで金融機関で可能なように取り決めているが、当該取決めに超過する融資があれば、保証料補給、利子補給、損失補償等を通じて大分市のリスク負担が拡大するおそれがあり、常に金融機関別にリスク管理をしておくことが重要である。
(B)	(措置済) 中小企業団体等高度化資金については、取扱金融機関である商工組合中央金庫と平成 18 年度から協議した結果、今後とも需要が想定されるとの判断から、現時点での制度の廃止は困難と考えている。 また、預託については、毎年度その実績を加味して増額や減額を行っているところであるが、経済情勢が著しく厳しい状況の中、平成 20 年度に緊急支援融資制度を創設したことにより各金融機関の利用は増加していることから、現時点での資金預託の廃止は考えていない。 さらに、融資制度の事務手続については、平成 19 年度から連帯保証人 2 人を 1 人とするなどその簡素化を図ったところである。 なお、金融機関の本市との取決めに超過する融資については、平成 17 年度に当該取決めに超過する融資を行うことについて金融機関と協議し、平成 18 年度から融資枠を超えることのないよう計画的に実施する旨は正したところであり、今後とも実施の適正化を図っていきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見

(措置が不十分)

需要の有無のみで、制度の存否を判断するのであれば、様々なメニューが設定されてしまう結果、業務の効率性が確保できなくなる可能性があることから、需要の多寡、利用による効果、代替可能性等をきめ細かく判断した上で、制度の存否を決定していく必要がある。

例えば、環境保全資金（中小企業者向け融資制度）、助成団体等高度化資金、中小企業団体一般資金（いずれも中小企業団体向け融資制度）、厚生資金、生活安定特別資金（いずれも中小企業等勤労者向け融資制度）は平成 26 年度の利用がなかったが、27 年度のメニューに掲げられている。利用実績に乏しいものについては、制度の廃止を積極的に検討することが必要と思われる。

また、融資制度の見直しが市で行われているが、その方法については改善を要する必要がある。例えば開業資金について。下表は、当該資金の利用状況である。

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26
件数	13	17	14	5	10	5	5	4	3

利用状況の減少要因として、市は、市の制度が自己資金要件のある新事業促進法（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律）に基づき実施されている一方、県において自己資金要件のない産業競争力強化法に基づく創業融資制度が既に設置されているため、市の制度が使われにくいとしている。この場合、市の制度を廃止して、県の制度を活用するよう勧めていくことも 1 つの選択肢と考えられるが、市は制度を県の制度に合わせる形に見直した。平成 26 年度の融資制度の見直し案をみると、創業者の定義に県の制度にある「産業競争力強化法」を追加することで、市においても自己資金要件がない場合も利用可能とする案のみが記載されており、制度の廃止が検討された証跡はなかった。

利用者が増加することにより、融資残高、信用保証料の増加につながる可能性が考えられるため、すでに県の制度で代替できるものについてまで、あえて市が県と同様のメニューを作る必要があるのか、業務の効率性を踏まえ、より慎重に判断する必要があるといえる。

No.	17—18	過年度報告書における記載ページ	22（意見書）
中区分	第 2 個別的事項 7 金融対策事業		
小区分	(5) 保証料補給の廃止あるいは減額		
説明	大分市は中小企業者向け融資制度として、信用保証料の全額あるいは部分補助を行っている。このうち、開業資金融資と小規模企業者事業資金融資では、市の補給率は 100%となっており、中小企業者事業資金融資においては 75%～85%となっている。		

前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
（A）	（意見） 低金利時代において、融資を受ける事業者が必要な金融コストを負担することが現在の環境下において当然という流れの中で、事業者が本来負担すべき保証料について補給を行うことは、必ずしも適切であるとは考えられず、廃止あるいは削減が望ましい。 今後の事業者支援は、当該融資とひも付きの経営コンサルティングの利用、財務情報の信頼性を確保するための外部監査人等の利用その他ソフト面での支援に費用を使う方がより中小事業の振興に役立つものといえる。
（B）	（措置済） 平成 18 年度から保証料の全額補給を見直し、小規模企業等に配慮する中で、企業の信用力に応じた補給率を設定した。なお、平成 20 年後半からの世界的な金融危機の中で、本市においては、緊急支援融資制度を創設し、経営状況の厳しい中小企業に対し保証料の全額補給を行っているところである。 また、平成 18 年度から本市の融資制度の「開業資金」を利用した開業間もない中小企業者に対し、新たに融資後の支援として、中小企業診断士が直接会社に出向き、金融や経営についての相談を実施しているところであり、今後ともソフト面での事業者支援について検討・実施していきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
（措置が不十分） 補給率は、平成 19 年度以降見直しが行われていない。また、具体的な補給率の減少を検討した資料も確認できなかった。 低金利の状況が継続している中、融資を受ける事業者が必要な金融コストを負担することが現在の環境下において当然という流れの中で、事業者が本来負担すべき保証料について補給を行うことは、必ずしも適切であるとは考えられないとする過去の報告書における意見を踏まえ、継続的に検討・改善する事項である。補給の廃止やさらなる削減を検討する必要があるといえる。	

第 1 1. 『一般廃棄物の収集・運搬・処分について』（平成 16 年度①）

No.	1 6 - 1	過年度報告書における記載ページ	29（報告書）
中区分	業務委託契約		
小区分	佐野清掃センターにおける業務委託契約の内容について		
説明	大分市では、清掃事業関連業務について、円滑かつ適正な業務の遂行、効率的かつ経済的な実施を図るために外部委託を行っている。前監査人が監査を実施した平成 15 年当時も、委託が可能な業務については可能な限り外部委託が行われていた。 そのような中で、佐野清掃センターの中央制御室運転業務については、市職員と委託業者の作業員とが共同して業務を遂行していた。これは、市職員が民間から運転に関するノウハウを習得・蓄積し、ゆくゆくは市職員のみによる単独業務にするという目的があったためである。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	（意見） 佐野清掃センターの中央制御室の運転業務は、市職員と委託業者の作業員とが共同で担当しているが、全面委託により 75,000 千円のコストダウンを図ることができるので、全面委託を検討する余地がある。 また、異常事態の早期発見や措置を講じるため当該運転業務には、専門技術者の配置が必要であるが、市職員は、定期異動により専門技術の蓄積、継承が困難であると考えられ、技術面、安全面からも市職員と委託業者の作業員の共同担当の解消を検討すべきである。		
(B)	（措置済） 平成 18 年度から、行政改革アクションプランにおける「中長期的な業務執行方式の見直し計画」に基づき、佐野清掃センターの中央制御室運転業務を民間に委託した。		
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見			
結果あるいは意見	－		
（措置されている） 上記のように、平成 18 年度から佐野清掃センターの中央制御室運転業務につき包括業務委託を行っている。この結果、中央制御室の運転係は、平成 17 年度から平成 18 年度にかけて 15 名削減され、123,945 千円の人件費の削減が図られていることから、措置は行われていると判断した。			

今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
	(随意契約の公表について) 上記の市の措置状況を検証するにあたり、佐野清掃センター及び福宗清掃センターにおける主要な業務委託契約のファイルの閲覧を行った。 「大分が発注する建設工事の指名競争入札参加選定に関する要綱」によれば、建設工事の場合は 130 万円以下（清掃センターの施設プラント設備関係では、内部の取り決めにより修繕については 50 万円以下）の契約では随意契約が可能であり、それを超える契約については、原則として入札によることとされている。 従って、両清掃センターの場合、50 万円を超える委託契約は原則として入札となるはずであるが、構造に熟知したプラントメーカーしか部品調達を含む円滑な保守管理ができない等の理由により、実際は 50 万円を超える業務委託契約であっても随意契約となっているケースがかなりの件数で存在していた。 このように市の要綱で定める原則的な取扱いよりも例外による取扱いが実務上多くなるケースでは、何故例外的取扱いになるのか、を示す必要がある。 この点につき、大分市契約事務規則では一定の条件に当てはまる随意契約（注）は公表することになっているが、それ以外の随意契約は公表しなくてもよいこととなっている。 しかし、他の自治体では、実際には随意契約となっている業務委託契約が多数存在する現状を勘案し、契約に係る透明性をあげ市民の理解を得るため、公表する随意契約の範囲を拡げたうえで公表しているところもあるようである。 大分市においても、他の自治体の公表状況を調査したうえで、例えば一定金額以上の随意契約は全てその理由を公表することが可能かどうか等、検討する必要があると考えられる。また、原則はあくまでも一般競争入札であることを忘れないで貰いたい。 (注) 大分市契約事務規則第 40 条の 2 によれば、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 3 号（障害者支援施設等からの買い入れ契約）及び第 4 号（新商品の買い入れ契約）において随意契約を締結する場合は、公表するものとしている。

No.	1 6 - 2	過年度報告書における記載ページ	37（報告書）
中区分	負担金、補助金及び交付金		
小区分	浄化槽法に定める検査不合格の場合の取扱いについて		
説明	公共下水道は、各家庭や工場等の汚水を水資源再生センター（処理場）に集めて処		

	理するのに対し、浄化槽は、各家庭や事業所等が各々の責任で処理した排水を水路や河川に放流するものである。公共下水道の未整備地区については、主に、浄化槽（合併処理浄化槽）とみなし浄化槽（単独処理浄化槽）により排水処理されている。 大分市では、国の「単独処理浄化槽の新設廃止対策の推進について」に沿った単独処理浄化槽新設廃止対策と合併処理浄化槽の整備の促進を図るため、平成 9 年 10 月 1 日から「大分市合併処理浄化槽設置指導要綱」を施行し、合併処理浄化槽の普及促進を強化するとともに、住民及び関係業界に対して協力を呼びかけ、既設の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への移行を図っているところである。 当該合併処理浄化槽の普及促進に当たり、生活排水による公共用水域の水質の汚濁を防止して快適な生活環境を守り、公衆衛生の向上に寄与することを目的に、下水道及び農業集落排水の未整備地域における生活排水対策として、小型合併処理浄化槽の設置を奨励するために、設置者に対し補助金を交付している。
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
（A）	（意見） 大分市浄化槽設置費補助金交付要綱には、浄化槽設置後の適切な維持管理の義務づけを規定しているが、当該維持管理の適正さを確認する浄化槽法第 11 条に基づく検査に不合格となった場合の取扱いが明確にされておらず、不合格となった場合の補助金返還など、その取扱いを明確にすることが望まれる。
（B）	（措置済） 大分市浄化槽設置費補助金交付要綱に基づき補助金交付を受けた浄化槽管理者に対して、浄化槽の適正な維持管理が行われていない場合には、補助金交付決定通知書に付されている交付要件に違反することから、同要綱第 13 条第 1 項第 2 号の規定に基づき補助金の交付決定の取消しが可能であり、また、当該取消しを行ったときは、同要綱第 14 条の規定により補助金の返還を命ずる旨定められているところである。 なお、浄化槽法第 11 条の規定による定期検査に不適正と判定された場合の取扱いについては、浄化槽管理者に対して、浄化槽の適正な維持管理に関する指導の徹底を図ってきたところであり、今後は、さらに改善結果の報告書の提出を求めることとし、再三の指導を行っても、なお改善が見られない場合には、同法第 12 条第 1 項の規定による改善勧告を、これに応じない場合は同条第 2 項の規定による改善命令を、さらにこれにも従わない場合には補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還などの措置を講じていきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見

(措置が不十分)

法定検査の結果、不適正となった場合は「浄化槽の改善に関する報告書」（以下、報告書という）の提出を求め指導・改善を行っている。それに応じない管理者について、浄化槽法に基づいて上記のような改善勧告、改善命令、交付決定取消しまで行うとしているが、これまで事例はなく、実質的には報告書の提出を求めるに留まっている。

こうしたことから、改善が見られない管理者（例えば１年以上放置している管理者等）については、上述した浄化槽法に基づく段階的な措置が講じられるべきと考える。

No.	1 6 - 3	過年度報告書における記載ページ	15（意見書）
中区分	ごみ処理原価について		
小区分	今後の検討課題		
説明	ごみ処理原価の主な算定目的は、公益社団法人全国都市清掃会議作成の企画委員会報告「廃棄物処理事業原価計算の手引」（以下、従来基準という）の記載では、以下のようになっている。 ① 廃棄物処理事業のための管理、運営のための資料を提供すること。 ② 廃棄物処理手数料等を決定するための資料を提供すること。 大分市においても上記手引に基づき、毎年度清掃管理課が原価計算を行っている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	（意見） 原価は、収集費のようなランニングコスト的なものから、償却費のように過去の投資額を使用年数で割って各年度の原価とするものなど、発生の様態が異なるものもあり、今後の施策によって低減の可能性や短期的な変動の可能性も異なるため、目的に沿った計算を行うことが重要である。		
(B)	（対応中） 平成 19 年 6 月に環境省が「一般廃棄物会計基準」（以下、環境省基準という）を策定したことを受け、この基準を分析するとともに、他都市の動向を調査・研究する中で、最小の経費での適正なごみ処理や受益者負担の観点からの合理的な施設使用料の決定などの目的に沿う、本市に最も適した原価の計算方法を、平成 21 年度末までに作成していきたい。		

市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
(措置が不十分) 措置の状況によれば、平成 19 年 6 月に環境省が「一般廃棄物会計基準」を策定したことを受け、その検討を行い本市に最も適した原価の計算方法を平成 21 年度末までに作成していきたいとある。しかし、ごみ袋有料化等重要施策の導入により、その効果を見るためには従来基準で原価を算定したほうが比較しやすいという判断から、依然として作成されていなかった。 平成 21 年度末の作成予定から既に 6 年近く経過している事実や、他市の状況を見ると環境省基準で算定したごみ処理原価を公表しているところもある。他市との比較を容易にするという観点からは、市独自の新しい原価計算の方法を作成するよりは環境省基準の導入が望ましいと考えられるため、早期導入を検討すべきと考える。	

No.	1 6 - 4	過年度報告書における記載ページ	19 (意見書)
中区分	一般廃棄物処理実施計画と実績の対比		
小区分	リサイクル率の目標 平成 15 年度の実績		
説明	大分市ではごみ減量、リサイクル事業として以下のような取組みを行っている。 ① 生ごみ処理容器等による減量化 生ごみ処理容器（コンポスト、ボカシ）による堆肥化 ② 大規模事業所ごみ減量推進事業 大規模事業所をごみ減量推進事業所として指定し、事業系ごみの減量推進 ③ 資源物の行政回収 「缶・びん・ペットボトル」の分別回収による再資源化 ④ 有価物集団回収運動促進事業 家庭から出される古紙などを、子ども会・自治会・老人会等の団体が日時を決めて回収し、業者に売り渡すことで活動を実施する団体に報償金を交付している。 ⑤ 廃木材・剪定枝等リサイクル事業 廃木材や一般家庭から排出される庭木、公園内の樹木、道路の街路樹等の剪定枝の再資源化。		

	大分市では、平成 18 年度の 18.4%であったリサイクル率を平成 29 年度には 40%以上に引き上げることを目標に掲げ、ごみの再資源化に取り組んでいるところである（下表参照）。 <table><tr><td>年度</td><td>18 年度 基準</td><td>19 年 度</td><td>～</td><td>24 年 度</td><td>25 年 度</td><td>26 年 度</td><td>27 年 度</td><td>28 年 度</td><td>29 年 度</td></tr><tr><td>状況</td><td>実績</td><td>実績</td><td>～</td><td>実績</td><td>実績</td><td>実績</td><td>目標</td><td>目標</td><td>目標</td></tr><tr><td>資源化 量(t)</td><td>42,774</td><td>40,097</td><td>～</td><td>35,647</td><td>35,294</td><td>35,284</td><td>45,878</td><td>60,584</td><td>61,429</td></tr><tr><td>リサイ クル率 (%)</td><td>18.4</td><td>22.6</td><td>～</td><td>21.0</td><td>20.8</td><td>20.7</td><td>29.2</td><td>39.2</td><td>40.0</td></tr></table> (大分市ホームページより)									年度	18 年度 基準	19 年 度	～	24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度	状況	実績	実績	～	実績	実績	実績	目標	目標	目標	資源化 量(t)	42,774	40,097	～	35,647	35,294	35,284	45,878	60,584	61,429	リサイ クル率 (%)	18.4	22.6	～	21.0	20.8	20.7	29.2	39.2	40.0
年度	18 年度 基準	19 年 度	～	24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度																																								
状況	実績	実績	～	実績	実績	実績	目標	目標	目標																																								
資源化 量(t)	42,774	40,097	～	35,647	35,294	35,284	45,878	60,584	61,429																																								
リサイ クル率 (%)	18.4	22.6	～	21.0	20.8	20.7	29.2	39.2	40.0																																								
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）																																																	
(A)	(意見) 平成 15 年度のリサイクルの目標の達成率は、目標を 8.5%超えたものの、市による回収や集団回収や自家処理は目標を下回った。集団回収及び自家処理を増加する施策の推進が重要と考えられる。																																																
(B)	(対応中) 集団回収団体の育成やその空白地帯の解消並びに回収実施回数の増加に向けて、市報掲載やイベントの開催、ごみの説明会等において、有価物集団回収運動や生ごみ処理機器等の P R を行うなど、リサイクルの普及拡大に向けた取組を行っているところであり、引き続き、リサイクルの推進に努めていきたい。																																																
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見																																																	
結果あるいは意見		意 見																																															
(措置が不十分) 平成 26 年度の有価物集団回収量及び各種自家処理量の計画値と実績値を比較すると以下のようになる。																																																	

(単位：トン)			
	実績	計画	差異
有価物集団回収量	3,661	4,815	△1,154
生ごみ処理容器自家処理量	893	1,042	△149
生ごみ処理機器自家処理量	75	212	△137
段ボールコンポスト自家処理量	117	92	25
(清掃管理課作成資料より)			
上記表のように、段ボールコンポスト自家処理量を除いて実績値が計画値を下回っており、計画未達に終わっている。有価物集団回収運動の強化や生ごみ処理機器等のPRを行うなど啓発は行っているものの、結果的に十分な成果に結びついていない。 今後は、有価物集団回収活動については回収団体の空白地帯に特化した啓発活動、生ごみ処理容器等については、できた堆肥の使途がない等で躊躇しているマンション等の家庭に特化した啓発活動を行うなど、よりターゲットを絞った啓発活動が必要と考えられる。 なお、有価物集団回収運動についてはNo.16-6で後述しているので参照されたい。			

No.	16-5	過年度報告書における記載ページ	27（意見書）
中区分	ごみ減量化に向けての施策について		
小区分	家庭ごみの減量化について 生ごみ処理容器の貸与及び補助事業の促進		
説明	大分市ではごみ減量、リサイクル事業の一環として生ごみ処理容器（コンポスト・ボカシ）による生ごみの堆肥化を推進しており、希望する市民には生ごみ処理容器の貸与及び電動式生ごみ処理機の購入補助を行っている。 生ごみ処理容器貸与及び家庭用生ごみ処理機器の購入補助制度の概要は以下のとおりである。 （生ごみ処理容器貸与制度） 1. 対象者 ・市内居住者（法人その他の団体を除く）		

	・今年度生ごみ処理機器購入補助を受けていない者 ・今年度段ボールコンポスト支給事業の申請をしていない者 ・過去5年度間にコンポスト容器（注1）（2個）またはボカシ容器のいずれの貸与もを受けていない者 2. 貸与容器 「コンポスト容器2個まで」もしくは「ボカシ容器1（注2）セット（2個）」のどちらか 3. 費用 無料 4. 貸与期間 5年 （注1）コンポスト容器とは、底がなく、投入した生ごみの水分を土に吸収させ、残ったものを地中の微生物によって発酵・分解し、堆肥化させる容器をいう。 （注2）ボカシ容器とは、密閉式の容器で、生ごみを入れてはボカシ（米ぬか、もみ殻等に発酵菌を混和し、乾燥させたもの）を混ぜながら処理するもので、その処理した生ごみを地中に埋め込み、堆肥化させる容器をいう。 （家庭用生ごみ処理機器の購入補助制度） 1. 対象者 ・市内居住者（法人その他の団体を除く）で、自宅に設置して使用する者 ・今年度コンポスト・ボカシ容器貸与の申請をしていない者 ・今年度段ボールコンポスト支給事業の新規申請をしていない者 ・過去5年度間に同補助金の交付を受けていない者 2. 対象機器 乾燥・発酵・分解等の方法により生ごみを減量または堆肥化させる機器 3. 補助額 本体購入価格（消費税含む）の2分の1 電動式 30,000円 非電動式 15,000円 が上限 （大分市ホームページより）
--	---

前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）		
（A）	（意見） 家庭用可燃ごみの 36.2%を占める生ごみの減量化施策として生ごみ処理容器の貸与と電動式生ごみ処理機の購入補助を実施しているが、普及率の推計は全世帯の 3.7%に過ぎない。家庭可燃ごみの減量化に最も効果の大きい生ごみの減量化に向け生ごみ処理機の普及促進の啓発活動が重要である。	
	（B）	（対応中） 毎年度、生ごみ処理容器の使用方法の講習会を公民館など 13 か所で実施することにより P R するとともに、希望する市民には会場での生ごみ処理容器の貸与申請の受付を行うなど、その普及促進に努めてきた。また、市報掲載や「リサイクルおおいた」の発行等により、その普及に向けた啓発も行っているところである。 また、平成 18 年度から、新たに非電動式生ごみ処理容器の購入についても補助対象とし、さらには、平成 20 年度から地域コミュニティの醸成と併せて、市民と協働して生ごみを処理する「生ごみコミュニティ回収事業」を実施しているところであり、引き続き、生ごみの更なる減量化に向けた取組を推進していきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見		
結果あるいは意見		意 見
（措置が不十分） 生ごみ処理容器及び生ごみ処理機器による自家処理量の年度毎の推移をみると以下のようになる。		
（単位：トン）		
	生ごみ処理容器自家処理量	生ごみ処理機器自家処理量
平成 18 年度	1,087	1,263
平成 19 年度	936	479
平成 20 年度	967	394
平成 21 年度	876	294
平成 22 年度	1,024	259
平成 23 年度	900	183
平成 24 年度	872	130
平成 25 年度	840	94
平成 26 年度	893	75
（清掃管理課作成資料より）		

上記表のように、講習会、市報掲載や「リサイクルおおいた」の発行等によりその普及に向けた啓発活動を行ってきたものの、自家処理量は減少傾向にあるため、結果として啓発活動が奏功しているとは言い難い。 生ごみ処理容器貸与事業及び生ごみ処理機器購入補助事業は、制度が始まって長期間経過しているため、郊外の戸建て住宅など使用する意思と環境が整っている家庭にはある程度普及し終えていると考えられる。 今後は、使用する意思はあっても、できた堆肥の使途がない等で躊躇しているマンション等の家庭に対して市で堆肥を回収して使用する仕組み（市が回収したうえで、管理している公園等での利用等）を検討し、戸建て住宅以外の家庭に普及を図る施策がないか検討する必要があると考える。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
（生ごみ処理機器購入補助のあり方について） 上記表からわかるように、特に生ごみ処理機器の自家処理量の減少が顕著である。平成 26 年度に限ってみれば、自家処理量は 75 トン、購入補助金額は 4,665 千円であり、年々減少傾向にあることを考慮すれば、実績としては乏しくその効果に疑問を持たざるを得ない。 先に述べたように、まずは生ごみ処理容器及び生ごみ処理機器の普及を図る施策の更なる検討が第一と考える。しかし、今後とも低い利用件数に留まるようであれば、生ごみ処理機器購入補助事業を思い切って廃止し、その予算を前述した市で堆肥を回収して使用する仕組み作りに利用できないか、検討する余地があると考えられる。	

No.	1 6 - 6	過年度報告書における記載ページ	28（意見書）
中区分	ごみ減量化に向けての施策について		
小区分	家庭ごみの減量化について 有価物集団回収運動の促進		
説明	大分市では、ごみ減量、リサイクル事業の一環として昭和 51 年から有価物集団回収運動に取り組んでいる。有価物集団回収運動とは、いわゆる廃品回収のことであり、家庭から出される古紙、布類、缶、びん等を、子ども会・自治会・老人会等の団体が日時を決めて回収し業者に売り渡す活動である。 市では当該活動を実施する団体に報償金を交付しており、その概要は以下のとおり。		

	(1) 対象者 自治会、子ども会、老人会、婦人会、スポーツ少年団その他の団体であって、営利を目的としない 大分市で活動している団体 (2) 報償金 (活動月数×3,000円)+(古紙・布類の回収重量1キロあたり5円×回収重量)+(廃食用油の回収量1リットルあたり10円×回収量) (大分市ホームページより) なお、報償金の交付を受けるためには、予め有価物集団回収団体として市への登録が必要となり、報償金の申請を行ったのち団体へ交付されることになる。 <pre> graph LR A[回収業者] -- 売却金 --> B[登録団体] B -- 資源物 --> A B -- 報償金申請 --> C[市] C -- 報償金交付 --> B </pre>
前回監査における監査人の所見 (A) とその後の市の措置状況 (B)	
(A)	(意見) 昭和51年から有価物集団回収運動が始められたが、実施集団は平成8年度、回収量は平成9年度をピークに減少傾向にある。特に平成13年度から「新聞・その他紙類・布類」の回収を市が開始したことに伴い大きく減少している。有価物集団回収運動の促進は、行政経費の低減の視点から極めて重要である。
(B)	(対応中) 集団回収団体の育成やその空白地帯の解消並びに回収実施回数増加に向けて、市報掲載や「リサイクルおおいた」の発行を行うなど、有価物集団回収運動を促進するための啓発を行っている。 また、本市ホームページ「まなびのガイド」の中の「子ども会活動ハンドブック」に掲載し、子ども会としての活動の一環となるようPRしているところであり、引き続き、有価物集団回収運動の啓発に努めていきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
(措置が不十分) 活動実施団体数と回収量の推移をみると以下のようになる。	

	活動実施団体数	回収量（トン）
平成 19 年度	505	4,727
平成 20 年度	517	4,308
平成 21 年度	496	3,967
平成 22 年度	501	3,742
平成 23 年度	525	3,617
平成 24 年度	541	3,524
平成 25 年度	541	3,498
平成 26 年度	552	3,660

（清掃管理課作成資料より）

上記表からわかるように、回収量は年々減少してきているが、ここ 3、4 年は 3,500 トン前後ではば横ばい状態である。回収量が減少傾向にある背景としては、従来この活動の主体であった子ども会が少子化の影響で減少傾向にあることや、回収対象の雑誌や新聞等の減少、リターナルびんの使用が減ったこと等があげられるとのことであった。

市としては、平成 23 年 6 月より廃食用油を報償金の対象項目に追加したり、平成 26 年 4 月からは報償金の単価引き上げ等行い対応を図っているものの、思うような回収量の増加には結びついていないのが現状のようである。

今後は、従来の子ども会に対する P R や啓発から子ども会にとって代わる活動主体になるとされる老人会や自治会への直接的な働きかけ、回収ボランティアの育成等が一層必要になる。

No.	1 6 － 7	過年度報告書における記載ページ	41（意見書）
中区分	し尿処理事業について		
小区分	し尿収集原価の把握・し尿処理手数料について		
説明	大分市でのし尿の収集は主に許可業者が行い、補完的に一部を市直営で行っている。市及び許可業者はし尿収集先からし尿処理手数料を徴収している。し尿収集手数料は大分市の条例で定められており、許可業者がし尿収集先から受け取る手数料についても大分市の条例が適用される。 さらに、許可業者に対してはし尿収集に係る補助金が交付され、許可業者にとってはし尿収集先から受け取る収集手数料と当該補助金が主な収入となっている。		

	なお、し尿収集原価を含むし尿処理原価の算定は、毎年度清掃管理課で行われている。																							
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）																								
(A)	（意見） し尿収集量の 95%は許可業者が行い、残りを市が収集しているが、民間事業者の収集原価が年間 1 件 2 万円程度と推定されるのに対し、市の収集原価は年間 1 件 34 万円となっている。地理的条件など採算性の悪い部分を市が収集していることもあるが、非効率であり、し尿収集原価低減の観点から、し尿収集原価の分析結果を手数料の決定その他の意思決定へ資することが望まれる。																							
	（意見） し尿処理手数料は、平成 7 年 4 月以降、改定、見直しに係る検討が行われていない。その後、収集車 1 台当たりの収集量が減少するなど手数料の算定基礎となる数値が大きく変化しており、適正な、し尿収集手数料や補助金の算定を行う必要がある。																							
(B)	（対応中） 平成 17 年度から平成 19 年度にかけて、し尿処理原価の算定に関して、類似都市の実態調査やその調査結果の分析、基礎資料の収集などを行い、現状の把握を終えたところである。 現行においては、公共下水道や浄化槽の普及に伴い、処理原価の前提となる収集車 1 台当たりのし尿処理量が減少してきている状況の中で、収集車両台数の適正化が必須となっていることから、今後、関係事業者等と収集車両の減車等について協議を行った上で、実態に即した適正な、し尿処理手数料の改定及び補助金の見直しを行っていきたい。																							
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見																								
結果あるいは意見		意 見																						
（措置が不十分） 前監査人が指摘した時点の平成 15 年度、及び直近である平成 25 年度のし尿収集原価を比較すると以下ようになる。 （単位：百万円） <table><tr><th>項目</th><th>内容</th><th>H15</th><th>H25</th><th>増減額</th></tr><tr><td>人件費</td><td>収集部門の人件費</td><td>133</td><td>74</td><td>△59</td></tr><tr><td>物件費</td><td>し尿収集補助金等</td><td>40</td><td>50</td><td>10</td></tr><tr><td>減価償却費</td><td>バキューム車の減価償却</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td></tr></table>					項目	内容	H15	H25	増減額	人件費	収集部門の人件費	133	74	△59	物件費	し尿収集補助金等	40	50	10	減価償却費	バキューム車の減価償却	1	2	1
項目	内容	H15	H25	増減額																				
人件費	収集部門の人件費	133	74	△59																				
物件費	し尿収集補助金等	40	50	10																				
減価償却費	バキューム車の減価償却	1	2	1																				

管理部門配賦額	管理部門の人件費	21	35	14
合計		195	163	△32
処理件数（件）		561	411	△150
1 件当たりの年間収集原価（千円）		348	396	48
し尿処理手数料		4	4	—

（清掃業務課作成資料より）

上記表のように、し尿収集原価自体は人件費を削減しており、平成 15 年当時から 3,200 万円ほどの削減が図られている。一方、し尿処理手数料は、定額制の場合平成 7 年度から平成 25 年度まで 1 世帯につき月額 310 円、平成 26 年度から消費税増税を加味して 320 円に改定されているのみである。

前監査人の指摘に従うならば、上記表のようなし尿収集原価の変動を勘案して、し尿処理手数料の見直しの検討を行うべきであったと考えられるが、消費税増税に対応した改定のみであり、し尿収集原価の変動を加味した実質的な改定は行われていない。

したがって、毎年度し尿処理原価の算定は行われているものの、その結果がし尿処理手数料の決定やその他の意思決定に有効利用されているとは考えられないため、措置は不十分と判断した。

（参考）

市直営し尿収集業務における収支状況（平成 25 年度）

（単位：千円）

歳出			歳入		歳出－歳入
項目	内容	金額	項目	金額	
人件費	収集部門の人件費	74,150	し尿処理手数料	4,751	
物件費	し尿収集手数料等補助金	33,154			
	し尿収集委託料	409			
	その他	16,780			
減価償却費	バキューム車の減価償却	2,879			
管理部門配賦額	管理部門の人件費	35,691			
合計		163,063		4,751	158,312

（清掃業務課作成資料より）

No.	1 6－8	過年度報告書における記載ページ	45、46（意見書）
中区分	し尿処理事業について		

小区分	し尿収集先の区分について・し尿収集先の推移・直営収集の見直しの検討について																																												
説明	大分市でのし尿の収集は主に許可業者が行い、補完的に一部を市直営で行っている。市は、し尿収集許可業者に対して経費補てんのための補助金を交付している。 平成 26 年度及び前回監査時点の平成 15 年度における直営と許可業者の収集先の状況は以下のようになっている。 直営と許可業者の収集先の状況 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">内訳</th><th colspan="2">平成 26 年度</th><th colspan="2">平成 15 年度</th></tr> <tr> <th>件数</th><th>割合</th><th>件数</th><th>割合</th></tr> <tr> <td rowspan="5">直営</td><td>一般有料世帯</td><td>96</td><td rowspan="5">4%</td><td>183</td><td rowspan="5">5%</td></tr> <tr> <td>生活保護世帯</td><td>211</td><td>275</td></tr> <tr> <td>新日鉄住金(株)構内</td><td>39</td><td>16</td></tr> <tr> <td>市公共施設等</td><td>11</td><td>87</td></tr> <tr> <td>計</td><td>357</td><td>561</td></tr> <tr> <td colspan="2">許可業者</td><td>8,511</td><td>96%</td><td>8,996</td><td>95%</td></tr> <tr> <td colspan="2">合計</td><td>8,868</td><td>100%</td><td>9,557</td><td>100%</td></tr> </table> (清掃業務課作成資料より) ① 一般有料世帯 許可業者の大型車両が道路事情から収集先の近隣まで行けないなどの収集困難先、あるいは収集先が遠隔地にあるなど、許可業者の採算性から収集が困難な先 ② 生活保護世帯 生活保護を受け、し尿処理手数料が免除される収集先 ③ 新日鉄住金(株)構内 新日鉄住金(株)構内の便槽 ④ 市公共施設等 公園等の市所有の施設にある便槽					区分	内訳	平成 26 年度		平成 15 年度		件数	割合	件数	割合	直営	一般有料世帯	96	4%	183	5%	生活保護世帯	211	275	新日鉄住金(株)構内	39	16	市公共施設等	11	87	計	357	561	許可業者		8,511	96%	8,996	95%	合計		8,868	100%	9,557	100%
区分	内訳	平成 26 年度		平成 15 年度																																									
		件数	割合	件数	割合																																								
直営	一般有料世帯	96	4%	183	5%																																								
	生活保護世帯	211		275																																									
	新日鉄住金(株)構内	39		16																																									
	市公共施設等	11		87																																									
	計	357		561																																									
許可業者		8,511	96%	8,996	95%																																								
合計		8,868	100%	9,557	100%																																								

前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
(A)	（意見） 平成15年度に市が直営で、し尿の収集を行っているのは、全件数の5%となっている。道路事情や遠隔地による収集困難、不採算世帯、手数料が減免となる生活保護世帯、新日本製鐵(株)構内、市公共施設などは、運用により市が直営で収集を行っているが、いずれも民間業者への委託も可能と考えられることから委託を検討すべきである。
	（意見） 下水道の普及や浄化槽の設置に伴いし尿収集先は減少傾向にある。市が直営で収集しているものの中には許可業者による収集が可能なものが多数あると考えられ、その場合は許可業者の収入確保と市の収集事業費の低減が可能であると考えられる。
	（意見） 直営の収集事業は、地理的条件などを考慮しても、許可業者の収集に対して非効率であり、事業費低減の観点から直営収集を見直し、許可業者への補助金の増額での対応など、直営収集の廃止まで含め検討すべきである。
(B)	（対応中） 直営収集先のうち、収集困難地域や生活保護世帯については、行政責任や個人情報保護の観点から、現時点では直営を継続することとしているが、平成17年度以降、八幡地区や大道地区の一部など、道路事情等が改善され、許可業者による収集が可能となった収集先について、随時移管してきたところである。 また、主な収集困難地域である浜町、芦崎、新川地区についても、現在実施している住環境整備事業の進捗等により、許可業者が収集可能となった部分から随時移管していく予定であり、今後とも、収集先の状況を的確に把握する中で、許可業者に収集を移管していきたい。 なお、新日本製鐵(株)や本市の公共施設等については、今後、関係事業者等と協議しながら、許可業者への収集の移管を検討していきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
（措置が不十分） 上記の「直営と許可業者の収集先の状況」の表からわかるように、前回指摘時点と比較して許可業者への移管が進んでいる状況ではなく措置は不十分と考える。その理由は以下	

のとおりである。

（一般有料世帯）

過去に許可業者とトラブルになり、市が収集せざるを得ない先が多いため。

（生活保護世帯）

許可業者に生活保護世帯であることを知らせる必要があり、個人情報保護の観点から望ましくないため。

（新日鉄住金㈱構内）

収集量が多く 1 社では対応が困難。収集場所も固定されておらず急に収集を要請されることもあり、業者としては対応しにくいと考えられるため。

（市公共施設等）

過去からの流れで従来より市が収集している先が多く、新たに移管するには予算措置が必要となるため。なお、新設した公共施設等は当初から許可業者が収集している。

これらに対しては以下のような対応を検討すべきと考える。

（一般有料世帯）

許可業者とのトラブルがもとで市が収集している先は、し尿収集先、許可業者の両者に対して、市として移管する方針を明確に打ち出したうえで移管を進める。

（生活保護世帯）

許可業者に収集を委託し、委託契約の中で守秘義務を課し、それを遵守させることで対応が可能ではないかと考えられる。

（新日鉄住金㈱構内）

構内をブロック化し、複数の許可業者に移管できないか検討すべきである。

（市公共施設等）

予算措置可能なものから徐々に移管することを検討すべきである。

以上のように、いまだ取るべき対応策があると考えられる。

No.	1 6 - 9	過年度報告書における記載ページ	48 (意見書)
中区分	不法投棄について		
小区分	産業廃棄物対策室管轄		
説明	一般廃棄物の不法投棄に関しては、清掃業務課が通常ルートでのごみ収集過程で発見の都度撤去している。産業廃棄物の不法投棄に関しては、産業廃棄物対策課で産業廃棄物監視員による 2 名 1 組 3 班体制による市内一円のパトロールを実施しており、発見の都度撤去指導を行っている。 産業廃棄物監視員には経験豊富な警察 OB 等を任命しており、その主な業務内容は以下のとおりである。 (主な業務の内容) (1) 監視対象施設の巡回監視・指導 (2) 監視対象施設への立入検査 (3) 不法投棄や野外焼却の監視・指導、苦情処理 (4) その他 (主な監視対象施設) (1) 産業廃棄物処理施設 (2) 産業廃棄物の積替・保管施設 (3) 産業廃棄物の処理業者の事業所 (4) 産業廃棄物の排出事業者の事業所 (5) 産業廃棄物の不法投棄や野外焼却の現場 (6) その他 (大分市ホームページより) その他、大分市では不法投棄監視ネットワーク事業として、自治会等の地域組織があらかじめ定めた区域を定期的にパトロールし、不法投棄物を発見した場合には市へ報告する、という取り組みも行われている。 また、日本郵便株式会社と廃棄物の不法投棄対策に関する協定を締結しており、郵便局員が配達時に不法投棄物と思われるものを発見した場合には、市に通報する体制をとっている。 さらに、山間部や海岸部など管内の不法投棄多発箇所のうち、8 か所に 2 4 時間、リアルタイムで不法投棄を監視する赤外線監視カメラを設置し、廃棄物の不法投棄の撲滅に努めているところである。		

前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
（A）	（意見） 一般廃棄物及び産業廃棄物の不法投棄の状況は、産業廃棄物対策室の監視員がパトロールで発見したものを目測し業務日誌に記しているため客観的なものとなっていない。撤去は業者に委託しているため、撤去件数と量は把握できているものの、不法投棄物の件数や全体量は把握できていない。発見された不法投棄物の撤去も優先順位を付けて予算の枠内で行っているため、撤去すべき不法投棄物の全体量や予算の過不足の検討もしづらい。不法投棄の状況把握及び撤去物の優先順位を行いやすくするよう管理資料の見直しが必要である。 その結果撤去費用の増加が確認されれば予防的対策に注力するなど、撤去費用と予防的費用を全体として最小にしながら不法投棄物を抑制していくことが求められる。
（B）	（対応中） 平成 16 年度までにおいて、不法投棄物専用のパソコンを設置し、不法投棄物の管理番号、種類、数量、状況写真などの詳細情報をデータベース化し、電子地図上に不法投棄箇所を表示できるようにしてきたところであるが、平成 17 年度から、データベースに位置情報として緯度・経度を付加し、また、平成 20 年度から、監視員が作成する業務日誌の記録データを管理しやすい方法に変更するなど、不法投棄物の件数や全体量の状況把握に努めているところである。 今後は、平成 21 年度から稼働する GIS（地理情報システム）の中で不法投棄マップを作成し、市内における不法投棄の現状を的確に把握し、効果的な撤去等を行うなど、より効率的な対策を図れるよう努めていきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	－
（措置されている） 不法投棄物には、投棄された場所により市が予算を使用して撤去できる場合とできない場合がある。不法投棄した者が特定できる場合には当然その者に撤去を指導するが、特定できない場合で、その場所が公共地であれば市は予算を使い撤去できる。一方、公共地以外の私有地の場合、市としては、法律上はその土地の占有者又は管理者に不法投棄物の処理を依頼するに留まり、原則として市の予算を使って直接撤去することはできない（緊急の場合は除く）。 上記措置の状況に記載されているように、前回の監査以降不法投棄情報のデータベース化が進められた結果、市が予算を使用して年度内に撤去すべき不法投棄物に関しては、その場所、数量、撤去の有無が把握出来るようになっており、また一定時点で撤去すべき不	

法投棄物の残量がどれくらい存在するのも把握できる仕組みとなっていた。

従って、市が撤去できる不法投棄物に関しては、件数や全体量が客観的に把握でき、過年度の撤去量の推移をもとに予算の過不足を検討出来るため、措置は行われていると判断した。

今回の監査で新たに検出された事項

結果あるいは意見 意 見

(私有地における不法廃棄物の撤去状況の把握について)

過去 10 年間の市による不法投棄発見件数及び撤去業務件数の推移をみると以下のようになる。

年度		H17	H18	H19	H20	H21
監視員発見件数		496	389	124	230	164
撤去業務	件数	11	13	12	12	12
	数量 (t)	25	32	12	12	15
	費用 (万円)	470	490	480	470	500

年度		H22	H23	H24	H25	H26
監視員発見件数		37	57	211	113	152
撤去業務	件数	13	13	27	14	28
	数量 (t)	15	16	17	22	12
	費用 (万円)	470	470	470	470	400

(産業廃棄物対策課作成資料より)

上記表の見方は、例えば平成 26 年度の場合、監視員発見件数は 152 件、そのうち市が予算を使い撤去した件数は 28 件であり数量は 12 トン、撤去費用は 400 万円であったことを意味している。

一見すると、毎年度発見件数に比べて撤去件数が少ないが、市が予算を使い撤去すべき不法投棄物（公共地の不法投棄物）は毎年度過不足なく撤去されているということであった。

即ち、撤去件数にカウントされていない残りの 124 件は、私有地に投棄された不法投棄物であり、これについては前述したとおり私有地の占有者又は管理者が不法投棄物を撤去する義務を負うため、市としては撤去件数に含めていないし、また発見後実際に撤去されたかどうかの確認も行っていないということであった。

しかし、毎年度市が撤去できる不法投棄物が発見数全体の 1 割～2 割程度に留まる状況

を考慮すれば、市が直接撤去できない私有地に投棄された不法投棄物（残りの 8 割～9 割）が適切に撤去されているかどうかの確認ができなければ、市全体として本当に不法投棄物が減少したどうかは判断できないと考える。

従って、市としては、私有地に投棄された不法投棄物が発見後撤去されているかどうか、電話確認や再パトロール等何らかの方法でフォローしていく仕組みを業務の中に組み入れるべきと考える。

（清掃センター周辺の不法投棄監視業務の委託について）

清掃センター周辺は、特に不法投棄物が多くなる傾向があるため、佐野、福宗両清掃センターとも周辺地区の不法投棄物の監視業務を外部に委託している。平成 26 年度における外部委託の状況は以下のとおりである。

佐野清掃センター

委託業者	委託金額（円/年）	担当地区
大分市シルバー人材センター	712,800	佐野、丹川、丹生、久土、一木
佐野区	1,440,000	佐野
丹川区	1,440,000	丹川
丹生区	960,000	丹生
久土区	840,000	久土
一木区	840,000	一木
合計	6,232,800	

（業務委託契約書より）

福宗清掃センター

委託業者	委託金額（円/年）	担当地区
鬼崎区	200,000	鬼崎地区
舟ヶ平地区自治会	150,000	舟ヶ平地区

（業務委託契約書より）

（佐野清掃センター）

各自治区に対する委託内容は、不法投棄物の発見・報告、大分市シルバー人材センターに対する委託内容は不法投棄物の撤去である。契約形態はすべて随意契約でありその理由は、建設時における地元自治区との協議に基づくもの、あるいは地元の地理に精通しているためとされている。

実際の委託業務の内容は、月に 1 回ないしは 2 回のパトロールとその結果報告である。仮に月 2 回、年間 24 回パトロールした場合、佐野区の場合ならば 1 回のパトロールの委託料は 60,000 円となる。

(福宗清掃センター)

福宗清掃センターにおける不法投棄監視業務の委託は平成 26 年 11 月より開始されている。この時期から開始された理由は、家庭ごみの有料化に伴い福宗清掃センター周辺でも不法投棄が発生する懸念が出てきたため、地元自治区と協議し不法投棄監視業務を行うこととなったためということであった。

両清掃センターの不法投棄監視業務委託に係る簿冊及び担当者にヒアリングを行ったところ、以下のような問題点があった。

- (1) 佐野清掃センターの不法投棄監視業務委託契約に係る設計書の積算金額は、月額定額でありその根拠が不明確である。単価契約とし、積算根拠を明確にする必要があると考える。
- (2) 受託先の自治会は、不法投棄監視業務を実施した都度、業務完了通知書を清掃センターに提出することになっている。業務完了通知書を閲覧したところ、実施日、不法投棄物を発見した場所や内容の記載はあるが、実働時間等の記載はなかった。実施した時間、実施人数等についても記載を求め、(1) で指摘した契約時における単価設定の参考とすべきである。

今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
(土地明細台帳における改定年月日、改定価格の記載について) 清掃施設課の土地明細台帳を閲覧したところ、所管する大部分の土地において取得価格及び改定価格が未記載であった。改定価格については、直近では平成 23 年度に管財課から評価額の通知が行われているはずなので、それをもとに土地明細台帳への記載を行う必要がある。	

今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
(普通財産貸付状況調書と公有財産貸付台帳との整合性について) 清掃業務課の普通財産貸付状況調書と公有財産貸付台帳を照合したところ、普通財産貸付状況調書に貸付先として記載されている業者が公有財産貸付台帳上では貸付先としてファイリングされていない等、両者の間で齟齬が見られた。 普通財産貸付状況調書が公有財産貸付台帳をもとに正確に作成されているかどうか確認できるようにするため、再度両者の整合性を確認する必要がある。	

第 1 2. 『公園の管理運営について』（平成 16 年度②）

No.	16-1	過年度報告書における記載ページ		18(報告書)
中区分	緑の役割と大分市の取組			
小区分	緑の役割と大分市の取組			
説明	公園及び緑地は、身近な避難地として位置付けられるだけでなく、熱や火を遮断するものとしての防災機能が要求される。			
	都市公園の種別、内容は下記の表のように分類される。			
	公園種別		機能・目的	
	住 区 基 幹 公 園	街区公園	近隣の上位のコミュニティ単位である地区を利用区域として設けられる公園であり、通常4近隣住区を配置の基礎単位とするもの	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園
		近隣公園		主として近隣地区に居住する者の利用に供することを目的とする公園
		地区公園		主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園、災害時の避難中継基地となる
	都 市 基 幹 公 園	運動公園	主として1の市町村の区域内の住民の安全で快適かつ健康的なレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を利用単位として設けられる基幹的な公園	都市住民全般を対象に主として運動のために利用することを目的とした公園
		総合公園		都市住民全般の休息、遊戯、運動等総合的な利用を目的とした公園
	特 殊 公 園	風致公園	左記の公園を総称した公園	良好な水辺地、樹林地の自然環境が残されている土地や歴史的に意義深い土地などを一体として取り込んだ公園
		植物公園		—
		歴史公園		文化財等の保護・活用を図り、歴史公園にふさわしい環境が形成されるよう必要な修景施設等が配置された公園
墓地公園		—		

緩衝緑地	公害防止、緩和若しくはコンビナート地域等の災害の防止を図ることを目的とするもので、公害・災害発源地域と、住民・商業地域等を分離遮断することが必要な位置について配置される緑地		
広場公園	主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において、都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置される公園		
緑道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区総合を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地		
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地		

平成 27 年 3 月 31 日現在

(市営－都市公園)			
分類	数	面積(㎡)	備考
街区公園	532	1,042,205	若草 外 531 ヶ所
近隣公園	23	422,655	春日、弁天島、敬老、向原、桃園、野中、明野大谷、奥山、鶴崎、寒田、敷戸、賀来、大在浜、植田ふれあい、高江中央、判田台中央、北、佐野ふれあい、三佐中央、坂ノ市、久原、横塚、浜中
地区公園	4	205,619	大分城址、日岡、天然塚、大在
運動公園	2	126,358	駄原、津留
総合公園	7	674,808	平和市民、南大分スポーツパーク、下組、七瀬川自然、鶴崎スポーツパーク、上野丘子どものもり、田ノ浦ビーチ
風致公園	3	70,114	吉野梅園、松栄山(護国山を含む)、古墳山
植物公園	1	85,792	佐野植物
歴史公園	2	6,815	神宮寺浦、碓山
墓地公園	1	92,493	上野ヶ丘墓地

緩衝緑地	3	962,054	松原、舞子浜、日吉原
広場公園	1	11,258	高江いきいき
緑道	14	177,288	乙津、遊歩、家島東・西・南、大分川右岸、東野台第1～4号、大野川右岸緑地、丹生川左岸・右岸、三佐
都市緑地	134	1,140,590	旭町1～7号、萩原1～17号、宗方台A～D、佐野西・東、裏川、明野、千才蔵田、光吉高尾、堀川、 高江南・西、寒田北、明野ふれあい、梅ヶ丘、寒田みはらし 等
小計	727ヶ所 5,018,049 m ² …①		
都市計画 区域内公園： 727ヶ所 5,018,049 m ²			都市計画区域外 公園： 0ヶ所 0 m ²
(市営－その他の公園)			
分類	数	面積(m ²)	備考
公園	8	18,099	上野児童、千代町広場、大野川鶴崎地区河川、 敷戸西幼児、徳島、くすの木タウン中央・親水、酒造蔵西広場
緑地	13	10,454	星和敷戸、荏隈、寿町、津留1号、原川5号、宮河内A・B、敷戸、宮崎台、光吉台、くすの木タウン鉄道沿線外2
広場	6	17,731	大分駅前、戸次本町、高城駅前、鶴崎駅前、鶴崎本町、西大道三丁目
小計	27ヶ所 46,284 m ² …②		
都市計画区域内公園： 43,780 m ² 22ヶ所			都市計画区域外公園： 2,504 m ² 5ヶ所
(市営)			
分類	数	面積(m ²)	備考
墓園	1	57,800	丸山墓地
小計	1ヶ所 57,800 m ² …③		

	(その他の都市公園)			
	分類	数	面積(㎡)	備考
	運動公園	1	164,000	大洲
	広域公園	2	1,677,500	大分スポーツ公園、高尾山自然公園
	緩衝緑地	1	140,000	萩原
	小計	4ヶ所	1,981,500	㎡・・・④
	大分市の都市公園数及び面積			
	A (①+④)		731ヶ所	6,999,549 ㎡
	大分市の管理する公園数及び面積			
	B (①+②+③)		755ヶ所	5,122,133 ㎡
(A)	大分市内の公園数及び面積			
	C (①+②+③+④)		759ヶ所	7,103,633 ㎡
前回監査における監査人の所見 (A) とその後の市の措置状況 (B)				
(A)	(意見)			
	一般的に、都市基幹公園等は、広域避難地となる防災公園として、消防・救援活動の拠点となり、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送・通信施設が整備されていることが期待され、大分市においても都市公園のうち大分総合運動公園、鶴崎公園、七瀬川自然公園がヘリポート予定地となっている。しかし、かかるヘリポート予定地に関する認識が十分でなく、耐震性防災プログラムも持っておらず、関連部署とのコミュニケーションが必ずしも十分でない。さらに、ヘリポート予定地を広域避難地として指定するのであれば、防災公園における災害応急対策に必要な施設の整備事業が補助対象となるため、耐震性防災プログラムに係る事務を公園緑地課に一部移管し、当課で整備を推進することが望まれる。			
(B)	(措置済)			
	本市の防災対策については、ハード面及びソフト面ともに「大分市地域防災計画」の中で定めており、同計画に基づき、これまでも、総務課防災・危機管理室を中心と			

	して、関係各課において、施設整備など防災に関する事業の一部を実施しているところである。このような中、公園緑地課においては、消防局等からの要請に基づき、公園に耐震性貯水槽を設置するなど、防災に関する事業の一部を実施しているところであり、今後とも、防災・危機管理室その他関係各課との連携を強化する中で、公園の防災に関する施設整備の充実を図っていきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
(措置が不十分) 平成 22 年度には「平和市民公園災害復旧復興活動拠点整備事業」、平成 24 年度には「シンボルロード内飲料水兼用耐震性貯水槽等整備事業」により、平和市民公園と大分いこいの道を防災拠点として活用するために、大規模地震に備えて飲料水兼用耐震性貯水槽を設置して、1 万人が 3 日間必要な水を確保するとともに、併せてマンホールトイレ等を整備しており、公園の防災に関する施設整備の充実が図られている。 これらの事業によって公園の防災に関する施設整備の充実は図られているが、防災に関する事務は総務部防災危機管理課が所轄になっている。公園緑地課は「豊かな自然の保全と緑の創造」という施策で「緑の保全」、「緑化の推進」、「市民参加」を推進する事務事業を推進しており、そこには防災の視点もとり入れられている。しかし、昨今の防災意識の高まりの中で公園緑地課としては公園の整備を主管する課として、これまで以上に公園の防災機能に着目したより積極的提案が必要と考える。 例えば、公園緑地課は各課との連携を強化する一環として、防災の観点から主体的に備蓄倉庫、放送・通信設備の設置等を都市公園事業あるいは都市公園安全・安心対策事業に含めて計画的に設置するように事業計画に組み入れていくことを検討することも有効と考えられる。	

No.	16-2	過年度報告書における記載ページ	19 (報告書)
中区分	用地の取得、借上げ		
小区分	地代の算定方法		
説明	市の公園に係る土地は、基本的に用地は大分市が所有するものであるが、一部については民有地を有料で借用しているケースがある。 民有地を有料で借用している公園は、「大分城址公園」、「上野児童公園」、及び「坊ヶ小路公園」の 3 箇所である。		

前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）	
（A）	（結果） 地代の算定方法は、供用開始時点における国の「普通財産貸付料算定基準」を準用し、現在もそれぞれ当初の算定割合にて借用金額を算定しているため、公園によって相当の地代の算定割合に相違がみられる。本来は当初の算定基準を継続的に適用するのではなく、現時点での算定基準を一律に適用することが適切であり、4/100にて算定されている上野児童公園及び坊ヶ小路公園の借用地代算定割合は2.3/100とすることが適切である。
（B）	（措置済） 平成17年3月23日付けで、新たに公園における「借用地賃借料算定基準」を策定し、平成17年度から一律に適用したところであり、上野児童公園及び坊ヶ小路公園の借用地代算定割合については、2.6/100とした。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	—
（措置されている） 「大分城址公園」、「上野児童公園」及び「坊ヶ小路公園」の「契約の締結並びに支出について」を閲覧し年間賃借料における借用地代算定割合については、2.6/100が適用されていることを確かめた。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
賃借料の算定においては、借上先が宗教法人であるか、個人であるかによって扱いが異なっている。 宗教法人については固定資産税が課税されないため賃借料の算定には固定資産税が含まれないが、個人については固定資産税が課税されるため賃借料を算定する際には借上地の固定資産税を含む取扱いになっている。 平成26年度の「大分城址公園」、「上野児童公園」及び「坊ヶ小路公園」の「契約の締結及び支出について」を閲覧したところ、「大分城址公園」と「坊ヶ小路公園」については賃借料の計算に固定資産税が含まれていなかった。 他方、借上先が個人である「上野児童公園」については固定資産税が課税されるため、賃借料の計算に固定資産税が含まれている。 ここで平成17年3月23日に決裁をうけた「借用地の賃借料算定基準について」の別紙「公園緑地課賃借料算定基準」の賃借料の算定は以下のように定められている。	

年間賃借料＝土地の評価額×2.6÷100×面積(㎡)

個人以外の公園借上先（「大分城址公園」、「坊ヶ小路公園」）は固定資産税が課税されない宗教法人であるため「公園緑地課賃借料算定基準」の算定式どおりに賃借料は算定されている。しかし公園借上先が個人の「上野児童公園」については、固定資産税分も賃借料に含めて算定されているため「公園緑地課賃借料算定基準」の算定式に従って計算されていない。

したがって「公園緑地課賃借料算定基準」の算定式を以下の式のように改訂すべきである。

年間賃借料 ＝ 土地の評価額 × 2.6 ÷ 100 × 面積(㎡) + 固定資産税

この計算式であれば宗教法人の固定資産税はゼロであるため、算定式が個人であっても宗教法人であっても一律に適用できるものとなる。

No.	16-3	過年度報告書における記載ページ	22（報告書）
中区分	その他公園の維持管理業務		
小区分	都市公園台帳の整備（全体）		
説明	都市公園法第 17 条において、公園管理者は、その管理する都市公園台帳を作成し、これを保管しなければならないとされており、その記載事項その他その作成及び保管に関する必要な事項は、都市公園法施行規則で定めることとされている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
(A)	(結果) 公園台帳において、公園施設に関する記載事項、占用物件に関する記載事項、公園設置年月日に関する記載事項で記入漏れ、更新漏れなどが見受けられた。特に、法規関係欄のうち、都市公園法の告示年月日が記載されていないものが多く、また、樹木や植栽については、記載しているものと記載していないものがあり、取扱いがまちまちであることから、公園台帳に記載を要する主要な公園施設に該当するかどうかの統一的な取扱いが望まれる。		
(B)	(措置済) 平成 18 年度において、公園台帳管理システムを導入する中で、公園台帳に記載すべき内容を統一の上、その整備を図った。		

市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	—
(措置されている) 公園台帳システムは一般社団法人日本公園緑地協会が作成したさまざまな公園管理業務の支援機能を提供するインターネット型公園管理情報マネジメントシステム「POSA システム」を利用しており、当システムに公園情報を入力していることを岩田公園、上野丘子どものもり公園、鶴崎スポーツパーク、大分城址公園、高江中央公園、明野野中公園をサンプルにとって確かめた。 その結果これらの表記は「POSA システム」に正しく入力され公園台帳システムは整備されているため、措置されていると判断する。	
今回の監査で新たに検出された事項	
結果あるいは意見	意 見
現在は手書きによる紙面での公園台帳と「POSA システム」の二つの台帳を併用している。これは「POSA システム」はタイムリーに公園情報の更新を反映して画面上の個々の情報を印刷することができる一方で、公園全体の情報を包括的に印刷することができないという不具合があるため、台帳形式で管理する際には手書台帳を利用せざるを得ないということである。 「POSA システム」の情報と手書台帳の情報という情報の二重管理は入力の一貫性を検証しなければならないという業務が発生し非効率となっている。 公園緑地課では「POSA システム」でも公園台帳を印刷できるようにシステムを変更するように検討しているということである。早急に「POSA システム」の改訂を行って「POSA システム」から包括的に公園台帳が印刷できるようにして業務の効率化を図るべきである。	

No.	16-4	過年度報告書における記載ページ	12（意見書）
中区分	個別的事項		
小区分	用地の取得、借上げに関する事項		
説明	大分市は公園用地として坊ヶ小路公園、上野児童公園、大分城址公園の 3 箇所を有償で借り受けている。この 3 箇所の公園の年間賃借料は 1,000 万円を超えている。		
前回監査における監査人の所見（A）とその後の市の措置状況（B）			
（A）	（意見） 有償にて借り上げている公園のうち、坊ヶ小路公園は借用開始後約 38 年、上野児		

	童公園については借用開始後約 27 年が経過し、財政的支出を抑える観点からは、できるだけ早期の買収が実現できるよう継続的な努力が必要である。
(B)	(対応中) 借用地の地権者に対して、買収への理解を得られるよう努力しているところであるが、現時点では、まだ理解を得られておらず、今後とも、継続的に地権者に対して働きかけていきたい。
市の措置に対する今回の監査における監査人の所見	
結果あるいは意見	意 見
(措置されていない) 坊ヶ小路公園と城址公園の相手方は宗教法人であり、宗教法人からの取得は困難と思われる。 他方、上野児童公園の相手方は個人であり、取得の了解は未だ得られていない。しかしながら、以前交渉した時点から時間が経過しており地権者の買収への理解を得るように再度働きかけを行うことが必要と言える。	